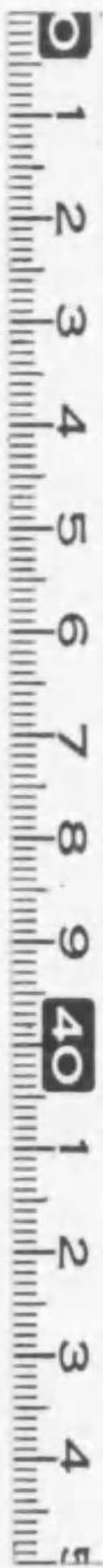


日向文獻史料

301

6



始



736



日向文獻史料



斯の書は校本のまゝを一部、宮崎縣立宮崎圖書館に納める積りであつたのですが、上梓をお勤め下さる御方が多く、いろ／＼便宜を圖つて戴いたのであります。就中、日向文獻史料發行會の諸賢が、御東遷二千六百年御祭典の記念になるからといはれ、特に小生の志業に御同情を持ち、物心兩途の御助成があつた爲に、可なり浩瀚な斯の書が、最も住き年に世に出る事になつたのは、小生にとつて甚深の感激であります。

日向には幾つも小藩があり、史料なきも各藩で特殊のものになつております。其の上に米良があり、椎葉があり、幕府領と藩領との交錯地がある。高岡と都城とは同じ薩領でも事情が違ひ、延岡と高千穂とは抜本的に風土が異なつてゐるといふやうに、調べれば調べる程、めづらかなものが多い。然かし、書き物に據る文獻史としては、左様に汎く涉り、深く入るに及びませんが、ソレでも斯の一冊や二冊では、一とわたり行きわたる事さへムツカしく、續いた努力を要しますから、此の上の御助成を一般の御人にも御願ひいたしておきます。

印刷製本等は、豊岐晴繁氏に委ね、氏の經營せる「平和」に於て成就したのであります。

御東遷二千六百年十月五日

宮崎縣立宮崎圖書館樓上に於て

著者 謹誌



此圖之人物，其服飾與武具，均與日本戰國時代之武士無異。然其持劍之姿，及所佩之飾，則頗具異域之風。蓋此圖所繪，實為一異國武士與一日本女子之邂逅。武士之裝束，雖與日本武士相似，然其佩劍之法，及所持之劍，均與日本武士不同。其佩劍之法，乃將劍柄插入腰帶之中，而劍身則斜插於地。其所持之劍，亦非日本武士所佩之太刀，而為一長而直之劍。此種佩劍之法，及所持之劍，均為歐洲武士所佩之劍。由此觀之，可知此圖所繪，實為一異國武士與一日本女子之邂逅。

天孫降臨

(美術世界奉謁、總宣筆)

爾日子香能邇邇藝命、將天降之時、居天之八衢而、上光高天原、下光葦原中國之神、於是有、故爾天照大御神、高木神命以、詔天宇受賣神、汝者雖有手弱女人、與伊牟迦布神(自伊至布以音)面勝神、故專汝往將問者、吾御子為天降之道、誰如此而居、故問賜之時、答曰、僕者國神、名媛田昆古神也、所以出居者、聞天神御子天降坐故、仕奉御前而參向之侍、爾天兒屋命、布刀玉命、天宇受賣命、伊斯許理度賣命、玉祖命、併五伴緒矣、支加而、天降也。

(古事記)



此圖天孫降臨之圖也。天孫降臨之時、居天之八衢而、上光高天原、下光葦原中國之神、於是有、故爾天照大御神、高木神命以、詔天宇受賣神、汝者雖有手弱女人、與伊牟迦布神(自伊至布以音)面勝神、故專汝往將問者、吾御子為天降之道、誰如此而居、故問賜之時、答曰、僕者國神、名媛田昆古神也、所以出居者、聞天神御子天降坐故、仕奉御前而參向之侍、爾天兒屋命、布刀玉命、天宇受賣命、伊斯許理度賣命、玉祖命、併五伴緒矣、支加而、天降也。

神武天皇、降誕日向高千穂、十五立爲太子、年四十五、興東征之師、年五十二、遂即天位於大和橿原、當此時也、天地草昧、百度創肇、聖壽請一百二十七歲、乃誓固萬世一系之基礎、使大日本帝國求獨立於東海之表、豈世界無比之聖烈非乎、然則昭明此聖烈於萬代、如何而可也、不若本於憲法發布之更始、乘於國會開設之好機、鎮安天皇銅像于一大高塔、光輝國體國法於海內外也、余聞、魯西亞都府、有彼得帝銅像、誇稱世界、魯人猶且然、況於我忠君愛國之同胞、孰有抱異儀者乎、宮崎新報贊余說、散布 天皇尊像一萬枚、以鼓人心、曰、此圖雖非精察、聊表贊意也、余美其原志、謹爲之記。

神武天皇即位紀元二千五百五十年一月二日

正四位 秋月 種 樹 謹記。

x

x

x

x

(四)

明治二十二年、憲法を發布し、同二十三年議會を開く事に定まつた頃、古香先生（高鍋藩主秋月種樹公）は神武天皇の御銅像を一大高塔に鎮安し奉り、立憲の記念にしゃうさいふ御説を持つてゐられた。

其の頃、宮崎市で發行してゐた「宮崎新報」（日刊）は、先生の御説を發し、尊像一萬枚を讀者に頒つゝこゝに成り、先生に御相談を申した所、先生大に歡び、右の如く拜贊の文を題したのであります。

斯くて「宮崎新報」は明治二十二年二月十一日（憲法發布の日）斯の尊像一萬枚を「宮崎新報」の附録として添へたのであります。



(五)

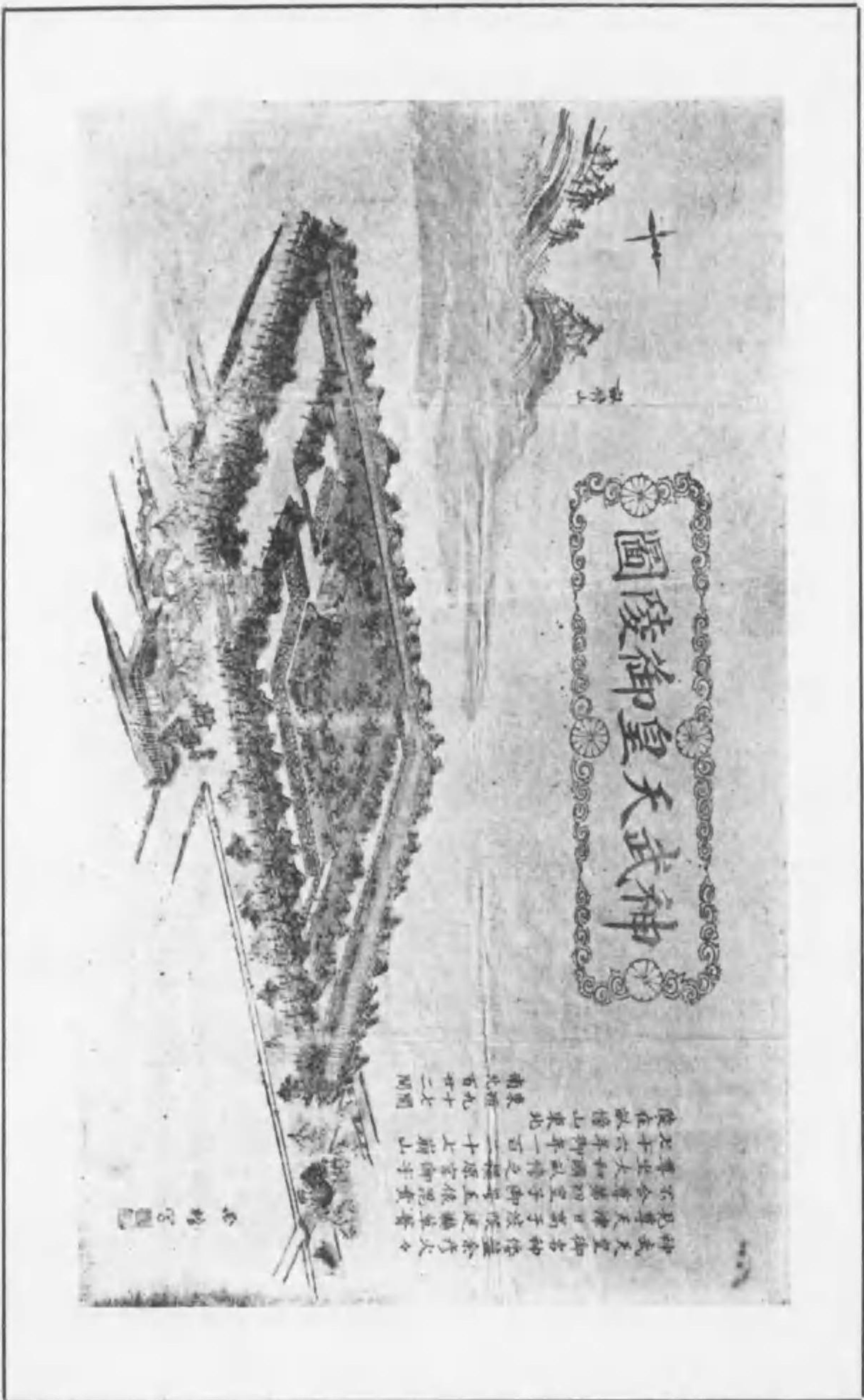
神武建國の主張榮として現代に放光す

田 中 智 學

聯盟脱退の 大詔を拜せる吾等國民は、いかに其由々しき時代に逢着せるかを顧念せざるべからず。惟へ吾國祖、神を敬して懺原に大猷を宣明したまひてより、綿々二千六百年、世界平和の爲に奮起せる大仁大義の道は、國を定め神を祀することに依て、六合を一部と爲し、八紘を一字とせんとの誓言に昭々たり年歳は暮りても理は渝らず、義意明晰にして垂訓大慮に印し出せり。誰れかこの大明を遠り大故を抹消し得ん。時なるかな明治中興の初期に於て、難議は先づ世界交通によりて門を開けり。ヘル洋より來て岩戸を叩く、是れ世界の黎明なり、明治中興の第二期は、大正承明の期代にして。世界は正に日本の朝暉に浴す。世界大戦に於ける吾等軍の保護によりて、憐憫こゝに引み、初め視て以て福島の孤島と爲したる吾等國を推して、世界列國の首班に推したるは、彼等歐米人ならずや。然るに今や彼等は之を認し去る。平和を口にして平和の真極を委ふ。世界は日本に背いて、平和の神扉を閉つ、六合暗闇のむかしに反らんとするは當面の悲慘なり。世界平和の元標たる日本國體の大王道は、その慈眼を以て世界を視ざるべからず。是れ切諫の爲の聯盟脱退を宣する所以にして、原意常に世界平和の進展を出です。即ち明治中興の第三期たる昭和聖代に放つべき光にして、日輪今や萬中の運に及べるもの、建國の大猷いよ／＼實施の期に入る。日本國民は極厚の被命を耳新らしく回顧すべきなり。げに日本の建國は實に今日を待たるなり。世界の大運は日本の發動を待たるなり。時來る、時來る。

神武建國——明治の第一光（黎明）
——大正の第二光（朝暉）
——昭和の第三光（萬中）

脱退は世界の妄と翻れて、世界の眞を聞くなり。脱退は世界の邪を闢いて、世界の正を養ふなり。脱退は世界の闇を破て、世界の輝を重ぬるなり。脱退は世界の禍を排して、世界の慶を積まんが爲めなり。慈心世を渡ふ、敵をも怒むべし。慈眼にして衆生を視る、福聚の海盤ることなし。是れ日本の大精神なり。日本は聯盟を脱退して、彼等に眞の平和を誨へんとす。大國小國委國邪國、紛々たる蹇動何かあらん。我れはたゞ吾が正を説て屈せず、吾が中を執て偏せず堂々として進み、坦々として歩す。神武大帝の創業、明治天皇の恢弘、先帝之を繼ぎ、今上之を提げて起ちたまふ所以の義標、正にこの世界大平和建設の一途あるのみ。二千六百年後の今日、吾が建國の本義は、脱退を木の頭として登揚せり。國民はこの大猷を心腹として、世界開導の大任を負うて起つべきなり本日神武天皇祭の聖辰に遭ひ、僞主聯盟脱退に新神國運を迎へて、吾が明治會は、急速の時運に面し、假講堂の建設を廢して、その式典に於て、三所遺拜の儀を行ひ、著しく聖壽の高歳を奉祝し、神恩の隆福を報じ、國民の新興意氣を充足せんことを念じ、切に明治會の進展を請る。〔御尊像は故竹内久一氏の遺稿であります、文、尊像共に昭和八年四月三日發行「大日本」第三千四百三十九號奉掲〕



一枚ずりのもので、小生襲藏の一つであります。袋の表面に左の如く識してあります。

神武天皇畝傍山陵御圖

大和國
橿原村
吸影社

明治十四年一月五日御届
同 一月 出版

堺縣士族
編輯兼出版人 辻

大和國葛上郡
拍原村百十八番地
(定價五錢)

(八)

日向文獻史料

藏六 若山 甲藏 著

飯野に於て上梓せる碧巖錄

應永二年(西暦一千七百一十七年)までの間の上梓であることが出来たから、昭和九年を距ること五百四十二年乃至五百五十二年のもの。
刊記の「眞幸院」は「寺號」で無く「昔の行政地区の名」であります。今の宮崎縣西諸縣郡内の小林町、飯野村、加久藤村、眞幸村の全部をマサキノキンマ
稱し、飯野村の飯野城に「治所」を置いてゐました。

斯の「碧巖錄」及び次ぎ次ぎに掲げる「聚分韻略」「四體千字文」の三種は、日向に於ける最初の上梓であり最古の書物であります。且つ斯の三種の書が、郷土日向で貴重であるのみならず、日本の書志界でも貴重でありますから排列上、時處や種類の順次に據らず、特に卷首に出しました。

日向には、日向及び日向人に關する文獻が可なり多いのですが、斯の三種の書は、日向の諸先哲の遺篇に、一筆だも書かれてゐませんから、小生の斯の「日向文獻史料」が、起筆早々から「考證」に入り「論述」に入る譯であります。宮崎縣立宮崎圖書館(昭和九年二月中央圖書館指定)には、藏書についての「記事索引」が出来てゐませんから、昭和七年二月、任に館長の職を奉することになった節、先づ斯の方途の不備を充たしたいと存じ、多年調べたものを整頓し一氣に書き上げて、其の代用品をこさへたのであります。随つて、書志界に提出す可きものでも無く、所見を世に問ふといふものでもなく日向人に日向人を知らせて、彼をして自畫像を作らしめるとでもいふ可きものであります。



『續篇』『續々篇』と巻を追ふて出します。小生が其のいづれの巻までを作る可きかは、申す迄も無くわかりませんが、世紀を通じて後々永く、志業を繼いで下さる御仁のある事を信じております。

此の一卷は、次第も無い輯録に成つておりますが、材料には、一たび出で、其の後久しく世から隠れてゐるのがあるが、曾て人に示した事も無く、深く藏められた自筆本があり、小生が拜借して寫した後、原本が焼粉失したのもありますから、内容的には、貴いものとして遺す可き價値のものが多し事を信じます。又諸家の御秘藏を借覽したり、それに就て御骨折り下さつたり斯の事業の爲に時や勞を吝まされず、御力添へ下さつた御方があります。こゝには一一尊名を挙げませんが、本文には所々左様な事情を附記しておきました。

新しいものや、坊間流布のものまでも、其の裝釘や、紙質や、行数や、字數を細叙しましたのは、それ等の書がどんな事で絶版になり、品ざれにならうも知れず。且つ版を重ねる内に、様體を變へる事もあるものですから、異本と差別するやうな場合の便宜にもと考へた爲で、煩はしいやうにありますが忍んだのであります。

昭和四年八月、鈴鹿三七氏は『碧巖集古版考』の内に、次の通り御記載になつてゐます。

余は頃日、西山堂が文政四年の交に輯録したる舊刊書目（横山由清小中村清矩舊藏新寫本京大圖書館所藏）を見れば、舊刊語録書目の條に碧巖集を挙げ云々、同長善寺刊本十卷（野あり、十一行廿一字同）末に、大日本國日州眞幸院長善寺僧秀篤撰刊此集功德奉祝大且越伴朝臣久兼公武運長久子孫繁昌願佛日長明祖統永耀者、序の序普照謹序紫陽山方面萬里序周馳序三教老人序目錄三丁附なり、後序無黨記續無盡燈謹疏淨日拜手謹書、細書也希陵拜者細字也海粟老人憑子振題とある。これによつて見ると、日向版があつて、かの享祿版『聚分韻略』に『享祿加』（註己丑か庚寅の誤刻なるべし）刻梓、日陽眞幸院筆者秀篤』とある、同人の手になつたことが明瞭であるが、未だ實物を知らぬ云々。（『書物之趣味』第五號）

この御記載によりますと、鈴鹿氏も實物を御覽になつてゐなかつたものと覺えます。其の後、斯の實物を發見した御仁があります。それは京都の谷村一太郎翁であります。

鈴鹿氏は谷村翁の御知らせを受けたことに就いて『續碧巖集古版考』（『書物之趣味』第六號）の内に書かれてゐます。即ち「余



碧巖録表紙

（圖版第一）

建仁寺兩足院本碧巖録の表紙であります。もと表紙は亡失し、舊蔵者の附けたものらしいのであります。

（谷村一太郎翁撮影）

は前號に、舊刊書目に收載されてゐるところによつて、日向版のある事を記しておいた。ところが、去冬谷村翁が建仁寺兩足院で、日向版のある事を見發され、その足で直ちに余に之を教へられた。其の後、十二月の初め、余は谷村翁と一緒に、兩足院を訪ひ、住職後藤師の厚意で、これを一覽する事が出来た」とあります。

谷村翁は、小生に對しても亦斯の『碧巖録』等々に就て、いろ／＼御面倒を見て下さつております。仍つて、鈴鹿氏の御記載と、谷村翁の御示しとを併録して、解題に代へたいと存じます。此の『碧巖録』を書志界では『建仁寺本』或は『兩足院本』と申してゐますが、小生は『長善寺版碧巖録』と申したのであります。先づ鈴鹿氏の御記載を左に抄録しませう。

先づ、その刊記について述べると、從來説き來つたところの諸本は、主として『扉』にその國名寺名を署してあつたが、此の日向版は、全く形式を異にして、圖版にも示す通り、第三十丁表卷十の本文の終に、無界で有界の幅員三分分に四行に亘つて

大日本國日州真幸院長善寺僧秀篤刊此集功德奉祝大且越伴朝臣久兼公武運長久子孫繁昌願佛日長明祖灯永耀者

とあるから、明かに日向國長善寺の僧秀篤の刊行に係るものと決定する事が出来る。

さてその體裁は、有界十一行、二十一字詰で、上下及び綴目の側は、太き單邊を以て、匡廓となす。各卷に舊藏者瑞庵の自署並に自休、兩足院等の印あり。序跋は、他本に見ゆるごとく、自筆模刻のものはなく、全部本文同様の字體である。その寸尺は、一定せぬから、各卷について記す事にする。

卷一は、丁數序四丁、目錄四丁、本文三十八丁で、他の諸版に見るが如き『扉』は、此の兩足院本には無い。恐らく脱落したものであらう。第一丁表は普照の序で、その裏面は、初め六行を有界無字にし、第七丁より、第二丁表二行に亘つて、萬里の序がある。次の第三行は、無字で、第四行より、第三丁の初行に亘つて、休々居士の序を載せ、第二、三、四行は有界無字、第五行より、第四丁裏の第三行までに、三教老人の序がある。第四行は無字、第五行以下は白界黒刷とす。

次に目錄は、三丁の表裏に全十卷の目次を掲げてゐる。此の目次は、他の諸本には全く見ぬところであつて、一の特徴とするに足る。これは、日向版が後述するところの、明版の原版たりし洪武版に基いて、覆刻されたからである。

最後の第三十八丁は、表第一行で本文を終り、その行下に白字で『第一卷終』の四字を表はし、第二行以下、裏面全體に慧

碧巖録目錄(圖版第二)

建仁寺兩足院本碧巖録目錄第一卷の表であります。(谷村一太郎翁撮影)

佛果園悟禪師碧巖録目錄	無碍禪師降魔表附後
第一卷	趙州示衆至道無難
武帝問達磨大師	德山到瀉山
馬大師不安	雲門垂語十五日已則不
雪峯示衆盡大地如粟粒大	翠巖夏末示衆
僧問法眼如何是佛	睦州問僧近離甚處
僧問趙州如何是趙州	第二卷
黃蘗示衆 啗酒糟漢	僧問洞山如何是佛
僧問巴陵提婆宗	僧問雲門一代時教
僧問雲門不是目前機	僧問鏡清學人吟請師咏

芳附刊の降魔表を載す。匡廓は堅五寸八分乃至六一寸分。

卷二は、本文三十六丁で、最後の丁は、表一行で本文を終り、第四行に尾題あり、第六、七兩行の下方に匡内有界で「國中張氏書隱刻梓」と二行に印梓す。表面は、其他有界無字なれど、裏面は界を削り、大體を黒刷す。匡廓は堅五寸八分乃至六寸。

卷三は、本文二十九丁で、最後の丁は、裏面第二行迄本文、第三行尾題、第四行以下有界無字、匡廓は堅五寸九分乃至六寸一分。

卷四は、本文三十丁で、最後の丁は、表面第八行で本文を終り、第九、十行は無字、第十一行は尾題、裏面は有界無字、匡廓堅五寸九分乃至六寸。

卷五は、本文二十五丁で、最後の丁は、裏面二行本文、第四行尾題、第三、五兩行は、界側を半ば黒刷し、第七行以下は、匡界内に約一分ばかりの間隙を残して、整然たる黒刷をなす。匡廓堅六寸乃至六寸一分。

卷六は、二十六丁で、最後の丁は裏面三行本文、第四行尾題、以下有界無字、匡廓堅五寸九分五厘乃至六寸一分。

卷七は、二十四丁で、最後の丁は、裏面八行本文、九、十兩行有界無字、第十一行尾題、匡廓堅五寸九分五厘乃至六寸一分。此の卷では、第一丁表裏は、三方双邊の匡廓を用ひてゐる。

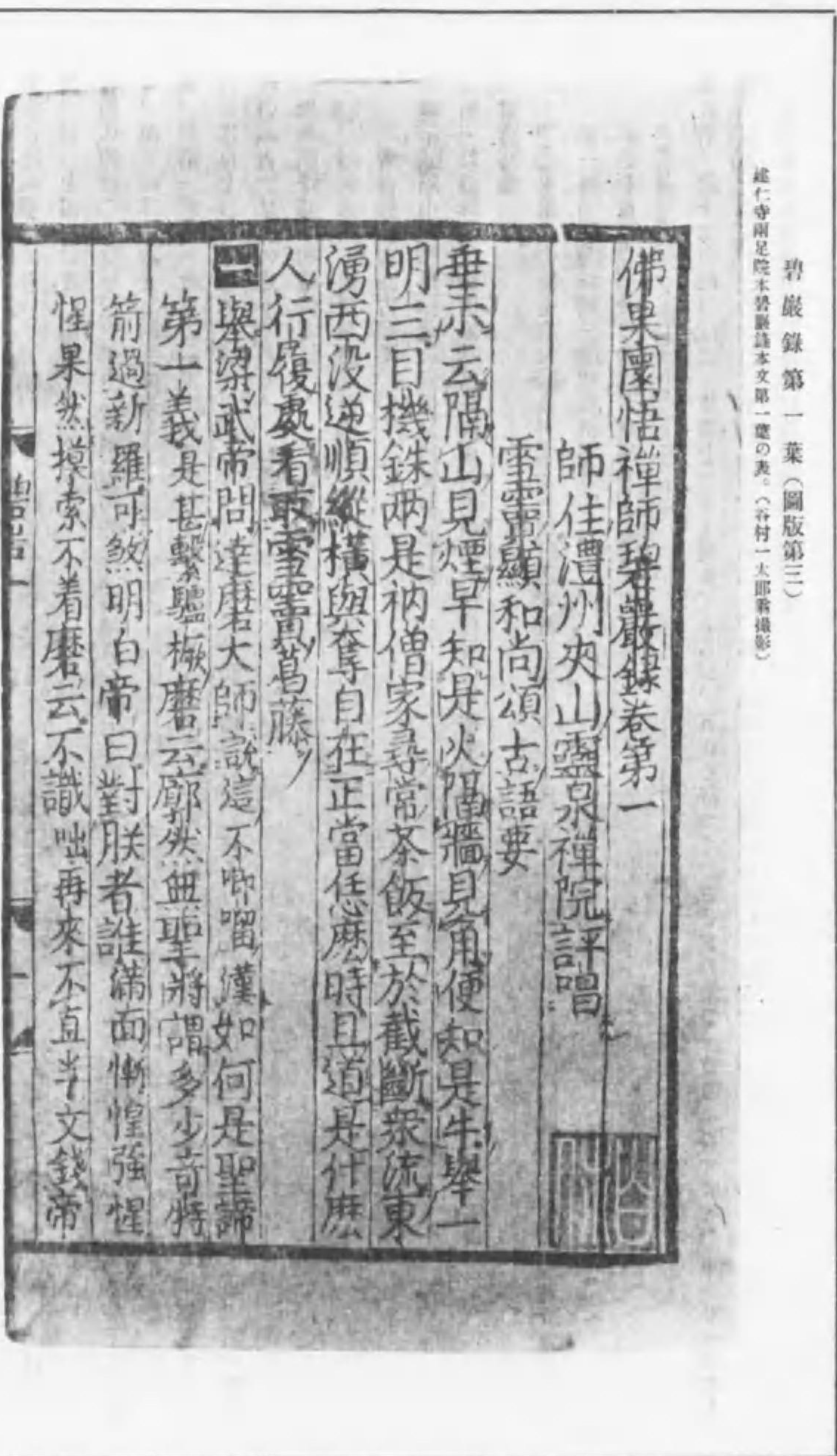
卷八は、丁數二十五丁で、最後の丁裏面本文十行、第十一行尾題、匡廓堅五寸九分五厘乃至六寸五厘。

卷九は、丁數二十九丁で、最後の丁、裏面一行にて本文終り、第二行尾題、第三行以下、有界無字、匡廓堅五寸八分五厘乃至六寸一分。

卷十は、丁數本文三十一丁、跋五丁（但し丁附一を缺ぐ。これは本文の終丁三十一丁の裏面に、無黨の跋あるを以て本文三十一丁を跋の第一丁に共用せしめて、次に丁附二とせるものか）本文最後の三十一丁は、本文六行にて終り、第七行無字、第八行尾題、以下は前述の如く刊記にて、裏面は十行に亘り、無黨の後序あり、跋第二丁は重刊疏にて裏面五行に及び、第六行無字、第八行以下淨日の跋、第三丁の裏一行まで希陵の跋。第二行無字、第三行より、跋第五丁裏第八行までに海粟老人の跋がある。残り三行は、有界無字、匡廓五寸九分乃至六寸五分。

碧巖錄 第一葉（圖版第三）

建仁寺兩足院本碧巖錄本文第一葉の表。（右村一太郎撮影）



佛果園悟禪師碧巖錄卷第一

師住澧州夾山靈泉禪院評唱

雷雷顯和尚頌古語要

垂示云隔山見煙早知是火隔牆見角便知是牛舉一
明二目機銖兩是衲僧家尋常茶飯至於截斷衆流東
湧西沒逆順縱橫與奪自在正當恁麼時且道是什麼
人行履處看取雷雷曹葛藤

一舉梁武帝問達磨大師說這不啻留漢如何是聖諦
第一義是甚緊鑿極磨云廓然無聖將謂多少奇特
箭過新羅可煞明白帝曰對朕者誰滿面慚惶強惺
惺果然摸索不着磨云不識咄再來不直半文錢帝

谷村翁のは「私信」でありますから、私事にわたる部分をぬき、其の他を左に抄録することに致しませう。
斯書には「扉」は無い。装幀が改められてゐるやうでもあり、夙に亡失したものとおもふ。題簽は、第一冊は無い。仍つて第二冊のを撮影した。墨書である。

普照の序は、本文と同じ型である。序の終の「時建炎戊申云々」より「普照謹序」とある一行は、他の行より二字下げであり、萬里の序も本文と同型である。

第一冊第一巻の一枚目の「表」に普照の序があり、其「裏」に六行の空白をおき、萬里の序があり、萬里の序が終つて、一行の空白をおいて、休々居士の序となり、其の「書於錢唐橋寓舍」と終る行より三行空白、三教老人の序がある。第一巻一枚の「表」は次の通りである。

佛果園悟禪師碧巖録卷第一

師住澧州夾山靈泉禪院評唱

雪竇頤和尚頌古語要

垂示云隔山見煙早知是火隔牆見角便知是牛舉一

明三日機鋒兩是納僧家尋常茶飯至於截斷流東湧西沒逆順縱橫與奪自在正當恁麼時且道是什麼人行履處看取

雪竇葛藤

「一」舉梁武帝問達磨大師 說道不啻啻 如何是聖諦

第一義是其聖諦 極磨云廓然無聖 將謂多少奇特

箭過新羅可無明白帝曰對朕者誰 滿面慚惶 極意

果然換來不替磨云不識 嚙嚙再來不直半文錢帝

第五冊、第十巻の終の跋は、枚數を一より更めてあるが、五枚で終つておる。其の末の一枚の「裏」は次の通りで「粟老人憑子振題」の後が三行空白、下に「瑞葩」とあり、外に陽文陰文の印がおされておる。

有謗如來正法輪者君但應之曰任汝說果上座底是

碧巖録第卅一葉刊記（圖版第四）

建仁寺南足院本館藏第三十一葉影。（谷村一太郎翁撮影）



我只説勤老師底是若不知是即恐燈却面門四百四病一時發矣將如居士二子心疾何不見占人道養子方知父母恩居士學佛知恩臨老懺悔他日作家爐輪跳出丈六金身不知還見勤老師真箇揚眉豎拂否若還一句薦得向道佛祖有誓罪不重科莫殃及他家兒孫好雖然如是且得沒交涉是年延祐丁巳中元日海粟老人馮子振題。

同卷三十一枚の「表」が刊記で、其の「裏」が「後序」になつております。これが「日向版」の特色で、珍しい型であると思ふ。

也故事自顯雪竇頌子末後顯出道別別也不妨奇特別有好處與尋常劍不同且道如何是別處珊瑚枝枝撐着月可謂光前絕後獨據寰中更無等匹畢竟如何諸人頭落也老僧更有一小偈。

萬斛盈舟信手擊 却因一粒甕吞蛇

拈提百轉舊公案 撒却時人幾眼沙

佛果圓悟禪師碧巖錄卷第十終

大日本國日州真幸院長善寺僧秀篤説

刊此集功德奉祝

大且越伴朝臣久兼公武運長久子孫繁昌願

佛日長明祖灯永耀者。(第十卷三十一枚表)

書志界では、右刊記の内の「真幸院」を御寺の「院號」と見てゐるやうであります。これが「日向版」の特色で、珍しい型である

後序

雪竇頌古百則叢林學道詮要也其間取譬經論或備家文史以發明此事非具眼宗匠時爲後學擊揚剖析則無以知之

圓悟老師在成都時予與諸人請益其說師後往夾山道林復爲學徒扣之凡三提宗綱語雖不同其旨一也門人援而錄之既二十年矣師未嘗過而問焉流傳四方或致譁駁諸方且因其言以其道不能尋釋之而妄有改作則此書遂廢矣學者幸諸其傳焉宣和乙巳春暮上休孛人關友無黨記。(第十卷三十一枚裏)

と讀むのであります。昔の地名、今は宮崎縣西諸縣郡小林町、飯野村、加久藤村、真幸村の四箇町村に成つてゐます。舊記を抄録しませう。

真幸院(三國名勝圖會)

往古は、飯野、小林、加久藤、馬關田、吉田の地を真幸院といふ。一説、吉松を加ふ。因て此諸邑を今取稱して真幸と呼ぶ。真幸の内、飯野の地勢險要なり。故に古來真幸を領する人、必ず飯野を治所とす云々。

真(日本地理志料)

兵部省式日向國真野馬五匹建久國田縣下御領諸縣真幸院田三百二十町地頭右衛門尉忠久安樂寺領馬關田田五十町地頭江太郎真幸即真野馬關田蓋其縣田也今一日品明寺嶋津向江國松浦水流水浦河北内野島内十色牧真幸院屬西諸縣郡地理志料中古稱吉田馬關田加久藤飯野小林五郷曰真幸院云々。

町村制實施の時、吉田、馬關田の二郷を併合して「真幸村」と稱したのであります。さうして「馬關田」を彼の地方の人はマングタと呼んでゐます。「大日本地名辭書」にマセキダと振假名してゐますが、マセキダと呼んだ時代は無いとおもひます。マサキノキンの時代には、飯野が政治の中央部であつたと覺えます。「三國名勝圖會」及びその他に「飯野を治所とす」といふ記載が多いのであります。

飯野の廣さは、昔も今も變りは無いとおもひます。「飯野古事記」に次のやうに誌してゐます。是は元祿十一年三月の繩引の時の實測であると思へます。

一、鹿兒島下北辻より、地頭飯野迄、拾八里貳拾四町三十八間。

一、飯野惣廻り、拾八里五町四拾八間半。

一、亥の方より、丑寅之間迄、他領求麻に相境候。

一、寅の方須木郷へ相境候。

一、寅卯之間より辰巳の間まで、小林郷へ相境候。

一、己之方曾於郡郷に相境候。

一、巳午之間より、未之方迄、藤郷に相境候。

一、未申之間より、亥方迄、加久藤郷に相境候。

一、惣高寺萬四百貳拾五石三斗五升貳合四勺八才。
一、百姓野町惣人林、去る亥改人数千百貳拾九人。
飯野に「飯野城」があつて、そこでマサキノキーン一
圓を治めてゐたのであります。「三國名勝圖會」に「原
田村にあり。龜齒城又鶴龜城といふ。本丸、二之丸
三之丸等の名を分つ。山形斗絶にして、壕斬深く、
天險の城地なりといふ。山上今は陸田となる。往昔
真幸院の領主は、皆當城を治所とせり。真幸院は上
古より隼人氏と祖を同ふせし日下部氏の族裔等、代
々郡司たりし所なり、云々」とあります。長善寺は
飯野城と同じ原田村にありました。「三國名勝圖會」
の記載を録しませう。

兜率山長善寺

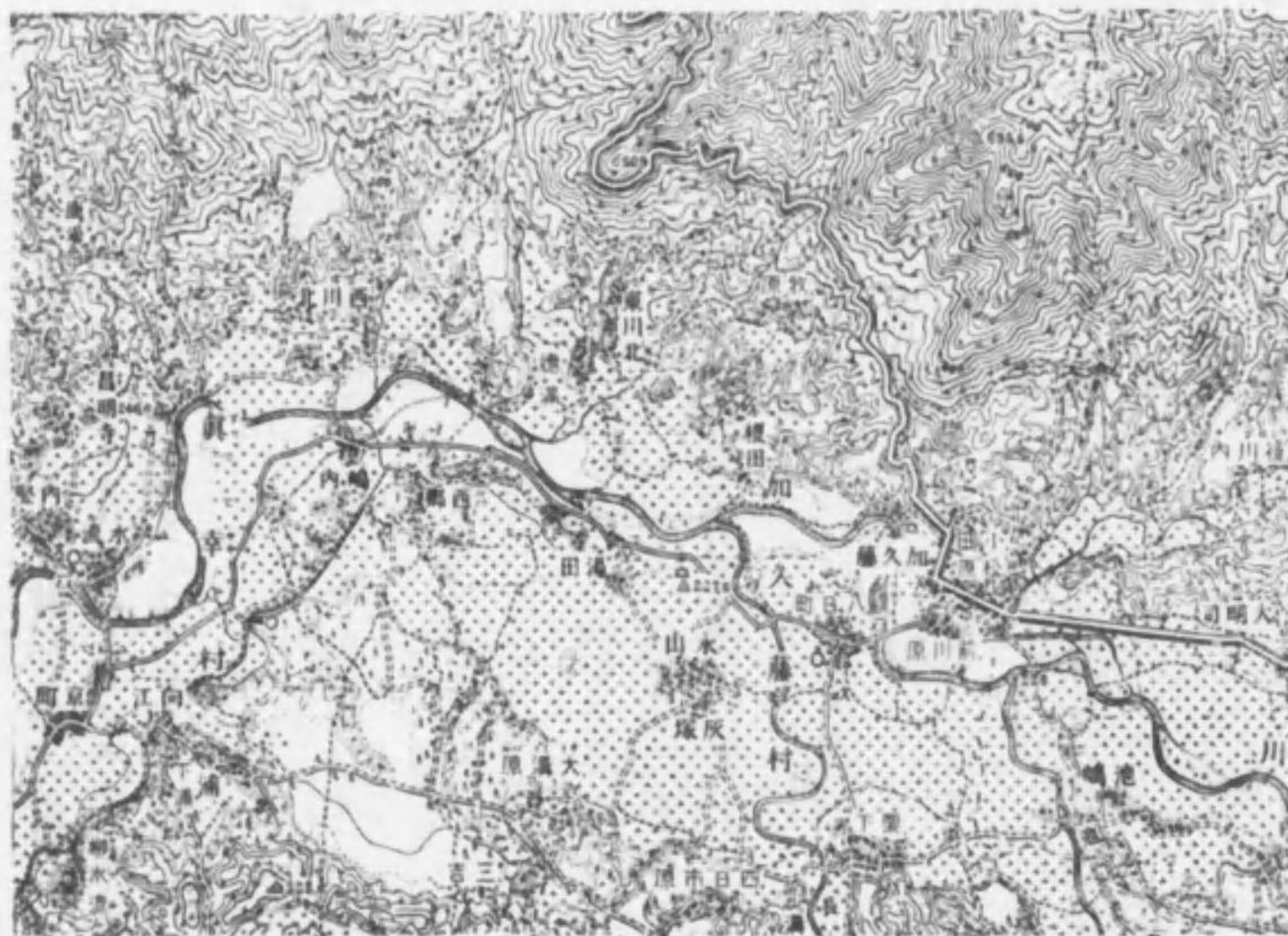
原田村にあり。能登州總持寺の管下にして、曹洞宗なり。本尊彌
勒菩薩像古佛、開山明憲純光和尚。妙光は、總持寺五院如意庵
開山實峰和尚の法嗣なり（應永二十二年六月示寂、行業記あり、
今畧す）。故に當寺は、實峰派の大本寺たり。往昔、真幸院領主北
原周防守範兼、一日、當邑出水觀音に參詣して、宮原村を歴しに
其時、明憲和尚六部布といふ所に庵を結て住せしかば、其庵に過
て、是を見る云々、其因縁により、師弟の誓約をなし、明憲を招
請し、七堂伽藍を創建し、長善寺と號し、香火田百町を付與す。
實に應永三年丙子の歲なり。是よりして、門風甚だ隆に、道徳日



(五第版圖) 圖地在所址寺善長

がのるあさ「田原」すまりあて圖の一分萬五部量測地圖で分派たしに心中を村野飯野縣諸西縣崎宮
すまりあて在所の址寺善長
外圖、せ併なご(五第版圖)「圖地在所址寺善長」の此ご(六第版圖)「圖地ンキノキサマ」のさ大
すまりあて(院幸眞)ンキノキサマの昔が圖範たへ加を町林小の

に増し、門末の寺院も五十餘箇寺に及び、總持寺の輪郭寺となる
又當寺も總持寺の規制に倣ひ、開山の法式に倣ひて、其示寂以後
南天派（南天は、塔中清涼院の開山僧。此寺今廢址、長善寺境内
の西にあり）善芳派（善芳は、當郡吉田昌明寺の開山僧）環壽派
（環壽は、加久藤總泉寺の開山僧）大鏡派（大鏡は、馬場田大圓寺
の開山僧）梵芳派（梵芳は、塔中宗江院の開山僧）の五派門中よ
り、輪郭の寺たりしに、永祿中北原誠びて後寺を廢せしを、松助
公田録四百石を支給して、再興し玉ふ。天正中、寺社領毀破の時
寺領乏しくなりて、隠住に定めらる。文祿元年壬辰十月、喜雲全
慶和尚を以て、住持たらしめて中興す。又寶永以來、總持寺の
輪郭を、飯野長持寺に譲るといふ。長持寺は、長善寺三世善芳和
尚開基にて、其時當寺の末なり云々。
小生が斯の長善寺址の地點を定めるには、彼の地の
人々の言ひ傳へど「三國名勝圖會」に「地頭館（今
飯野村役場）より寅方七町」とあるのと「元祿十一
年寅三月廿五日の繩引帳」（飯野古事記の一章）に「
飯野、麓「ワクノモト」より東、長善寺大門口迄、繩
筋町にして、四町五十五間」とあるのに據つたので
あります。
「ワク」とは、絲を巻く「ワク」のやうに木を組み
立て、其内に「ごろた石」を詰め込み、川底に埋め
る「一種の護岸工事」を指すのであります。



(六第版圖) 圖地ンキノキサマ

すまりあて圖きへす續接に(五第版圖)「地在所址寺善長」

『宮ノ馬場』(地名)から『内馬場』(地名)に片よつて、細い川が流れてゐました。今は其跡だに無く、随つて其の『ワク』もありませんが、麓に『ワクノモト』といふ地名が残つてゐて、左様に呼んでおります。其『ワクノモト』から繩を引くと、今でも約四町餘になるといひ、其の大門口のある所の十三四間の道路を『長善寺馬場』といつてゐます、此の邊一圓高臺地で三角點が附近にあります。又『飯野古事記』に據りますと、長善寺の御住持は、次の通りであります。

原田村之内

曹洞宗能州諸嶽山總持寺末寺

一 兜率山 菩提所 長善寺

但地頭假屋より、方角寅の方當り、道法八町

(中略)

一 寺高貳拾石

一 佛餉米並寄附無御坐候

半鐘銘云々

開山	明窓妙光大和尚	三世	義芳光訓
二世	南天生祖	五世	大鏡光鑑
四世	瑞舜宗眠	七世	喜雲全慶
六世	梵芳永紹	九世	賀屋舜慶
八世	慶室存賀	十一世	天室慶暎
十世	巖室××	十三世	仙雲(齡)?舜杖
十二世	聚益寅積	十五世	萬國貫龜
十四世	兒瑞孫慶		

右の内に『秀篤和尚』の御名が見えませんが、同じ書の『宗江院』に就ての記載を左に録しませう。

原田村の内

一 禪宗 宗江院

但地頭假屋より、方角寅卯之間に當り、道法七町程

一本尊 彌陀 藥師 觀音三像

一 宗江様御廟所

右者宗江様御俤被遊御立御高拾八石被召置御俤天正年中被爲相立由候得共月日相知不申候

一 寺高拾八石

一 佛餉米寄附無御坐候

一 開山 梵芳永紹大和尚

二世	足室永麟	三世	性室芳苙
四世	大宗秀篤	五世	玉山賢種

六世	西巖方禁	七世	財安全璫
八世	幸岳就慶	九世	喜雲全慶
十世	天室慶暉	十一世	勢鷹存育
十二世	玄山舜徐	十三世	猛山尊慶
十四世	祥室文啓	十五世	××文益
十六世	法圓忍明	十七世	無外大方
十八世	一透泰翁	十九世	本光積瑞
二十世	魚童玄拙	廿一世	××覺明
廿二世	×常禮章		

この記載に據りますと、第四世として『秀篤和尚』の御名が出ております。此の『宗江院』の『龍昌院』時代は、本寺末寺の關係で無く、塔中の一院であつたので無いでせうか。今の地名で申せばこそ『長善寺址』は『小字中島』で『宗江院址』及び『龍昌院址』は『小字佐院』であります。繪圖でも知られるやうに、モトは長善寺の境内にあつたのですから、秀篤和尚は御住持では無く、長善寺の龍昌院にゐられる學僧と申すやうな譯では無かつたのでせうか。其の『龍昌院』が後年、位地を少し南へ移して『宗江院』と呼ぶやうに成つた時、現住、前住と題のぼつて『第四世』と申した事があつて、ソレが記録された初めであるといふやうな譯では無いでせうか。

月照山宗江院（三國名勝圖會）

地頭館より寅卯方七町、原田村にあり、富邑長善寺の末にして、曹洞宗なり。本尊阿彌陀、藥師、觀音、開山梵芳和尚、當寺は松齡公の第四子、萬千代丸の菩提所なり。天正十六年九歳にして、和泉國堺津に天す。法名を明月宗江といふ。舊は龍昌院と號せしに、其靈牌を安置するに因て、今の寺號に改む。

長善寺址には、井上直太郎氏といふ人が住み、其の人の所有地は、約四畝歩であります。宗江院址には、柏木寶丸氏といふ人が住んでゐます。寶丸氏の所有地としては、約二畝歩であらうといつておりますが、それよりは兩寺址ともに、モット／＼廣かつたとおもひます。井戸は明治になつて掘り直したのだといひ、位地も異つてゐます。其の井戸から東へ三尺餘り隔て、



（七第版圖）圖繪寺善長

。すまりかわも地位の院江宗、のもの載所（八十卷）會圖勝名國三

西に向いた仁王様が二體、並んで立つてござるが、もとは現在の所から、南々東一丁弱にあつたのを、四十餘年前に移したのだといひます。口を開いた方は、向つて左に、口を閉じた方は、向つて右にゐらつしやるのでありますが、二體とも怖し氣が無く、御人のよささうな、珍らしい仁王様であります。材は石であります。細工の點は、分りませんが『古拙』で『撲實』で御風情に言ひ知らず嬉しいものがあります。其の背面には兩體同文で、次のやうに彫られてゐます。

享保十一丙午 王六月廿一日
奉寄進二王二躰爲二觀菩提也
長善十七世德有

二王様の尊體の寸法は、向つて左の御方は、肩隔一尺七寸二分、高さ三尺六寸八分、腰幅一尺三寸五分、胴圍三尺七寸一分、顔幅九寸六分、長さ一尺一寸二分、向つて右の御方は、肩幅一尺七寸三分、高さ三尺五寸六分、胴圍右に同じ顔幅九寸、長さ一尺一寸七分。
長善寺の御住持であつて、宗江院の御住持を兼ねた御方は左の通であります。

長善寺第七世喜雲全慶（宗江院一第九世）
同 第十一世天室慶暉（同 第十世）

同 第二十五世法圓忍明(同 第十六世)
 同 第二十八世無外大方(同 第十七世)
 同 第二十九世魚童玄抽(同 第二十世)
 同 第三十世×覺明(同 第二十一世)

長善寺及び龍昌院の御住持の御墓を探がして歩きましたが、一として舊位地のまゝのは無く、廢佛毀釋の節に片づけられたものばかり。ソレも僅かに残つて、村の人の時たまなる手向を受けてござるのであります。左に拓影を寫しませう。秀篤和尚の御墓は、多分墓地のごとくに、土中深く積み込まれてゐるのでありませうが、飯野村の事業として、大舉して御墓掃除をする時まで、相待つことに御約束をして歸りました。

- 長善寺第十三世(仙靈舜仗)
- 前長善仙齡舜仗和尚(拓影第二)
- 同 第十四世(兒珊孫慶)
- 元祿七年甲戌
- 兒珊孫大和尚(拓影第三)
- 二月初七日
- 同 第十七世(寬山徳宥)
- 長善十七世寬山宥大和尚(拓影第四)
- 同 第二十世(釈心信單)
- 釈心信單大和尚(向て右の端の八面塔の文)
- 吾師董長善本寺二十世席有
- 年干茲奮然抽丹心重修客殿等而將
- 興清涼與香林廢寺且當禮讚三千佛
- 讀誦法華千餘部及金剛經一藏餘以
- 欲立寶塔主果隼順化春秋五十三矣
- 師病治言吾輩曰余×則經始枝院安
- 置佛塔招合邑緇素諸役以伸供養便
- 繼其志建立一寺號曰清香造立地藏
- 尊像於本寺其下埋收敬師靈骨爲永
- 夜燈香飯料寄附青銅百貫×伏願
- 慈山益峻悲海深普轉不盡法輪常
- 放無邊光明更希永此塔不荒是以爲
- 識皆寬延改元星舎辰九月初六日
- 小子比丘智英拜首謹白
- 同 第二十五世(法圓忍明)
- 長善二十五世

法圓明大和尚

享和三癸亥天

九月初八日

同 第二十七世(貞道實眼)

貞道實眼大和尚

寛政九年巳酉天

同 第二十八世(無外大方)

長善二十八世

無外大方大和尚

この外には、拓影を採りませんが、御墓を探がし出したのに、宗江院第十四世祥室文啓和尚、同第十五世×文益和尚の二基があります。長善寺の記載の内に「真幸院領主北原周防守範兼云々」とありますが「長善寺版碧巖録」の刊記に見える久兼公は、其の範兼公の子であります。年所の記載が(見やうによつては)變に矛盾してゐるやうにあります。

得佛公(島津忠久)封に就き玉し比は、眞幸十郎貞房までは系譜に見ゆ。貞房は道能公(島津貞久)の時なりといへり。北原氏此に代て眞幸院を領す。北原氏は肝屬氏の別族なり。古城志に「得佛公の時北原又太郎延慶といふ者申實に居城す」と見えたり。然れば始は其族北原といふ地に分居して、氏にせるなるべし。舊地に肝屬氏元祖兼貞が三男、左兵衛佐兼申を北



(八第版圖)景風址寺善長

くつ立木、くしかつな跡の寺善長。りめに田原字村野飯。すまゐてえ瀧を水の前年百六し今、はに瀧の邊きし

原氏の元祖とし、眞幸院を領し、世々飯野に居候す見えたり。肝屬氏が請に禮れ、兼貞が三男は兼幸に非ず。彼貞とて安樂氏の別種に候れり。兼貞が長男兼俊が次男兼綱といふ者、教仁卿又は北原氏を誅す見えたり。兼幸より第五世周防守範兼、應永三年、釋明宗を招請して、長善寺を飯野に建て、田百町を寄附す。同五年、其田三之宮に水田二段を寄附せし事など見えて、範兼より眞幸に居たる事跡多く顯れたり。北原周防守範兼が時、求麻に當り、相其頼朝と加久藤徳滿城に於て事を論じ、終に闘て共に死す。因て其子周防守久兼、悔て怨翁公に降る。公、久兼に眞幸院を賜ふこと故の如し。眞幸院及び飯野、野尻等を併せ領し、世々降報一ならず。久兼が孫長門守貞兼、三子を生む、寛業(又五郎、兼門(又七郎)兼珍(氏部少輔)といふ。寛業、兼門、皆先だちて死す。兼門子あり。中務少輔茂兼といふ。茂兼死して、茂兼承重す。叔父兼珍、自立して後となり、眞幸を領す云々。(三國名勝同會)

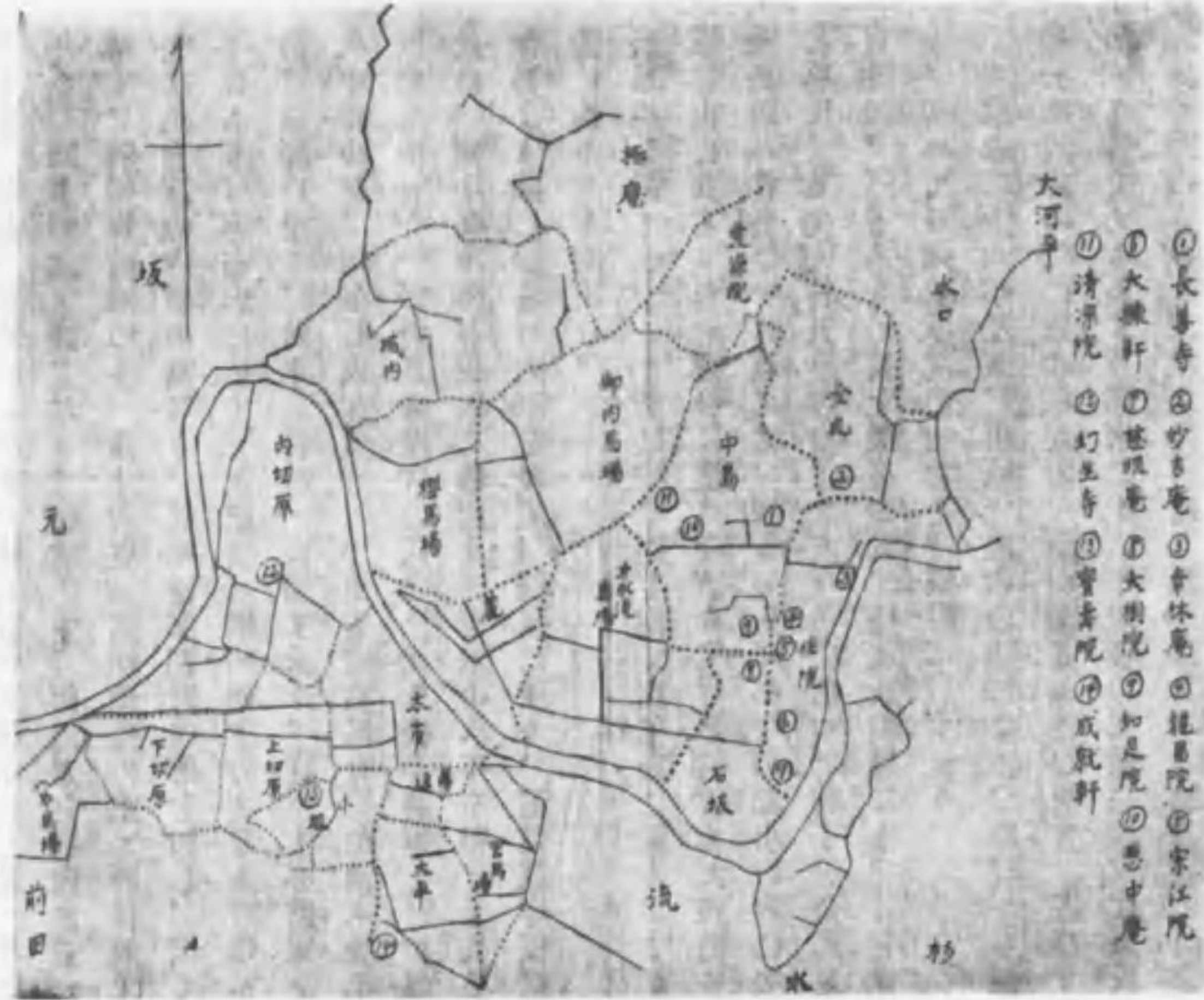
右の記載は、先づ無難であります。ソレでも範兼公は、應永二年に既に死なれてゐるのですから、此のよゝでは都合が好くありません。久兼公の任官については、次の記載でよろしい。

北原氏領眞幸院與球麻相良氏連和相良氏弟祐頼與北原某有爭鬪言遂拔刀相刺而死由此北原相良交惡相良氏遣兵擊北原氏而北原某之子謝其父罪求援於惣翁公公遣兵擊相良氏相良氏乃引去不復爲難北原氏世保其邑據惣翁公舊譜綾人北原三左衛門系圖肝付兼俊弟曰北原右兵衛佐兼幸領日州眞幸院居飯野城兼幸生兼貞兼貞生玄兼玄兼生玄幸玄幸生範兼範兼生久兼應永十七年久兼從惣翁公朝幕府久兼生兼與兼生又五郎貴兼兼見下兼俊見第五卷建武三年注栲木原平右衛門家藏文書文治二年眞幸院郡司曰草部重兼承久二年草部重能嗣父職爲眞幸院郡司職建長五年草部貞繼爲眞幸院郡司職正應二年貞繼子貞季嗣元弘二年貞季子貞房嗣據北原氏系圖兼幸以來世領眞幸院而栲木原平右衛門文書云々則草部氏世爲眞幸院郡司職矣並錄其說以備參考云々(島津國史)

そこで、久兼公在世の間の島津家の主を考へますと、左記の御二方であります。

恕 翁 公
義 天 公
名元久齡岳公之子也稱又三郎任陸奥守法名惣翁玄忠福昌守殿(始嘉慶二年歷康應明德應永十八年)(島津國史)

名久豐齡岳公之次子也稱次郎三郎歷修理亮任陸奥守法名義天存忠慧燈院殿(始應永十九年盡三十二年)(同)
『西藩野史』は貴い薩藩史料であります。ソレには、次のやうに書かれてゐます。



(九第版圖) 圖略址寺善長

すまゝりあでのしをたし寫體にて場役村同。分部の村田原圖村野飯

應永元年甲戌(明徳五年七月五日改て應永元年とす)

春二月、元久公日州野々美谷を攻んとす。初め北原周防守範兼、眞幸院を領し、伊東、相其に與り、日州を亂すこと年あり云々。

應永二年乙亥

初、北原周防守範兼、相其、伊東に與り。故に相其近江守前頼、兵を眞幸院につかはして、北原氏を助く。今年春、範兼、相其頼朝(或頼朝に作る、前頼の弟か)を徳滿城(加久藤)に宴す。事を論じて合はず。怒て相其と共に死す。於是、二氏交を斷つ。左馬介久兼(範兼の子)元久公に降る。公軍を發し、相其軍を追ひ眞幸院をして全く久兼に給ふ。

此の記載の方を事實として考へるのですが、久兼公が封を襲いだしたのは、應永二年でありますから、長善寺の出来上がった時には、既に久兼公の世に成つてゐたのでありませう。然かし先代の御遺志を體して長善寺の創建は、範兼公が成就された事にしてあるものと考へられますから『碧巖』の上梓は、やはり應永二年以後であるといふ假定が出来る譯であります。其の後暫くの間は、眞幸院には大した事件も無かつたらしい。さうして應永十七年、上京といふ事に成つてゐます。

先是、將軍使をつかはして、元久公を京師に召ぶゆへに伊集院頼久、先至て邸を京師に造る(應永

十七年) 於是、公京師に朝す。樺山教宗(樺山氏三世) 北郷知久(北郷氏四世、此二人を一族と云) 平田重宗(隅州申良の主也) 阿多時成(國老なり、揖宿の主、此二人を郷内と云) 北原久兼(日州眞幸の主、北原氏六世) 加治木忠平(左衛門と稱す。隅州加治木の主) 蒲生清寛(隅州蒲生の主) 肝付兼元(又八郎と稱す、隅州肝付の主) 野邊某(右衛門尉と稱す、其先武藏七黨の内横山黨なり。武州榛澤郡野邊郷を領し、因て以て氏とす。後日州福島院の地頭に任ず。又隅州深川院を領す子孫あり、志布志に居す) 飯肥某(隅州廻りの主なり。ゆへに或は廻を以て氏とす。貴久公の傳に出づ) 等是に従ふ云々。公、京師に至り、將軍(義持)に謁す云々、從臣も亦將軍を拜す。於是、從臣悉く官に除す。所謂樺山教宗安藝守、北郷知久中移少輔、阿多時成加賀守、平田重宗右馬介、加治木兼平能登守、肝付兼之河内守、蒲生清寛美濃守、北原久兼左馬介、飯肥某伊豆守、野邊某薩摩守に任ず。元久公亦將軍を己が邸に宴す。厚情日に加はる。

此時、國中薩摩澁谷氏大に蜂起す(應永十八年辛卯) 元久公、京師を辭して國に歸る(或云公伊勢大神宮にあり、亂を開て伊勢より國に歸る) 大軍を發す。鋒尾に至り、稻留原浮橋樋川瀬野原松瀬口數十餘ヶ所に軍し、清色城(澁谷氏黨入來院氏に據る)を圍攻む。

公暴病を得て起つこと能はず。圍を解て鹿兒島に歸り、これを養ふ。終に起す。秋八月(六日) 清水城に夢す。享年四十九。玉龍山に葬る(杉を墓邊に植へ今猶存す) 惣翁玄忠大禰伯と諡す云々。(西藩野史)

久兼公の「伴朝臣」に就ては、同書の永祿年中の記事の内に次のやうにあります。

北原氏、其先天智天皇の皇子大友皇子に出づ。其子、余那足始め伴姓を賜ふ。六世兼遠薩州へ移る。兼遠四世孫右兵衛佐兼貞と云。三子あり、長を兼高と云、梅北氏の祖なり。二を兼俊と云、肝付氏の祖也。三を右兵衛佐兼幸と云、北原氏の祖なり。初めて日州眞幸院の主たり。飯野に居す云々。

斯くて應永二十六年乙亥、山城守忠朝の請により、飯野から援兵を出した爲に「北原氏此時初めて叛く」と記されております。久兼公は、此の戦に死なれたので無いかとおもひます。左様すると「碧巖」の上梓は、應永二十六年以前であつたといふ假定が出来るとあります。應永二十六年以後の記載には、北原氏の事はあつても、久兼公の名は見えないやうであります(稱名墓志備考)にも「北原左馬介、邑を眞幸に食み、惣翁公(島津元久)朝襲せられし時、從て上京し、島津國人として、幕府義

持公に謁見し、左馬介に任す云々、天叟玄祐大禰定門」とあるのみで、没年も墓所も誌されていません。

應永廿六年乙亥

春正月(十一日) 忠朝軍を督し、豐出し、重長、家親を敗る。重長、探み久兼公に請ふ云々。忠朝援兵を請所に求む。於是、求摩(相賀實權) 眞幸(按に北原氏はを領す。此こそ初てそむく) 河邊の國民に至る(八月廿九日) 重長、久信、以て久兼公に聞す。公朝大兵を督し、三方の援兵を破る、忠朝城を棄て、走つて隈城を保つ、公凱旋す云々。(西藩野史)

も少し切り結めて考へますと、久兼公が惣翁公に従つて京師に赴いたのが應永十七年で、其年將軍に謁して「左馬介」に任せられてゐますのに、刊記には「伴朝臣」とのみ誌して「左馬介」を書いてゐませんから「左馬介」に叙せられ無い前の上梓で無いでせうか、即ち應永二年以後應永十七年以前の上梓と見る事が出来ないでせうか。

此の考へが無理でないと思へば、應永二年以後應永二十六年以前の二十五年間の、其のいつ頃にか上梓されたらうといふ考へが、應永二年(五百四十一年前)から應永十七年(五百二十六年前)までの十五年間の其のいつ頃にか上梓されたらうといふ考へに成り「上梓期間」が十年間短縮されて參る譯であります。

又應永五年地頭沙彌玄昌が水田二段を高牟禮六所大權現に寄進になつた事の記載が、諸書に散見しますが「沙彌玄昌」といふのは、北原範兼公の法號であり、且つ範兼公は應永二年に死なれてゐます。應永二年に死なれた人が、應永五年に寄進される筈がありませんから、此の寄進も亦範兼公の遺志を體して、久兼公が御差出しに成つた事の記載でありませう。

書きやうが書きやうでありますから、玄昌と範兼公とを別人と見たり、久兼公の襲封を應永五年以後と考へたりする人があらうも知れず。又其れに據つて「碧巖上梓の期間」が分からないと思ふかも知れませんが、念の爲に少々くたくしくなる迄書いて置くのであります。

「飯野古事記」によりますと、長善寺に鐘があつたのです、どこへ持ち去つたのか分かりませんが、其の銘として傳はるものを見ますと「右半鐘年代久敷故文字分明知不申云々」とあり「應安七年歲次甲寅黃梅十五日住山沙門東川長濟謹記云々」とあり「重六十斤」の文字も見えますから、長善寺創建前、別に既に御寺があつたものと思ひます。

長禪寺明窓妙光禪師傳

創長持寺爲第一祖、亦衆、浩蕩風光二月春、百花經雨色猶新、六門通變放開了、入聽雲聲談實真、明窓和尚忌辰香、夏雲出
 蝸一爐香、夜月入窓金室光、恩大難酬何以報、芙蓉花綻轉芬芳、爲南天和尙拈香、不居南嶽與天台、諸定觀空任去來、接物利
 生超列祖、德香薰徹幾千回、厥後不知所終。(重續日域河上諸祖傳卷第二)
 應永頃の『碧巖錄』は大坂府立圖書館にあります『舊刊影譜四六(圖版八四、八五)』に「後序の前に應永八年季辛巳八月×日
 の刊語を陰刻す。香積禪寺舊藏。碧巖集は室町時代各地に於ける覆刻の最も盛なりし禪書の一にして、異版多けれど、刊年明
 記あるは本書のみなり」と記してありますが、長善寺版と同版異刻のやうに覺えます。此の外に圖書寮、皎亭文庫、安田文庫等
 に御蔵になつてゐるさうであります。
 建仁寺(兩足院)は榮西禪師御開山の名利であります。其の榮西禪師は日向に御越しに成り、神社を勸請になつたり、お寺を
 建立なさつたり、極めて御縁が深いのでありますが、日向で發行した『碧巖錄』が禪師の御開山のお寺に遺つて、今迄其の壽
 を保つてゐました事によつて、更に御縁の深い事をおもひ、有り難い事に存するのは、小生一人では無く、日向人の歡喜
 であります。詳細は別項『榮西禪師の喫茶養生記』の一篇を御読み下さいやうに。

日向文獻史料の排列に就て

書かれた事實の時所によつて、後先したところもあり、左様で無しに、地方別や種類別によつて、整理したり
 順序づけたりしたところもあり、不同錯落、一體系を成してゐません。新に句讀點を加へたものもあり、片假名
 を平假名に直したのもありますが、出来るだけ原文、原書により、止む事を得ない場合には、ソレを知りうる
 やうに、書き添へておきます。

飯野に於て上梓せる聚分韻略

享祿二年は、昭和九年を距ること四百七年であります。作者有圓と申す御人はわかりませんが、秀篤和尚は、曾て
 長善寺住職であり、後には宗江院に移つたらしい御人であります。

『碧巖錄』は長善寺で上梓した事が確實でありますから『長善寺版碧巖錄』といひたく、斯の書は上梓した所と人がわかり
 ませんが、『日向版聚分韻略』又は『谷村本聚分韻略』といひたいのであります。
 『聚分韻略』は、斯の書の外に、古いのや、稍古い(慶長以前)のが八種あると傳へますが、日向版は殆ど亡失してゐます
 せめて複製のものでも拜見したいと心ひそかに求めてゐましたが、遠く中央を離れた地にゐる者の忙しさ、一葉の撮影さ
 へ思ふに任せなかつたのであります。ところが、其の『聚分韻略』が今、小生の机上に来てゐます。さうして、五百年前の日
 向の文化を如實に物語つてくれます。
 是より先、石川縣圖書館は「古版展覽會」を催しました。其の際の出品目録の内に『聚分韻略』の日向版があつて、所蔵者が
 谷村一太郎と申す御仁であります。何だか御親しみを感じまして、御ねがひすれば、寫真一枚ぐらいはどいふ、さういふやう
 な暗示を受けたのであります。所謂神さまの御引き合せだったのであると、後にぞ思ひ知られるのであります。
 谷村翁に對する書状も、懇には書いた積りでありましたが、愚文を惡筆でやつたものですから、随分唐突な事に御感じだつたら
 うと考へてゐますと、翁はそれに対して、早速御返事を下さいました。私信を公にするのは、どうかと存じますが、御志の程
 を念じますには「御返事そのまゝ」を録する方がとおもひ、次に掲げるのであります。

謹復、本月十三日御認めのお墨、昨日石川縣立圖書館より移送相成り、拜誦仕候。時下嚴寒の砌、益御健勝の段、恭賀の
 至に御座候。諸御申越の『聚分韻略』の件、敬承仕候。御命の通り、撮影可仕事は、御安き事に御座候へ共、錦地日向の
 文化記念品たるを以て、一度貴下様御覽被下候べは、私も満足に有之『聚分韻略』も大満足仕るべき事と被存、且御希望
 の所を御自由に御撮影可然と存候まゝ、本日小包便を以て、發送致置候間、御入手の上は、御報被下度候。

同書舊藏家の圖書印など御座候。又眞幸院と申す寺院の沿革なども不分明に御座候。豪覺といふ人及び錦地日向にて刊行せらるゝ迄の事情等、御調査も御座候はゞ、御教示奉希候。時下寒威嚴敷候間、御自重可被成候。敬具
昭和八年一月十九日

谷村一太郎

謹啓、唯今懇々御電報を以て、詔略御受取の段、御通報被下、御入念の程、奉拜謝候。先便申上候通り、古書に付て御用向も有之候はゞ、御遠慮なく、御申聞被下度、欣びて御盡力可申候。尙詔略は、御エツクテ、御覽の程願上候。草々。

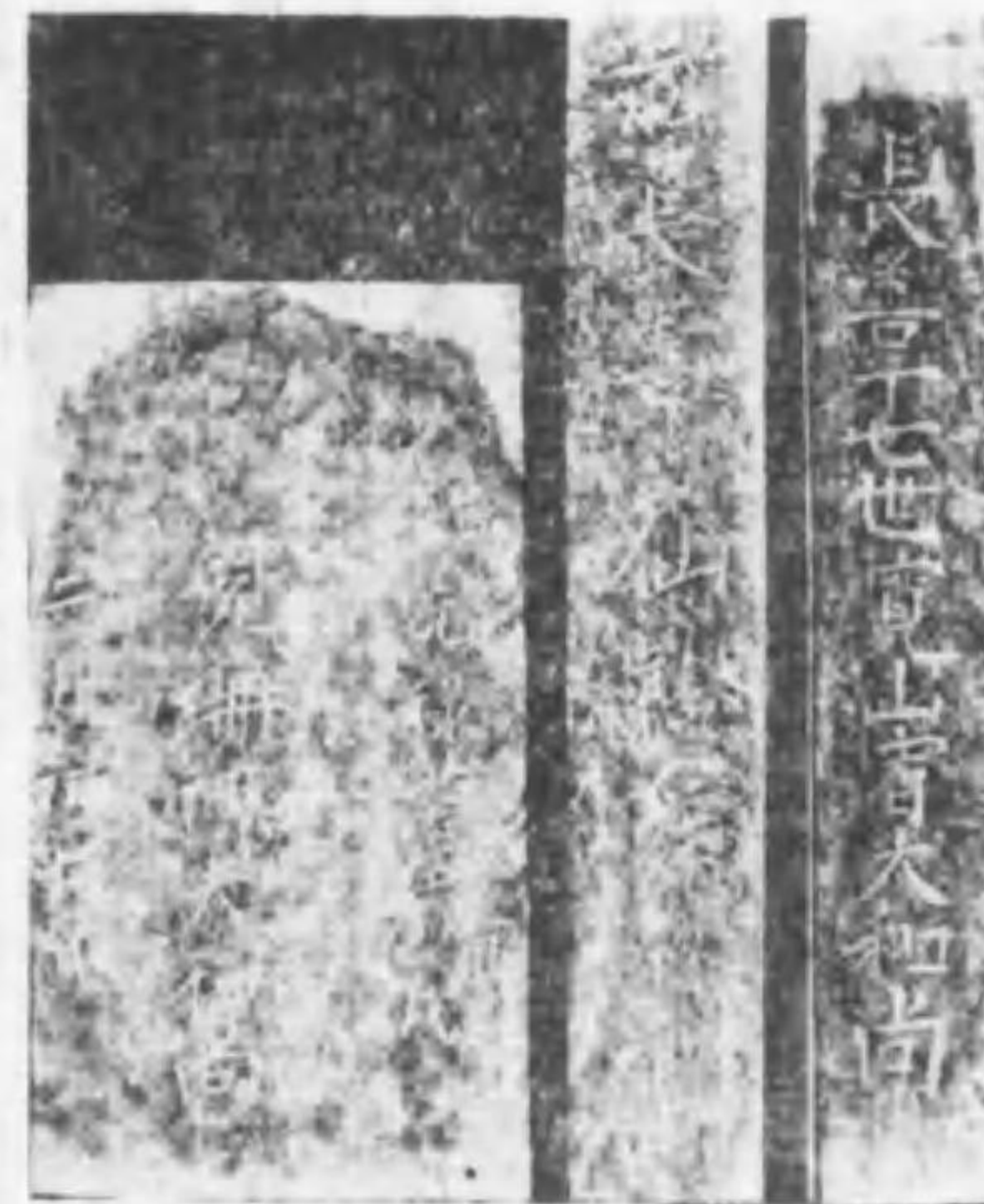
一月二十六日

谷村一太郎

谷村翁は、ドンな御方であらうかとおもひ、いろ／＼と御風采を想望してゐました。然かし、餘り立ち入つて直接に御閱歴を御たすね申すのは、非禮と存じ、京都商工會議所に問ひ合せましたところ、



(二十第版圖) 新書文書



(一十第版圖) 影拓文碑墓

次の御回答を得ました。

谷村氏は、富山縣人谷村友吉氏の長男にして、明治四年四月を以て生れ、同十六年家督を相續す。夙に實業界に入り、現に藤本ビルブローカー証券株式會社(前藤本ビルブローカー銀行)の社長たる外、湊鐵道株式會社社長、ゼ・フジモト・セキユリチーヌ・コンパニー取締役兼支店代表者、川崎車輪、帝國人造絹絲、日本活動寫眞等各社の監査役たり云々。以上の記載によつて、谷村翁が日向及び日向人に對するに、滿腔の誠意を以てせられることの一斑は、御分りど存じますが、翁は單なる藏書家で無く、書志に對する御眼が光つており、又書誌界の事情にも御精しいのであります。道によつて樂むと申す「道楽」の眞諦に達し、三昧に入つた御方と存じますが、日向及び日向人の爲に、斯の貴重の史料を御提供下さつた御高義に對し(僭越ながら)日向人を代表して、感謝を表したのであります。

表紙に『三重韻』と墨書してあります。舊藏家の筆でありませう。其の表紙も煤黄、既に久しく、左の下方は破れて、裏が白く出てゐます。其の表紙の見返しには、次のやうに書かれてゐます。是も舊藏家の筆でありませう。刊書としての表紙は無くなつております。

- 香齋 江廣精清 ヤウ、カワ、シヤウ、リヤウ、ヒヤウ、ハク
- 圖書 源登 コウ、コウ、セウ、トウ、ヘウ、ホウ
- 東冬去後 幽 イウ、ユウ、ゾウ、シウ、ヒウ、フウ
- 元魂仙遊 ケン、レン、テン、セン、カン、トン
- 寒韻 山腹 山 アツ、ハン、サン、マン、タン、カン
- 直文 倭 シン、ケン、イン、キン
- 支離 シ、ヒキ、リ
- 青雲 庚 セイ、ケイ、エイ、レイ、ヒイ、ヘイ
- 廣 羅ウ、トウ、クウ
- 歌麻 カ、マ、サ、ハ
- 魚 ヒロ、ナロ、シロ、リロ、キロ

佳既 カイ、キイ、ハイ、ワイ、ケロイ、アイ、ヤイ
 其の次が師録の序であります。序は半葉十一行、行十八字、四周單邊で、版心上部と中部に魚尾各一つ、下部は白口になり、八寸八分に五寸九分の大きさで、匡柙は六寸五分に四寸八分、其の序が二葉一ばいに書かれ、次が目次になつてゐます。目次は半葉九行で三重に仕切り、第一段に「卷之一、上平」「卷之二、下平」を第二段に「卷之三、上聲」を第三段に「卷之四、去聲」を掲げて、それが二葉、其の次葉の前半約五行分の空白をのこし、次の「約五行分」に「分件」として「乾坤門」外十一門を列挙してゐます。

其の後半（第一葉の裏）から本分で、やはり「三重」になつてゐます。第一段は「東第一上平」とあつて、右の十二門を立て第二段は「董第一上聲」第三段は「送第一去聲」として、各十二門、ソレが第六十葉後半までつゞきます。第六十葉後半に於て、下平上聲、去聲第三段共に「終」となり、更に第六十一葉前半が卷之五の目次になり、其の後半が又本文となり、第七十四葉前半で聚分韻略入聲終となり、其後半が跋であります。目次を作つておきませう。

第一	第二	第三	第四	第五	第六	第七	第八	第九	第十	第十一	第十二	第十三	第十四	第十五	第十六	第十七	第十八	第十九	第二十
東 第一上平	董 第一上聲	送 第一去聲	支 第一上平	脂 第一上聲	微 第一上平	魚 第一上平	虞 第一上平	青 第一上平	佳 第一上平	佳 第一上平	佳 第一上平	佳 第一上平	佳 第一上平	佳 第一上平	佳 第一上平	佳 第一上平	佳 第一上平	佳 第一上平	佳 第一上平
二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一
直 許 庚 同	文 欣 十二 同	元 瓊 十三 同	寒 恒 十四 同	刪 山 十五 同	先 仙 一 同	元 瓊 十三 同	寒 恒 十四 同	刪 山 十五 同	先 仙 一 同	元 瓊 十三 同	寒 恒 十四 同	刪 山 十五 同	先 仙 一 同	元 瓊 十三 同	寒 恒 十四 同	刪 山 十五 同	先 仙 一 同	元 瓊 十三 同	寒 恒 十四 同
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十
鐵 欄 十六 同	震 棟 十九 同	震 棟 十九 同	震 棟 十九 同	震 棟 十九 同	震 棟 十九 同	震 棟 十九 同	震 棟 十九 同	震 棟 十九 同	震 棟 十九 同	震 棟 十九 同	震 棟 十九 同	震 棟 十九 同	震 棟 十九 同	震 棟 十九 同	震 棟 十九 同	震 棟 十九 同	震 棟 十九 同	震 棟 十九 同	震 棟 十九 同
三三	一八	三一	二九	二七	二七	二六	二四	二四	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三

第一	第二	第三	第四	第五	第六	第七	第八	第九	第十	第十一	第十二	第十三	第十四	第十五	第十六	第十七	第十八	第十九	第二十
青 第一上平	佳 第一上平	佳 第一上平	佳 第一上平	佳 第一上平	佳 第一上平	佳 第一上平	佳 第一上平	佳 第一上平	佳 第一上平	佳 第一上平	佳 第一上平	佳 第一上平	佳 第一上平	佳 第一上平	佳 第一上平	佳 第一上平	佳 第一上平	佳 第一上平	佳 第一上平
二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一
元 瓊 十三 同	寒 恒 十四 同	刪 山 十五 同	先 仙 一 同	元 瓊 十三 同	寒 恒 十四 同	刪 山 十五 同	先 仙 一 同	元 瓊 十三 同	寒 恒 十四 同	刪 山 十五 同	先 仙 一 同	元 瓊 十三 同	寒 恒 十四 同	刪 山 十五 同	先 仙 一 同	元 瓊 十三 同	寒 恒 十四 同	刪 山 十五 同	先 仙 一 同
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十
鐵 欄 十六 同	震 棟 十九 同	震 棟 十九 同	震 棟 十九 同	震 棟 十九 同	震 棟 十九 同	震 棟 十九 同	震 棟 十九 同	震 棟 十九 同	震 棟 十九 同	震 棟 十九 同	震 棟 十九 同	震 棟 十九 同	震 棟 十九 同	震 棟 十九 同	震 棟 十九 同	震 棟 十九 同	震 棟 十九 同	震 棟 十九 同	震 棟 十九 同
三三	一八	三一	二九	二七	二七	二六	二四	二四	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三

第一	第二	第三	第四	第五	第六	第七	第八	第九	第十
沃 第一上平	覺 第一上平	覺 第一上平	覺 第一上平	覺 第一上平	覺 第一上平	覺 第一上平	覺 第一上平	覺 第一上平	覺 第一上平
六二	六三	六三	六三	六三	六三	六三	六三	六三	六三
元 瓊 十三 同	寒 恒 十四 同	刪 山 十五 同	先 仙 一 同	元 瓊 十三 同	寒 恒 十四 同	刪 山 十五 同	先 仙 一 同	元 瓊 十三 同	寒 恒 十四 同
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
鐵 欄 十六 同	震 棟 十九 同	震 棟 十九 同	震 棟 十九 同	震 棟 十九 同	震 棟 十九 同	震 棟 十九 同	震 棟 十九 同	震 棟 十九 同	震 棟 十九 同
三三	一八	三一	二九	二七	二七	二六	二四	二四	二三

右各部門（乾坤門—時候門—）は白文に彫つてゐます。一號活字大と其の下の三號活字大だけが「聚分韻略」の版で、其の外の朱字及び墨書の片假名は、全部舊藏家の御手抄であります。卷末に豪覺といふ墨書がありますが、斯の人の御手抄では無いと考へます。「聚分韻略」の原書と、今小生の机上にある「聚分韻略」とは異なるものでありませう。然かし、全くの「別物」ではありませぬ。序文によりませう。嘉元丙午仲春上澣とありますから、今を距る六百三十年で、享祿三年即其二百四十四年後に出来てゐます。後年宥圓といふ御仁が原書に據つて、三重の様式に改めた爲に「作者」として、責に任じてるので無いでせうか。次に序の全部を掲げませう。

有客從容謂余曰韶切之書其作多矣只以聲響不以品彙爲樞以故每有編看大率望洋而向若竊聞公靜慮之餘挾閩肆之術願令我知津焉余聞客語長吁而言吾昔志于學也懷斯感矣無人之解而已今吾廢于學倦于文何以利子乎哉然以吾昔之感測子今之懸耳子姑待

之吾其有日矣客退而乃傳考韻篇纂布隊類分爲五卷象于五行也哉爲十二門象于四序也已而書成客曰二六之數其說如何余曰夫風雨雪霜皆天也山川宮室皆地也至于所郡國沙石灰塵莫不書載者蓋取諸乾坤門運春秋而成年累晦朔而爲月古今朝暮陰霽于支莫不畢見者蓋取諸時候門形於上者日月星辰也形下者人獸蟲鳥也姓名官黨之品也戎狄單旅之區也莫不命舉者蓋取諸氣形門耳目之排顏股肱之翼體也毛髮與涕唾羽翎及角牙莫不咸存者蓋取諸支體門歌舞開宴漁獵爲嬉講習詩書爭賭博塞何特吾人而已乎哉飛鳴走吼者禽獸之事也游泳物宰者蟲魚之事也坐立動止之儀官婚祭喪之禮無不併括者蓋取諸態藝門滂澆而開蔬耕耘而成穀待雨露自茂經霜雪不凋果蠃菜樵枝葩株栢莫不兼收者蓋取諸生植門味于口爲食御于身爲服類緒之環軸也精蠶之龜蠟也莫不皆包者蓋取諸食服門混而爲財散爲器動而適用收而歸資膠漆之在塗糊也金玉之於莊飾也莫不共著者蓋取諸



(三十第版圖) 像尊王仁の寺善長

一りよ置位の下モは今、觀二像石王仁たつごてつ立に長寺善長。すとりあて氏耶人直上并は主地の今。るゐてれさ移に北翁丁

仁王尊像背文
(圖版第十四)
長善寺址の仁王様の背文、享保十一四年壬午六月廿一日春寄進二王二林爲二觀菩提也長善十七世徳有とある。



器財門歸藏之殊彩燈炬之分光燦燦之明紅紫之色莫不備含者蓋取諸光彩門一生二而萬物出焉錙銖而千鈞成焉寸尺之差毫釐之異莫不俱列者蓋取諸數量門上之十門皆有黨伍今復摭摭而讀虛者以爲兩部讀而虛者有單而可押有複而可用所以後之二門之重建也凡五行之動不過一歲割于五之判十二也有以耳矣抑又態藝之中或通虛押食服之裏歸自器財而皆自科審訂涇渭分矣字有異訓義又從之牽于義趨于類所吾不制子其熟之母容易焉客又請曰公願爲之名爲之序余慨然而曰子既以撰纂煩吾也重以序之與名何哉而易之有云方以類聚物以群分茲書之作其殆庶幾焉可謂聚分韻略若夫者序不可更別有吾適聞爲子所言之者足以蔽子之請因而書之
嘉元丙午仲春上澗河車是關師鍊序。

斯の書の作者、宥圓と申す御方が分りません『聚分韻略』を『三重韻』に改造された程でありますから、師鍊以上で無くても師鍊に近い御方であつたとおもひます。さうして、其の宥圓師が口授して、秀篤師が筆録した爲に『筆者秀篤』と書いたのでありませう。

初め版下を書かれたのでは無いかとおもひました。版下は他の類本と較べて一頭地を抽いてゐます『版下書き』などいふ職人の出来ない時でせうから、いづれは其の道の御方とは思ひましたが『蒼淵』とでもいふべきものがあり、正楷には珍しく、氣韻の人に驚するを覺へます。

刊記は『享祿庚子刻梓日陽眞幸院』とのみでありますから、出版者は知れませんが、右の『碧巖錄』には、秀篤師自ら『長善寺僧』と書かれ、他の記録には既記の如く『宗江院第四世住持』となつてゐます。

『享祿』が『享祿』に成つてゐるのも誤記であり『庚子』も『庚寅』の誤記であると思つてよろしいから、年代は再検討する要も無いと思ひますが、斯の書の上梓された時は、秀篤師は既に遠く遷化されてゐたのであります。

『長善寺版巖錄』の上梓された時、秀篤師が御在世であつたかドウか、ソレを確實にす可き記載を見ませんが、ソレでも秀篤師に上梓の御意向のあつた事、及び其の仕事の御運びになつた事等は、刊記に據つてハッキリと分ります。

今の言葉で申せば『碧巖錄』の發行人は秀篤師で、出資者は久兼公であります。さういふ風に斯の『聚分韻略』も作者、筆者上梓者、出資者といふやうに、さうした人々を尋求せねばなりません。ソレが漠としてゐるのであります。二十年や三十年の間ならば、御長命であつたらうと考へたり『御存生の事實』を旁證すべき記載もやと搜がしませうが、應永十七年以後

としますと、正長、永享、嘉吉、文安、寶徳、享徳、康正、長祿、寛正、文正、應仁、文明、長享、延徳、明應、文龜、永正
大永といふやうに百十餘年を経てゐます。

故に『聚分韻略』は、應永年中にホッ／＼淨書して遺されたものでありませう。さうしてツレを後年、長善寺第何世（或は宗
江院第何世）か上梓したので無いでせうか。

宥圓と申される御方は師練の『聚分韻略』を基礎に改造して出したものらしい。さうして、世に其れを『三重韻』と呼ぶのは
『日向版』から初まつたのであると思ひます。随つて書史の類に『聚分韻略』と書いてあるのは少々おかしい。
是れは『聚分韻略』の日向版を世に三重韻と呼ぶ」と書くのがホントであると存じます。

『舊刊影譜』に斯の書の圖版が出てゐますが、全く同一であります。内閣文庫の御蔵であります。其『作者宥圓』に就ては「作
者宥圓筆者秀篤と刻せる『作者』は三重韻の編纂に若干手を加へたるの意なる可し」とありますが、小生の存じよりでは「若
手」で無く組織を更へたのは全部宥圓である。『若干である事の立證の無い限りは』左様に思ふてもよきは無いか。天文
八年刊の『三韻一覽』のやうなものもあるのですから、宥圓の『創意』もあるとはいへないでせうか。

又曰く『本書の版本江戸末期に殘存せしは、屋代弘賢收蔵の一本（當時現存の板本に據り其の首尾のみ摺刷せしもの、安田文
庫現蔵）にても知らる云々』

この外には、文明十三年刊のが帝國圖書館に、東洋文庫に、明應二年刊のか内閣文庫に、東洋文庫に、永正元年刊のが帝國圖
書館に、天文八年刊、二十三年刊が東洋文庫にある（『舊刊影譜』と承はります）。

森潤三郎氏の古書閑談（『書物展望』第二卷第十一號）『聚分韻略刊行考』に次のやうな記載があります。

『聚分韻略』は初に嘉元丙午（四年に當りその十二月十四日改元して徳治元年とす）師練の自序があり、時に年二十九、卷末
に寧一山の跋を附し、應永以來數回の刊本がある。

京都府立圖書館の所蔵本二部の内、一部は半紙版で、刊年は無いが、紙質印刷は室町時代と見られる。その卷末に正徳四年隱
華堂と號する人の書いたのが、三枚綴ち添へてあつて『韻略』及び『三重韻』の事に就いて、參考になるから左に掲げる。

韻切之書、其類多矣、其中廣韻、禮部韻、能集又能注、依之古來韻學者、常携兩書、不離座右、爲述作製詩之據、然其書分

聚分韻略序（圖版第十五）

各村番の御蔵本です。師練の序及び目錄の一部。



韻爲四、離卷成五、初學之人、欲正一字、卷韻多岐、非無亡
羊之憂矣、嘉元中河東關師、取要略注分十二門、攝文字類、
爲一冊小本名『聚分韻略』元僧一山有跋、行于世、先輩後學
皆悅其書略而盡義、各携一卷、蒙關師惠、厥後又有人、四聲
之中、平上去三、合其音韻同響之字、重成一所、分離入聲、
別成一科、於是『三重韻』之名、初顯、編素又皆悅此省略、
猶梓行于世、間三重之集成有本據耶、答是全本韻鏡、韻鏡爲
四重、然和邦之音、入聲不同響、因爲別一科者也、支那生緣
之人、字音四聲、不習學、自響于口中、依之韻學自然成安然
尙近來明人、携詩韻之小冊、生和邦者學得和四聲、動俱其韻
尤此書難離座右云、皆正徳第四龍集甲午仲秋日跋于隱華堂。
以上で『三重韻』の由來は分りましたが、モトの『韻略』の作
者は誰でありませうか『韻略刊行考』には左の如く見えます
京都京福寺の虎關師練が嘉元四年に編した『聚分韻略』は、
甚だ行はれた書籍で別名を『三重韻』とも云ふ。
師練は弘安元年四月に生れ、貞和二年七月世齡六十九、法臘
六十で寂した名僧である。
壯年の頃鎌倉建長寺で寧一山に會し、儒釋古今の書に就いて
談論した後で、一山から日本高僧の事蹟を問はれたところが
師練の知らぬ者が多かつたから、大に慚服し、遍ねく國史、
雜記等を涉獵して『元享釋書』三十卷を著はした。

文明十三年に『大學章句』を開版した薩州鹿兒島の伊地知重貞及び天文十九年に『四體千字文』を開版した日向田島庄の人弓削々雲の如きも、同じく民間文學の普及に貢献したものである。(日本刊書の沿革略)

今大内版と稱せられて居る六種を検するに『三重韻』(聚分韻略)には、天文八年大内義隆開版の跋文があり、其の中に『乃復命工新其刊矣』の句があるのを見て、山口版であることが知れる云々。

桂庵の鼓吹によつて、薩南の文化が俄かに高まつたので、隨つて各種の圖書が領内各地で刊行された。享祿三年版『聚分韻略』(天文十九年版『四體千字文』等)は其の一部に過ぎない云々。

當時漢籍開版地として堺に次ぐものは鹿兒島であつた。文明版『聚分韻略』が薩摩版中、最も先に出たものであるといふ説があるけれども(耳敏川)確かなことは判らない云々。(圖書學概論)

三重韻に虎關の序あれども、虎關の時は『聚分韻略』と名づけて、韻を三段に重ねず。天野氏の藏むる所の古板の『聚分韻略』をみれば、十二門を立て、五卷となし、虎關自筆の序、寧一山自筆の跋あり、同人の藏むる享祿庚寅の年刊する『聚分韻略』は(三重韻)の如く、韻を重ねて、跋に、作者宥圓、筆者秀篤とあり、是簡便にとりて、宥圓始めて『聚分韻略』の韻を、三段に重ねたるによりて『作者宥圓』と記したりと見えたり。同人の藏むる朝鮮本の『韻略』と云ふ一冊の書を見れば『三重韻』の如く、韻を重ねて、十二門を立てず、宥圓『韻略』によりて『聚分韻略』の韻を重ねたりと見えたり。(昆陽録漫)

三重韻一冊

三重一覽、實於世之書也、凡於遊藝工於詞之士、未嘗無取焉、信手開卷、三聲之字、條次於一紙之上、平仄之異、粲然於一

目之中、古之人、五行俱下十行並下之説、未必有謬、此不亦快乎、余平素、有意於勸人善之、故不待其桐梓之朽腐、乃復命工、新其刊矣、庶爲是州題本乎、然而小其字於舊板、冊子亦短其紙、蓋所以備於勸于熟覽者之、藏於巾箱携於袖間也、若夫與舊本、同施敷於世、光飾藝苑、潤色詞林、則所謂經寸之珠、不失實於其形之小者也矣。

時天文八年己亥春三月 日

正四位下太宰大貳兼兵部權大輔周防介臣多々良朝臣義隆 (日本古刻書史)

聚分韻略刊記(圖版第十六)

巻末の半葉です。日陽真幸院に日向マサキノキンの酒であります。

明物察倫聖賢之爭也、鍊公是書門分類悉
閱者因門以明物因類以察倫使物理昭然
理既明則聖賢可踐其於學者豈小補哉雖
吾佛主要肯離文字言說之相具眼者能明
於文字言說之外乃符著述之道苟泥於文
言說不唯昧著述之術抑亦於聖賢之爭絕
矣學者識之德治下未季秋晦日一山使一
謾書其後

作者宥圓
筆者秀篤

亨祿庚寅刻梓
日陽真幸院

『韻略』の作者は誰でありませうか、右『刊行考』には左の如く見えます。

京都京福寺の虎關師鍊が嘉元四年に編した『聚分韻略』は、甚だ行はれた書籍で別名を『三重韻』とも云ふ。師鍊は弘安元年四月に生れ、貞和二年七月世齡六十九、法臘六十で寂した名僧である。壯年の頃、鎌倉建長寺で寧一山に會し儒釋古今の書に就いて談論した後で、一山から日本高僧の事蹟を問はれたところが、師鍊の知らぬ者が多かつたから、大に慚服し、遍ねく國史、雜記等を涉獵して、『元享釋書』三十卷を著した。

その他『佛語心論』十八卷、『十禪支錄』三卷、『禪餘或問』、『禪儀外文』各二卷、『聚分韻略』五卷、『禪戒規』、『正修論』各一卷を著し、又文集二十卷あつて、『濟北集』と名づけ、共に皆世に行はれた。

其の頃、飯野邊は、イクサばかりやつてゐたのであります。勝つても永續性が無く、一敗又起つといふ風でありましたが、大永八年八月に、享祿元年と成り、其の五年七月に、天文元年と成つてゐますが、其の年の冬十一月、北原民部少輔兼孝は、伊東氏と戦ひ、又同五年、肝屬氏と戦ひ、軍敗れて眞幸に退いた事の記載がありますから、斯の『聚分韻略』の出版された頃のマサキノキンの領主は、ヤハリ北原氏で、第六世兼孝公であつたとおもひます。

長善寺の第何世かが上梓者であるにせよ、宗江院の第何世かが上梓者であるにせよ、領主は時に會ひ、所を得てゐられたのであります。やはり北原氏の治下に於る出版であり、マサキノキン時代の飯野城に於る輝ける事業の一つであると存じます。

斯の『聚分韻略』に就て、中央の某氏の來示には「右眞幸院は、今大隅に屬し、般若寺、村上天皇御創建、谷昌啓の手紙により判明の由」とあり『印刷文明史』(二三四九)には次の通り記載してゐますから、斯の『日向文獻史料』に於て、初めて眞實を書き得た事に成り、今更に又谷村翁に對する感謝の情が湧くのであります。

『聚分韻略』は(文明十三年より)四十九年後の享祿三年に日向の眞幸院に於ても開版された。卷末に作者有圓、筆者秀篤とあり、文明版と同位置に、享祿庚寅刻梓日陽眞幸院とあり、その下に、奥州和賀郡薩州下向之砌永傳附與之と書し、欄外に、元龜二季初春之上旬、般若寺別當坊惠瑜とある。奥州云々と元龜云々は行書の同筆なるも、勿論後に書きたるものである。

思ふに、眞幸院は、今の鹿兒島縣始良郡吉松と宮崎縣西諸縣郡眞幸、加久藤、飯野の四箇村の總稱なれば、この四ヶ村の内

何れの地で上梓されしか詳かでない。前記の耳敏川にある文明版が吉松郷の般若寺に於て發見されたること及び享祿版の卷末に『般若寺別當坊惠瑜』とある點等を綜合して推察すれば、上梓の場所は恐らく般若寺ならんか。般若寺は往昔、日向山九品院と稱する大寺であり、此地は觀應年中、足利尊氏が薩摩に入りし時、滯陣せし所と傳へらる。また永傳が奥州和賀郡より下向して、此寺に留りしと云へば、この地は夙くより出版の如き文化事業の行はるゝ素地のありしことと思はれる。

右のやうに『後に書きたるもの』と見てゐて、其れを證據に『般若寺上梓』にしてしまひ、且つ般若寺の『日向山』を『日向國』に持つて來たのは無理であります。何れにしても危い事でありましたが、次の記載(同書一三〇四)は確實でありませう。文明十八年には、美濃國にて、豊大機なるものが『聚分韻略』五冊を刊行した『聚分韻略』は、室町時代以後、徳川時代を通じて、屢々刊行され、室町時代に於ては、應永十九年に京都の靈源院、文明十三年に薩摩の宗藝、明應二年に周防の眞樂軒、永正元年に京都の教海、享祿三年に日向の眞幸院、天文八年に周防の大内義隆、天文二十三年に駿河の富士善得寺樂全軒建乘寺によりて刊行された。この外、刊行年代不明のものも澤山あれば、各地に於て、如何に盛んに發行されしかを察することが出来る云々。

佐土原に於て上梓せる四體千字文

天文十九年は昭和九年を距ること三百八十六年。佐土原は田島莊の中央部であります。伊東義祐が威武を振はせてゐた頃、一藝一材の士が全國から集まつたといふのであります。

斯の『四體千字文』は、また手に入りませんが、ソレらしい無刊記の古版二種を得ております。斯の『四體千字文』の佐土原版に就て『訪書餘録』『日本古刊書目』『日本古刻書史』に次のやうに録してゐます。

夫附言増廣古文眞草行凡四千字爲童蒙合他力刻諸梓以傳世矣

紫陽日州田島莊 弓削雅樂入道 雲居士謹置

此の外、諸書に散見します。實物を手にして書かれたのは少いらしく、随つて一葉の撮影を願ふことも今ではむづかしく成つてゐますが、日本全國の、どこかには、一本ぐらゐは遺つてゐるやうなものであります。我が谷村翁は日向のために探がしてゐて下さるのでありますから、意外に早く、拜見することが出来るかも知れません。

莊園制度に就て書くことは、本書の目的に適ひませんが『四體千字文』上梓の地『田島莊』の其の頃を知る爲には、一柱の回顧は止むを得ません。日向にも莊園が可なり多かつた。其の内での『田島莊』は、今の宮崎縣宮崎郡佐土原町と廣瀬村とを合せた地域であつたらしい。賴朝が工藤祐經（飯肥藩主伊東氏の祖）に與へた采地は、建久三年までに三十三箇所に及び其の内『田島三十町』とあります。

外に『田島莊の四十餘町』がある。ソレは八條院様の御領であります。八條院様と申上げますは、鳥羽天皇の皇女璋子の御方におはし、薨去の後、御領は官地に復つてゐました。祐經歿後、祐經の子祐持が日向の地頭となつた時、右八條院様の御領であつた四十餘町をも併せ受けております。

祐時は日向には來ないで、四男の七郎左衛門祐明といふ人を『田島莊』に遣はしたのであります。祐明は今の佐土原町字田島に城を築いて居り、土地の人は『田島ごん』と呼びました。今『ふるじやう』（古城）といつてゐる方が、それでありませう。



(七十第版圖)城原土佐

。跡遺の中華文天たつなご心中の化文の向日城在祐義東伊

其の後、祐次、祐是、祐聰、祐直、祐武、祐世、休祐迄八世は『田島ごん』で榮えましたが、第四世祐聰は名刹大光寺を創建してあります。大光寺の後の山（百貫地）に『田島ごんの墓』といふのがあります。大小八基の寶塔形のものであります。一方が甍になつてゐる爲め、全景が出来ず、大型のを主に、部分の撮影に止めましたが、向つて左から見まして、第一のは蓋が方二尺四寸、高さ五尺三寸、中央は方二尺二寸、高さ五尺、次のは方一尺九寸、高さ五尺七寸、其の他は小さくもあり、完き形を遺してゐません。

其の後、伊東氏が代つて、祐亮、祐國、尹祐といふやうに、相繼いで『田島莊』を治めてゐましたが、天文の初め頃（昭和九年を距る約四百年）は、伊東氏第十五世義祐の代であります。佐土原に城を築いて（今佐土原城址といふ）そこに居りましたが、天文六年、城中火を失し、城樓館廊悉く烏有に歸し、義祐は池内城に移つたのであります。『池内城』は『宮崎城』ともいひます。宮崎市大宮村字池内に今、城址があります。義祐は其の池内城に於て、佐土原城を再建した。それは天文十一年か十二年であつたらしい。義祐に就ては『日向地誌』の記載を借用しませう。

天文五年丙申、祐持十世の孫義祐、家督を受く。時に郡於郡城兵燹に據せし際なれば義祐は此の城に居れり。明る六年丁酉十二月二十二日、此城に失火あり、城中宅舎悉皆延焼す。故に義祐宮崎城に移住す。其後、此城に遷住せし年月詳ならず。されども、蓋し天文十一年の頃なるべし。

義祐、性傲者にして、一時兵を強ふし、武庫を近國に置ひければ、凡一材一藝の士より、農工商の徒に至るまで、四方より編集し、郊外市中も無字無比し、鶴鳴街

此相聞四境に達する最況なり古傳記にも見えたれば、當時都於郡より佐土原に達なり、靈驛の一大城下なるべし。都於郡は伊東氏の本城なれども、義祐は始終佐土原城に居れり。

斯く其の頃の『田島莊』は、都於郡（兒湯郡の内）と佐土原と相連なり、日向の文化の中心に成つてゐて『一材一藝の士が四方より輻輳し』てゐたのでありますから、斯の『四體千字文』を上梓する程の篤志好學の人も生まれきた譯であるとなづかれるのであります。尙ほ『伊東氏世系』によりますと、其の第十五世が此の義祐であります『金拍公』（伊東義祐）の一節を録しませう。

金拍公

義祐は義祐、初めの諱は祐清、通稱は六郎五郎、幼名は虎熊丸、大用公（第十二世諱伊祐）の第二庶子。母は福永氏、正五位より從三位に累進し、大膳大夫に任ぜらる。天文十三年八月五日卒す年七十三。

盛衰常無き時代の事でありますから、さしもの義祐も島津氏との戦いに散々の敗をとり、どうく天正五年、身をもつて豊後に通がれたのでありますが、斯の『四體千字文』の上梓（天文十九年）の頃は、まだ威武を振はせてゐる頃でありますから、上梓にも間接には關係があつたらうと思ひます。

上梓の頃の領主は、義祐に相違ありませんが、上梓者の弓削雅樂がわかりませんが、佐土原町字上田島の大光寺（前記）を御訪問申した譯であります。同寺に舊記の類が多い。幾らかは散佚しておりますが『大光寺由来』と題する一冊を先づ拜見いたしましたのであります。此の書は、美濃判の青線標紙で、題簽の傍に『綴壹卷』と誌し、其の内に、次の如く書いてあります。



(八十第版圖) 墓のんご島田

島田は人の地土、がすて碑墓の名無るめに觀山の内境の寺光大、すまゐてついと墓のんご

七寶山祖航庵

大光寺廿五世一了和尚開基三十七世雄山和尚再中興 上田島村

此の『祖航庵』は大光寺塔中の一院であります『田島莊』時代から今日迄弓削氏の命日は、大光寺の過去帳の『祖航庵』の部に録されてゐる。

祖航叔公居士

永祿八乙丑十一月

弓削氏元祖

これだけでは物に成りませんから、御老僧の御案内を願ひ、後の山（百貫地）の御墓に參つたのであります。緩勾配を登ること百五十餘歩、老松の下に導かれましたが、そこに平扁な自然石の高さ二尺ばかりの一基があり表面に次の通り刻つてあります。

永祿八乙酉十一月三十日

祖航叔公居士

賀仙慶公大姉位

同四年辛酉八月十五日

裏面には『百貫地元祖俗名弓削筑前』とあります。斯の『百貫地元祖』といふのは、筑前といふ人が、豊かな家であつたと覺ばしく、錢百貫を出だし、一帯の地帯を買ひ、大光寺に寄附したといふ事の義であると傳へます。其の過去帳には『二十九日』の部にあるのに、碑面には三十日とあります。其の過去帳には『二十九日』の部にあるのに、碑面には三十日とあります。其の過去帳には『二十九日』の部にあるのに、碑面には三十日とあります。

ますから、御尋ね申しましたところ、御老僧は『過去帳のは死んだ日で、碑面のは葬儀の日である』といはれました。永祿八年は、昭和九年を距ること三百七十年であります。斯の書の上梓は天文十九年で昭和九年を距ること三百八十六年、其の差僅に十五年でありますから、筑前といふ人が上梓者で無いにしても、天文十九年には生きてゐた御方であり、御同姓でも



(九十第版圖) 門正寺光大

すまゐてついと墓のんご

ありますから、全くの無関係では無いと考へたのであります。親子か、親戚か、兄弟か、従兄弟か、本家、別家の間柄か、それを調べます爲に、日を更め、方途を擧げて、度々出掛けたものであります。宮崎郡木花、清武、宮崎、南那珂郡飯肥等々の弓削氏を歴訪しました。いづれも手掛りが無く、空しく年を過ごしてゐましたが、やはり「田島莊」の佐土原に復る氣に成り、再び大光寺を御たづねして、佐土原町學事主任長友翁の御助力により、同町字佐賀利の弓削氏を突き止めた譯であります。

三回目に主人新翁に御會ひしました。翁は別家の弓削氏に生まれ、長じて後、本家の弓削氏（市之允）を繼いだのであることがわかり、其の本家といふのが、右百貫地元祖弓削筑前の御家であります。

御系圖の一部の末の方の記載によつて、こゝに初めて「四體千字文」の上梓者弓削入道雲居士といふ御人は、弓削五郎大膳亮の三世の孫であることが知れた。さうして小生の存じよりの如く、弓削治部左衛門の三男、百貫地元祖弓削筑前の弟で、法名（恕信、傳譽）までわかつた譯であります。

弓削氏の本家は、明治になつて仕合せが悪く、家道も衰へてゆくばかり、さうして市之允翁に嗣子が無い爲に、別家の龜太郎（即ち新翁）を養嗣子としたのであります。左様な次第で、新翁が本家を繼いだ後、系圖を編制したのであるといひます。もとの系圖は、明治の初め頃に亡失したのであります。系圖の末に次の如き識語があります。佐土原藩主島津家の偏修の一人だつた竹下雄一郎翁が書いたものである。

記者云、先是、弓削氏、雖有家之系譜、明治戊辰之頃、一時家流落、而其書類紛亂、遂到不知其處、可勝歎哉、因及當主新之代、奮然、問之古老、糾之于寺院、墓碑之

地、同家之所、無處不搜索、晝日、始作本支兩家之系圖、然而尙有不慊于意者、欲漸將尋求之也耳。

明治廿六年十二月吉日

廣瀬人 竹 雄 謹識

尙は斯の雅樂といふ御人の生ひ立ちや、問歴や、御墓などを探査いたしませうが、斯の書の刊記に「謹置」とあり「入道」ともありますから、多分大光寺か祖航庵かに遺したものであり、或は大光寺か祖航庵かの客僧格では無かつたかと存じます。又「合他力」とありまして、實兄筑前は百貫地を買ひ入れて、大光寺に寄附した程の資力もあり、信仰もあつた人であり、また浄財によつて、上梓したのであると思ひます。

梁の周興嗣撰す、興嗣、字は兒纂、世々姑孰に居る、梁の天監の初、散侍郎に累進し、又給事中に遷りて、國史を撰ぶことを佐けたり。四言古詩二百五十句、凡て一千字、故に千字文といふ、此千字は周興嗣が魏の鍾繇の千字文を韻に遊ひ次第せしものなり、初め晉の武帝、魏の後を承け、路州城に在りしとき、大夫鍾繇千字文を造り之を上る、帝愛して手より離さず、宋の文帝、武帝に嗣ぎ、晉の後を承くるに及び、其の書庫を



(一十二第版圖) 墓の前筑削弓
ノの祖元地買百兩所、墓の妻夫兄の雲×削弓
すまりあて

開き、中に千字文を得たり、然れども其次第損失して辨す可らず、是れ蓋し晉か丹陽に移る時雨に濡されたるを以てなり。因て文帝は右將軍王羲之をして次韻せしめしに、遂に得ず、齊の朝亦之を次韻するもの無し、梁の武帝位を承け、乃ち周興嗣に命じて次韻せしめ、此篇を得たりといふ、是れ梁の李暹が集注千字文に稱する所なり。然れども、魏志鍾繇傳を案するに、繇は大和四年に薨す、即ち魏の文帝、明帝の時の人にして、晉武帝即位の奉始元年より三十六年前已に薨じたるなり、惡ぞ晉武帝の朝之を上ることを得んや、恐らくは後人が鍾繇の千字文を取りて之を上れるな



(十二第版圖) 部一の圖系氏削弓
すまりあて人たれま生に利親佐町原土佐は雲×削弓たし梓上を文字千體四て於に原土佐

らむ、李暹の言は誤あるに似たり。
 周興嗣一たび鍾繇の詩を次韻してより大に世に行はれ、歴代の書家多くは之を書するに諸體の字様を以てするに至れり。繇の千字文が我國に渡來したるは、古來傳へて應神天皇十六年即ち西晉の武帝太康六年と爲せども、三國史記、東國通鑑等に據るに、仁徳天皇の末年と爲さる可らざるが如し、乃ち其周興嗣が次韻以前のものたること明瞭なり。
 興嗣次韻の千字文、亦王朝に在りて己に渡來せることは藤原佐世の日本國見在書目錄に李暹注千字文を著録せるに見て明なり、其後傳へて書家に用ひられ、現今尙多く習字帖として行はる。其體は漢人の四言より來る、千字中一字の重複無きは頗る用力の工を觀るに足れり、然れども四言は遂に之よりして微なり但々其述ぶる所、宇宙より微物に至る細大洪纖、網羅せざるなし、宣哉、後人小學の資に供するや（漢籍解題）
 昭和九年に入つて、東京淺倉屋御主人は「四體千字文」一冊を御示し下さつた。刊記はありませんが、古味の饒かなもので、何だか日向版のやうな氣がします。市來氏を通じて、中央學界の葉先覺の御品藻を請ひましたところ、慶長も末頃のものだといふ御鑑定であります。日向版の天文十九年とは七十餘年の「ひらき」に成ります。其の後入手の「四體千字文」に較べますと、殆ど同版のやうに見えますが、後には卷末に「正保二」^乙「孟冬下旬」^丙「昭和九年を距る二百九十二年」と刻してあります。尙ほ「四體千字文」を弘く比照することに努め、且つ心永く、之を求めるところにしませう。天正二年刊のが東洋文庫にあり、「舊刊景譜」（圖版一三七、一三八）に出ておりますが、書風が似て陰刻であります。右の正保版とは第一葉の様相が違つてゐます。

島津家傳來の建久圖田帳

「建久圖田帳」は建久年間、島津家にあつた寫本であります。建久八年は昭和九年を距る七百四十年、それが明治十四年まで世に知られずにあつたのであります。其の頃の鹿兒島藩の圖田帳であります。「史籍集覽」（第二十七冊新加書、雜類）の内にありますが「薩摩國」の部の終りのところに次の文があります。

右件圖田注文去文治年中之比依豐後冠者謀叛被亂逆之間被引失畢仍大略注進如件。

建久八年六月 日

權掾藤原朝臣在判 權掾伴在判 大目大藏在判 權大前在判 目代右馬允藤原在判

建武元年八月廿四日 ^{巳時許} 於京都綾小路鳥丸面西類宿因交點了、筆者沙彌光祐。

「大隅國」の部の終りのところに次の文があります。

右件惣田數任御教書之旨注進如件

建久八年六月 日

大判官代藤原 諸司檢校散位大中臣在判 田所散位建部宿禰在判 稅所散位藤原朝臣在判

目代源在判

右今年去五月廿二日守護所^{六月}到來併（傳クカ）欲任鎌倉殿御教書旨在廳參上注進當國內郡郷在蘭并寺社庄園田數同本家領所及地頭政所辨濟使交名事牒今年四月十五日御教書到來九州之内一國其國案内候在廳ニ仰付國惣田庄公可令注進給也其施（地カ）幾其内庄分公領分各幾計可被注進也且又次第郡立候庄公可令分注載給也地頭者自是補任之所國無隱知歟且是不補給地頭其可被注候也以宮國之方地頭中又政所辨濟使何候歟計懸紙各神妙可注給也自是地頭補任不令補給之所知食又誰人何出來時分明爲知食也仰旨如此仍執達如件者當國內之郡郷田數庄園田數并本家領家預所及地頭政所辨濟使等交名任御教書旨在廳參上令差別子細具可破損也大事急速之御下知也更不可在延息也久 如件以讓之者任御讓之狀進言上如件。

建久八年潤七月 日

權大掾伴 權介清原 權介藤原 權介藤原 權介伴 權介小野氏祐 權介大中臣 權介平 權大中臣 權介大神 權介藤原朝臣 權介秦惟康 權介大中臣朝臣爲則 權介惟宗朝臣

大隅國注進御家人交名等事

國方
稅所篤用 田所宗房 曾野郡司篤守 小川郡司宗房 加治木郡司吉平 帖佐郡司高助 修行清俊 東郷郡司時房 河俣新
太夫篤頼 佐多新太夫高清 彌三太夫近遠 彌寢郡司 欠

宮方
政所守平 長太夫清道 源太夫利家 修理所爲宗 權政所良清 栗野郡司守綱 脇本六郎太夫正平 太郎太夫清直 六郎
大夫爲清 彌太郎太夫種之 島四郎近延 始良平太夫良門 修行太夫助平 新太夫宗房 彌二郎貫首友宗 三郎太夫近直
右件御家人爲上覽各交名大略注進如件

建久九年三月十三日
右者前々御用付差上置申候處去年依燒失寫仕置候者今度差上可申旨被仰渡候間如此御座候 以上
丑二月廿五日
司檢校大中臣時房 田所檢校建部宗房 稅所檢校藤原篤用
宮内 隈元治左衛門

其の次が「日向國」の部であります。終のところには次のやうに誌されてゐます。
時建久十四年三月、藤原親之氏、我内野郡ノ命ヲ奉テ、舊鹿兒島藩士候持高實地檢査トシテ、鹿兒島縣ニ到ルノ日、適々縣廳ニ於テ、此圖田帳ヲ見ル。是實ニ建
久年間、島津家ニ存スル所ノモノヨリ、蓋建久ハ今ヲ距ル約七百年、而シテ、此書ノ土地ノ事ニ關スルヲ以テ、之ヲ我地理局ニ存セバ、亦往昔ノ一斑ヲ窺フニ足
ランコトヲ思ヒ、乃チ書寫シテ歸ル。茲ニ編其事由ヲ概記シ、以テ他日ノ覽ニ供スト云爾。
明治十四年四月
右堂借寫并上欄別氏藏本一校了。
明治三十五年八月

日向國
注進國中寺社庄公惣圖田町
合田數八千六十四町
寺領田代二百三十八町

近 藤 圭 造

彌勒寺領百十五町
撞見三十五町 右臼杵郡内 領家八幡別當 地頭土持太郎信綱
富高三十町 右同郡内 領家同人 地頭同人
船曳五十町 右宮崎
郡内 領家同人
辨濟使法印不知實
名

安樂寺領六十三丁
馬關田庄五十丁 右
諸縣郡内 地頭須
江太郎不知實名
湯宮十三町 右兒湯
郡内 地頭平五
花藏院御領六十丁
國分寺田二十丁 右
兒湯郡内 地頭土
持太郎宣綱
法元寺田二十丁 右
同郡内 地頭同人
尼寺田十丁 右同郡内 地頭同人
安寧寺田十丁 右同郡内 地頭同人



(二十二第版圖) 錄目集文浦南
學園本日て人の郡南郡阿那南は尙和之文。表の業一第錄目
いさ下照參御を「集文浦南の尙和之文」すまりあて祖の

社領田代二千百六町
 宇佐宮領千九百十三町
 縣庄百三十丁 右臼杵郡内 地頭故勳藤原衛門尉不知實名
 富田庄八十丁 右同郡内 地頭同人
 岡富庄八十丁 右同郡内 辨濟使太郎宣綱
 多奴木田十丁 右同郡内 辨濟使宇佐大宮司公通宿禰俊家
 田島庄九十丁 右同郡内 地頭故勳藤原左衛門尉不知實名
 諸縣庄四百五十丁 右諸縣郡内 地頭同人
 高田深年村善後坊藏文字出云
 日向國諸縣郡内 辨濟使故宇佐宮司公通宿禰俊家
 廣原庄百丁 右那珂郡内 辨濟使七郎助綱
 新名瓜別府八十丁 右同郡 辨濟使土持太郎宣綱
 宮崎庄二百丁 右宮崎郡内 地頭前掃部頭殿
 伊東領、時結光寺
 調殿十六丁 右兒湯郡内 地頭同人
 鷹居別府四十丁 右那珂郡内 辨濟使宇藤二不知實名
 竹崎別府四十五丁 右同郡内 辨濟使宇田三郎不知實名
 渡別府五十丁 右同郡内 辨濟使宇田四郎不知實名
 瓜生野別府百丁 右宮崎郡内 辨濟使貞吉
 大墓別府二十丁 右同郡内 同人辨濟使
 細江別府廿五丁 右郡内 辨濟使藤二不知實名
 長崎(峯)別府卅丁 右郡内 辨濟使忠助



(三十二第版圖) 簽題書一外及童點伏單算餘老終
 〇いさ下照參御を「公樹政藤内の上史學數」すまりあて篇著大の主藩岡延

亥田別府三十丁 右諸縣郡内 辨濟使安本司不知實名
 伊佐保府三十丁 右同郡内 辨濟使僧靜運



(四十二第版圖) 跋集文浦南
 〇いさ下照參御を「集文浦南の尚和之文」すまりあて部全の文跋

妻萬宮領九十八丁
 清水社六十丁 右兒湯郡内 郡司國高
 江田社三十丁 右那珂郡内 辨濟使宗遠

高智尾社八丁 右臼杵郡内 土持太郎宣綱
福野宮神田廿五町 右兒湯郡内 執印宇三太夫保仲資

權門
八條女院御領國富庄田代千五百二町
一圓庄千三百八十二丁

加江田八十丁 右宮崎郡内 地頭平五 加納二百丁 右同郡内 地頭同人
大田百丁 右同郡内 地頭同人 國富本郷二百四十丁 右同郡内 土持太郎宣綱
左右恒久百丁 右同郡内 地頭平五 隈野八十丁 右同郡内 地頭同人

吉田三十丁 右同郡内 地頭同人 源藤六十丁 右同郡内 地頭同人
鏡洲六十丁 右同郡内 地頭同人 今泉三十丁 右同郡内 地頭土持太郎信綱
那珂二百丁 右那珂郡内 地頭同人 田島破四十丁 右那珂郡内 地頭同人
袋十五丁 右郡内 地頭同人 佐土原十五丁 右兒湯郡内 地頭同人
倍木三十丁 右同郡内 地頭同人 新田八十丁 右同郡内 地頭同人
下富田百三十丁 右同郡内 地頭同人
寄郡百二十丁

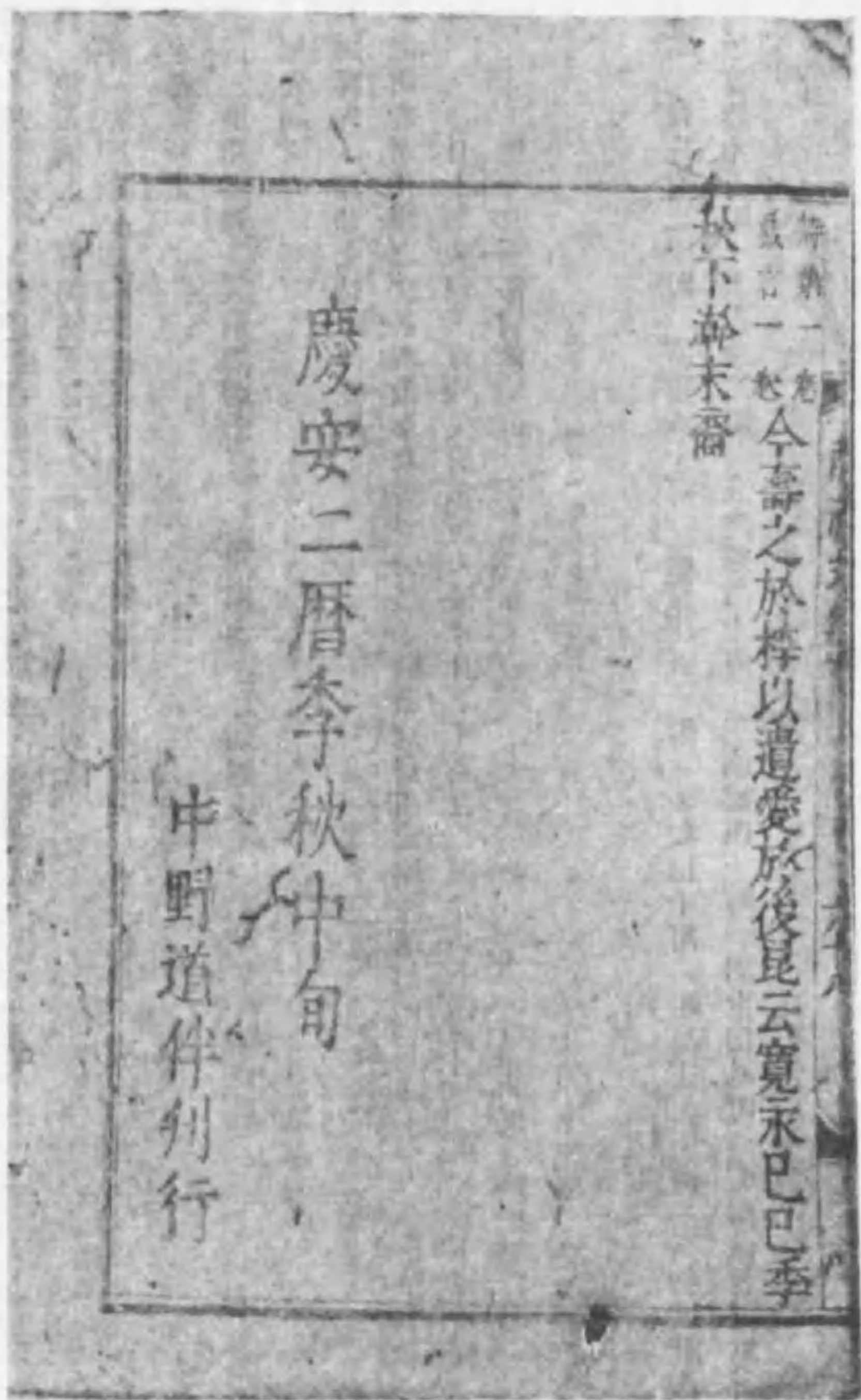
穂北郷七十丁 右同郡内 地頭同人 鹿野田郷五十丁 右同郡内 地頭同人
前濟院御領田代二百七十八町

平郡庄百丁 右同郡内 地頭預所右馬助殿廣時
藤太別庄二十丁 右同郡内 名主重直
久目田八丁 右同郡内 預所同人 沼官領地頭宇都宮所兼信房
都於郡百五十丁 右同郡内 預所同人 地頭土持太郎信綱

廿卷平家四巻圖波少將成經薩摩破磯島ニ流サレ條云役天室町舟引大山にて月影と日影と洩らす嶺々石眼を凌越日向國西の方島津の庄に普給ふ云々治承元年の事也
後年得傳公生レ玉ヘシ

殿下御領島津庄田代三千八百三十七町

一圓庄二千二十町
北郷三百丁 右諸縣
郡内 地頭忠久
中郷百八十丁 右郡
内 地頭同人
南中郷二百丁 右郡
内 地頭同人
救仁郷百六十丁 右
同郡内 地頭同人
財部郷百五十丁 右
同郡内 地頭同人
三侯院七百丁 右郡
内 地頭同人
島津破三百丁 右同
郡内 地頭同人
吉田庄三十丁 右(同
殿)郡内 地頭同人
寄郡千八百十七町
新名五十丁 右臼杵郡内 地頭掃部頭殿 浮目七十丁 右同郡内 地頭同人



(五十二第版圖) 記刊集文浦南

いさ下照參御を「集文浦南の命和之文」すまりあて記刊

已上田代九百七十七町

那珂郡内

廣原社百廿町 新名爪別府八十町 鷹居別府四十町 江田社三十町 那珂二百町 田島破四十町 袋十五町

已上田代六百廿町

諸縣郡内

馬關田庄五十町 諸縣庄四百五十町 衾田別府卅町 伊佐保別府卅町 北郷三百町 中郷百八十町 南中郷二百町 救仁郷百六十町 財部郷百五十町 三俣院七百町 島津破三百町 吉田庄三十町 穆佐院三百町 救仁院九十町 眞幸院三百廿町

已上田代三千二百九十町

宮崎郡内

船曳五十町 浮田庄三百町 宮崎庄三百町 瓜生野別府百町 大粟別府廿町 細江別府廿五町 長峰別府十七町 加江田八十町 加納二百町 大田百町 國富本郷二百四十町 左右恒久百町 隈野八十町 吉田三十町 源藤六十町 鏡洲六十町 今泉三十町 鉄肥北郷四百町 鉄肥南郷百十町 櫛間院三百町

已上田代二千六百二十町

惣八千八百八十町或八千四百三十町九段

應永廿八年二月二十七日

元祿二年己巳春二月望日書寫於官窓下

忠 敦

重 英

「史籍集覽」の此の巻は明治三十五年十二月の發行で、編輯者は其の頃既に古人だった近藤頼城首で相續人主道氏が校訂兼發行であり、發行所兼印刷所は東京市豊町區飯田町五丁目廿六番地近藤活版所であります。

不朽の大著書であります。先生博人の御氣象を以て、永遠に後の世に教を布かれるのであります。題簽には「纂訂」の二字を冠し、第一葉には「古風土記逸文」となつてゐますが、内容は精しい「纂訂」であり「論考」であります。

栗田先生の纂訂古風土記逸文

水色標紙の半紙本二巻、本文は三號活字と四號活字を主に、五號活字を註文に用ゐても極めて少い。序文は先生の御自筆を刻したものです。ソレによつても亦先生が博人の御氣象を以て、永久に後の世に教へやうとせられる事が分ります。「凡例」も普通の一ツ書きとは違ひ「風土記」といふものに就ての精しい御論考であり、御纂訂の上の御用意と御苦心の程が窺はれ、拜見してゐる内に、古道の顔色を照すものがあります。

御引用書の多い事は誰かが驚歎し「附録」の文獻集録に對しては、後學か齊しく感謝を奉げてゐるのであります。七寸八分に五寸三分、半葉十二行、行二十字、卷之上は四十葉、外に序三葉、凡例五葉、目次六葉。卷之下は三十葉であります。明治三十一年の上梓であります。今は容易に手に入りません。

纂訂古風土記逸文序

眞玉白玉は、世にうるはしきものなれども、その玉よりも、美はしく貴きあり、こがね白銀は、目かゞやく寶なれども、其こがねよりもすぐれて、まさる寶あり。今の世千載のむかしを知らむとするに、世々の御史あらすは、なにによりてか盛衰の故と忠邪正奸のあとを知るべき。又遠き國々の事を記せるふみなかりせば、いかで山川のありさま、土地のうつりかはりを知る事を得む。然るを、今にありて、古へを知り、近きに在て、遠きを辨ふるは、みな古今のふみによるものなれば、このふみこそは、誠に玉よりも貴く、こがねにも勝れる寶にはあるべけれ。おのれ十五歳の時に、始めて常陸風土記を見てより、次々に出雲、豊後、肥前、播磨の四風土記を得て、こよなき寶のふみ也けりと思ひて、日々に見まされりつゝ、歴史の大きなるたすけとなるべきものは、此ふみにしくものなし。いかにして、かゝる書を此五風土記のほかに得まほしと思ふ

まに／＼、風土記の殘篇、また總國風土記の類を寫し、又種々のふみより、古文の遺れるをも寫すにつけて、釋日本記、仙覺の萬葉抄をくり返し、その逸篇を獲るごとに、眞玉しら玉のうちよせられたるを演邊にひらひ、こがね白金を砂中より見出たらん心地して、いども／＼嬉しくぞ思はれける。かくて此眞玉なす風土記の文を多く引れたる、仙覺律師の萬葉抄をかける心しらひを知らまく思ひて、又さらにその書を見もてゆくに、そのいへる詞に、愚老すゑの世にあたりて、あつまの道のはてに生れ、竹馬の時より、此の志ありといへども、其源を尋ね難きによりて、年始めて十とせあまり三つの年より、寛元四年よそちあまりに至るまで、三十ちの間、日毎に天照大御神、玉城鎮護賀茂八幡の大明神、その外諸佛菩薩に祈請し、我今生をあきつ島にうけたり、願はくは大和詞の源をさとしめ、無師自然の智慧をあたへ賜ふべき由を祈りこひ侍りき。其願しにやありけむ、三十一年にあたりて、万葉本に披見の因縁、自然出来ること多かりき。其さとり、山川の瀬よりも浅しといへど、其志わたつみの底よりも深きによりて、詞の花、もみちの色かはれるいはれをさとりたるは、皆これ神仙の御たすけなりければ、此事を記しあらはして、かゞみ照さしめ奉らんとなり。たとへば、春の田作るみたから、としの賑ひを祈りて、思ひの如くに秋の稻刈收めつれば、かへりて之をたすけまつるが如しといひて、其文永六年七十二歳にて注し了りぬる由みえたり。古人の心いりの厚く深かりしさま想ひやるへし。かゝる精神の厚き人ありて、この抄をかかざらましかば万葉の詞をよく明らむる人もなく、また風土記の文も傳はらでやみなむを、この律師ありけるによりて、古言もさどられ、古文も見事を得るなめり。かゝれば、此ふみのうるはしさは、眞玉白玉よりもうるはしく、この書の貴きは、こがねしろかねにもまさりぬべし。おのれも、彼の志を起しつる律師に、聊か因みあるにや、いどきなきより、逸文をひらひ寫しをめぐづるの餘り、此文を諸書に參考して、古史六卷を著し、また逸文の考證八卷をかき綴りつれど、なほその白玉をめでいつくしむ心のいや盛りなるは、いかなるにか、われひとり、眞玉白珠どもてはやすども、こを世に公けにせずば、その玉をうるはしと見る人なく、こがね白金と思ひたりども、かゞやく寶と見る人もなからんには、いどくちをしからすや。かれ活字のすり卷に物して、かくは整いつるなり。うるはしきこれのふみはも、玉ならば眞玉しら玉、かねならば、しろかねこがねたぐひなき寶とぞ思ふ、これの書ははも。

明治三十一年戊戌夏五月下旬



(七十二第版圖) 墨遺公活滿藤内

すまひめで作自御りめで筆自御の公雲露藤内たつた守大の流風に友備み等雲露
いさ下照參御を「合句數番百六語傳」

六十四齡 栗田寛自叙並書

凡例

己十五歳の時に、友人神永甚之允の宅に至り、始めて常陸風土記の古寫本一卷を見たり。故に借もて来て、うち返しつゝ、よみ見るに、我郷土の事なれば、いど面白くて、之をよく委しく考へまほしく思ひたれど、なほ他に學ぶべき事もありければ、そのまゝにてありしが、その後、同宗なる平兵衛許ゆきて、何くれとなく書見る中に、豊後風土記と肥前風土記、出雲風土記の三卷ありければ、之をも借来てよみ見るに、いどたぬしきふしもあるによりて、世にかゝるふみもありけるものかな、古へを考ふるにいどよきものなりと思ひて過にけるが、その後程へて彰考館に入て、四風土記の外に、始めて播磨風土記ある事を知り、殊にめづらしく思ひて、標註をものしたりき。さて風土記殘編、また殘編附録、また風土記抄

などいふをも見たり。殘編は、元祿庚午の年に寫せる山城また伊賀、尾張等の偽風土記に、延寶五年の奥書ある常陸風土記と、元祿頃に寫せりと見ゆる豊後風土記とを合せて、一卷としたるなり。次に附録と云るは、彰考館の學士たちの編修の材料にとて、仙覺萬葉抄、また釋日本記に見えたる風土記の逸文を集めたるにて、抄と云ふは、吉田令世の同じ逸文類を抄録したるなり。茲にこの二つの逸文と、今井以聞が萬葉緯にのせたるを、伴信友が輯録せんとを一つにかきうつして、參互校訂し、また、其他の諸書に見出たる文を補ひなごして置つるに、聊か訓點をも附て、かく二卷とはなしつるなり。

この二卷の風土記と云ふは、大概和銅の風土記なるべく思はるれど、其文章を見る時は、自ら後の世なるもありと見ゆ。そは天平より以後、延長の時に成るものなるべし。今之を分たんとするに、種々の議論もあるべけれど、元明天皇紀に、和銅六年五月甲子制、畿内七道諸國郡郷著好字其郡内所生銀銅彩色草木禽獸魚蟲等物、且録色目及土地沃墾山川原野名號所由又古老相傳舊聞異事載于史籍言上、とあるを奉りて、諸國より進れる史籍、すなはち古風土記なるべく、その度の風土記の今に逸れるは、常陸風土記ぞ其の中の一つなるべき事、その發端なる詞にて著し。播磨風土記も、同じ頃のものにやあらむ。また出雲風土記は、天平五年二月卅日勅造とあれば、和銅より二十六年ばかり後に進れるものなり。また肥前、豊後のは、出雲のと同體裁にも見ゆれど、なほ其より後にたてまつれるならむも知るべからず。文體に自らはる所あればなり。今世に全く逸りたりともいふべき五風土記にてさへ、かくの如くなれば、諸國の風土記に、文體の異同あるべき事はいふまでもなければ、この二卷に收めたるは、大かた同じ趣の文なれば、古風土記と云ふも、あなかも強言にはあらざるべし。これより後に出來たる風土記、朝野群載に、延長三年十二月十四日の太政官符に、五畿七道諸國司、應早速勸進風土記事、右如聞諸國可有風土記文、今被左大臣宣備、宣仰國宰令勸進、若無底本、探求郡内、尋問古老早速言上者、諸國承知、依宜不得遲回、符到奉行、とあるを見れば、この宣に依りて、先の風土記を進れる國々もあり、また新たに勸進せる國々もありしなるべし。それ延長の風土記なり。また是より後に就たる惣國風土記といふものあり。國人中山信名が説に、この惣國風土記といふものは、書肆某か人にあどらへて、あらぬ事を作りいでたるものなり。大かた東山院の御門の御時に當らめと云る人ありしが、また後にきけば、駿河淺間神主某が偽作せしものなり。駿河の人なるが故に、駿河風土記をば、全部つくりいだせるなりといへるにて、其信けがたき書なる事を知るべし。

なほ此の書の偽作なる由は、同人のかけす前、後風土記概論にあり、附録に就てみるべし。 然るを世

に偽書なる事をも知らぬげにて、延長の風土記などいひて引用するたぐひも聞ゆるは、かたはたらいたきわざになむ。さて世には風土記と題せざれば、そのふみならずと思ふもあるべけれど、そをよみ見るに、自ら古文にして、風土記なるべく知らるゝものあり。さるは、伊勢の國の事をかけるものうちに、大國玉神のこゝあり。また建郡の事あり。また機殿服織社などの類、或は尾張の大吳里、甲斐の鶴郡、常陸の久慈理岳、賀蘇理岡、近江の伊番小江、讃岐の阿波島、豊後白鳥の故事などの類、是なり。また風土記の文を古書に引きて、國記とも、唯單に記とも、某州記とも云るがあり。其は常陸の琴瑟の條、また尾長鳥の事を云る條と、日向吐農神の事を云る條にも國記とみえ、豊後の速見温泉の條を、記曰と引き、尾張の徳々志登々川、また尾張田の事を尾州記といひ、播磨の鑑住山の條に播州記といひ、壹岐島の鹿角枝の處に壹岐島記とある如きものはその證なり。

かく種々に分れて、體裁も一ならねば、いと混らはしきが如くなれど、數十年の間、心を盡し、眼をそそぎて、その書を読むときは、風土記と云ふ事はものに見えぬど、是かならず風土記の文ならんぞ知らるゝがあり、たといひ書には、風土記とかけれども、其事實と文章とによりて、取るに足らぬものと思ふがあるは、かの伊勢貞丈が古眼今眼の説に、古眼を以て今



(八十二第版圖) 影遺公樹政藤内
の上史學數「すまりあて像育師の公樹政藤内主藩岡延
いさ下照參御を「公樹政藤内

世を見れば、今の古に異なる事明らかに見ゆ。「貞丈云、予書を見るに、古の眼、今の眼といふ事を謂ふ。古の眼とは、古書を常に多く見馴て、古代の風儀を能見認たる眼を云なり。今の眼とは、今世當地の風儀のみを見馴て、古代の風儀を曾て見知らぬ眼を云ふなり。古の眼を以て今世を見れば、今の古に異なる事明かに見ゆるなり。今の眼を以て古代の事を見れば、古代の事をも今の風儀の如く見えず故明ならず。疑はしき事多くて解がたし。譬へば古書に金百兩とあるは、煉金にて秤目百兩の事なるを、今の眼を以て見れば、金子の小判百兩の事と見ゆるなり。又古書に八丈胡とあるは、尾張の胡より出るものにて、長さ八丈の胡なるを、今の眼を以て見れば、八丈鳥より出る胡と見ゆ。又古書に杯とあるは土器なり、今の眼にて見れば、先達の木杯と見ゆ。古書に刀と云は腰刀にて、五六寸より八九寸の柄まがす鈍なき物なるを、今の眼にて見れば、打刀即今世の刀にて、柄巻鋸入なる物と見ゆ。凡かくの如きの誤多しあるものなり」と云るが如きこともあれば、今この書中に就て、古風土記ならむと思ふ限りは、逸文中に收めて、その疑はしきをば採餘の部に入れたりされど吾見あやまりも多かめれば、後のこの書を見る者、なほよく古眼をもて、採擇を如へてよ。

この古風土記逸文を校訂するにつきての引用書目左の如し。

- 日本書紀
- 常陸風土記
- 出雲風土記
- 播磨風土記
- 風土記殘編 彰考館所蔵
- 伊澤本釋日本記 彰考館所蔵
- 萬葉集鈔假字古寫本 彰考館所蔵
- 袖中抄 釋顯明
- 詞林采葉抄 貞治五年 山阿彌
- 塚壺鈔 文安三年丙寅五月廿五日 観心寺全開佛子行樂
- 古事記
- 豊後風土記

- 肥前風土記
- 釋日本記 龍宮園讀賢
- 風土記殘篇附録 彰考館所蔵
- 萬葉集鈔一名萬葉集注釋 文永六年 仙覺鈔
- 古今童蒙抄 藤原兼良
- 河海抄 四辻善成
- 塵袋 十一卷致云始自永正五年十一月四日至千同十二月廿七日一部十一冊 寫之了是非老師之所撰只爲幼弟之才覺也印藏七十四歳
- 塵添壺壺抄 釋氏某比丘 天文元年壬辰年二月
- 古今集關注密勘 藤原定宗
- 夫木抄 藤原清
- 神明帳頭注 文龜三年十二月廿六日ト部朝臣兼俱
- 本朝月令 惟宗公方

- 諸社根元記 正和二年宇佐宮 學頭法印時時
- 字佐託宣集 貞治中 忌部正通
- 神代紀口訣 貞治中 忌部正通
- 萬葉緯 今井似閑
- 續歌林良集 下河邊長流
- 古事記裏書 文永十年 卜部兼文
- 神名秘書
- 倭姬世紀引古神代卷奥書 古神代卷伊勢外 宮神主延慶所蔵
- 古今秘注
- 拾玉集 釋慈眞
- 帝王編年紀 釋永祐
- 伊呂波字類抄 天養長寛際 橋兼忠撰
- 宗像社記 舊事本紀延保 本頭註所引
- 四箇大寺古今拾要新書
- 武内傳
- 神社考 林信壽
- 枕詞燭明抄 同上
- 神祇本源 元應二年波 會宗行撰
- 倭姬世紀
- 准后親房記 鎌倉實記引
- 元々集 北島親房



神樂入枝 橋守記撰

久保乃寸佐備 入江昌壽撰
山槐記 中山忠親

(九十二第版圖)影遺人上講日
で年三十三る在に原土佐處肥りなせけ預守御飛津島てし抗反に府幕
いさ下照參御を「課日歌説の人以上講日」すまりあ

古事記傳

山城名勝志 大島武好

信濃地名考 吉澤好謙

南濃府志宗像井上二社記

陸奥白河郡大善院所藏無題冊子

萬葉代匠記 曾契仲

西峯校正神代卷

年中行事秘抄

神祇官勘文

伊勢名所集

筑前續風土記 貝原萬信

佐々木家舊記

古風土記逸文目次

卷之上

畿内

山城

賀茂社 洞見小川 久我浦

丹波失 雲猪頭 木幡社

水度社 宇治

鳥部社 桂里

大和

攝津

香山

大口真神原

三山

住吉社

土蜘蛛

歌垣山 伴比久利岡

温湯 有馬郡

比賣嶋

美奴賣

夢野 雄伴郡

八十島

下鶴山

高津

稻倉山

堀江一橋

東海道

伊賀

國號

吾城郡 吾城國

伊勢

國號

的形浦

度會 火氣

神原繼社

鹿嶋郡

櫻殿

建郡 多氣郡

宇治郡

五十鈴

志摩

石城 出雲越子命

尾張

吉津島 三角柏

熱田社

吾城郡

川島社

三宅寺

藤木田

宇夫須那社

鶴ヶ志登々川

藤原臣 人麻呂

張田邑

駿河

大桑里 石津田連

富士雪

不來見濱 且古乃呼坂



延岡の探検地圖(圖版第三十)
栗田先生が賀茂飛騨先生を招き、延岡の探検地圖、先生の御自筆で
あり、延岡の探検地圖(圖版第三十)を御参照下さい。

甲斐	八幡郡 飯豊山
伊豆	八幡郡 飯豊山
相模	あはでの森 くらふ山
常陸	八坂丹 八掛屋
常陸國 衣浦濱國 常世之國	
信太郡 黒前山 角枯山	日高見國 章女松原 櫻歌之會
大八州照臨天皇 新治國筑波國	筑波峯之會 筑波郡久岡
大神縣 流海	多那許呂命
かひや 藤井	わまのみの池
靜織里 久慈郡 琴瑟	
賀理同 尾長島	
覺賀島 河内郡浮島村島取性	大橋岡
係蘇伊福郡神	
東山道	
近江	注進風土記事
伊香小江 竹生島 細浪國	
美濃	
金山彦神	
信濃	
はくま木	
陸奥	八幡郡 飯豊山
北陸道	
越前	あはでの森 くらふ山
越後	八坂丹 八掛屋
山陰道	
丹後	浦島子 奈具社
天梯立	
因幡	武内宿禰
白兎	
伯耆	豐動難雄
栗島	
出雲	八雲立出雲 黃泉之坂 伊布衣社 備前郡
山陽道	
播磨	八十橋 脚手御井 香山里 神阜 船引山 關島
備前	實河島 怡土郡 見鑿石
宇治野	大三輪神 智鷲宮又一條
胸原神體	鳥形郡 河内島
狹手彦	宇合 御津和
長木綿繩木綿	
筑後	三毛郡 磐井郡 上妻縣
國後	
生葉郡	
豐前	鹿骨神 田河郡 鏡山 田河郡
廣幡八幡大神宮 宇佐郡	
豐後	球草郡 球球郡 海石橋市 大野郡 水室
餅化白島 球球郡	
肥前	值喜島 波持岑 松浦縣 杵島 杵島郡
與止姫神社	
肥後	國後 朝來名峯 白雲山 水島

美作	國守 時岡田池
備中	二萬郷 下道郡 新造御宅 賀茂郡 宮瀬川 賀茂郡
備後	蘇民將來 疫病國社
卷之下	
北海道	
紀伊	手東弓 あさもよい
淡路	鹿子渡
阿波	中湖 奈汝
宮城	あまのりさ山
讚岐	
阿波島	
伊豫	大山積神 天山 熊野峯
湯郡 大穴持命 宿奈昆古那命	伊佐瀨波之國 柁木
二木 熟田津	息長足日女命御歌
土佐	
玉島	高賀茂大社 土佐郡
朝倉神社 天津羽々神	三輪川
天石帆別命	
西海道	
筑前	實河島 怡土郡 見鑿石
宇治野	大三輪神 智鷲宮又一條
胸原神體	鳥形郡 河内島
狹手彦	宇合 御津和
長木綿繩木綿	
筑後	三毛郡 磐井郡 上妻縣
國後	
生葉郡	
豐前	鹿骨神 田河郡 鏡山 田河郡
廣幡八幡大神宮 宇佐郡	
豐後	球草郡 球球郡 海石橋市 大野郡 水室
餅化白島 球球郡	
肥前	值喜島 波持岑 松浦縣 杵島 杵島郡
與止姫神社	
肥後	國後 朝來名峯 白雲山 水島

附信 玉名郡 田宗神宮宗廟

日向

高日村宮時郡 智徳郡白作郡

壹岐

鹿角枝

香小神

鎮伏帳



(一十三第版圖) 文遺院光泉田野

「記日行修味九本日」すまりあて部一本筆自御の達先大院光泉
いさ下照參御を

附録

逸文探録七條
諸書に風土記の事
を云る條々
風土記に就て人々
の論へる事ども
前後風土記概論
伴信友
前後風土記概論の
辨中山信名
辨日本總圖風土記
平朝臣祖衛

竹風守之女 徳生村 吐露塞朝馬等 古風郡

大隅

串下郡 大隅郡 必至里

種酒

栗田先生の古風土記逸文考證

新の「考證」の方も亦、先生の御心血そのものであります。明治三十六年の上梓であります。新の方は古書店に出る事が多いやうですが、前の御著に對して細かい御考證になつたものであります。

緒言

先人嘗て謂らく、我が上代の歴史を研鑽するに、其文簡朴にして、能く古意を失はず、記記二典の漏網を補ふに足るもの、かの古風土記より善きはなしと、故れ其定本はいふもさらなり、諸書に散見せる逸文をも合せ考へ、さまざまに思を凝らしつゝ、終に二典を經し、風土記を緯とし、錯綜文を成して、古史六卷を著し、また常陸、出雲、播磨、肥前、豊後五國の風土記を収めて、之に標注をものし、諸家の説をも纂録し、且つ讀者に便せんとして、當時の郡縣圖を附載せるもの五卷あり。即ち標注古風土記是なり。又元祿の頃、彰考館にて集めたる古風土記の逸文及吉田令世の抄せしものに、今井貞閑、伴信友が録めしものを一つに収め、其他の諸書に幾互校訂し、別に見出たる文を補ひ、之に訓點を附けて二卷と成せるもの、即ち墓訂古風土記逸文なり。この標注古風土記と墓訂古風土記逸文の二書は既に印刷して世に公せり。本書は、其逸文に就き、更に諸書に盡して考證を加へしものなり。其風土記の全體に關せる先人の考證の如きは、前の二書の序文と凡例とに詳かなれば、こゝにはいはず。さて、この書を校するに當りて、力の及ぶ限りは、原書にも參考して、あるは訂しもし、あるは補ひしつれど、原稿の中に、たま／＼筆をさめて餘白を存し、その何書に據りて、いかなる事を書き出でんとも知り難き所のある類は、敢て妄りに増損せず、其まゝ疑を存する事となりぬ。あはれ世の史學に志すもの、以上の書どもを能く讀み、能く味ひ、古史研鑽の上に於て、果して能く得る所あらば、先人多年の心づくしもまた空しからずといふべきなり。今や印刷已になり、公行近きにあらんとす。因て其あらましを擧げて緒言とす。

明治三十六年五月

栗田 勳 識

菊版假洋装の二冊であります。第一冊は序(二頁)の外に目次(十頁)があり「卷一」は山城、攝津(百六頁)「卷二」は伊賀伊勢、志磨、尾張(百五頁)「卷三」は駿河、甲斐、伊豆、相模、常陸、近江、美濃、信濃、陸奥(百二十四頁)計二百四十二頁。

第二冊の「卷四」は越前、丹後、因幡、伯耆(六十五頁)「卷五」は出雲、播磨、美作、備中、備後(六十五頁)「卷六」は紀伊淡路、阿波、讃岐、伊豫、土佐(五十二頁)「卷七」は筑前、筑後、豊前、豊後、肥前(七十五頁)「卷八」は肥後、日向、大

隅、壹岐（五十六頁）計三百八頁。右の『纂訂』の方も此の『考證』の方も、共に大日本圖書株式會社から出版してゐます。日向の部を抄録しませう。

日向 國 號

日向國風土記曰、卷向日代宮御宇大足彥天皇之世幸兒湯之郡、遊於丹波之小野、謂左右曰、此國地形直向扶、桑宜號日向也。傳日本紀卷八
この事は、景行紀に、十七年春三月戊戌朔己酉幸子湯縣遊于丹波小野時東望之謂左右曰是國也直向於日出方故號其國曰日向也とある時の事を、風土記に記せるなり、兒湯郡は和名抄に日向國兒湯古由部、兵部式に兒湯縣とある是にて、地理纂考に今の佐土原なりと云り。

直向扶桑は、書記に直向於日出方とあるに因て讀べし、扶桑の字は山海經に陽谷上有扶桑十日所浴、淮南子に日出于陽谷浴于咸池拂于扶桑是謂晨明、十洲記に、扶桑在碧海之中、地多林木、葉皆如桑、又有椹樹、長者數千丈、大二千餘圍、樹兩々同根偶生、更相依倚、是以名爲扶桑、仙人食其椹、而一體皆作金光色、とあるなどによりて書るものとみゆ。

日向は、古事記段生に、次生筑紫島、此島亦身一而有面四、每面有名、故筑紫國謂白日別、豐國謂豐日別、肥國謂建日向日豐久士比泥別、熊曾國謂建日別、この傳に、肥國は二國に分れたり。肥前肥後
日向の域も北方半國ばかりは、もとは此肥國の内なりけむを、肥後日向とは、面一ツ、や、後に分れて、一國にはなれるなり、建日向日豐久士比泥別、名義を日向日とは、下の日向日向書紀景行卷に、云云この文上にあれどある、此意を以て稱へたるなるべし。こは日向國の本なるを、子湯縣は其北方によりてある處なれば、上代には其地も肥國の域内なりしなり。

さて肥國と云より十三字、今は眞福寺本及一本に依れり、此處舊印本及延佳又一本などには、肥國謂速日別、日向國謂豐久士比泥別と作り、されど如此ては上に有面四云々とある數に合ざれば、若如此日向國ある時は、必有面五と有べきことなり、云々。日向國無き方を古本なるべき、然るに右の如く日向國の加はりたる物とこそ思はるれ。

舊事記に右の如くあるなり、其は此記を取て記すて、日向の無きを疑ひて、かの日向日とある亦名を、其として下の日字を國に改め、その下に謂字を補ひて、豊久士比泥別を、其日向國の亦名とし、又然るるときは、肥國の亦名建一字になりて、足らざる故に、次の熊曾國の亦名に效ひて、日別二字を加へ、又さては熊

曹のさ全同じき故に、建を速に改めつるものなり、凡て後書はかくさまのさかしらいと多し、されど上の有面四とあるには心つかで、其をば改めずて、舊の圖れたるぞをかきよ。

然るを後人此舊事記のさかしらなることを辨らで、日向國の有るを宜なりとして、遂に此記をさへに終改めつる其本の世には流布れるなりけり、但し速字は舊事記舊印本には、建と作れば、此字は此記の古本のまゝに取れりしを、さては熊曾國の亦名と同じき故に、後人の速に改めつるにもあらむか、書紀口抄又元々集などに、速日別とあるも、蓋は速と字形似たれば、其を誤れりて見えたり、若くは又此記の古本字はもとより速なりしを、後に速と誤れるにもあらむ、若然らば速日向とは早き朝日に向ふ意なるべし、日向國に速日と云ふもありと云り。



(二十三第版圖) 帝證考
。すまりあて版定限たし行印部百一か寮書圖書内宮。書の撰譯士博外藤森

抑日向國の此に入らざる事は、上代に其他はなほ肥國と熊曾國との内にありて、未別に一國には立ざりしほどの傳なるべし。

御跡は、何れならむ、いとまぎらはし、其故はまづ書紀の高千穂と二上とをば異山として、高千穂は、白杵郡なるを其とし、二上は霧島山とするときは、二處共に其御跡なりと云べけれど、風土記に白杵郡なるを、高千穂二上峯とあれば、二上も白杵郡なる方と聞えたるを、又書紀には豊之高千穂峯とある、豊は、大隅なる地名なれば、此は高千穂と云も霧島山の方とこそ聞ゆれ。

然るに又白杵郡なる高千穂山をも今時二上山と云て、まことに此も中央に二峯ありて、然るべき山なりと、國人語れり、又二神明と云もあり、徳日村徳觸が嶽など云名もありとぞ、然る名どもは、後世につけたるも知がたければ、證としがたけれど、風土記にしも、二上之峯とあり、凡て風土記は正しく其國にして、古き傳説を記せる物なるに、此白杵郡なるをのみ記して、霧島の方をば、記さぬを思へば、霧島は非るが如くなれども、古の風土記どもは、たゞ書紀と仙覺が萬葉抄などに往々引るのみこそ遺りたれ、全きは傳はらざれば、其全書には霧島山の事も、記したりけむを、彼書どもには、其をば引漏せるも知がたし。

霧島山の方も正しく峯二ありて二上なり、凡て古に二上山と云るは、皆峯二ある山なり、又風土記には稻穂の古事も、白杵郡なる方に記せれど、是はた今の現に霧島山にのこれり、又神代の地名多く大隅薩摩にあり、彼此を以て思へば、霧島山も必神代の御跡と聞え、又白杵郡なるも古書どもに見えて、今も正しく高千穂と云てまがひなく、信に直ならざる地と聞ゆれば、かにかくに何れを其の一方には決めがたくなん。

大錯小錯はいかに訓べきにや、未だ考へず、萬葉抄には鉾を餌とありて、ツハと訓り、餌は字書に鉤也とみゆ、之によらばツハはツツの誤りか、若しくは餌の訛にてユカ。

撻千穂稻爲投散は、二人の奏せるまゝに、稻穂を撻にして投散し給ひしかば、暗かりし天晴わたりて、日の光も明かに見わたる由にて、今も霧島山には稻穂を投散らす古事傳はれる事、橘南嶺が西遊記にもみえたり、さて撻はモミなり、稻穂をこきとりて撻とするよしにて、此字を用ひしなるべし、然らば撻をモミと云ふは、手をもて撻とるより起れる名にやあらむ。

竹屋守之女

日向風土記云、皇祖冥能忍着命、日向國贈於郡高茅穂生峯ニアマクタリマシテ、是薩摩國關地郡竹屋村ニウツリ玉ヒテ、

土人竹屋守カ女ヲメシテ、其腹ニ二人ノ男子ヲマウケ玉

ヒケルトキニ、カノ所ノ竹ヲカタナニ作テ、臍緒切玉ヒ

タリケリ、其竹ハ今モ有リト云ヘリ

冥能忍着命は、天津彦彦火瓊瓊杵尊に坐り、高茅穂生

生峯は、日向高千穂穂觸之峯とある是なり。

此峯に天降り坐し、時の事を、この文上の條に引書紀神代卷に、

既而皇孫遊行之狀也者、則自徳日二上天浮橋立於

浮渚在平處立於浮渚在平處、此云羽金而得穴之空國、自頓丘

意國、行去、到於吾田長屋笠狹之崎矣、其地有一人、

自號事勝國勝長狹、皇孫問曰、國在耶以不、對曰、此

焉有國、請任意遊之、故皇孫就而留任時、彼國有美人

名曰鹿菴津姫亦名神吾田津姫亦名木花之間耶姫

皇孫問此美人曰、汝誰之女子耶、對曰妾是天神婁大山

祇神女女子之神也所生兒也、皇孫因而幸之云々、生出之

兒號火闌降命是神人等次云々出生之兒、號彦火火出見尊

次生出之兒、號火明命是尾張連凡三子矣、古事記にも、

所生之子名火照命此者年人阿多行祖次生子名火須勢理命、次生

子御名火遠理命、亦名天津日高日子穗穗手見命三とあり。

薩摩國關地郡竹屋村は、和名抄に薩摩國阿多郡阿多郷、また鹿屋郷あり、阿多は古事記に隼人阿多君、また阿多之小橋君



伊東滿一所行よりマロー王に呈る書 (圖版第三十三)

鹿屋郷あり、阿多は古事記に隼人阿多君、また阿多之小橋君

書紀神代卷に、吾田隼人、延喜式に凡今來隼人、令大衣習吠、左發本聲、右發末聲云々、置左右各一人、大隅爲左、阿多爲右、姓氏錄に阿多御手養などある阿多これなり。

土人竹屋守力女は、上に引る書紀に、鹿葦津姫、亦名神吾田津姫、亦名木花之開耶姫、とあるにあたりて聞ゆれば、竹屋守は其父大山祇神なり、此神吾田の竹屋郷あたりに住給ひけむ故に竹屋の地を主はき坐る由にて、竹屋守と名に負るか、木花之開耶姫も同處に住りし故に、吾田鹿葦津姫とも云ふなるべし。

其腹ニ二人ノ男子ヲマウケ玉ヒケルトキニ、この二人は三人の誤りなるべし、こも上に擧たるが如く、書紀にも凡三子矣古事記にも三柱とあればなり。

カノ所ノ竹ヲカタナニ作テ臍緒ヲ切玉ヒタリケリ、書紀一書に、三柱の御子生坐る時の事を云て、時以竹刀截其兒臍、其所棄竹刀、終成竹林、故號彼地曰竹屋と見ゆ。

其竹ハ今モ有リト云ヘリ、今もありとは、竹屋村に其竹あるを云り、鹿葦名勝考に、川邊郡加世田郷宮里村竹屋鷹屋大明神社頭より西方に竹林あり、古老傳云ふ、此處古しへ篋竹を捐し邊なりと云り、地圖を考ふるに、加世田村は阿多郡に近き處なれば、古へは阿多郡に隸屬たりしなるべし、和名抄に大隅國肝尾郡鷹屋郷あれど、本書に云る處の竹屋にはあらず

毘生村

日向國韓毘生村ハ、昔智陞武別ト云ケル人、韓國ニ渡、此粟取テ歸リテ殖タリ、此故ニ毘生村トハ云、風土記云、俗語謂粟爲區兒、然則韓毘生村云、蓋云韓粟林歟ト云ヘリ韓粟林智陞武別は、本書の旁訓にカサタケとあればカサタケツケと訓べきか、又はカサムツケにもあらむ、此人韓國に渡りしは何れの御世なりけむ詳かならねど、神功征韓の時などにもあるべし。
毘生村、いまだ考へず、件の智陞武別が韓國より持歸りし粟を殖たりし所の名なり。
謂粟爲區兒、粟をクシと云りし事いまだ宅書に見あたらず、されど此一語即風土記の文なれば、古へは日向國の方言に粟を區慈とも云りし事知るべし、さて此によらば韓國の毘生村と云を、蓋韓粟林村と云る歟と疑ひし趣なり、此林を一本に村ともあり、然らば韓毘生村と云しを、後には韓粟村と云る意にや。

吐濃峯 船馬峯 頭黒

日向國古度郡常ニハ見湯ニ吐濃峯ト云フ峯アリ、神オハス吐乃大明神トゾ申ナル、昔神功皇后新羅ヲウチ玉ヒシトキ、此神ヲ請シ玉テ、御船ニノセ玉テ、船ノ舳ヲ令護玉ヒケルニ、新羅ヲウチトリテ歸リ玉テ後、船馬峯ト申ス所ニオハシテ、弓射玉ケルキ、土ノ中ヨリ黒キ物ノ頭サシ出ケルヲ、弓ノハズニテ掘出シ玉ケレバ、男一人女一人ゾ有ケル、其ヲ神人トシテ召仕ヒケリ、其子孫今ニ殘レリ、コレヲ頭黒トイフ、始テホリ出サルトキ、頭黒クテサシ出タリケル故ニヤ、子孫ハヒロゴリケルガ、疫癘ニ死失メテ、二人ニナリタリケリ、其事ヲカノ國記ニ云ヘルハ、日日ニ死盡僅殘男女兩口トイヘリ、コレハ國守神人ヲカリツカヒテ、國役ニシタカハシムル故ニ、明神イカリヲナシ玉テ、アシキ病オコリ死ニケル也、是ヲ思ヘバ男女ヲモ口トハ云ベキニコソト覺ルナリ、吐濃大明神ハ靈疔ヲマジナフニ、必ズイヤシ給フトカヤ、云云慶安七年、慶應三年、海軍醫士一

古度郡は本注にもあるが如く、和名抄に兒湯由古郡とある是なり。
吐濃峯は抄に同郡郡野、延喜兵部式に郡濃野馬牧、國圖に津野とみわ、國人今は津野村と云ふ處にある峯なるべし、今はツノと云ふ由なれど、古へは必吐濃と云りしなり。

吐乃大明神は、神名式に兒湯郡都農神社續後紀に承和四年八月壬辰朔、日向國子湯郡都濃神預官社、十年九月甲辰、日向國無位都濃皇神奉授從五位下、三代實錄に、天安二年十月廿二日己酉、授日向國從五位上郡農神從四位上とみえ、祭神は一宮記に大已貴命、三才圖會にも大已貴命とあり、橋三喜が一宮巡詣記に津野村に至り、大明神へ詣でぬるに、豊後國主大友宗麟薩摩をせめし時、あまたの社を燒拂、緣起古記御寶物など悉くうせぬ、其後取立る人もなしとて、僅の小社と成り、御名をさへしらす、只明神とのみ云り、されども年老たる宮守を尋出して、古き事とも語らせ、棟札などを見て、日向の一宮とはしりぬ云々。

津野村のはづれに二鳥居の跡あり、社より十四五町ほど海邊によりて、三の鳥居の迹あり、其所を鳥居原と云、それより東の方に都農松原と云名所も、今は絶たり、宮崎縣神社調帳に、川北村都農鎮座祭神大名牟遲神、寶物に古鬼面一枚存す傳云ふ推古天皇御宇に、秦河勝奉勅して奉獻せしと、吐濃峯は今神社の西に尾鈴山てふ峯あり、是なるべし。

昔神功皇后新羅ヲウチ玉ヒシトキ、此神ヲ請シ玉テ、御船ニノセ玉テ、船ノ舳ヲ令護玉ヒケルニ云々、書紀神功卷に、住

吉神の事を、既而神有誨曰、和魂服玉身而守壽命、荒魂爲先鋒而導師船、即得神教而拜禮之、因以依網吾彦男垂見、爲祭神主とあれど、大已貴神を御船に祭りし事はみえず、ただ同巻に、秋九月、令諸國集船船練兵甲、時軍卒難集、皇后曰、必神心焉、則立大三輪社、以奉刀矛矣、軍集自聚ともあれば、此時此神をも御船にませ奉りしにもやあらむ、紀記になしどて其事必ずなしとは決めがたき事、丹生郡比賣、まゝ美奴賣神の神教など、神功巻にはみえざれど、紀伊攝津の風土記に傳はれるなごを以て知るべし。

船馬峯は、太宰管内志に、兒湯郡新納山はきりしまに並ぶ大山也、此山の南の麓にツノ町あり、則津大明神の地なり、ウシカノ峯は、新納山を云ふなるべし。

土ノ中ヨリ黒キ物ノ頭サシ出ケルヲ弓ノハズニテ堀出シ玉ケレバ、男一人女一人ゾ有ケル云々、いとあやしき事ながら、和訓栞にも、平澤氏話に山俄に崩落て、里人多く死たりし後、數百俣の巖壁の下に家造せし人ありて、一日人影の巖に映せしを見たり、日々に色こくなり、形容はきど具はり、口鼻耳目悉く運動の品も見えしかば、近視るに全く人なりければ食を與へしに、よく食へるにより、我家に運來りて養立けり、其時の年頃許許に見えし、年を歴て妻をさせて一子出生しぬ、其子今現在す、と田中氏傳云り、とみえたれば、況ていと上古にはさる事ありしも知がたければ、みだりに疑ふべきにあらず。

國守神人ヲカリツカヒテ國役ニシタガハシムル故ニ、神明イカリツナシ玉テ、アシキ病オコリ死ケル也は、吐農神の御祟にて、疫癘ありて人さはに死ける由と聞ゆ、古事記（聖德太子）に、此天皇之御世、疫病多起、人民死爲盡、爾天皇愁歎而、坐神牀之夜、大物主大神顯於御夢曰、是者我之御心、故以意富多多泥古而令祭我御前者、神氣不起、國安平、是以驛使班于四方、求謂意富多多泥古人之時、於河内之美努村見得其人貢進、云々、於是天皇大歡以詔之天下平民榮、即以意富多多泥古命爲神主而、於御諸山拜祭意富美和之大神前、云々、因此而役氣悉息、國家安平也、とあるを合せ考へて、此時のさまを思ひ、又吐農神は大已貴命にして、この大物主神と同神におはしませるが、彼ど此と事の似たるも徒ならず思はるゝを下文に吐濃大明神は、鹽齋を厭ふに必ずいやし給ふとかやとあるを、神代卷に、夫大已貴命與少彥名命、戮力一心、經營天下、復爲顯見蒼生及畜産、則定療病之方、又爲權鳥獸昆蟲之災異、則定其禁厭之法、是以百姓至今咸蒙恩賴とみえたるに

つきて、本社の祭神まことに大已貴命にます事を思ひわきまふべし。

『風土記』そのものに就いて、先生の御説を録存する要がありますが、いづれを抄くといふやうに省略の施しやうがありませんから『附録』の一篇を次に掲げることとせませう。

風土記に就て人々の論へることども

源平の人、尾崎雅章が群書一覽に、風土記の事を云て、日本風土記（寫本）五卷、續日本紀卷之六に曰、元明天皇の和銅六年五月甲子、畿内七道の諸國に制して、郡縣の名好字を著、其郡内に生ずる處の銅彩色草木禽獸魚虫等の物、具さに色目を録し、及び土地の沃坤山川原野の名號の由と、又古老相傳ふる舊聞異事、



（四十三第版圖）答題の史詩
すまりあて集詩の公樹種月秋主灌銅高
いさ下照參仰を「鈔詩公香古」

史籍に載せて言上せしむ云々、本朝書目録に云、風土記の事、共徳略記に見たり云々。今井俱閑が萬葉緯に云、今案するに、元正天皇風土記の端をひらきたまふといへども、紀中に撰述の文を見ず。又或はいふ仁明帝これを撰したまひ、延喜の時全く備はる。此説いふがし、おもふに元正帝より以後、往々これを撰述するに依て、史籍に載ざるか、出雲國の風土記に至て、卷末に書して云、天平五年二月廿日これを勅造す云々。此間これを勅造すといへども、あるひは全からず。或は亡失する歟。茲に依て延喜の賢主風土記を撰して、諸國に採り求めたまふ官符に、諸國風土記の文あるべしといふときは、則これよりまことに全く備はり、事あきらかなり。書目に事扶桑略記に見えたり、と著る

て嘆すべし。今たゞ／＼全部するものは、出雲一國のみ、流布の本ありといへども、傳寫の誤をよめかれず。今書寫するところの本は、傳へ聞出雲の國造の文庫にあるところ。因て全きを以て寫す。伊勢豊後これに次、餘は諸書に引證するところの遺文をあつめて、好古の者の爲に讀みなすのみ云々。本居宣長風土記はいたたふさきものなるに、今はたゞ出雲一國のみ全くては殘りて、外はみなたえぬるは、かへす／＼もくちをなし。さるは應仁よりこなた、うちつゞきたる部のみだれに、ふるき書ごも／＼みなやけうせ、あるひはちりにひうせぬるなるべし。そも今の世のごと、國々にも學問するともから多く、書もえうむしたるもの多からましかば、むけにたえはつる事はあらじな、そのかみはいまだるなかに學問するともからし、いさ／＼まれにして、京ならでは、な／＼書ごも／＼なかりしが改なめり。されど、から國のふるきふはしも、これかれさぬなかにも殘れるがあるは、むねとからむ世のなるが故なり。かくて風土記も、今の世にもかれ、れさあるは、はじめのならの御代にはあらず。やゝ後のものにて、そのさまふるきとはいはれはりて、大かたおかしからぬものなり。その中に豐後國のはなら

のなれど、だゞいさか残りて、全からず。そもくかくはじめのよきはたえて、後のわろきが残れるは、いかなる故にかさおしふに、こればた世の人のことろ、おしなへてからごまにのみなれるから、ふるくてからめかぬを好まず、後のいさかからごまに近きなよこへる故なるべし、云々。同人のいふ、諸國風土記などし、みな傳はらざるに釋日本紀と、仙覺が萬葉抄とに引出たる所々のみぞ世にのこれる、これごまに古學の用なり云々。寄井義知が傳抄集に曰、我日本の國々の由来を知る人も、世に稀なり。これいかになれば、彼風土記といふ書、本朝の秘起なり。されば此記六十六卷ありて、六十六箇國に配當あり。しかるに元弘、建武より已來、翻亂たびく、意を問なし。就中後土御門院應仁文明の大亂は、洛陽に於てはげみあひ、東夷西戎こみ入て、其勢皆皆萬國に及べり云々。されば此亂世に我國の重寶記録等、大半滅盡したり、此に因て風土記も失て侍りしを、終に見え來らず云々。惟嘉按するに、朝野群載卷二十一、諸國召風土記官符を載て云、云々。寛云、この文上に載れば此後諸國より歸還せし風土記の殘篇の今に存するもあべく、又好事のもの、偽作して殘缺めかせしもあるべく、あるひは今弁氏の説の如く、古書どもに引用ひたる、風土記の説どもを拾ひあつめ、それに少しこをくはへて、殘篇としたるも有べければ、こにもかくにも、風土記の殘篇を見るは、具眼の人ならでは、眞偽のわがたかるべき事なりかし。今此次に、國々を以て次第して、世にちりばへる殘篇どもあぐるものなり。寛云、本書に此次凡四十七卷と、其奥書を載せられたる、この書の爲物なる事は、云々、出雲風土記二卷、卷末に書して云、天平五年二月廿日、勅造之云々、按するに、此兩卷のみ、已にもいへる如くにて、此に要なれば、はぶきてごまに、風土記の中の全く残れるものなるべし。天平五年は、元明天皇の諸國風土記を撰せられし、和銅六年より二十一年後にして、醍醐天皇の官符を以て、諸國の風土記を召れし、延長三年より百九十二年前なり。されば和銅より延長まで、二百年ばかりの間に、早く亡失するもの多かりしにや。風土記（後醍醐天皇御宇）後醍醐天皇御宇、前相違、一巻、奥書云、寛云、永仁五年二月十四日書寫畢、同十九日一校了、文祿四乙未年臘月三日、書寫校了、梵典、按するに此後風土記、異本有て、前後相違、墨川道祐の辨州府志の凡例に云、本朝古有六十六州之風土記、今編有出雲、豊後之殘篇存云々。肥前風土記一巻、此肥前風土記は、近ごろ長崎人家惟年の手より出たるよしにて、寛政十二年荒木田久老校正し、調點を加へて上木す。上層に異本異字等の考を附す、上とありて、常陸風土記の事をいばざるは、この詳書一覽をかける享和元年のほどには、いまだ世に廣く傳はらざりしなるべし。この常陸風土記は、加賀の前田家に所藏れしを、我勢水戸藩にて借り入れて、延寶中に寫しけるが世に傳はりしなり。故に寫本には延寶五丁巳仲春、以加賀本贈讀、と記せり。堀保一が詳書類從に收めたるも、西野宣明が上木したるも、みなこの本を轉寫して、文字の異同を正したるものなり。またこの頃、世にあらはれたる播磨風土記は、もも谷森種（の）の藏本によりて、亡友豊田晴が、西遊の日傳寫したる、文久二年壬戌十一月二十八日に、寛自ら影寫し、又更に一本を寫し、之に標注を加へて、東京の諸學士に示したるより、やくに廣くりしともきけるに、今は式田年治の標注風土記の藏本も世に出たるは、いさうれしき事なり。吾森本の奥書に、播磨風土記は既に亡せて、今の世には傳はらず。さきつと三條西殿の文庫に、古くより秘藏たまへる、御書ごもの目錄の中に、たまへる此書の名を見出で、この六年のほど、懇切にれがまをなすつるを、やうくこし三月廿三日、こまごまに召れて、御手づから借したまはりて、寫しとてむべきよし仰あり、いさうれしくよるこばしくて、すなはち本のまゝに寫しをへぬ。嘉永五年三月廿九日、平權美とみえ、式田本の末には、右播磨風土記、以或家古卷合寫之、當時出雲、豊後之外、諸國風土記（後醍醐天皇御宇）後醍醐天皇御宇、最可謂珍奇、寛政八年六月廿六日、同日令一校而所々有不正、二位藤原紀光とあれば、吾森本とは異本と見えたり。

榮西禪師の喫茶養生記

最古の「喫茶文獻」であり、最初の「生理學」であります。著者榮西禪師（千光國師）は「茶業」及び「茶道」を宋國から輸入された御方であります。斯の書の脱稿は、建保二年甲戌の歲でありますから、昭和九年を距る。正に七百十八年。

其の榮西禪師は、日向に御出でに成り、留錫數年、西諸縣郡飯野村に「狗留孫山權現社」を勸請し「端山寺」を建立してゐます。禪師の御傳は、後段に掲げることにし、先づ「端山寺」に就いて「三國名勝圖會」（十八）の記載を抄録しませう。

狗留孫山權現社（地頭館より丑寅方三里）

大河平村（西諸縣郡飯野村）狗留孫山にあり。祭神三座、熊野三所權現是なり。榮西禪師勸請といふ。本田親益が「薩隅日神社考」曰、祭神麓山祇命、合殿の餘神詳ならず（又云、雷神、大山祇、高麗の三神を祭る、故に三所と稱する歟）今權現祠の神體を見るに、阿彌陀、樂師、觀音の三像を安置す。是本地なり。又社頭に鰐口を掛く。其文に曰、奉施入狗留孫佛、熊野三所權現、鰐口大且那伴貴兼敬白、寛正四年癸未六月十五日、座主尊海、並勸進十方且那と記す。

當社別當端山寺縁記曰、古二龍王あり、健盤龍王、裝竭羅龍王といふ、健盤龍王、狗留孫佛に請ふて、一本の石率都婆を此山に建つ。裝竭羅龍王大に觀喜し、亦觀音大士に請て一本の石率都婆を建つ。時に狗留孫佛の建る率都婆には、大般若經を書す。是を狗留孫佛の石體とす。觀音大士の建し率都婆は法華經を寫す。即今の率都婆石、觀音石是なり。故に山を狗留孫と號す。狗留孫は過去七佛の一なり云々。

千光國師榮西、宋國に至り、醫王山に於て觀音大士の指示を蒙り、歸朝の後、此山に來り、石率都婆を拜し、山の巔に一祠を建立し、熊野三所權現を勸請し、端山寺を創建す。此山に詣で、石率都婆を拜する者は、無始の罪障を消滅し、頓に菩提の果を證す。是に因て古來六十六州納經の所たりと云ふ。當社の祭神、上文の鰐口の文を見る而已なれば、詳なること知るべからず。然れども、熊野權現の本地は、即彌陀、樂師、觀音の三尊なるに、當社其三尊なるを以てみれば、祭神熊野三所權現たるの現證と謂ふ可し。況んや別當寺の開山榮西禪師なるをや。例祭三月四日、九月二日、社司出石氏、別當端山寺と

いふ。當社は大河平村の人資を距ること三里許、深山の内において、山路險絶なること、一々述べからず。層岡を踰え、林野を過て、行こと一里許、花表谷に至る。一花表を立つ。

是より復嶺巒を登陟し、深林幽壑を經歷すること幾を知らず。澗水に獨木橋を架すること二ヶ所あり。行こと一里二十町許にして、寺見嶺に至る。此嶺より北三町許に、大壑を隔て、當社の別當寺を望み見る。故に其の名を得たり。遙に寺人を呼ば、寺より答へ、其聲互に相聞ゆ。毎に寺人此嶺より呼ぶを聞て、客あるを知り、即ち飯羹を設く。其客至る比ほひ飯羹既に成るとかや。

此嶺より又壑底に下り、澗水を渡ること許多にして、後山上に登り、行こと半里許にして、本社に至る。社前一町許に華表を立つ。此地叢嶂圍繞し、澗壑廻合し、北の方は肥後州求麻郡に界を分ち、大壑あり。求麻の郡山雲際に相連りて、幾千里なるを知らず。故に四面の萬山嵐翠鶴然として、晴天白日と云ども、雲氣常に衣を濕す。一社一寺の外は、猿鳥のみにして、實に塵外の幽境なり云々。

狗留孫山多寶院端山寺

狗留孫神社の西、一町許にあり、狗留孫社の別當なり。



喫茶養生記序

入宋求法前權僧正法印大和尚位 榮西撰
茶者養生之仙藥也。延齡之妙術也。山谷生之。其地神靈也。人倫採之。其人長命也。天竺唐土同貴重之。我朝日本亦

(五十三第版圖) 題標記生養茶喫

すまゝりあで業堂第文序と返見紙表

本府大乘院の管下にして真言宗なり。本尊彌陀、藥師、觀音、開山千光國師なり、國師、葉上僧正と號す。諱は榮西、備中州吉備津の人、俗姓は賀陽氏、薩摩國司貞政の曾孫なり。初め天台宗を學ぶ。其後宋國に渡海し、臨濟宗を傳て歸朝し、京都建仁寺の住持となる。本朝に禪宗の行はるは、榮西を始とす。榮西の行狀「元亨釋書」「本朝高僧傳」等に詳なり。

榮西の當山を開闢せし年月は詳ならず。由緒前條に見えたり。其後廢せしを、應永七年、密宗の徒尊海上人再興して、是より真言宗となる。松齡公特に敬禮し玉ひ、親筆の御願文一通を藏られ、今に是を傳ふ。慈眼公の時、慶長十六年、本社及末社華表に至り、悉く新建せらる。其後屢修補を加へらる。當邑杉水流村に里坊あり。是當寺は深山の中において、常に居住しがたき故に、本社祭祀等の時、山寺に往き、平日は里坊に住す。山寺には、寺番を居らしむ。當寺は山氣清冷にして、雲霧常に深し。故に寺居の徒、平日燒酒を製して、是を飲む。然らざれば必ず病を生ずといふ。

本社祭祀の日は、眞幸並に求麻人、前夜より參詣の徒甚多し。寺内に客屋といへる所あり。薩摩座、求麻座の號を分つ。各座に群衆して、終夜眠らず、音曲を奏して歡娛せりとぞ。此山中、平地なき故に、寺宇名岳の高低に隨て結構をなす。其西は澗に傍ひ、北は絶崖に臨み、大壑を下視す。寺中には、山泉を竹竿にて取る。冬は氷合して泉通せず、雪水を用ゆといふ。「卷上」は「第一五臟和合門」で五臟を以て五行に充て、病理總論のやうなものから筆を起し「此五臟受味不同、好味多入、則其臟強尅傍臟、互生病、其辛酸甘鹹之四味、恒有而食之、苦味恒無故不食之、是故四臟恒弱、故恒生病、若心臟病時、一切之味皆遠、食則吐之、動又不食、今喫茶、則心臟強而無病、可知心臟有病之時、人之皮肉色惡、運命由此減也」といふやうな筆法で書いてゐます。ソレから茶の名字、茶の形、茶の功、茶を摘む時、茶の摘みやう、茶の製法等を説いてゐます。其自序及び右の六項を抜きませう。

喫茶養生記序

茶者養生之仙藥也。延齡之妙術也。山谷生之。其地神靈也。人倫採之。其人長命也。天竺唐土、同貴重之。我朝日本、亦嗜愛矣。古今奇特仙藥、不可不摘也。謂劫初人、與天人同、今人漸下、漸弱、四大五臟如朽、然者針灸並傷、湯治亦或不應、若好此治方者、漸弱、漸竭、不可不摘也。昔者醫方不添劑而治、今人斟酌寡歟、伏惟、天造萬像、造人為貴、人保一期、守命爲賢、其保一期之源、在于養生、其示養生之術、可安五臟、五臟中、心臟爲王乎、建立心臟之方、喫茶是妙術也、厥心

臟弱則五臟皆生病、寔印土善遠往而二千餘年、末世之血脉誰診乎、漢家神農隱而三千餘歲、近代之藥味、誰理乎、然則無人于詢病相、徒患徒危、有恨于請治方、空灸空損、偷聞今世之醫術、則含藥而損心地、病與藥乖故也、帶灸而天身命、脈與灸戰故也、不如訪大國之風以示近代治方、仍立二門而示來也病相、留贈後昆、共利羣生云耳、于時建保二年甲戌歲春正月日叙。

一、明茶名字、爾雅曰、檟苦茶。一名苩、一名茗、早探者云茗也、晚探者云茗也、西蜀人、名苦茶名四蜀。又云成都府、唐都之西、五千里外、諸物美也、茶亦美也。廣州記曰、阜盧一名茗、廣州宋都之南、在五千里外、即與崑崙國相近、崑崙國、亦與天竺相隣、即天竺貴物、傳於廣州、依土宜美、茶亦美也、此州、溫暖無復雪霜、冬不著綿衣、茶美名云阜盧也、此州、瘴熱之地也、北方人到、十之九死、萬物味美故、人多侵、然食前、多喫檟榔子、食後、多喫茶、客人強令多喫。為不令身心損壞也仍檟榔子與茶、極貴重矣、南越志曰、過羅茶也、一名茗、陸羽茶經曰、茶有五種名、一名茶、二名檟、三名茗、四名茗、五名苩、加卯為六、魏王花木志曰茗。

二、明茶形容、爾雅曰、樹小、似梔子木、桐君錄曰、茶花、狀如梔子花、其色白、茶經曰、茶似梔子、葉花、白如薔薇。
三、明茶功能、吳興記曰、烏程縣西、有溫山出御茶、御言供御也、貴哉、宋錄曰、此甘露也、何言茶茗焉、廣雅曰、其飲茶、醒酒令人不眠、博物志曰、飲真茶、令少眠、以眠令人味劣也、亦眠病也、神農食經曰、茶茗宜久服、令人有悅志、本草曰茶味甘苦、微寒無毒、服即無瘧瘧也、小便利、睡少去疾渴、消宿食、一切病、發宿食、宿食消故無病也、華他食論曰、茶久食、則益意思、身心無病故益意思也、壹居士食志曰、茶久服羽化、與韭同食、令人身重、陶弘景新錄曰、喫茶輕身、換骨苦骨苦即脚氣也、桐君錄曰、茶煎飲、令人不眠、不眠則無病也、杜育舜賦曰、茶調神、和內、倦懈康除、內者五內也、五臟之異名也、張孟登成都樓詩曰、芳茶冠六清、溢味播九區、人生荷安樂、茲土聊可娛、六清者六根也、九區者漢也、謂九州也、區者域也、本草拾遺曰、阜盧苦平、作飲止渴、除疫、不眠、利水道、明目、出南海諸山、南人極重、除溫疫病也、南人者、謂廣州等人、此州、瘴熱地也亦此方云唐都人、補任到此、則十之九不歸、食物味美難消、故多食檟榔子、喫茶、苦不喫、則侵身也、日本則寒地故無此難、而尚南方熊野山、夏不登涉、為瘴熱地故也、天台山記曰、茶久服、生羽翼、以身輕故云爾、白氏六帖茶部曰、供御、供御非卑賤人食用也、白氏文集詩曰、午茶、能散睡、午者食時也、茶食後喫故云午茶、食消、則無眠

也、白氏首夏詩曰、或飲一甌茗、甌者小器茶蓋之美名也、口廣底狹也、為令茶久而不寒、器之底狹深也、又曰、破眠見茶功喫茶則終夜不眠、而明日不苦身矣、又曰、酒渴春深一盃茶、飲酒、則喉乾引飲、其時唯可喫茶、勿飲他湯水等、必生種種病故耳、觀孝文云、孝子唯供親。言為令父母無病長壽也、宋人歌云、疫神捨觀禮茶木、本草拾遺云、上湯除疫、貴哉茶乎上通諸天境界、下資人倫、諸藥各治一病、唯茶能治萬病而已。



(六十三第版圖) 箋題義補子孟
統語論 すまりめで時一の内の本筆自御生先石壁合落
いさ下照參御を「義補子孟」統品周

四、明採茶時、茶經曰、凡採茶在二月四月之間、宋錄曰大和七年正月、吳蜀、買新茶、皆冬中作法、為之詔曰所買新茶、宜於立春後造、意者、冬造有民煩故也。自此以後、皆立春後、造之、唐史曰、貞元九年春、初稅茶、茶美名早春、又曰芽茗即此義也、宋朝比採茶作法天子上苑中、有茶園、元三之間、多集下人、令入其中

言語高聲、徘徊往來、則次日、茶牙、煎一分二分、乃以銀錫子、探之、而後、作蠶茶、一匙之直、至千貫矣。
五、明採茶樣、茶經曰、雨下不採、雖不雨、而亦有雲不採、不焙、不蒸、用力弱故也。
六、明茶調樣、見宋朝焙茶樣、朝採、即蒸、即焙、懈倦怠慢之者、不為事也、其調火也、焙棚數紙、紙不燥樣工夫焙之、不緩

不急、竟夜不眠、夜内焙畢、即盛好餅、以竹葉堅封餅口、不令風入内、則經年歲而不損矣。
己上、末世養生之法、如斯、抑我國人、不知採茶法、故不用之、反譏之曰、非藥、是則不知茶德之所致也、榮西在唐之日、見其貴重於茶如眼、賜忠臣、施高僧、古今義同、有種種語、不能具書、聞唐醫語、云、若不喫茶人、失諸藥効、不得治病、心臍弱故也、庶幾末代良醫悉之。

「卷下」は「第二遣鬼魅門」で「治療篇」とでもいふものであります。一は飲水病、二は中風、三不食病、四は瘡病、五は脚氣、さうしてそれ等に對する藥餌を挙げ、桑粥法、桑煎法、服桑木法、含桑木法、桑木枕法、服桑葉法、服桑葉法、服高良薑法、喫茶法、服五香煎法を説き、大尾に成り、卷末に次の如く識してあります。

此記録後聞之喫茶人瘦生病云々此人不知己所遠覺知藥性自然用哉復於何國何人喫茶生病哉若無其證者其發詞空口引風徒毀茶也無米銀利又云高良薑熱物也云々は誰人咬而生熱哉不知藥性不識病相莫說長矣。

x

x

x

x

x

凡稱宇治茶者本出自建仁榮西禪師本朝仁安三年夏四月入南宋發四明登台嶺路經茶山見其貴重之而不有藥驗秋九月歸嶺之日遂齋持茗實數顆移植之久世郡宇治縣以其地神靈肥饒宛似建溪惠山有風水之利故播種之者歟爾後國朝官民無大無小無不珍愛之近代嗜茶者以宇治爲第一樹山次之且詠曰至宇治茶有清香餘皆濁音也有茶之別稱曰無上曰別義曰極無其餘不遑枚舉焉奇哉明菴西公喫茶記明示末世病相留贈后昆以要令知是養生之仙藥延齡之妙術也矣於是乎跋。

「見返し」と「奥附」の文字を左に

建仁千光遺稿述
喫茶養生記
平安竹菴樓藏

竹菴藏版
寺町通本龍寺前
京都 錦屋惣四郎

美濃版茶表紙和裝、序三葉、卷上八葉、卷下八葉、半葉八行、行十八字又は十七字、漢文、訓點はあつて句讀點が無い。題簽は「榮西禪師喫茶養生記」とあります。

「喫茶養生記」二種、一は壽福寺所藏の古本、一は建仁寺刊。壽福寺のは建曆元年辛未正月撰、建仁寺のか小生の架上の斯の書でありますか、木宮泰彦氏の「榮西禪師」によりますと、兩書の文は大同小異であり、後者は前者の再治訂正であるといひます。

「茶の業」と「茶の道」とは別であるが起りは一つであります。茶の業は「厚生」が旨であり、茶の道は「心の治め」が主であります。茶の業は金まうけであり、茶の道は利害の外に遊ぶ。茶は上古はクスリであつた。醫療に用ゐるもので、ソレがダシ〜弘まつて、日々飲用するやうになつた。ソレは支那がお先きに始めてゐるので、日本の坊さま方が、學問を修める爲に支那に留學してゐる内、茶をのむ事を見習ひ、歸朝の節、茶の實を持つて來た。ソレが日本の茶そのものの起りで無くても、茶の業の起りではあります。

日本では桓武天皇の御宇、最澄(傳教大師)と申す御方が一番初めでは無いでせうか。其の茶の種を江州坂本に栽えさせたのが茶の種としては古いやうにあります。ソレから弘法大師も、唐の茶の實を持つて歸つて栽培し、茶を採つて、嵯峨天皇に奉つたと申します。

弘仁六年といへば、随分久しい前で、一千百何年にもなるが、近江の崇福寺に行幸のあつた時、梵釋寺の永忠僧都が茶を煮てさし上げました。ソレから國々に命じて茶を植えさせたど傳へるのですが、茶の製法も進み、栽培も上手になつた譯で、ココ迄は「茶の業」であつて、マダ「茶の道」ではない。ソレから三百五十年たつた頃、禪師が支那から茶の實を持つて歸り、ソレを筑前のセブツ山及び博多の聖福寺の山に栽えさせました。さうして別に茶の實五粒を山城の梅尾の高山寺の明惠上人に御分與になつた。ソレが建久二年であります。其の時の五粒を入れた小さい茶壺は、今も高山寺の寶物として嬰藏してゐるとの事。

息軒遺稿

(七十三第版圖) 題標稿遺軒息
よに「印房山竹菴」すまりあて本種一第稿遺軒息
すまりあてのる分が事あて版一第の其てつ
いさ下照參御を「印之房山竹菴」と稿遺軒息

禪師の持つて歸られた茶を『本の茶』といひます『ホントの茶』といふ義でありませう。其の外の從來から在る各地の茶を『非の茶』といひます『本の茶に非ざる茶』といふ義でありませう。禪師の御學びになつたのは『茶の業』でもあり『茶の道』でもあつた。即ちアチラには、其のころ『禪』と『茶』を結びつけてゐたらしい。

『坐禪』してゐる坊さま方が、睡くならぬやうに茶をのんだのである。ソレがイツとは無く『禪』其のものと相通じて『茶禪一味』などいふやうに成つたのでありませう。

京兆東山建仁寺沙門榮西傳

日本國千光法師圓覺記、吾聖觀第二十二、沙石集第十、元亨釋書第一、落城東山建仁寺開山始祖明庵西公禪師塔銘、延寶傳燈錄第一

釋榮西、號明庵、備州吉備津人、其先賀陽氏、薩州刺史貞政曾孫也、母田氏、夢明星現而即有妊、在胎八月、永治元年四月二十日明星出時生、母忌期不滿、不乳三日、而不嗚不死、沙門陽嚴誠之鞠育、聰敏逸群、八歲就父讀俱舍、婆舍二論、十一師事本群守養寺靜心、十四祝髮、登叡山壇受滿分成、考圓覺記三年之出家延曆寺禪堂榮西十八依千命法兄、粟虛空藏求開持法、浴灌頂水、苦修精厲、屢見靈感、同儕嘲曰、子有才辯、身貌矮醜、取笑於稠人廣衆時、西續口曰、虞舜王於赤縣、晏嬰相于齊國未聞共長也、啣者差薄、西心實恥之、因期百日、修求開持法、初入壇時、刻身長於堂前柱、愆期倚柱、長於前四寸餘、十九學台教於叡山有辯、習密乘於伯州基好、盡得蘊奧、還叡山、重受密灌於顯意、細閱大藏、掩關八載、常聽支那禪法之盛、寄思南詢、仁安三年夏四月、遂乘商舶著明州界、宋孝宗乾道四年也、時年二十八、會遇廣慧寺知寶之僧、與之相語、問曰、日本有禪乎、西曰、我邦台宗始祖傳教大師、延曆末年入唐、傳台密禪三宗、今台密盛禪滅久矣、故航海來、不知得否、知寶曰、子欲究祖師禪、抛下從前知見、發得大機、精禪積年、自然有契當分、西聽而心服、去居丹丘、適逢本邦重源、相伴登天台、見青龜於石橋、拜羅漢於餅峯、供茶湯而感現異花於盞中、上廬山、返明州、詣阿育山、見舍利放光、是秋大旱、郡主請西祈雨、修法之間、西身發千光、上燭霄漢、于時大雨、數賜千光之號、九月上院、重源相誘同船而歸、乃以天台新章疏三十餘部、及台宗時彥酬酢之書、呈座主明雲、雲公歎曰、子於支那擅揚台教、實我國之光華也、因結庵山中、混衆而居、西復欲重渡震丹、達於天竺、拜釋迦八塔、而終身於佛國、門下侍郎平賴盛與西厚、常絕遠遊、及侍郎卒、以文治丁未夏再入宋城

年四十七、徑趨臨安府行在所、謁知府按撫侍郎、表奏過竺之事、報曰曳半影於嶼嶼棧道、終全身於中平道場、然北蕃強大、西域皆隸、關塞不通、何行之有、素志不成、復登台山、嘗虛庵敬禪師住萬年寺、直徑見之、庵問、傳聞、日本密教甚盛、如端倪宗趣、一句如何、西答曰、初發心時、便成正覺、不動生死、而至涅槃、庵曰、如子所言、與吾宗一般掛搭參訊、徹格外機、淳熙之末、庵移天童山、西亦從侍、紹熙二年秋、告辭、庵付僧伽梨并與書曰、日本國千光院大法師、宿有靈骨、洪持此法、不遠萬里、入我炎宋、探蹟宗旨、乾道戊子遊天台、見山川勝妙、生大歡喜、至石橋焚香煎茶、禮住世五百大羅漢、尋返本國、夢境恰恰二十年、雖音問不繼、而山中者宿歷歷記其事、今又再遊此方、相從老僧、宿契不淺、志操可貴、不得不示法旨、昔釋迦老子將圓寂、以正法眼藏涅槃妙心付屬摩訶迦葉、二十八傳而至達磨、六傳而至曹溪、又六傳而至臨濟、八傳而至黃龍、又八傳而至予、今以付汝、汝當護持佩此祖印、歸國布化、開示衆生、繼正法命、又達磨始傳衣而來以為法信、至六祖止而不傳、汝為外國人故、我授此衣為法信、則乃祖、又曰、菩薩戒、禪門一大事也汝航海來、問禪於我、因以付之、副以應器、坐具、寶餅、拄杖、白拂其圖迴文以下十八祖、達磨以來至虛菴五十三世、嫡承系連、西頂受而出、到奉國軍、乘揚三綱船、著平戶嶋菴浦、嘗本朝建久二年也、戶部侍郎清貫、營構小院、請延居之、始行禪規、海參津萃、遂入王都、丕唱宗乘、先是能忍始勸禪法、摺紳縞白髮怪毀之、今復西到、欲混忍而擯



(八十三第版圖) 葉一第集蘭如

「集蘭如の公相給東伊」すまりわで集詩の公門李主藩肥賦
いさ下照參御を

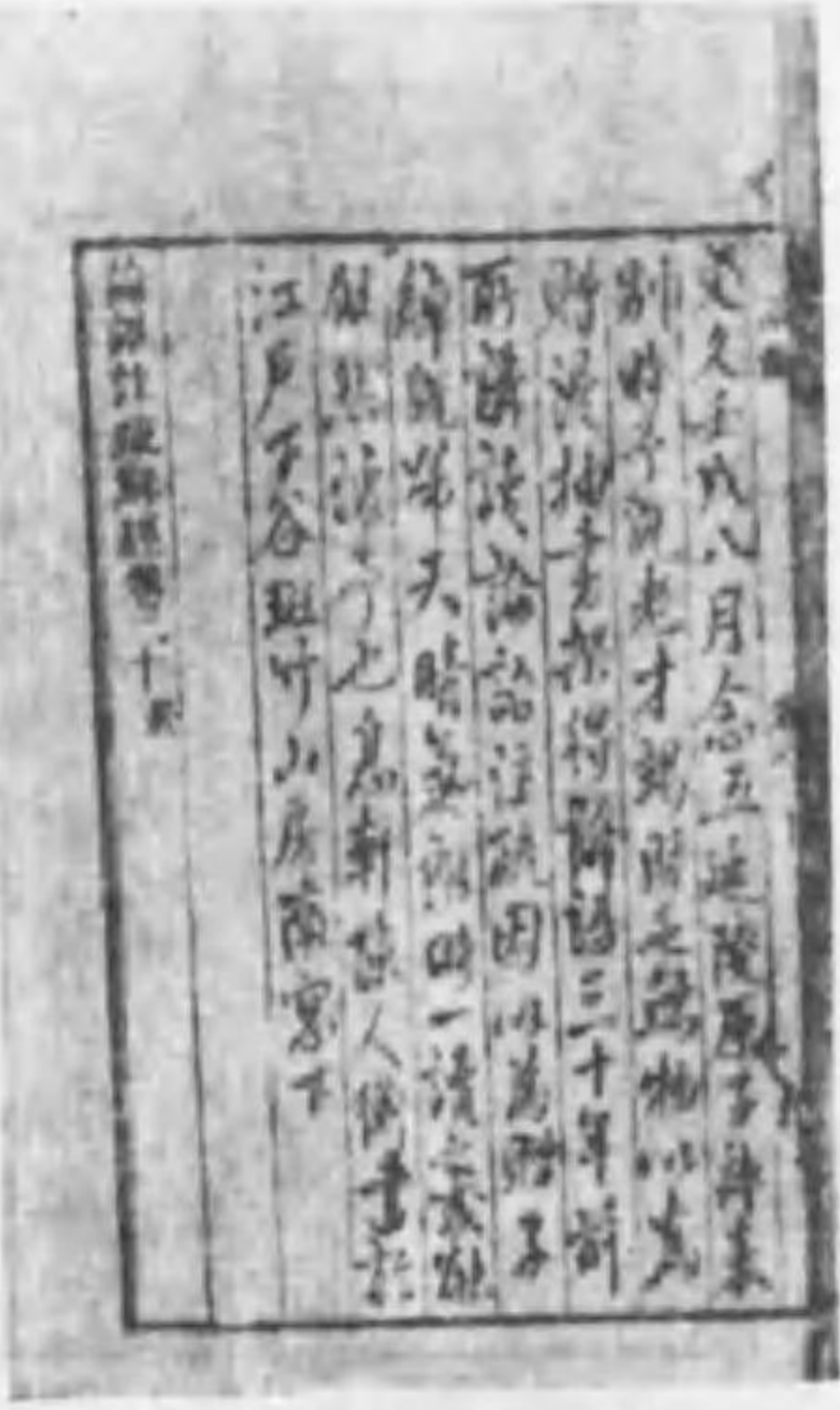
筑之宮崎有良辯者、城西禪化、將與台徒訴朝竄逐譏評紛如、上詔藤相國兼實、召西府裏、俾主當令仲資徵問、尙書左丞宗賴與聞焉、西排斥邪黨、舉揚真乘、乃謂我禪宗者、非今特有之、昔睿山傳教大師嘗製內證佛法相承血脈一卷、其初條即我達磨直指之禪法也、今夫良辯昏愚無知、率黨訴朝、禪宗若非、則傳教亦非、傳教若非則台教不立、則台徒豈拒我耶、甚矣法裔之

聞其祖意也、昔台宗有識、卻助西言、良謂一昔夢、西自宋國廣白米來、昔種諸州、覺後改悔、鑽仰歸伏、聞有講者、辯曰勿以言之、非汝等毀譽境界、西示衆曰、我此禪宗、單傳心印、不立文字、教外別傳、直指人心、見性成佛、其證散在諸經論中、今且出少分以論汝等、法華經曰、唯佛與佛、乃能究竟、諸法實相、諸法寂滅相、不可以言宣、華嚴經曰、初發心時、便成正覺、涅槃經曰、如來常住、無有變易、楞伽經曰、如來清淨禪、淨名曰、心淨佛土淨、大般若曰、第一義無有文字、毘盧遮那經曰、我覺本不生、出過語言道、解節經曰、自證無相法、離言說四事、文殊問經曰、此法不思議、離於心意識、古察經曰、一實境界者、謂衆生心體、從本以來、不生不滅、自性清淨、起信論曰、離言說相、離心緣相、智度論曰、般若波羅密、實法不顛倒、念想觀已除、言語法亦滅、是等文繁、若細引證、更僕不盡、又曰、此事在行住坐臥處、添一絲毫也不得、減一絲毫也不得、便怎麼會去、更不費些兒氣力、纔作奇特玄妙商量、已無交涉、所以動則生死之本、靜則昏沈之鄉、動靜雙忘、顯預佛性、總不恁麼、畢竟如何、若是旨外明宗、終不言中取則、直下便見、儼起便行、箭已離絃無返迴勢、千聖也摸索不著或未到此田地、切忌龜心大膽一向掠虛、到臘月三十日、總不著、建久三年、筑之香椎宮開構報恩寺、始行菩薩大戒布薩、六年乙卯、州之博多開聖福寺、建仁二年金吾大將軍賴家源公、營建仁禪苑於洛東、延居開山祖、三年六月、尙書省割置台密禪三宗於寺、蘇絃構真言止觀二院、學徒叢萃、元久二年春、畿內大風、都人曰、豈比來榮西新唱禪宗、其徒衣服異製、伽梨博幅直縷大袖行道之時、特包颯風、今之風災因於西也、巷語甚喧、達于天聽、帝詔有司、驅西出都、西開教下曰、是吾法成之秋也、亟往堀川、擇求材木、諸徒匿笑、西答官使曰、風者天地之氣、其神曰飛廉、豈西之所作乎、若又有人能作風者、其人尤靈、不爲凡、推此兩端、西無可出都之理而舉主不可漫加放逐矣、官使復奏、帝曰然也、重教宣曰、無所羨乎、乃陳寺之營構上建仁爲宜寺、備有司監護、殿堂盡極輪奐、建永元年秋九月主東大寺幹事、僅四載修營成、承元二年洛東法勝寺九層塔火、教門下侍郎藤公經監知修營、豫周二州充其費用、三年八月未成一級、又教西司造典、落成亦如東大、初平侍郎奏賜紫衣、建保元年教擇僧正、三年乙亥相州龜谷營壽福寺、一日辭源僕射實朝、僕射曰、師老且病、寺亦未畢、西曰、我將入王城取滅耳僕射曰、至人出沒、豈擇地耶、西曰、都城士民、初聞禪宗、疑信過半、我當唱末後句顯燦王都、命駕歸京六月晦日、布薩之次告衆曰、孟秋初五、吾當取滅矣、都下喧傳聞于丹禁、泊期帝遣中使問候、西對官使曰、期已滿矣、而資氣猶健、諸徒且訝曠時坐禪、安而化、中使路上聞稱遷化、又見彩虹現於寺上也、世齡七十五、法臘六十三、〔考〕西在宋時、捨錢三百萬星

架萬年寺三門兩廊、又修觀音院智者塔院、在天童日、虛菴欲建千佛閣、西啓番曰、吾歸國後、當致良材、歸朝翌歲、鉅材若干稱載大舶、送天童山、乘是閣成、寺王爲作堂祠篇焉、嘗謂衆曰、我歿三十年、禪宗大典、果如其言、後世推爲本朝之禪祖也平生著述、與禪護國論三卷、一代經論總釋、日本佛法中興顯文、三部經問題等各一卷、密部特多、不可盡記、明上天竺沙門蘭開更誤塔銘焉。

贊曰、欲識佛性義理、當觀時節因緣、西公欲始取滅於佛國、而關塞不通、留滯委運傳佛心宗、思出望外、縱親拜靈山遺跡、若遭於是時耶、既爲本邦禪宗第一祖、暨法幢、唱大法、時遇巽二三難、則單付是天地之氣、法受張三之謗、則偏證夫經論之文、其智辯之無礙也、如神禹之疏九河注諸海、若俾凝滯三密八教之場、安能如斯、蓋皆有因緣也、如今諸方遇勝因者鑑戒猛省、酒祖之道、尙存於一髮焉矣。

論曰、茫茫世界、庶類恒沙、細細幻生焉、倏忽泯滅矣、人處其中、而顛倒邪正、種子生現行、現行習薰種、三法循環生死無輟、大覺世尊、救此迷情、損經盈海、歷一千歲、摩騰、竺法蘭、負馱東渡、從此秋客夏僧聽言滿意、翻譯大備本邦諸師傳其宗法、道復東矣、因以法本居首科、或曰、釋書本朝之僧史也、初置傳智、今何革之、通曰、支那之三僧傳、初置譯經、贊事云、譯經佛法之本也、原夫經能詮、法所詮、不相差離、譯經與法本者、名異而同、若立傳智、雖偏於教而不偏於禪、何者禪以心傳心、不立和解、謂法本則教禪通、且此書大概取法例於三僧傳也、又曰、釋書慧深列古德科、以達磨載于編首、今卻反之、寧爲潛越與、通曰、物有本末、事序首終者、常之理也、台教曰、毘曇雖劣、是爲佛法根本也、夫二師之蹟不詳、若無德業、百濟王何貢獻之、以例言之、亦此方之騰蘭也、居于冠冕、何僧越之有、故以觀勒、福亮、智通、智鳳、仙那、道增、同科列次焉、達磨片岡不須重譯、酬唱和歌、留空棺于故衣、顯臨終之遺付、慧觀來說中百門智之論、道昭往京八五三二之旨、智藏說空宗於法隆寺裏、無畏納密經於久米道場、審祥講華嚴於毘盧大殿、鑑真授波羅提木叉、而開戒壇



(九十三版圖)語識生先軒息
息)文一たれさ誌に末巻の經解疏注語論
いさ下照參御を「疏注語論深手生先軒

招提二刹、最澄播台教於容山、空海弘真言於高野、榮西唱黃龍宗於建仁、竺支韓和之諸大乘基、旭阿稱達池之本流、而注扶桑神州之東域矣、嗟乎法王之教令、廣矣哉大矣哉、三千大千世界、靡不利而暫、蓋又一心之所變、緣起無方、天長地久、劫石有消日、而法本無盡時焉。

斯の書に就いて醫學博士富士川遊氏は「喫茶養生記は、固より養生のために茶を喫することを主として書いたもので、純然たる醫書ではないが、しかし、其所説は、當時の醫學界にありて、一頭地を抜いたものである。榮西はこの著述によつて、其芳名を永く日本醫學上に留むることが出来るのである。榮西入定後七百年、我邦の醫學は長足の進歩をなし、今日では其發展が従前と相違したけれども、醫學上に於ける榮西の芳名は、學問の發達と共に、ますますその光輝を強くするの觀がある」(日本醫學史)と説いてゐます。

「喫茶養生記」は「茶經」に據つたところが少く無いと思ひます。「茶經」二冊、第一冊(上)は上下卷共唐竟陵羽鴻漸著で、第二冊(下)は「外集」であります。「外集」は明新都孫大綬編次で小生等には此の方を興味多く覺えます。「茶經詳説」は「茶經」の註釋であり補訂でありますが、大典禪師の御述作。又「茶譜」一冊は、明吳郡顧之慶輯で、是れにも「外集」が添つてゐて、詩文を錄してゐます。



(十四第版圖)題標史私向日
生先南嶠部平「すまりあて著名の生先南嶠
いさ下照參御を「史私向日の

日向國舊地考全文

家藏の寫本でありますが、卷末に「此書は源元珍(號柏時水以本氏北高)著せし也。元珍が門弟植田豐賢、此書に日向國圖を副へ載めしを、武友多賀常政借り請て、予に見せけるによりて、二品としにうつしめ。天明三年癸卯四月晦日伊勢平康貞文書」としてゐます。恒篇でもあり、貴重文獻でもありますが、全部を録存しませう。

日向國舊地考

日向國、臼杵郡高千穂嶽、與諸縣郡霧嶋嶽、從古往、俗間誤混、今改之。

神代紀云、皇孫乃離天磐座、且排分天八重雲、稜威之道別道別而、天降於日向國之高千穂峯矣。

高千穂は、日向國の北地にして、肥後國宇土八代より東方にあたる也。日向國の東北、海邊の津湊の地、延岡の城下に彼宇土八代より至る道路の北方にあたる山嶽也。

此地、富饒にして、銀を出し、材を出す。元祿の以往は、延岡領成しが、其後、徳川將軍家領と成る。高千穂千石とて、膏腴のものどせしは、延岡私領の時成るよし。元祿八年より、正徳三年の比まで、延岡領主成し三浦壹岐守平明敬家土物語せし也。享保中に至て牧野備中守所領と成りて又もどのごとし。

順和名鈔地名部日向臼杵郡智保。橘三喜一宮巡詣云、九月朔日高森村(延寶三乙卯年肥後國北)を出、申の刻ばかりに南郷の内、岩上村に留る。二日、田原村に至る。四日、下村別當福泉院に留る。翌る朝、八幡宮へ來る。五日、高千穂十社大明神へまふで、みたひの町に留る。六日、二上山へ上る。(貞丈云二上は即二神)二神大明神を拜み、それより、ちじか岩屋へ至る。此所

は、神代の昔、二柱の神子種うみ給ふの由、所に傳へたる釣針(?)の書と云文に見え侍る。みたひ村の内、徳觸か峯、神代川(熊白)くましろの井、何れもいはれ有よし。荒立の社へ詣で、其日は深角村にとどまる。七日、ひのかげといふけはしき谷組坂路を通り、つるのせの川を渡るどて

乗えすははたらね身のつなの瀬を渡すいかたの船はあれども。

夜に入て、漸く椎葉田村に至りぬ。八日、やかい川を渡り、むかはき山の麓、大日寺に留る。九日の朝、むかはきの御社へまふてける。折ふし、祭日なりし。山より落る瀧真向に見えぬれば

めにかけてはりくる人もむかはきの山より落る瀧の白糸。
十日延岡の城下(舊名縣元經五十年二月改名延岡千時)に止る。十一日縣(是即延岡をいふ也。延岡成功元經九年後清書故城に延岡と)を出て、止々呂村を通り來るに、磯邊にふりたる松あり。木のもとに石をたて、夫木集の歌を記せり。

白浪のよりくる糸を緒にすけて風にしらふる琴引の松。
とあるを見て

石ふみにのせぬる歌や琴引の松のしらへのたくひ成らん。

かど川、船渡りして、からき村を過、新町に留る。十三日、申刻、津野村に至り、大明神へまふてぬるに、豊後の國主大友宗麟薩摩をせめし時、あまたの社を焼はらひ、縁記、古記、御寶物など悉くうせぬ。其後、取立る人もなしとて、僅の小社と成り、御名をさへ知らず、只明神とのみいへり。

されども年老たる宮守を尋出して、古き事ども語らせ、棟札などを見て、日向の一宮とは知りぬ。是によつて、豊原一宮記を書て、宮守のもとへ遣し侍りぬ。

日向一宮都農宮

神主金丸筑後實久

宮社圖略之

都農神社日向國兒湯郡

社家説素盞鳥尊也

吉田一宮記云素盞鳥尊之御子大己貴命也

津野村、町はつれに二の鳥居の跡有。社より十四五町ほど海邊によりて、三の鳥居の塚有。其所を鳥居原と云。それより東の方に都農松原と云名所も今は絶たり。山嶺き西の方に御尾山と云所に腰掛石とて、都農明神腰を掛られたると云石有。十四日の晝、津農の町を出、なぬき川、裸にてかち渡りし、高城川、舟渡し有、川とこ村を過、右松村に至る。

十五日の朝、都萬神社(見瀧)へまふて、傳はりし縁記、古き太刀など見、それより佐土原を通りけるに、左の方に煮火々出見尊をおさめ奉る高屋嶋有。遙拜して、上中下の廣原を過、花か嶋町に泊る。十六日、江田(宮崎)の御社へ來り、それよりあをきか原の住吉に詣て、

尋ね來てきけは心も住吉の松はあをきか原の神風。

此海邊に伊弉諾尊水をさし給ふ上中下の三の瀧有と傳へし。十七日、鶴戸山法華嶽(下部家には小戸)へ參る。山伏を花か嶋より案内に頼み、うどの岩屋へおもむき、上別府を通り、赤江川、舟有、此處を小戸の渡りと云此にも三の瀧有。古歌に

日向なる小戸の渡りの鹽せみに願れ出し神をまします。

此鹽せみとは、北山大明神立給ふ上瀧をいふと聞て

あなたうとまふてぬる身も心まであらふあか井に北の神垣。

此三の瀧より諸人は初りけり

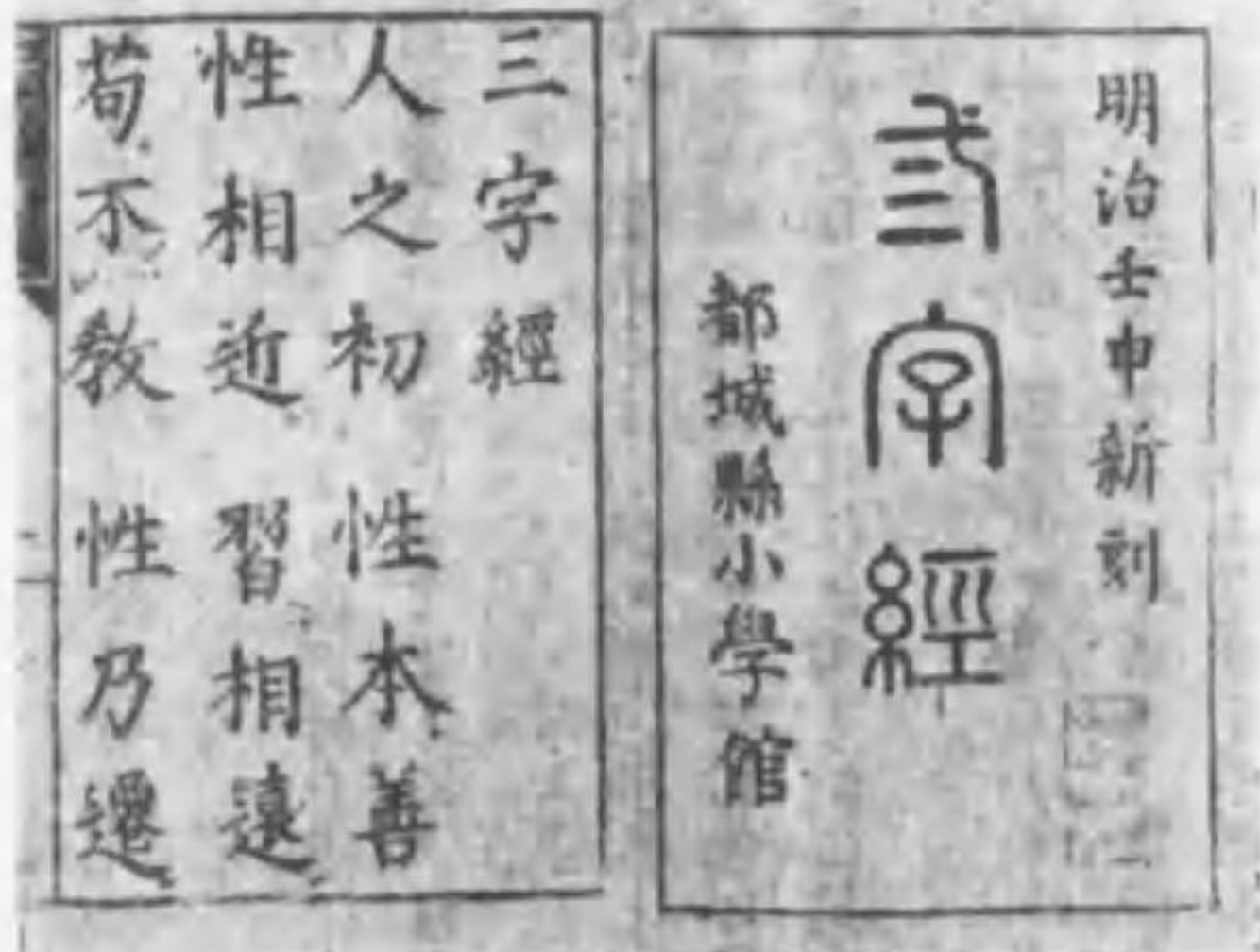
日向なる大戸の渡りの浦こそはあをくさの始なりける。

と賤しき渡し守の古歌を語りければ所からやさしくもおもひける。熊野原を行き過、たさしと云所を通りたるに、入海廣々見えけり。近き頃迄どこどこといふ村有たれども、大地震の津波來りて、今は入江に成たると聞て

神垣にどこどころひて家もなし。

左のかた、海こしに、吉田山后原とて、木花開耶姫の出給ひし所見ゆ。道より少し隔て、櫻川有。沖の方にしたの嶋見ゆ。古歌に

櫻川瀨の白浪しければほのかに見ゆるしたの浮嶋。



(一十四第版圖) 題標經字參

「經字三の刻標縣崎宮」すまえ覽と版出の藝の代時縣城都
いさ下願參御み

峯稍卑。火常炎上、號火常岑。國語、訓常曰計字、今併名曰霧山。
 是は上に記す如く、國圖をも見す、經歷もせざるに依て、高千穂霧島(霧山)幾十里隔たる事を知らず。只古往より民間に誤傳へて、霧嶋嶽を高千穂といふ事を聞いて、かく書るもの也。次に民間誤傳へて、于今霧嶋嶽を高千穂と心得て、隣國より歩みを運ぶ事を擧る也。蓋此俗書にいふ如く、霧山(霧山)は西峯ひきく、偏に大隅に跨り、東峯は高く、全く日向の内也。二峯參差として、ひどしく立そひ並らはず、中へ橋をかくるか如く、西頂等異なる事にはあらず。國圖を見て知るへし。(良文云天浮橋ノ事前ニ云知シ又)惣して、此國物の立並ふ××等異なる事を橋をかけたる如しといふ。されは夫婦の中たち、友たちの中たちなどするを、橋をわたすの俗話あり。諸冊等の開國の御相讀の段にも立於天浮橋之上と表したり。是相對するのたどへ也。又こゝに自一日二上天浮橋といふも高千穂の峯當々相對して橋をかけたるか如しといふたどへ也。是又圖を見て知るへし。

或俗書之日向國高千穂峯、日向風土記に曰杵郡知鋪郷といへる、今の霧嶋山也。神名帳日向國諸縣郡霧島神社と云々、按、霧嶋は今薩摩國鹿兒嶋(鹿兒嶋)領にして城下より二里餘東北海邊の高山也。(桑原トハ大隅)常に登山の者多し。先達神代の故實とて、山の人々に稻穂を持せていはく、霧來らば是にて打拂ふへしといふ。此山、黒霧一陣つゝ吹越共、其聲大風の如く一時に開冥に成りて、路を分たす。やもすれば人、彼霧にまかれて、他方へ戸を落す事度々ありとかや。(良文云稲穂ヲ持テ)土記ニ見エタルハ高千穂嶽ニヤノ事也是二田ヲ千穂ノ名アリ霧島嶽ニマノ稲穂ニ故に霧來れば、手々に稻穂にて拂ふ事かまひすし。しはらくア傳テ拂フ事アリ是モ所因アル事ナル可シ未詳モ亦別ル事ノ一ツナリケリ)の間に、天開明す。(日向風土記にも此事あれ)山頂を御鉢といふ。池の如く窪かなる所、數町四方あり、其中に神代の御鉢とて、九尺計なる金鉢一柄立ち。いともかうくしく見ゆる。登山の輩、是を拜し奉る間に、又火大に燃出て、黒烟天を覆ふ。磐石數里に飛ぶ事あり。是を神火と稱して、薩隅日の諸州、毎に恐れ拜むとかや。山嶽海岸に臨て、南をうけたり。霧島明神は、山下に鎮座まします、祠方三間計にて、鳥居物ふり、深樹茂りて、尤神さひたる靈地也と彼山におりし人、肥前長崎の太田東朔語りある。

上條、三喜霧嶋參詣の段、見合すへし。地理に於ては、相違なし。地名に於ては、甚誤りたり。
 吾田長屋笠狭之崎、日向の國圖並三喜巡詣記を合せ考ふるに、地理少も違ひなく、内海の里より北に當る海邊、西に行道路

なり。巡詣記云、吾田山后原とて木花開耶姫の出給ひし所見ゆ。又云、日の御崎と云所を通りけるに、これこそ神代卷に見えたる那珂郡笠狭崎なりとをしえければ

すたれるは借なかなかの郡なるかさゝは今のひのみさきとぞ。
 云々那珂郡神代卷には所見なければ、正しく此地那珂郡なれば、土人かく三喜に申たるに、末代地理證據のために、三喜詠歌の中に那珂郡の字をよみし也。誠に神忠の人也。

予も此國の典史一覽、成功の後、天地に誓て御神跡拜み巡りて、巡詣記の補遺をなさんと銘肝。今年十年の後、其功を始め

て、廿年の後、日本國中御神跡拜み奉る。功終らんと朝夕晝夜の心たり。

俗書曰、笠狭之崎、今日宮崎。在日向國宮崎郡。去高千穂南二十里。吾田、長屋、蓋皆宮崎屬邑也。

笠狭の崎を今宮崎といふとは、何れの書に據て記せるか不審せり。巡詣記を以て國圖を推に、宮崎と笠狭の崎と南北幾里隔たり、笠狭の崎は那珂郡、宮崎は宮崎郡也。笠狭の崎に都定め給ふとは、日本紀には無所見古事記に見ゆる也。宮崎に瓊々杵尊都し給ふとは日本記、古事記ともに所見なし。

然れども、是其土人の口碑、千古嚴也。又神跡も嚴重にましますは、強に記文にかはらず、笠狭の崎の宮室の、後宮崎に遷給ふものと知るへし。

又此俗書、高千穂南二十里に宮崎の地當れる、いふものは是也。是も此二十里といふもの、後來此國三十六町を以て一里とするの義也。文武の御時、令條撰定の六町を以て一里とするには非ず。日本古代の數里をいはは、町定を記すへき事一つの故實也。



(三十四第版圖)記刊解集紀武神
 紀武神訂重「すまりあで版出の新神大澤開延
 いさ下前參御な「解集

古事記曰故照詔天津日子番能瀧々藝命而懸天之石位押分天之八重多那(此二字以音)雲而伊部能知和岐日(自伊以下七字以音)於天津橋宇岐志摩理摩理多々新且(自字以下七字亦以音)天降坐于磐紫日向之高千羅之久士布流多氣(自久以下大字以音)中略於是詔云此地者向韓國真來通雲沙之御前而朝日之直對國夕日之日照滿也故此地其吉地詔而於底津石根宮柱布斗新理於高天原水榊多迦斯理而坐也。

吾田山の長屋の笠狭といふ事にして、吾田と長屋と別所といふ事に非るへし。されは、日本記の古點、長屋のと、の文字を付たり。

元珍按に、拾芥抄諸國郡數並名之條日向(中)五郡白杵兒湯(府)那珂宮崎諸縣教貳加之六也(田八千二百九十八町)是日向東西に短く、南北に長く、其地理北を口として、南を奥とす。故に此拾芥抄の列の如く、白杵郡東北に始りて、諸縣郡南西に終る也。國圖を見て知るべし。

又延喜神名式

日向國四座(小)

兒湯郡二座(小)

都農神社

都萬神座

宮崎郡一座(小)

江田神社

諸縣郡一座(小)

霧嶋神社

是此郡州拾芥抄と合一するもの、古書の約なるもの見るべし。

神孫降臨第三條一書、其所棄竹力終成竹林故號彼地曰竹屋。

是彦火々出見尊のへらかたなすてし地をいふ。或人考に、大隅肝屬郡鷹屋又薩摩阿多郡鷹屋いつれ歟といふ、是皆順和名抄に據る所也。尤和銅に日向を割て大隅とすといへども、正し今出見尊御出生の笠狭の崎と大隅の肝屬郡數十里を隔つ、何んぞ××を遠路に持運んや。同所なるものと知るへし。又同降臨條第六ノ一書に到于吾田笠狭之御崎遠登長屋之竹嶋乃巡覽其

都洲古圖(圖版第四十四)



有宮(忠)知事御在任中、寫させて當時圖畫前に御寄贈になつたものであります。經城市一圓の古地圖であります「天和三壬戌歲八甲圖畫所持並運中右衛門尉爲造」を以てしてあります。

地者とあるものは、いふに不及、吾田の地の間なる竹嶋也。
或俗書曰、竹屋今作鷹屋、本在日向國。和銅以後、在大隅肝屬郡。

是又地理の辨なく、古書の片はしをちらと見て、已が推案をほしいまに、世間を憚らす田舎ものゝ書散らせる也。
查火火出見尊崩葬日向高屋山上陵。

是又或人、前一書竹屋又大隅薩摩の鷹屋不審といふ。是は一宮巡詣記に佐土原城下の海邊たるよし、儘に記しをけは、それに決すへし。

俗書曰、神名帳曰、桑原郡鹿兒嶋神社傳言亦齊查火火出見尊。

是はさもあるへしとおもひて、聞得て書る歟。巡詣記、實地經歷の説、懸隔也。他國の事ゆへ、巡詣記不記也。

鶴戸岩屋の御社尊尊の降誕の地即那珂郡也。

瓊々杵尊を葬奉る地は、薩摩也。委しく巡詣記に所見也。

元文元丙辰八月十四記之。

永友翁の神祇史料

宮崎圖書館架上のものは、大正十三年十二月に寫した事に成つてゐますが、赤野紙の版心に「千穂酒舎」とありまから、寫本を、いづこからか購入したのであると思ひます。

永友宗年翁は、宮崎神宮々司奉仕、後、都農神社宮司に轉じた御方であります。古典に精しく、いつも讀み且つ書いてゐられましたが、ソレガ悉く日向の神祇に関する記載であります。

半紙和裝十四冊、一冊百葉内外で、涉獵頗る汎く、出典を一一に明らかにせられておりますから、後の世を益することが多いのであります、各冊の目録を末にまはし、こゝには「官幣大社宮崎神宮」の大半を録することにいたしました。斯の自筆本は都農神社事務所保存されてゐます。

日向國神祇史料序

昔日向國は、皇御祖神等の生れ出で給ひし國にして、いと尊き國柄なれど、神武天皇宮崎の宮を發幸して、大和國にいであし給ひし後には天照る都とぞなれりける。されど、掛けまくも畏き天津御神、國津御神等の上古より、深きゆゑよしありて續りませる神に尊き神祇なむ、數多あなるを、今の世そのゆゑよしを書き記せる書少く、また種にうつしゝものはなきにしもあられど、そもやうやうに散りうせゆくのみならず、つひにはその傳説さへも絶え果てやせむと慨み歌かるゝものから、いかでそれを書き記しおきて、世に遠ざばやと思ひおこしつれど、國內の社のがざり、まゐりて訪ひ尋ねべき暇もあらねば、吾が仕へ奉る御社の動靜のいこまゝに、筆執りて、古き書より寫しそり、或は古老の口碑を書きしるしつ。中にはいかにかにぞやと思はるゝもありつれど、しひて妄斷を加へず、今は其まゝに爲しおきつ。雖由緒のつまびらかならぬ御社も多かれど、さまでほさてうちおきつ。かくて、かきつづれるふみ十四卷さしも成れるをもち、こゝを「日向國神祇史料」と名づけぬ。こひれがはくば、世の識者たちよ、斯道のため、足らざるをば補ひ、誤れるをば訂し給へど、思ふこゝろを一言書きしるして、序文とばなしたつ。

大正六年三月

都農神社宮司正六位勲六等 永友宗年

例言

一本書は、吾が日向國內なる大小の神社の御傳、由緒等を調査せん寫志者等が參考資料に供せんとして、編纂せり。
一本書は、一々原書の名を掲げ、其の文章は誤字脱文をのみ訂正し、假字遣等は、總て舊に從ひて改めず。これ原色を存せんがためなり。
一舊記謄寫には、吾が子宗義が助力せしこゝからざりき。

一本書は、神祇傳説を得るがまに、いづつに書き進へ行かむ心がまへなり。

日向國神祇史料一之卷

官幣大社 宮崎神宮

宮崎郡大宮村大字下北方

永友宗年編輯

神武天皇

相殿 彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊 玉依日賣命

(神武天皇社略記) 古傳云、神日本磐余彥命者神祖 天照大神五世皇孫葺不合命第四皇子也御母玉依姬命降誕帝於高千穂宮 帝幼英邁兼智仁勇及長與其兄五瀬命治天下於高千穂宮後移宮崎郡謂之宮崎郡也既開土籍言乎又遂有東瀛焉時長髓彥以兵要之 討平之因終定都於大和國橿原矣其後吾日向國宮崎舊都蓋雖有存頤及零落哉。

水垣宮御宇特有祭祀令云今祭祀在春秋二季祭日有競馬甚盛昌也四方社參之衆十倍他所其餘壯觀可以知也。
(本宮舊記) 古老傳云、磐余彥命長髓彥を平け給ひ、即ち橿原宮に座坐て崩御給ひし後ち、筑紫鎮守神八井耳命の皇子天健磐 龍命天皇の靈社を當地に建立し玉ふ。令記に瑞福宮天皇詔く磐余彥命は、大和國に崩御し玉へども、日向國は古名ある地なり と宣り玉ひて、舊跡船塚山に天皇の宮殿を建立し玉ふ。

(古傳記) 古老之傳曰、磐余彥命、長髓彥を平け給ひ、則橿原の宮に座して、終に崩り玉ひし。其後は、宮崎皇居荒野となり しを、古人大に歎き哀みつゝ、天皇の御恩徳を慕ひ、所廢の祀宇を建て 天皇の御祭り仕へ奉りし事を懇に願ひしかば、早速 御叡聞に達し、上下の官員御下向在せられ、上宮の來らせらる方を上北方と云ひ、下官の來らせらる方を下北方と云ふとぞ。 又宮殿御造營に付、上下官員、時に御出張の所を、今は宮の地といふなりとぞ。

(延喜式) 神倭磐余彥天皇年十五爲太子。四十五歲甲寅。從筑紫日向宮船師東征。至庚申年平定中國。

(職原抄) 神武天皇即位之初繼神之靈都日向國宮崎宮此時天下草昧封域未定東征之後初平中州定都於大和國橿原宮。

(神皇正統記) 筑紫日向の宮崎の宮におはしましけるが、兄の神達及び皇子群臣にみことこのりして、東征の事あり云 云。

(和爾雅一) 日本歷世郡地。日向國宮崎神武。

(源平盛衰記十六) こそ、神武天わうは、天神七代をすぎ、地神五代の御すゑ、ふきあはせずの尊の御ゆづりうけさせ給ひ つゝ、人代百王のはじめのみかどにましまししが、辛酉のとし、日向のみやさきのこほりに皇王の寶祚をつぎ給へり。

(國花萬葉記) 第一神武天皇御宇。日向宮崎に都す。

(鹿藩名勝考二) 宮崎郡下北方村。

(日本古義一) 射禮

今の世に諸社の神祭の競馬の始には、必流綱馬の式を行ふ事は、是上古朝廷にて行はれし流綱馬の古例に據るなり。正朝高木日向國延岡に在し時、正朝射禮指所のため彼國に滞在せり同國宮崎 神武天皇の御祭禮の流綱馬を見物せり。凡馬數千七八百騎に餘れり。此流綱馬此國の田夫等競馬を流綱馬といひ、騎人を射手といひ、是古き始れる前に、神主神の御前に於て、流綱馬の云々へなり禮式を行ふなり。其射手は、いづれも十三四歳より十五六歳に至る。各弓小手を著、端反の笠をかぶり、馬は鞍を敷す、皆裸馬にて、腹帯に足を踏こみ、二十騎或三十騎ばかり、馬の鼻を雙べて、相鬪を聞と等しく一度に馳出す。其疾き事矢の飛が如く、孰も勝負を争ひ驅る。其雄雄敷事、又比はむものなし。是吾神武の國のいさをしなるべし。勝たる射手は、其村中に酒飯を振舞ひ、大に是を祝する例なり。是を坵飯振舞といふ。坵飯は小豆飯なり。

(舊記) 日州宮崎郡下北方村御禮座

神武天皇

御神體

一御社あり、八町斗四二神武天皇墓居之由、廻り廿間斗三丸山有之、杉生立御座候。



(五十四第版圖) 宮神崎宮社大幣官

一 勤請年記之儀、悉ク不奉存候。續歸國之上、社記等相考書上可仕候。

一 御社地 八町八反八畝八歩
 一 御社 大々横九尺
 一 御供所 横九尺
 一 神輿 登臺五尺四方
 一 神輿 横九尺
 一 神輿 横二間 牙葺
 一 御旗所 横四間横二間
 一 拜殿 横二間 坂葺
 一 神供 一膳 魚味九年用交備申候。
 一 鳥居 高サ一丈八尺斗。

一 額文字 神武天皇奉存候
 一 御祭 九月廿八日 小祭 五月初午十一月初午
 一 御祭 十一月廿八日 大祭 六月初午
 一 神輿社内渡御、大宮司神主同官等供奉仕、神樂酒神供獻備仕候。

一 同日神饗馬 馬場御社ヨリ甘嶋斗南 横八間斗
 一 神寶 鎌子
 一 神領 五畝
 一 神領 畑壹反
 一 墨印 石八斗

(舊記) 延享四年十月内藤備後守ニ書上寫庄圖作兵衛 年寄覺兵衛儀兵衛平左衛門
 一 高千二百七拾三石五斗二升一合六夕 日向國宮崎郡 下北方村
 一 神武天皇一社 社主下北方村社人 大野 孫六

末社
 本社 御座
 船荷神社 御社大サ二尺五寸白木作板葺
 祭日本社同日
 本社ヨリ七町斗四二御座
 船荷社 御社大サ横四尺 丹塗板葺
 祭日十一月初午
 一手洗水場池 石手洗水鉢
 一 産子家敷 宮崎郡中凡三千餘モ御座候。
 一 當社ニ者、私之外、神主長田大和、同官井上土佐三人ニ而、諸神事相勸、外ニ
 下社家三十人斗茂御座候。
 右之通御座候。乍然、委數義私不案内ニ御座候間、重而吟味之上、可申上候以上

日州宮崎郡下北方村
 神武天皇之大宮司
 大野 河内 印

天明四年十月
 御本所様
 御役人中様
 右上京之節、吉田殿へ差出サタル調書草稿ノ寫ナリ。

拜殿 桁行三間 小坂葺
 廊下 梁間二間 小坂葺
 廊下 横六尺 小坂葺
 鳥居 一字

是ハ、古來ヨリ御地頭様御普請所ニテ御座候。但境内東西貳百間南北百五拾間、此反別拾町、古來ヨリ無年貢地ニテ、相建有之村高ニ相除有之候。尤五月初午ノ日、六月晦日、十一月午ノ日、一ヶ年ニ三度、下北方村南方兩村社人中罷出、祭リ相勸申候。

一 高二石五斗

是ハ、有馬左衛門佐様御領知之節、元祿二己年御寄附被遊候。其後、御公料ニ被成、元祿十丑年ヨリ、右御除地ニ被仰付、御年貢上納不仕候。有馬左衛門佐様御證文一通、今井九左衛門様御證文一通、所持仕罷在候。其後、牧野備後守様、岡田庄太夫様ノ節モ、右ニテ並境内前々通ニテ御座候。

一 高三斗五升七合五勺

是ハ、御供田ニ從前ヨリ付置、御年貢米下北方村ヨリ上納仕候。

(宮崎縣達) 宮崎郡下北方村船塚鎮座
 神武天皇社。宮崎神社
 右之通、今般伺之上、社號被相改候條、爾後改稱ヲ以テ可奉唱事。但氏子守札、其他總テ可相改候。

明治六年五月廿五日



(六十四第版圖) 部一の録記舊口の鳴
 中よりかわが底一の心苦御主藩て就に之願の派兩武文藩原土佐
 いさ下照參御な「卷壹振取御雜混口之鳴」

宮崎縣權參事 上村 行 微
 宮崎神社 神官へ

今般伺之上、別紙之通被相定候ニ付テハ、別紙祭式之通、奉告之祭事、來ル六月一日に可致執行事。
明治六年五月廿五日

(別紙)

宮崎神社(宮崎郡下北方村)

縣社ニ被定候條自今可爲縣祭事。

明治六年五月廿五日

(別紙)

宮崎縣

前日、神供ヲ調運。

本日午前第七時、神官及祭事ニ關シ、一人・身懸。

次紙之行事、式如常。

次神饌ヲ撤除ス。

次神饌ヲ撤フ。

次祭主以下席ニ普シ、祭主ハ朝官タルヘシ故降ア。

次祭主拜禮畢テ開扉、此間神樂ヲ奏ス。

次神饌ヲ奉供ス。此間神樂ヲ奏ス。

次祭主拜

次祭主祝詞

次神官拜
次神饌ヲ撤ス。此間神樂ヲ奏ス。
次閉扉、此間神樂ヲ奏ス。
次祭主以下拜禮畢テ神饌ヲ下リ、直會座ニ著テ。
次直會行事、式如何。
次退出
以上
神饌五種
神酒 飯 野菜 鹽 干魚

祝詞

掛卷母畏何々神ノ御前神祠官何誰恐美恐美母白左久此度 皇親大命ヲ受天大御神ト宮崎縣乃縣社止奉母定賜 敬留事平安久聞看天自今彌
増大御神乃奇支大御靈平廣久厚久深久惠美給比豆
天皇波素與奉職百官及等外乃官員平始萬民爾至越過犯事無久息緒長久仕奉來給 敬止畏畏美母白頭

宮崎神社ヲ官幣社ニ被爲列度

謹テ案スルニ

皇祖神武天皇ハ、日向國狹野ニ於テ御降誕(御幼名ヲ狹野尊ト申)同國ニ皇居ヲ占サセ給ヒ、甲寅之年、御歳四十五、初テ東征在ラセ
ラレ候趣ハ、國史ニ載置レ候通ニテ、即同國宮崎郡下北方村宮崎神社之地 皇居之舊蹟ト言傳ヘ、宮崎ノ地名モ于今傳ル。抑
該社ハ、往古ヨリ依然天皇ヲ祭シ、舊神武天皇社ト稱シ來リ候處、御一新後、神社御改正ニ方リ、宮崎神社ト御改號、縣社ニ
列シサセラレ候。熟々惟ミルニ方今



(七十四第版圖) 序釋輯傳左
すまりあて書るればいご作表代の生先井安
いさ下照參御を「情事取開釋輯傳左」

神武天皇御尊崇被爲盡、就中、訖火山東北陵厚ク御親祭被爲
在候得共、官國幣社中 天皇正祭之神社無之歟ト奉伺候。就
テハ宮崎神社ハ、右通格別成御由緒之地ニシテ、古來正祭之
神社ニ有之、御祭典等、至重ニ可被爲遠筈ニテ、今通被爲成
置候儀、乍恐、明政之御開典ト奉存候間、官幣大社ニ被列、
御官祭被爲在候様、有之度奉存候。今 健任を該地ニ奉シ、
默止ニ不忍、謹テ建言仕候頓首。
但古來 皇居之舊蹟ト申傳候趣舊記ヨリ拔萃シ、御參考ノ
爲進達仕候。

明治八年三月十四日 宮崎縣參事 福山健 啟

太政大臣 三條 實美 殿

日向國那珂郡吹井村平民善四郎所藏神宮舊記之寫(承應五年ノ筆記ノ内拔萃)

一宮崎郡北方村帝都舊地、今山林ト成レリ。牛馬耕作ヲ禁ズ。神武宮此所ニ有之、大社云々、又磐余彦命第二皇子神八井命之
皇子天健磐龍命ヲ以テ、筑紫鎮守ノ爲メ御下向、宮崎ニ御座坐云云。

一古記曰、磐余彦命御年十五ニテ、宮崎ニ移リ幸キ坐ス。天皇四十五ノ御年、宮崎ヨリ舟船ニテ東國御幸之時、天皇皇子神八
井耳、其皇子天健磐龍命ヲ九州鎮主トシテ、宮崎ニ殘シ坐ス。

日向國諸縣郡浦牟田村狹野神社舊記（詳ナラフ）
一天皇狹野ニ降臨マシマシ、十五歳ニシテ、太子ニ立給ヒ、後日向國宮崎ニ都シ給フ。（今宮崎郡ノ内下北方村ノ皇都ノ遺址ナリトイフ）御年四十五歳ノ時、東征シ給ヒ云々。

元祿二己巳年三月三日舊藩主有馬左衛門佐永純ヨリ社領寄附ノ書面ノ寫一依

神武天皇古跡新知貳石五斗事令寄附訖全社納不可有相違者也。

日向國諸縣郡本庄村鎮座御鎮座記御鎮座記ノ内拔萃

一宮崎皇居跡踏躰在下北方村。今存神武天皇祠。或以大内山爲皇城之舊趾。東距此地三里許也云々。（本庄村ハ宮崎神社ヨリ四二里ニテ三里餘距離）

口 上手 扣

當縣管内日向國宮崎郡下北方村、宮崎神社之儀ハ、神武天皇々居之舊蹟ニテ、神社ハ即チ、天皇ヲ奉祭シ、從前、神武天皇社ト奉稱シ、往古ヨリ格別崇敬、著名ノ大社ニテ、舊延岡藩支配中、祭祀營繕等、全ク藩費ヲ以テ執行致シ來、土人ハ勿論、近國人民迄、崇敬他ニ異ナリ、廢藩置縣以來、縣社ニ被定候處、追々、天皇御崇敬ノ御沙汰ニ付、人民一層奉崇敬、恰モ赤子ノ父母ニ於ケル如シ。然ルニ、縣社ニテハ、人民中甚不満足ニ付、社格御引上ケ相成度、頻リニ懇願ノ次第モ有之、且前件通、歷然御由緒有之候本社ヲ、其儘被召置候テハ、遺憾不尠、殊ニ僻遠ノ地ニテ、御國內一般ヲ以テ論スル時ハ、殆ンド荒唐烟滅ニ屬スル者ニ似テ恐懼之至リニ付、其旨既ニ昨七年七月教部省へ上申仕置、且又英人「マクロード」ナル者、保養ノ爲國內巡回ノ許可ヲ得、内實ハ名所舊跡探討ノ趣ニテ、本年二月、當縣ニ參着、第一神武天皇ノ舊蹟ヲ問ヒ、當社へ參拜、現今社格等詳細質問ノ次第モ在之候。然ルニ、社格ハ一ノ縣社ニ過ギズ、奉持ハ全民費ニテ、外國人ニ對シ候テ、如何ノ者ヤト、更ニ遺憾恐懼之至ニ不堪、小臣愚意ノ次第ハ、當三月建言仕、猶又教部省エモ上申仕置候ニ付、自ラ御採用可被爲在儀ト夙夜仰望仕候得共、萬一御採用於無之テハ、縣内一般失望ノ次第ハ不及申、隨テ永久尊崇ノ儀ニ關係致候。最右神社之儀ニ付テハ、靈殿之下敷、或ハ大和國歟ニ大社御造立相成度、教部省ヨリ上申ノ趣モ仄ニ傳承仕候付テハ、假令兩所ノ内へ御創建被爲在候共、餘例モ有之（即チ同神社ヲ兩所ニ於テ御現祭被爲在儀例ノ山城國男山神社、豊前國宇佐神社、又大和國春日神社、山城國大原野神社、又同國北野神社、筑前國大宰府神社等ニテ、右等神社ヲモ各御同神ヲ兩所ニテ、御祭典被爲在儀得）況シテ日本開國創業之、神武

天皇ニ於テハ、無論ノ御儀ト奉存候。且前條陳述之通、宮崎神社ノ儀ハ、別段御由緒有之地ニ付、特別之御評議ヲ以テ、速ニ御採用被爲在度、左候得者、崇敬之御趣モ昭々著明、一般貫徹、隨テ人民安堵可仕儀ト奉存候。

右之事件ニ付、實地情態上申ノ爲、擔任少屬田原篤案出京爲致置候得共、小臣儀、今般地方官會議ニ付、上京仕候間、猶情實手續書ヲ以テ陳述仕候也。

明治八年七月 宮崎縣參事 福山健偉

今般宮崎神社ヲ官幣大社ニ被列度儀ニ付、參事殿ヨリ之建言書、去月廿八日、正院へ進達候處、本月七日、樞大内史高崎五六ヨリ右事件ニ就テハ、建言書ノミテハ取扱置候ニ付、別段教部省へ相附表通伺書差出候方可然ト引合ニ付、權參事殿へ相伺、別紙伺書ニ參事殿建言書ヲモ相添、同九日ニ進達致置候間、爲御心得此旨及御掛合候也。

東京出張

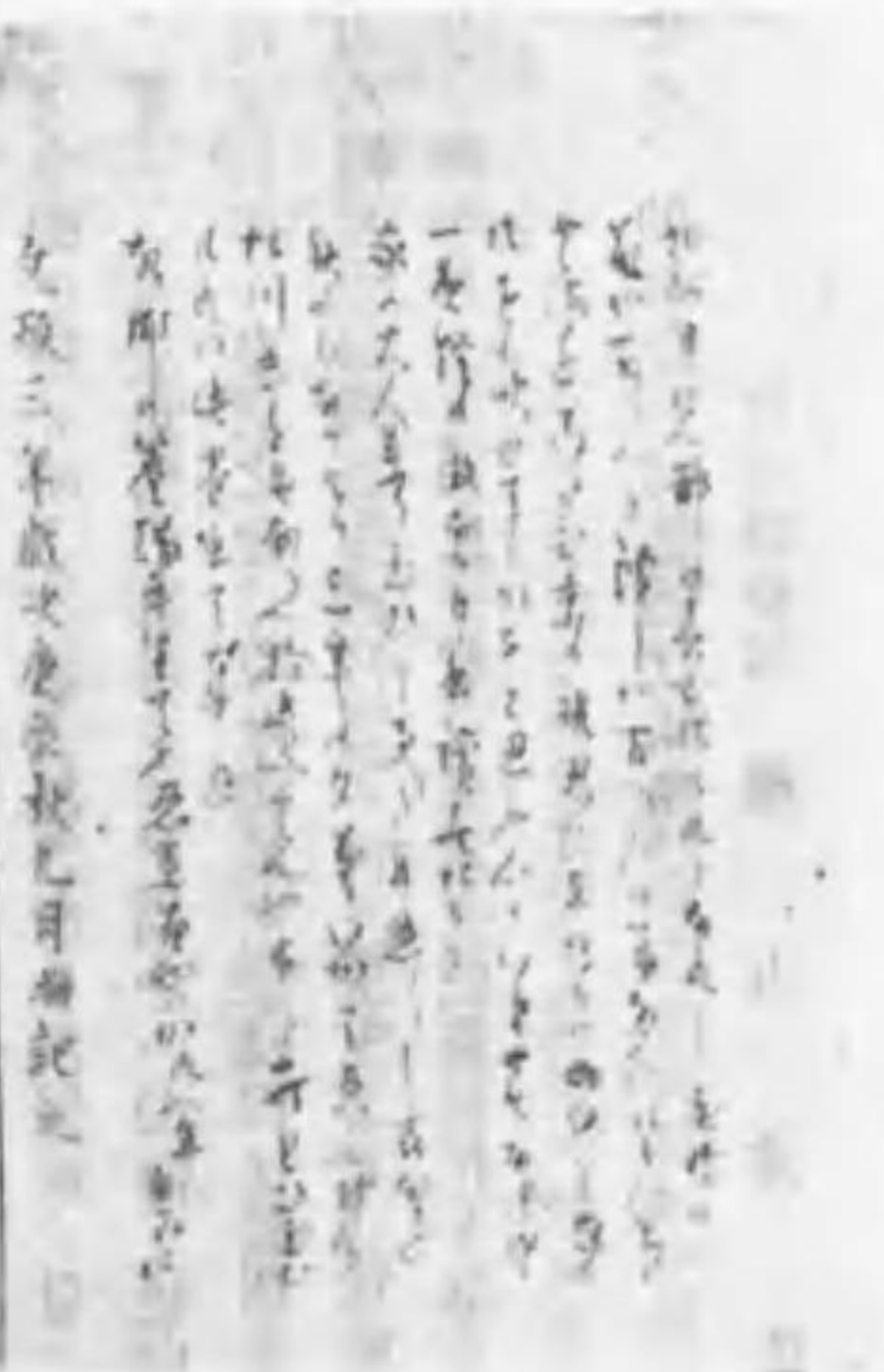
明治八年

田原少屬

宮崎縣庶務課

宮崎神社ヲ官幣社ニ被列度再伺

御維新以來、諸神社之儀、延喜例ニ被爲基、順序御定メ相成、殊ニ現今ニ至テハ、豊國東照湊川護王等ノ神社迄、夫々官幣社ニ被列、厚ク御祭祀被爲在候儀、深キ 寂慮ト奉察感肺仕候、然ルニ開國創業第一タル神武天皇ニ於テハ、畝火山東北山陵ヲ御親祭被爲遊候ノミニテ、官國幣社ノ内、天皇正祭之處、一社モ無之實ニ遺憾ト存シ、既ニ昨七年甲戌四月三日、第三號ヲ以テ、當縣管内宮崎郡下北方村宮崎神社ハ、天皇末々東征ニ出給ハサル以前、皇居之舊蹟ニテ、即チ、天皇ヲ奉齋シ、從前神武天皇ト稱候大社ニ付、是ヲ官幣社ニ被列度旨上申致置候得共、未タ爲



(八十四第版圖) 末卷草武濃志

すまりあて本診に正は同一の文行記の時少年生先軒息
いさ下照參御な「草武濃志の生先井安」

何御指令モ無之、然ルニ今般參事福山健偉ヨリ、猶又舊蹟ノ考證ヲ相添別紙之通、正院ニ建言致候。就テハ、本年四月十四日御省達書第九號御達ノ趣モ有之、且紀元前四十四年御座坐シ 天皇舊蹟タル譯ヲ以テ、人民別テ崇敬ノ神社ニ候間、此節官幣大社ニ被列候様、速テ御執奏相成度、此段再度上申候也

明治八年

東京出島 宮崎縣權參事 上 村 行 微

教部大輔 六 戸 禮 殿

宮崎神社ヲ官幣社ニ被列度儀ニ付上申

神武天皇 御崇敬被爲在候儀ハ、今更申上ル迄モ無之、御維新以來、殊更 御尊崇ノ御趣意ニテ、海内一般、遙拜被仰出、且御即位歳ヲ紀元、其當日相當ノ日ヲ紀元節ト被稱、祝日ト御定相成、政務萬機 天皇創業ニ被爲基候儀、恐ナカラ 朝廷ノ大美事ト奉存候。然ルニ、湊川豐國東照護王談山ノ諸社サヘ、何レモ格別官幣社ニ被列、御官祭被仰出候得共 天皇ニ於テハ、故火山東北陵ヲ厚ク御視祭被爲在候ノミニテ、官幣國幣社ノ中ニハ 天皇御正祭ノ所、一社モ無之歟ト奉伺候。付テハ、當縣管下宮崎郡下北方村鎮座宮崎神社之儀ハ、舊號 神武天皇社ト稱シ、實ニ 天皇正祭の御社ニテ、國中ハ勿論、近隣諸國ノ者共、極テ崇敬シ、往々ヨリ依然タル神社ニ候。殊ニ當所ハ、天皇御東征以前、皇居之地、現今神社ノ敷地即チ其舊蹟ニテ、郡名宮崎、村名宮王丸等皆遺稱也ト言傳フ。然レハ、當社モ山城國男山八幡宮豐前國宇佐神宮等ノ例ニ準セラレ、官幣大社ニ被列御陵並御社共ニ御官祭被爲在候ハ、御維新以來別段 天皇御崇敬ノ御趣意ヲモ人民一般、殊更ニ感戴可仕ト奉存候間、速テ御採用相成度此段上申仕候也。

但當社地天皇皇居舊蹟ナル證トモ相成可事件、諸舊記之内ヨリ致拔萃、御見合ノ爲進達仕候也。
明治八年八月 宮崎縣參事 福 山 健 偉

太政大臣 三 條 實 美 殿

日向國宮崎郡下北方村

宮崎神社創建理由

本社舊記ニ但本文ノ儘ニ載ス以下皆同

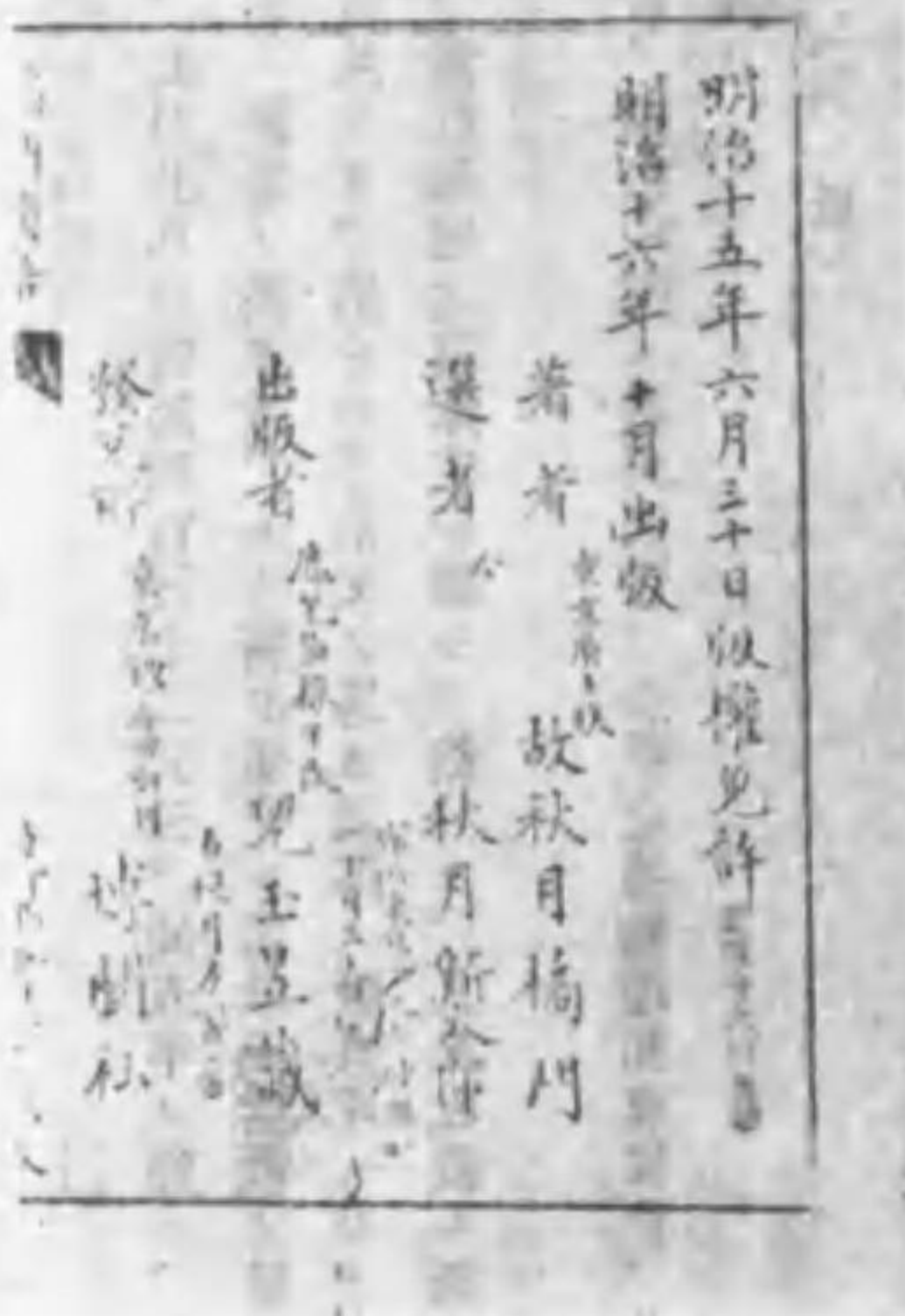
古老傳曰、磐余彥命、長髓彦ヲ平ケ給ヒ、即チ櫻原宮ニ座坐テ、終ニ崩御玉ヒシ後チ、筑紫鎮守神八井耳命の皇子天健磐龍命天皇ノ靈社ヲ當地ニ建立シ玉フ。往古祭日ニハ、京都ヨリ勅使御下向アラセラル。其時、上官ノ方來ラセラルル處ヲ上來方村ト云ヒ、下官ノ方來ラセル、處ヲ下來方村ト云フ。東方今北又宮殿御造營ノ節ハ、時々官人御出張アリ、其地ノ字ヲ官之地ト云ナリ云々。令記ニ、瑞離宮天皇詔ク磐余彥命ハ大和國ニ崩御シ玉ヘテ、日向國ハ古名アル地ナリト宜リ玉ヒテ、舊蹟船塚山ニ天皇ノ宮殿ヲ建立シ玉フ云々トアリ。

鶴戶山寺御建立並再興年代錄

人皇十二代景行天皇、當地ニ鶴戶山窟大權現宮崎ニ神武天皇草社建立最早也。景行天皇筑紫ニ座事四ク年、日向宮崎郡村角ト云所、靈山ナリ。天皇飯皇居地有之、高屋ト云。神武天皇社ニ近シ云云。

鬼塚綱快雜記ニ

神武天皇宮崎郡此所皇居ノ跡也。人皇十二代景行天皇十二年壬午八月、筑紫ニ御幸、宮崎郡村角高屋宮ニ御座アリシ時、神武建立シ玉フ云々。



橘門語記(九十四版圖)記
本註の法儒先の生詩集のてりす「可大橘門語の御參照下。い」

右雜記ハ、日向國那珂郡吹毛井浦井平民善四郎ナル者所藏ニテ、其記ノ奥書ニ、寛永十年癸酉秋八月別當實祐法印懇望書之予所持者隣家之勸ニ依テ晚命ニ及殘之者也。綱快行事七十六トアリ。

劍柄神社鎮座記ニ宮崎郡日向國鎮座

景行天皇十二年、熊襲征伐ニ臨降ノ時、鶴草葺不合命第二ノ御兒稻飯命ヲ劍塚ニ、第四ノ御兒磐余彥命ヲ船塚ニ、各神羅ヲ建テ鎮座シ給フナリ。一説ニ景行天皇ノ皇子豊國別命ノ御子加牟波其彥命ノ男トアリ。老男命日向國ノ國造ト成リ玉ヒシ時兩社ヲ鎮座シマフトアリ。

奈古神社 當社ハ同宮崎郡上北方村鎮座、從前奈古八幡社ト稱シ、古社ニテ、寶治弘安頃ノ古文書多ク之アリ。

神武天皇宮殿建立成就ニ依テ、今日八幡宮ヨリ遷宮、地頭土持太郎信綱殿供奉馬上也云々トアリ。月日不詳
土持家系圖ニ、人王七十七代後白川天皇御宇保元二年丁丑九月、再土持七郎信綱ユ日向國ヲ賜リ、參河國ヨリ更ニ縣庄ニ移ル云々トアリ。縣庄ハ延岡ノ舊名ナリ又建久八年日向國圖田帳ニ、地頭土持太郎信綱見ユ、同人ナルヘシ。然レハ、始メ七郎ナリシヲ、後ニ太郎ト改メラレシナルベシ。

又天正十一年ニモ、神武天皇社兵火ノ爲ニ災上、別當盛秀法印神體ヲ奉護シ、奈古八幡社ニ移シ奉リシ事、同記ニ見ユ。
本社舊記ニ 宮崎神社

寛文三年ノ條ニ、九月廿八日寄馬四百三十二云云。同五年ノ條ニ、三月十一日寄馬二百餘トアリ。
按スルニ、寄馬ハ騎馬ノ誤リ歟、ハタ寄リ集マル馬歟、當社ノ祭日ニハ、往古ヨリ競馬執行アリ、今ニ至テ猶盛大ナリ。毎年馬數五六百ニ及ベリ。然レバ、前文ノ馬モ競馬ノ數ナルヘシ。
以上四説アリテ、當社創建ノ事確定シ難シ。然レモ、人民私設ニ無之云々。

宮崎神社之儀今般、國幣中社ニ被列候旨、別紙之通御達相成候條、此旨相達候事。

明治八年九月四日

(別紙)

宮崎縣權令 福山健偉

宮崎縣 宮崎縣

宮崎神社 日向國宮崎郡下北方村鎮座
祭神 神武天皇

右國幣中社ニ被列候條、此旨相達候事。

明治八年八月十日

太政大臣 三條實美

宮崎神社元神官

來ル九日宮崎神社奉告御祭典ニ付權令福山健偉勅使被仰付候ニ付、本日參向奉幣候條、此旨相達候事。

明治八年九月四日

宮崎縣參事 上村行微

宮崎神社元神官

宮崎神社之儀、今般國幣中社ニ被列候ニ付而者、奉告之御祭典、來ル九日執行候條、別紙御祭典式ニ基キ、諸手當物等悉皆調進可致、此旨相達候事。

明治八年九月四日

宮崎縣權令 福山健偉

(別紙)

宮崎神社御祭典式

前日、御幣物ヲ具備ス。
當日早旦、神宮神殿ヲ裝飾ス。
午前第八時、神宮ノ長官以下擬會ニ着ク。
次使以下社頭ニ參向シ、神門外ニ於テ手水ノ儀アリ。
次使以下社頭ニ着ク。神官殿ノ詞ヲ讀ミ、榊ノ枝ヲ執テ被フ。
次使以下神門ヲ入、擬會ニ候ス。
次使御幣櫃ニ副テ進ミ、庭上ノ便所ニ置ク。
次神官ノ長官、祭儀具スルノ由ヲ使ニ申ス。
次同宮殿ニ昇リ、御屏ヲ開キ、再拜。拍手畢テ側ニ候ス。
此間奏樂 神官奏樂ヲ心得サレハ、
此間奏樂 器スルモ妨ナシ下同シ。
次神官ノ次官以下神儀ヲ傳供ス。
此間奏樂

次神官ノ長官、御幣物ヲ執テ、神前ノ案上ニ奉リ、再拜。拍手畢テ本所ニ復ス。
次使殿ニ昇リ、御祭典ヲ奏ス。再拜。此間奏樂ノ官員起テ。
次使玉串ヲ獻テ拜禮。再拜。拍手。玉串ハ懸架執テ、畢テ下殿擬會ニ復ス。
次地方官拜禮。
次神官ノ長官玉串ヲ獻テ拜禮。再拜。拍手。玉串ハ主典執テ、畢テ本所ニ復ス。
次次官以下拜禮。
次同官以下、御幣物及ヒ神儀ヲ撤ス。
此間奏樂
次同長官御屏ヲ閉シ、再拜。拍手畢テ下殿擬會ニ復ス。
此間奏樂

次各退出
宮崎神社神儀並幣物
和稻 酒二瓶 餅 海魚 川魚 鳥 海菜二品 野菜二品 菓二品 水漬
幣帛料 金拾六圓
幣料 金四圓
神儀料 金四圓

憲法發布並皇室典範御治定奉告祭

前日、使正廳ニ臨ミ、御幣物ヲ點檢シ屬ニ附ス。
 當日、早旦、神官神殿ヲ裝飾ス。
 時刻、宮司以下輦舎ニ着ク。
 次使以下社頭ニ參向シ、神門外ニ於テ、手水ノ儀アリ。
 次使以下祓ノ幄ニ着ク。神職祓ノ詞ヲ讀ミ、櫛ノ枝ヲ執テ祓フ。
 次使以下、神門ヲ入り、輦舎ニ候ス。
 次屬御幣櫃ニ副テ進ミ、庭上便宜ノ所ニ置ク。
 次宮司、祭儀具スル由ヲ使ニ申ス。
 次宮司殿ニ昇リ、御扉ヲ開キ、再拜舉テ側ニ候ス。
 此間奏樂神職奏樂ヲ心得サレバ
奏スルモ妨ナシ下同シ

次宮司殿以下神儀ヲ傳供ス。
 此間奏樂
 次宮司殿詞ヲ奏ス。再拜舉テ本所ニ復ス。
 次屬御幣物ヲ幸禮ヨリ出シ、假ニ案上ニ置ク。案ハ儀ノ便宜
 ノ所ニ設ケル。
 次宮司御幣物ヲ執テ、神前ノ案上ニ奉リ、再拜舉テ本所ニ復ス。
 次使御幣文ヲ奏ス。舉テ輦舎ニ復ス。
 此間奏樂
 次使玉串ヲ献リ、再禮舉テ輦舎ニ復ス。
 次地方官員拜禮。
 天皇乃大命仁坐世掛卷畏畏

祭文

次宮司玉串ヲ献リ、再禮舉テ本所ニ復ス。
 次屬宜以下拜禮。
 次屬宜以下、御幣物及神儀ヲ撤フ。
 此間奏樂
 次宮司御扉ヲ閉テ、再拜舉テ下殿輦舎ニ復ス。
 此間奏樂
 次退出。

宮崎宮乃大前仁宮崎縣書記官從六位勳六等高田善一乎使止爲氏白給波久止白左久今度

大朝廷乃定止志皇室典範乎定米又惟神委留大依政乃隨胃受繼治米給借留食國乎平穩仁安寧久天下公民庶仁福社乎得世志米給布止爲皇御
 國乃憲法乎制定米發布其志給布故此狀乎告奉留止爲氏御幣帛奉其齋祭其後給布事聞食且天皇乃大御代乎動久事無久左夜具事奈久彌益々
 爾常石仁堅石仁守幸借給借刀白給布
 天皇乃大命乎聞食世止恐美恐美母白領

明治二十二年二月十一日

祝詞

掛卷母恐依
 宮崎宮乃大前仁宮司正七位永友宗年恐美恐美母白左久今度皇室
 典範乎定米皇御國乃憲法乎制定米發布其志給布事乎告奉留止爲皇
 崎縣書記官從六位高田善一乎差使日齋奉其勢給布賀故仁大前乎慎
 敬比御酒波甕上高知壺腹滿並且饌乃廣物饋乃狹物奥津藻菜邊津
 藻菜甘菜辛菜爾至留萬豆仁置足波志豆仕奉其志米給布事乎聞食世刀
 恐美恐美母白領

明治二十二年二月十一日

祝詞

神社祭式中ノ祝詞ト同文。
 一、二月十一日、奉告祭、境内狀況は、旗幟等數十流を樹て、手洗舎の北脇に甲冑を着せたる人形數個を裝置し、第二の鳥居
 前西側に宮崎縣書記官高田善一の献りし幟を樹つ。該幟には神威千秋赫明治廿二年紀元節憲法發布之日國憲萬世垂宮崎縣書記
 官從六位勳六等臣源朝臣善一謹書とあり、宮崎縣尋常師範學校職員生徒は、皇室萬歲、庶民安寧と書き記せる大旗を捧げ参り
 て、拜禮の後、藤棚の下に於て、君が代、紀元節等の歌を奏したり。宮崎縣尋常中學校生徒の捧げ奉りし旗には、忠誠護國家



(十五第版圖) 文談集蘭如

文談の生先積安たし編輯な集蘭如の公門李
 な「集蘭如の公相結東伊」すまりあて部全
 さい下照參御

義勇殺蒼生と記せり。且近郷村の小學校生徒は、教員引連れ參拜せり。氏子人民は相撲を、南方村人民らは山車を曳きて參拜して、長うた會を奉納しぬ。神苑内に於て、官民打交りて祝賀會を開けり。本日の參拜人は、殆ど一萬七八千人なりし。

(延喜式卷一)

歷運記今名公卿記

天皇五十二代 起神武天皇元年。至今上弘仁二年。歷一千四百七十年。

男帝四十三 女帝八 二帝重治 皇后一。

案本紀等諸書昔者天津彥火瓊杵尊。初從降始王西土。次彥火々出見尊。次彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊。惣三代。經一百七十九萬二千四百七十餘歲。並時世遷遠事迹神異。具于舊記。更不煩述。但葺不合尊之太子神倭靈彥天皇年十五爲太子。四十五歲甲寅。從筑紫日向宮船師東征。至庚申年平定中國辛酉正月。即天皇位是爲元惣計。從天皇元年辛酉。至今上弘仁二年辛卯合一千四百七十一年也。

(延慶世鑑一)

神日本盤余彥天皇 神武天皇

神日本盤余彥天皇諱彥火々出見彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊第四子也。母曰王依姬海童之少女也。天皇生而明達意確如也。年十五爲太子長而娶日向吾田吾平津姬爲妃。此天皇宮崎ノ都ニ住玉フコト四十五歲、其後處々ノ凶徒ヲ攻從へ、遂ニ大和國畝傍ノ橿原ノ地ニ宮柱フトシクタクテ、住給フ。御年一百二十七歲ニシテ崩シ玉フ。

(日向舊跡見聞錄)

神武天皇 下北方村

一神日本盤余彥天皇、諱ハ彥火々出見ト云。天照大神ヨリ五代之孫鸕鷀草葺不合尊第四子也。母ハ玉依姬ト云、龍神ノ小女也。天皇御年十五ニシテ立テ太子トナリ玉フ。長ツテ日向國吾田邑吾平津姬ヲ娶テ妃トシ玉フ。手研耳命ヲ生ム。御年四十五ニシテ、日向國ヨリ船軍ヲ起シテ、筑紫ヲ平ケ、安藝國ニ至ル。明年三月、吉備國ニ入り、兵糧ヲ聚メ、士衆ヲ練ルコト三年、難波ノ河内ヲ歴テ、大和國孔舍衛坂ニ於テ、長體彥ヲ誅ス。紀伊國名草邑ニ入テ、名草戸畔ヲ誅ス。秋吉野ニ入テ勤兵ヲ出テ、

八十島帥ヲ國見ノ丘ニ誅ス。冬墨坂ヲ越エテ、兄磯城等ヲ殺ス。己未春二月、三處ノ土蜘蛛ヲ誅シ、數多ノ大敵ヲ平ケ、天皇東征六年ヲ經テ、御年五十歲ニシテ、大和國畝傍山ニ内裡ヲ建テ、橿原宮ト稱ス。五十一歲ニシテ、事代主神女媛蹈鞠五十鈴媛命ヲ納レ、皇后トス。神八井命神浮名川耳命ヲ生ム。五十二歲辛酉春正月庚辰朔、橿原宮ニ於テ帝位ニ即玉フ。是歲神武天皇元年トス。周惠王十七年ニシテ、如來滅後二百九十年也。在位七十六年、三月十一日崩、壽百二十七歲、大和國畝傍山東北陵ニ葬ルト云ヘリ。當社ハ即チ天皇之生國本栖之宮跡也。此地名ヲ神武原ト云、又船塚ト云、天皇東征之日、御船ヲ繫ギン所ト云傳フ。此ノ村ニ内裏跡ト云處アリ。杉木數株ヲ植テ其地ヲ穢サズ、皆是上代之靈蹤也。

日向國宮崎郡下北方村之内 神武天皇供田、高貳石五斗之事、去丑年從物成除地被仰付候間、其旨可申渡之旨、御老中被仰渡之由、御勘定奉行中ヨリ申來候。難有奉存、寺社奉行中江右之御禮申上候以上。

元祿十一年寅正月

今井 九右衛門

我日向州宮崎郡者神武天皇舊都也、相傳 皇從鸕鷀窟、浮船來此地、鸕鷀爲之導、鸕鷀而船橫焉、因相地營官、鸕所駐今變爲陸、曰鸕壠、船所橫之地曰船壠、有祠焉、投錨處曰錨壠、營宮之地曰經壠、遷都

以來殆三千年、震跡變易久焉、爲荆棘然僅々數十步、人不敢樹藝焉、不敢家居焉云、予客歲臨郡熟考其地經、曰錨壠、曰船壠、曰經壠、皆可獨至稱皇居爲經壠、勿近浮屠氏說乎、要之往古鴻荒人民魯蒙、無史載可以確據也、近村祝井上信著謂予曰、經壠舊皇居也、土人徒知其不可毀狎而不知其爲皇居、余特憂之欲編石爲垣以表其跡矣、予因問以經壠之所以名、曰塞鄉無文字、從古老所呼耳、且相傳、古來地震時、彼地未嘗震動、蓋以靈跡之故也、予乃判曰經壠者經營壠也、又、或曰、經壠京壠也、是經京音通則宜有然、亦恐俗稱已、皇居宮殿經營此地、故雖遷都後、民人知其可崇敬、然愚夫愚婦不通經營之義、而後世浮屠氏之說



(一十五第版圖) 序自說集語論
いさ下照參御を「説集語論の生先軒息井安」

滿天下、荷有一異事則附會其說、故以此地爲埋佛經之所乎、蓋亦戎人欲使之不侵犯狼藉而已、祝唯諾而退、乃與同僚某々謀、命石工且使諸人助費以了祝之宿志、既石工告成、因記之以證神跡之顯十萬世也、時弘化三年歲在丙午九月望、小宰瀧口常裕豐敬謹識。

(國幣社) 神祇要録

宮崎宮 一座式外

宮 崎 縣

日向國宮崎郡大宮村字下北方鎮座

祭神 神日本磐余彥尊

(列格) 明治八年八月十日國幣中社達

同十八年四月廿二日昇格 (祭) 十月廿六日

備考 舊社名、神武天皇社(縣社)ニシテ明治六年五月廿五日宮崎神社ト改稱ス後明治十一年五月十八日宮號許可

宮崎宮略縁起、官社祭神考證

(同書)

宮崎宮 一座式外

神武天皇、長髓彦を平げ給ひし後、皇居を大和の橿原宮に遷し、天下を統御し給ふ。崩御の後、天皇第二の皇子筑紫鎮守神八井耳命の皇子、天健磐龍命、天皇の靈社を舊御宮趾に建立し玉ふ。是れ即ち本宮なり。彦波瀲武鸕鷁草葺不合尊、及び玉依比賣命を配祀し奉る。郡の名、及地の總名を宮崎と云ふも、天皇の宮居の跡なれば、斯く稱ふるなるべし。

(神皇正統記) この天皇、御年十五にて、太子にたち、五十一にて、父の神にかはりて、皇位につかしたまふ。今年辛酉の年なり。筑紫日向の宮崎の宮におはしましけるが、兄の神達および皇子群臣にみことりして、東征のことあり、云々。

(古事類苑) 神祇部

宮 崎 宮

宮崎宮ハ、日向國宮崎郡下北方村ニ在リ。神武天皇ヲ祀ル。世俗稱シテ天皇ノ御廟ト云フ。現今官幣大社ニ列ス。

(鹿藩名勝考) 宮崎郡下北方村

神武天皇御廟

此處即天皇舊京の墟にして、曠々たる平野といへども、山河蒼々、雲氣霏々として、萬古の九重盛なるを拜する響像し、百寮右冠の儀を觀に恍惚たり。四時通正にして、夏節來れば惟珍を著ざる事あたはず。冬候到れば續祭を挾むにあらざるはなし。按續日本紀、神護景雲二年七月十一日、日向國宮崎郡人益所献、白龜赤眼、青馬

白髮尾云云、蓋靈地異産あるを知るべし。

(神皇正統記) この天皇、御年十五にて、太子にたち、五十一にて、父の神にかはりて、皇位につかしたまふ。今年辛酉の年なり。筑紫日向の宮崎の宮におはしましけるが、兄の神達および皇子群臣にみことりして東征のことあり。

(宮崎宮略縁起) 日向國宮崎郡下北方村に鎮りまします宮崎宮は、往古より神武天皇の御社と稱して祝ひ奉れり。大神は即ち神武天皇にましまして、相殿東の方は、彦波瀲武鸕鷁草葺不合尊、西の方は玉依日賣命なり。中階この宮崎の社地は、天皇の宮居の舊跡にて、郡の名を宮崎と稱し、且つ地の總名を宮崎といふも、天皇の都を建玉へりしに依りて名づけし事故、今猶かはらず其名を傳りける。

(宮社祭神考證下) 宮崎神社

祭神神日本磐余彥尊

明治八年八月十日、國幣中社ニ列セラル。



(二十五第版圖) 部一の蒙啓内録

を「蒙啓内録の上講日」すまりあて第一第の論國安正立
いさ下照參御

同年月日祭文曰、天皇乃大命爾坐世、掛卷母恐支宮崎神社乃大前爾、宮崎縣權令從六位福山健偉乎使止爲氏白給波久止白左久、此度更爾御社乎國幣中社正定奉利引、御幣帛奉出志齋祭給波平事平開食具、天皇乃朝廷乎始氏、仕奉留百官人等、四方國乃公民仁至留萬臣爾伊加志夜具波延乃如久立榮志米給借刀白給布、天皇乃大命乎開食世止恐美恐美母白須、

(宮崎宮略緣起) 本宮舊記曰、古老傳曰、磐余彦命長體彦ヲ平ケ給ヒ、即チ樞原宮ニ座坐テ崩御玉ヒシ後チ、筑紫鎮守神八井耳ノ命ノ皇子天健磐龍命、天皇ノ靈社ヲ當地ニ建立シ玉フ云云。中奈古八幡社記曰、神武天皇宮殿建立成就ニ依テ、今日八幡宮ヨリ遷宮、地頭土持太郎信綱供奉馬上也。

(宮崎宮略緣起) 寄附狀ニ曰

依神武天皇古跡、新地貳石五斗事、令寄附訖、全社納不可有相違者也。

元祿三己巳三月三日

永 純 馬有印

(日本古義) 射禮

今の世に諸社の神祭の競馬の始には、必流鏑馬の式を行ふ事は、是上古、朝廷にて行はれし、流鏑馬の古例に據るなり。正朝高日向國延岡に在りし時、正朝、射禮指南のた、本、彼國に流鏑馬をいひて、同國宮崎神武天皇の御祭禮の流鏑馬を見物せり。凡馬數千七八百騎に餘れり。此流鏑馬此國の田等駿馬を流鏑馬といひて、始れる前に、神主神の御前に於て、流鏑馬の禮式を行ふなり。其射手は、いづれも十三四歳より十五六歳に至る。各弓小手を著、端反の笠をかぶり、馬は鞍を敷す。皆裸馬にて、腹帯に足を踏こみ、二十騎、或三十騎ばかり馬の鼻を雙べて、相鬪を聞と等しく、一度に馳出す。其疾き事矢の飛が如く、孰も勝負を争ひ驅る。其雄々敷事、又比はむものなし。是吾神武の國のいさをしなるべし。勝たる射手は、其村中に酒飯を振舞ひ、大に是を祝する例なり、是を境飯振舞といふ、境飯は小豆飯なり。

(鹿藩名勝考) 宮崎郡下北方村

神武天皇御廟

熊府島温詩

維此神武 繼緒兌仁 天之所與 厥命維新

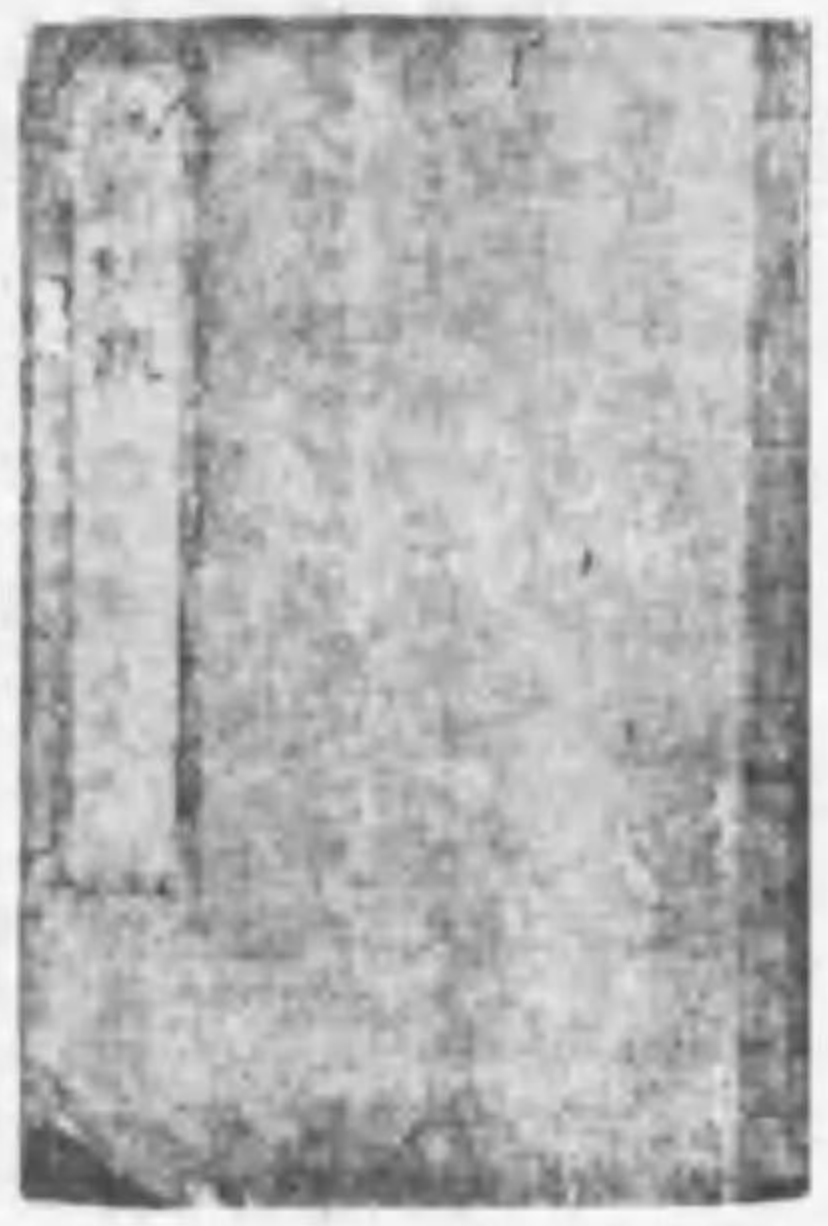
敬畏上帝 撫綏下民 德馨升微 景福來臻

神武天皇御降誕大祭會趣意書

偉人傑士、之レガ祠社ヲ作リテ、之ヲ奉祠スル者ハ功ヲ傳ヘ德ヲ頌セントナリ。父母舅姑、之レガ堂壇ヲ設ケテ、之ニ祭事スルモノハ、本ニ報シ恩ヲ酬ヒントナリ。嗚呼偉人傑士ト父母舅姑トニシテ、人情ノ至ル所、此ノ如シ。況ンヤ聖德宏謨、今日ノ基ヲナセル一國ノ始祖ヲヤ。宜シク民力ノ及ブ限リヲ盡シテ、奉祠祭事スベキハ、固ヨリ殿堂祠宇許ス限リノ莊嚴ヲ致シテ之カ鴻謨ヲ傳ヘ、之レカ聖德ヲ頌セザレバ、國家ノ威信ヲ毀損シテ、報本ノ德義ニ戾背セントス。尙況ンヤ、吾人臣民ハ、祖孫相承ケ、歷朝照育ノ恩ニ沿シ、無端ノ化ニ沐スルモノナルヲヤ。

豈其由ル所ヲ考ヘ、其報ズル所ヲ思ハスシテ可ナランヤ。

謹ンデ按ズルニ 神武天皇ハ、我帝國ノ皇祖ニシテ、我日向ハ、御降誕ノ靈地ナリ。宮崎ハ、當時官幣大社宮崎宮所在ノ地ニシテ、御東征前、永ク皇居ヲ置カセラレタル所、朝暉夕暉ノ昭耀スル靈境タリ。吾人曩キニ皇謨ヲ奉頌シ、皇德ヲ顯揚シ、以テ聊カ報本ノ義ヲ効サント欲シ、有志ト詢リ、同志ト結ビ、神苑ヲ祠前ニ創開シ、爾來維持保存ニ怠ラズト雖モ、資給セズ、事整ハズシテ、規模宏壯ナラズ、設備完全ナラズ、其鴻謨聖德ニ添フコト能ハザリシハ、常ニ遺憾



(三十五第版圖) 簽題疏註語論
息軒先生原小大郎前贈に於て一本で
「論語註疏の譯生手」安井先生

トシテ安ズルコト能ハザル所ナリ。今ヤ戰勝ノ結果、武威海外ニ震ヒ、國光宇内ニ赫灼タル者、固ヨリ 今上陛下聖德光被ノ不續ニ出ルト雖モ、復タ皇祖神武天皇ノ能ク神祖ノ遺訓ヲ體シ、我日州ノ靈土ニ全國統治ノ基礎ヲ定メ、以テ寶祚萬世ノ宏猷ヲ確立シ賜ヒシ威靈ニ因ラズンバアラズ。今ヤ領土新々ニ殖シテ、國運次第ニ隆興シ、條約ノ改正モ略其局ヲ結ビテ大ニ國權ヲ伸張セントスルト與ニ、一般外人ヲシテ、我皇化ニ浴セシムルノ期モ亦遠キニ非ザラントス。此時ニ當リ、絶海遠洋ノ民、皇化ニ懷服シ來リテ、我國華ヲ觀ントスル者ハ、必ズ舊都ヲ探リ、靈地ニ入り、以テ其起原沿革スル所以ヲ考ヘ、古跡ニ求メ、古器ニ徴シ、以テ其隆汚盛衰スル所以ヲ知ラント欲シ、必ズ我日州ニ歩ヲ進ムベシ。此時ニ當リテ、皇化ノ基ヲ所ヲ示シ、寶

北方村ハ、即チ宮崎宮鎮座ノ村名ニ有之候。且宮殿御造營ノ節ハ、時々官人出張アリシヨリ、其他ノ名ヲ官ノ地ト稱ス。以上ノ地名、今ニ現然ト傳ハリ候。猶天皇ノ御事ハ、國史上ニ登記有之候通、人皇第一代大日本開國創業ノ皇祖ニマシ、天皇ニ座國ノ萬機ヲ始給ヒテ、宇内比類ナキ國體ヲ萬世無疆ニ保維シ、皇威ヲ天下ニ發揚スル大基礎ヲ立給ヒシ本國至重ノ天皇ニ座マセリ。然ルニ、天皇正祀ノ御社ナル宮崎宮ハ、國幣中社ニ過ギズ。各官國幣社中ノ祭神ヲ按スルニ、男山八幡宮、宇佐神宮等ハ、正祀人皇第十六代應神天皇ニ座テ、兩社トモ官幣大社ニ有之候。然ルヲ況ンヤ皇國無比ニシテ、君臣億兆尊奉致ス可キノ神武天皇奉齋ノ本社、國幣中社ニ座マスハ、我皇國ノ一大大典ニハ無之歟ト奉愚考候間、何卒當宮崎宮ハ、特別ノ御詮議ヲ以テ、男山八幡宮、宇佐神宮等ニ御準據在ラセラレ、速ニ官幣大社列仰出サレ候様、厚ク御執奏被成下度、此段偏ニ懇請切願仕候也。

但古來 皇居之舊蹟ト申傳候趣、舊記ヨリ拔萃シ、御參考ノ爲進達仕候。

明治十六年七月十六日

宮崎宮宮司 永 友 宗 年

内務卿 山 田 顯 義 殿

明治十六年十一月、田邊縣令上京ノ爲メ、宮崎出發セラル、際、宗年歸省中ナルヲ以テ、縣令ヘノ上申書ヲ認メテ、社務代理有川彌宜ニ送リテ差出サシム。

宮崎宮官幣大社列仰出サレ度ニ付願

本年七月十六日付ヲ以テ、當宮崎宮官幣大社ニ列セラレ度旨、内務省へ出願書御進達方御廳ニ申出之節、御廳ヨリハ、其筋ニ官幣大社列之儀御上申被成下度段出願仕置候ニ付、定テ御上申被成下事ト奉存候。然ル處、不日御上京相成哉ノ趣傳聞仕候。果シテ然ラバ、御上京之上ハ、御多忙ニ可被爲在候ヘモ、伏テ希クハ、宮崎宮官幣大社列仰出サレ候様、御執奏被成下度、抑天皇ハ當日向國ニ御降誕坐マシテ、皇都ヲ今ノ宮地ニ開キ給ヒ、天錫勇智群倫ニ卓越シ給フヲ以テ東征シ給フ。其東征ノ勅ニ曰ク、昔我天神此豐葦原ノ瑞穂ノ國ヲ擧テ、我皇祖ニ授ケ給ヘリ。又曰ク、遼遼ノ地、未ダ王化ニ霑ハズ、遂ニ邑ニ君アリ、村ニ長アリ、各相陵轢シテ、之ヲ統一スル事ナク、西隅ニ安居シ、各君長アリテ、天下合一セサルハ、天祖立國ノ旨趣ニ非ズト天皇深ク患ヒ玉ヒテ東征ナシ給フ所以ナリ。此東征ノ功成テ、皇都ヲ大和ニ遷シ給ヒテヨリ、神孫緒ヲ續キ給フ事幾ント三

千年、皇統連綿トシテ、萬世一系、天地ト窮リナク、日月ト其光榮ヲ共ニシ玉フハ、是全ク神武天皇ノ威德ニ依ラサレバ能ハサル處ナリ。故ニ官幣大社ニ列セラル可キハ勿論ナルヲ、今日マテ遷延スルハ、我皇國ノ一大闕典ト奉愚考候。依テ男山八幡宮、宇佐神宮等ノ例ニ御準據アラセラレ、速ニ官幣大社列仰出サレ、御孝敬ノ大道ヲ表セラレ候様、是切ニ奉希望候。依テ表瀆ヲ願ミズ、赤心ヲ陳述仕候ニ付、御上京ノ際、可然其筋ニ御執奏被成下度、奉懇願候也。

明治十六年十一月五日

宮崎宮々司永友宗年代理 彌宜 有 川 貞 吉

宮崎縣令 田 邊 輝 實 殿

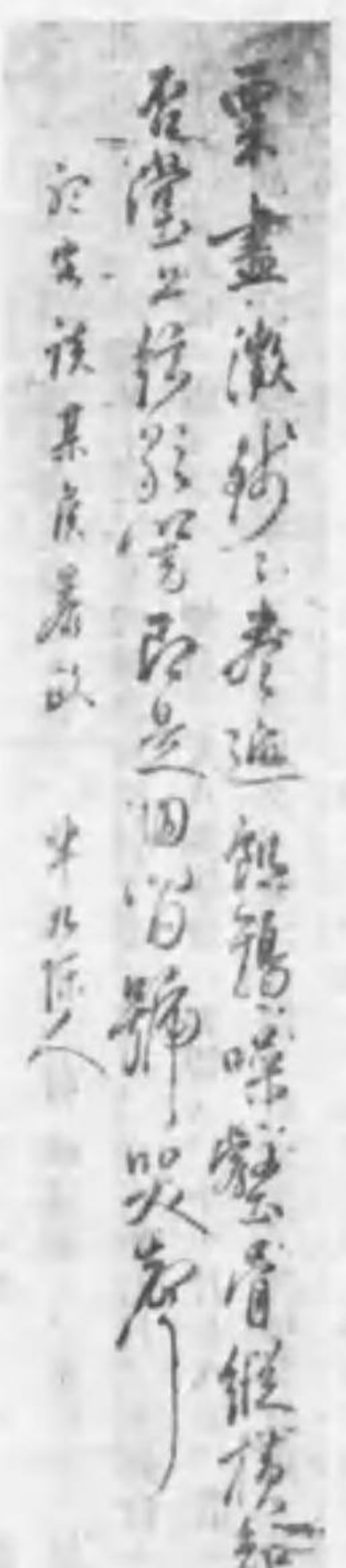
永友宗年翁は國學の人と申すよりも、神祇の人と申す方が適するやうな御方でありました。小生は御存生中屢々御目にかゝり御話も承はり可なり永い間の御情誼であります。いつも斯道については御先人宗慶翁の御噂が出たのであります。

宗慶翁の御生涯に就ては梅庵先生遺稿を拜借いたしますが、其の内に見えらるやうに、宗清、宗年相襲いで祠官であり、厚信篤學を以て聞えてゐる。

現今の都農神社宮司永友宗義氏は宗年翁の御子であります。やはり家學を基礎に研鑽し、斯の書に就ても多少の御助力があり、數代奉仕、まことに名譽の御家であります。

永 友 宗 慶 (梅庵先生遺稿)

姓ハ藤原氏。世々高鍋總鎮守八幡宮ノ祠官タリ。父ヲ可ト云ヒ、國歌ヲ能クス。矢野氏ヲ妻リ、天保六年五月廿七日ヲ以テ宗慶ヲ生ム。宗慶、幼名ヲ今朝太ト稱ス。穎敏、好シテ書ヲ讀ム。嘉永二年十二月、名ヲ勳負ト改メ、始テ藩主ニ謁ス。六年神祇諸式ヲ京師吉田家ニ受ク。元治元年四月、皇學修業ノ壽命ヲ奉ジ、京阪ニ往來シ、十月江戸ニ下リ、和學所瑞忠師ニ師事ス。慶應二年、學成テ國ニ歸ル。當時高鍋藩内ニ於テ、皇學ヲ修メシ者ハ、實ニ宗慶ヲ以テ始ト爲スト云フ。同三年藩



息軒先生遺稿(五十五) 宗慶翁の御遺稿を「見」得「ま」す「御」意「の」し「め」を「以」て「書」き「下」す「に」由「り」し「る」也

主三ツ撫子紋服ヲ賜フ。明治元年、又名ヲ宗憲ト更ム。同年、比木神社請持神主ト爲リ、尋テ高鍋藩領神社取調係ト爲ル。同二年、藩命ヲ奉ジ、招魂社號ヲ撰ス。同年、神社取調ノ爲、カヲ盡シタルノ功ヲ以テ、賞金五百疋ヲ藩廳ヨリ受ク。同年四月、皇學舎長ト爲リ、四年十一月、都農神社禰宜心得ヲ命ゼラレ、六年二月禰宜ニ任ゼラレ。七月、教部省出張官ヨリ、宮崎縣下神官僧侶試験係ヲ命ゼラレ、那珂諸縣ノ諸郡ヲ巡回ス。十二月、假中教院教義取締ト爲ル。此歳カヲ都農神社道路修築ノ事ニ盡ス。七年十月、少講義ニ補セラレ、八年一月、長崎ニ於テ、九州神官大會議アリ、即チ日向神官委員トシテ出席ス。八月、都農神社權宮司ト爲リ、九年、宮崎縣下神道事務分局副長ト爲リ、尋テ第十三教區宮崎縣教會副長ト爲ル。同十二月、大麻畑布並ビニ布教結社等ニ功勞アルノ故ヲ以テ、祭主久邇二品宮代理神宮大宮司ヨリ、金若干ヲ賞與サレ、同月權中講義ニ補セラレ。十年十二月、大政官達ヲ以テ、神宮改制アリ、翌年二月、在職四年以上ニ及ブノ故ヲ以テ、鹿兒島縣宮崎支廳ヨリ、賞金若干ヲ受ク。同年二月、都農神社禰宜ニ任ジ、十二年十二月、中講義ニ、翌年十二月、權大講義ニ補セラレ。十五年三月、都農神社宮司ニ任ジ、翌年七月、皇典講窮所委員ヲ委托サレ、十八年七月、玉鉢會ニ入ル。十九年二月、西海聯合會本部幹事トナリ、七月、正八位ニ叙セラレ。翌月、大八洲學會ニ加盟ス。十一月廿八日、俄ニ病ヲ發シ没ス。享年五十一。高鍋田ノ上先登ノ側ニ葬ル。官其精勤八年ニ過ルヲ以テ、金三十圓ヲ給シテ、其勞ヲ追賞ス。宗憲、人ト爲リ沈毅、恒ニ心ヲ皇學ノ隆興ニ委シ、致々トシテ焦勞スルコト、十數年一日ノ如シ。都農神社ノ本道ヲ回復シ、社頭總體ノ修飾ヲ全クシタルガ如キ、一ニ宗憲ノ士民ヲ勸誘セシメ成リ、又都農地方民ヲシテ、神葬式ニ歸セシメ、祖靈社ヲ建ルニ至リシ如キ、宗憲ノ専ラ獎勵セシ所ニ出ヅ。而シテ之ヲ前ニシテハ、高鍋藩内ヲシテ、盛ンニ皇學ノ行ハル、ニ至ラシメ、之ヲ後ニシテハ、各郡ヲ巡回シ、説示教導、至ル所ノ民ヲシテ、敬神ノ念ヲ興起セシメタル如キ、宗憲ガ斯道ノ爲ニ盡シタルモノ、一ニシテ止ラズト云フ。而シテ職務ノ餘、心ヲ歌學ニ寄セ、又筆述ヲ勉ム。著ハス所、都農神社緣起一冊、別本八冊、長短歌文集五冊、詞華撮要集十五冊有リ。配一木氏、三男二女ヲ生ム。長、宗年家ヲ嗣グ。二男ハ早世シ、三男武雄宮崎縣屬タリキ。第一女ハ夭シ、第二女ハ宮崎町某ニ嫁ス。宗年其職ヲ繼ギ、同ク都農神社宮司タリ。長子宗清都農神社宮司トナリ、今其ノ任ニアリ。(日向近世史傳)

重訂神武紀集解の刊行

寶曆十一年重刊、昭和九年を距る百七十五年。

『宮崎高農』の日野(巖)教授の御蔵本であります。原著は龍野照近先生、其の書に就て重訂刊行せられました大神貫道先生は日向延岡の御方であります。



(六十五版版圖) 籤題解集紀武神訂重
武神訂重」すまりあて書の訂重書神大岡延
いさ下照巻御を「解集紀

標紙は白か或は極めて淡い黄色で無いかとおもひます。其れへ斜に二ヶ所溢を刷いたのが、アツサリした模様になり「題籤」はゴールデンカットのやうな太い線で囲み、次のやうに誌されてゐます。



「乾」の方は「楷」に近い「行」で書き、「坤」の方は「草」に近い「行」で書いてゐます。大きさは九寸一分に六寸一分、匡柳六寸七分に五寸三分、半葉本文一行又は三行、行十四字、注文雙行十二行、行十七字。版心の界線が無く「神武卷上」(又は神武卷下)と誌し、下部に「一」といふやうに葉数を録し、本文は四分

位、注文は二號活字位の大ききで四周は單邊であります。首卷の「見返し」に次のやうに誌してゐますが、茶色を淡く摺つてゐます爲に、寫眞版としてもポーツとしてゐます。

伊勢 尚舍能照近道日甫 編述
日向 延陵大神實清北甫 重訂
神武紀集解
皇都 棲霞觀藏

神武紀集解 (並序)

余嘗述神代評註以蓋測矣又有意於疏人皇記爲其卷也浩漭豈可敢揚厲以度越者哉恭惟自天祖既降臨于日向高千穗峯建宮以留息以降聖子神孫相繼而靈居焉其歷年所也悠久遼邈其爲事跡也奇變靈怪不可得而測所謂神代者也及至神倭磐余產尊發自西偏以東征也凶歲暴起皇軍勞役當斯之時高倉下進誦靈而士卒醒起八咫鳥爲嚮導而元戎啓行遂使殊魁師兄猖獗產則中洲無復風塵於焉乎觀奧區而恢廓帝都求華貴以納采正妃舉功行賞賜宅地於至忠郊天祀地申大孝於靈時實是王綱人紀之始祖者也因謂唯解神武紀幾足矣然而於其文辭也又險難也或厄古語失蹤轍或疲焉馬迷正路拱手闕筆有年于此矣竟文末年我神宮祠官等激余曰蓋聞日本書紀者史林之翹楚而神武紀亦日本書紀之柱石也若夫神代兩卷者講筵四展疏流汎濫未與聞神武紀之講庶乎講之余固辭以僭越猶乞而不止卒講於外宮神庫之東廂矣而紀其旨號曰神武紀集解第恐義乘言忤誤於後生延寶甲寅仲春日龍照近書于尚舍南軒。

重訂神武紀集解序

傳曰此國則神國若吾注於神道則一日不可或日月也貫道幼時誦斯語奮然研志耽情神籍自營業成則必始自人皇草創之地而行矣十有五歲負及于平安雖則兼學三教博涉百家然實在羽翼於神學矣今茲仲冬在于大和郡山始講神代聊報夙所誓之義焉卒業明日十一月與二三子古祐之中寬廣奉謁畝傍陵乃籍神班荆講神武卷明然語二三子曰嗚呼大哉吾祖皇之爲聖勳也上則答乾靈授國之德下則弘皇孫養正之心背負神結之神策則爲萬世征虜之則磐樹宮柱之經營則爲寶祚無窮之基焉自茲以還開化中洲垂拱廟堂登八極鞭笞四夷顯露幽事萬古茲行而

皇統與天壤無窮矣是則雖緣天上幽契所致亦非國初欽崇神道昭明皇極之故邪吾儕何幸託生於斯邦哉竊懼悖於皞熙之諄化還侮於昭曠之鴻恩自招其罪矣爾輩其念焉二三子亦肅然益信神道之可崇且嘆國恩之難報焉而此夜謁三諸神社而宿曉夢一官人手授神武卷命予考訂之忽然覺即語從者其奇焉無幾歸京不圖得神宮祠官尚舍先生嘗所著神武紀集解之梓事與前夢合偏感冥助所在反覆搜覽之詳援確證前無古人信該洽之鉅觀觀非博雅之君子其孰能與於斯哉遂訂一二之焉馬併記此言以附于卷首云寶曆十一歲辛巳十二月望日向大神實道謹撰。

寶曆壬午正月朔旦平安源明方壺山人書

「神武紀」と申すのは「日本書紀卷第三」記載の義で、神武天皇の御一代の記事であります、これへ漢文で細釋を添へたのであります。考據確かに、和漢の書を引いておられます。「卷上」は「日本書紀卷第三」に始まり「天皇問之對國臣是苞直擔之子此則阿太養鶴部始祖也」に終り、紙數四十二葉、「卷下」は「九月甲子朔戊辰天皇陟彼菴田高倉山之巔云々」に始まり「明年秋九月乙卯朔丙寅葬畝傍山東北陵」に終り、紙數四十八葉。

神日本磐余彥天皇 神武天皇

神武天皇謚號也。釋日本紀曰神武等謚號者淡海御船奉勅撰也。按淡海真人三船。養老六年誕生延曆四年卒。此書紀養老四年奏覽之。由是觀之後人加筆炳焉。又舊事記亦有之。彼有回看過加筆者。然則釋日本紀說非也乎。或推古天皇以後光仁天皇以前淡海三船撰之歟。所詮此紀後人添入也。何以知之乎。比之正文字樣小之也。神武者。起自日向以武勇都于中國。此武非人力之所及。故曰神武。易係辭古之聰明容知神武而不殺者夫。漢書班固高紀述曰寔天生德聰明神武。文選王仲宣詩所從神且武。論法剛疆直理神武。

龍野先生は元和二年伊勢山田で御生まれになり、傳右衛門と稱し、尚舍、道且、生白等の號があり、和學者を以て鳴つてゐた



(七十五第版圖) 記刊集紀武神訂重

すまりあて第一第三巻及び記刊
いさ下照參御を「解集紀武神訂重」

御仁であります。御著述は『國書解題』及び『國學者傳記集成』によりますと斯の書の外に『神道要訣』『南山紀行』『凡下集』『芝雲集』『愚吟集』『三餘隨筆』『破記』『大成經破文』『神代卷頭書』『神代卷評註』『神代卷科解』『神代卷科解篇頭』『神代章國論』『神代章詠鈔』『神國三德評』『同決疑編』『神宮被深秘鈔』『神武紀五解』『和宮神德略説』『御鎮座本紀註』『二宮被深秘鈔』『伊雜言勸文』『八雲神詠秘記』『一本に神樂秘説？』『山上幸神記』小野野辨正記』『尾上社勸文』『六根清淨の祓鈔』『中臣被深秘鈔』『中臣被俗解』『中臣被俗解抄』『綴靖紀注』『古記類篇』『古語拾遺言餘抄』『神國解決編』『古語拾遺抄』『東遊草』等があります。

元祿六年癸酉八月二日、年七十八で御かくれになりました。芳賀博士の『日本人名辭書』には『神佛幽玄の理を唱へ云々』とあります。尙ほ山崎美成先生の『海録』には『龍尙舍小傳』として左の如く書いてあります。

『古語拾遺言餘抄』の撰者龍尙舍とあり。尙舍は伊勢の祠官にて、神道の學に専ら心を用ひ、傍ら佛典をも伺ひたりし人なり。『雲遊文蔚』(増上寺の僧瑞泉寛政中の紀行也)卷五神道契に云『予以寛政己未三月遊勢宮之梅谷館舍云々。時有龍隱氏者、號尙舍、天資款脫、家世祠職、産于勢宮、長玉于瑤、博搜神籍遺編、親窺神藏秘典、大起神佛幽玄、著作悉真教冥契』また勢州綿素往生驗記卷下(廿)『道且居士、姓龍氏名照近、尙舍書齋之號、山田人、家世祠官、晚年更號生白、蓋白是西方之色、蓋取往生西方之義也云云。常歎曰、神官秘記之中、用佛典解神道者、往々有之、非得佛氏之學、安議神道耶云々(廿二)元祿六年八月二日、春秋七十八』と見え、著述の目冊餘部を載たり。按ふに、この學の正不正は姑く置、又尋常の人にあらず。然るに、世に此人をしれる者曾てなし。今所見に従ひ爰に記す。

再按するに『文蔚』に龍照を氏とする者は誤なり『近代名家著述目録』に、(卷三の十)俗稱右衛門と見えたり。『卷下』の卷末に左の如く誌してゐます。即ち『重訂本』の『刊記』であります。

京都 棲霞觀藏
寶曆十二年壬午四月七日
京二條御馬場東へ入町
野田藤八郎發行

大神先生は、寶曆十一年辛己の冬十一月、三諸神社に參拜し、京に御歸りになつた後、圖らずも斯の龍野先生の舊著『神武紀集解』の版本が御手に入りました『無幾師京、不圖得神宮祠官龍尙舍先生嘗所著神武紀集解之梓』とあります。其の版本に就いて『反復搜覽』されたものと思ひますが、『一官人手授神武卷命予考訂之云々』の不思議もありますから、事與前夢合』といつて歡はれ、それか機縁と成つて、版本の補訂に勵み、其の年十二月出版する運びになつたといふ譯であります。故に大神先生は新たに翻刻されたのでは無いとおもひます。『坤』(卷下)の卷末に跋文があります

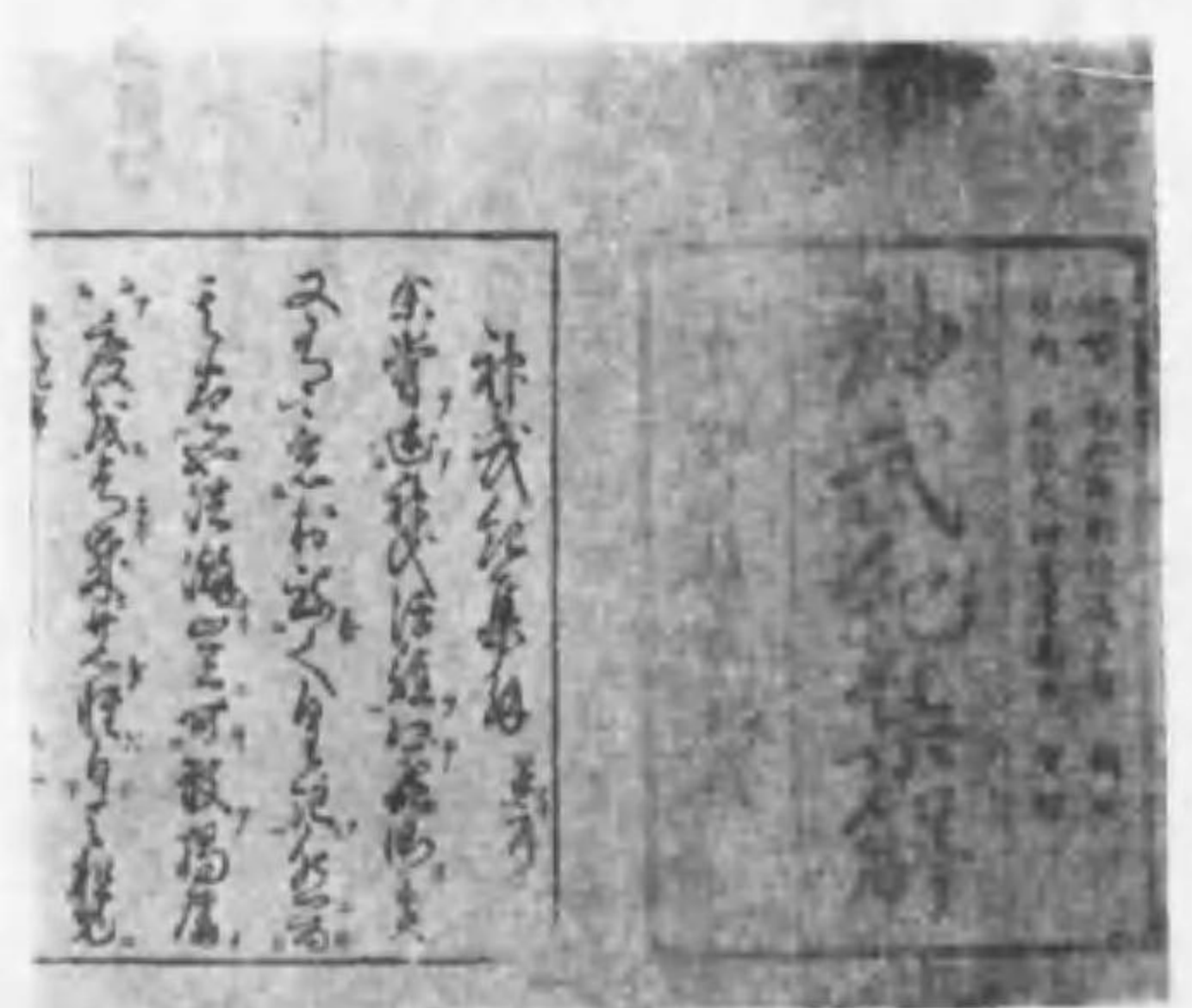
奉謁 敬傍陵
謹按延喜式云敬傍東北陵檀原宮御宇神武天皇在大和國高市郡兆城東西一町南北
二町守戸五烟嗚呼物變星移四畔爲農夫所侵今所存者幾四十五圍許而無一守戸者
荒廢已甚矣恭以 天皇肇遷中國經綸天基即爲人皇之太祖上下萬歲咸蒙鴻恩豈一
日忘而可哉 貫道 不堪感激。 自忘借論之罪。 聊述鄙情云爾。
一繼天孫業。 肇奉龍虎旗。 親征陳典刑。 叱咤卒輿師。 鳴鼓士雷應。 乘鹿賊艸靡。
洪儲渾嶺濼。 宇內悉鞭笞。 體國承嘉祿。 出雲啓帝基。 群臣成股肱。 諸夏即藩離。
靈龜鎮中土。 皇威振四夷。 聖圖懸日月。 文德銘宗彝。 非敢假寰外。 凶論補地維。
六龍既匿迹。 百代邈難追。 馳道荆榛塞。 荒陵檜柏悲。 感懷無所訴。 拂石聊題詩。
日向延陵 大神 貫道 拜題

オノコロジマ日記

淡路國の傍に一小島あり、名をオノコロ島と云、神代記にいへる諸冊の二尊の産給へる島なり、その島の日記ありて審に記したり、かの島の圖に題せし篇胤が歌。

日向大神貫道が『游能基呂島日記』なる圖をかく。寫させてつらつら見つゝ言挙げしつる歌七首。

百八十の島のはしめと御祖神のかきなし坐る島はこのしま



(八十五第版圖) 序及び題標集紀武神訂重

國中のはしらと神の衝立し瓊矛のなれる山はこの山
 この玉はその玉矛に天津神のつけて賜へるしのみたま
 此はしらかたためてゆ神なから萬のわさをはしめたまひき
 神業のあとにならひて人みなもまつかためてよ玉のはしらを
 吾か御世の事は能しも神ならひ習そ人の道にはありける
 物知りといふは唯かこと靈幸ふ神代のみちの本はたどらで

〔海録〕



佐土原藩藏版之章（圖版第五十九）

學習館に於て上梓せる「和版四書」の内の「孟子」
 の巻末におした朱印であります。文に曰く「佐土原
 藩藏版」

森林太郎博士の帝諡考

「大正八年己未十月十三日、圖書部森林太郎博士とあり「大正辛酉圖書寮付工印止一百本是爲第六拾本」とあります。昭和九年五月上旬、君島宮崎縣知事
 御上京中、黒板博士を通じて御借入下さつたものであります。

宮内省圖書寮の御上梓であり、一百部限定でありますから、地方にわたって拜見する事はムツかしいので、圖書寮に勤める親家市
 來邦彦氏に托し、謄寫を頼んだ数日の後、右の次第で小生の卓上に來たやうな譯であります。
 市來氏の謄寫させやうとしたのは一本の内の「第一本」であつたといひます。圖版の内の「帝諡考題簽」は「第一本」のソ
 レであります。版は一つであり、印刷も同時のもの。

今小生の手にしてゐる斯の書の方には「東京帝國大學圖書印」といふ朱文の印があり「大正十四年二月十八日黒板勝美氏寄贈」
 と記し「目錄」の下部に「黒板藏」といふ朱文の印があり、巻末には「東京帝國大學附屬圖書館大正十三年登記文10333」
 といふ黒い印があります。受納の年月が、寄贈の年月よりも一年早いのは、ドウいふイキツツに由るのでせうか。

上 篇

- 第一 天皇追號の種類
- 第二 漢 風 諡
- 第三 本朝ノ漢風諡
- 第四 國 風 諡
- 第五 諡ノ停廢
- 第六 院號及後號
- 第七 天 皇 號

下篇は神武以下御歴世であります。清寧の御次に「忍海飯豐青」持統の御次に「崇道盡敬」後村上の御次に「長慶院」後龜
 山院の御次に「光嚴院」「光明院」「崇光院」「後光嚴院」「後圓融院」を奉記してゐます。こゝには 神武天皇の御諡號に關す
 る全部を拜録いたしませう。

下 篇

神武紀 漢 風 諡

易、繫辭傳、古之聰明睿知、神武而不殺者夫。（論語、紀集解、永）
 書、舜典、都帝德廣運、乃聖乃神、乃武乃文。（書、紀集解、永）
 周書、謚法、一人無名曰神、又剛強直理曰武、威強敵德曰武、克定禍亂曰武、利民克服曰武、奈志多窮曰武。
 史記正義、謚法、民無能名曰神、又剛強直理曰武、威強敵德曰武、克定禍亂曰武、利民克服曰武、奈志多窮曰武。
 白虎通、謚、禮謚法曰、剛強直理、謚曰武。
 獨斷、帝謚、安仁立政曰神、又剛定禍亂曰武。

前漢書、叙傳、固為春秋考紀表志傳凡百篇其叙曰、皇矣漢祖、纂堯之緒、實天生德聰明神武。
 晉書、武帝紀、聰明神武、有超世之才、髮委地、手過膝、此非人臣之相也、又禮志、魏元帝詔曰、宣帝以神武創業、既已配天、復以先帝配天、於義亦所不安、又樂志、祠文帝登歌、聰明睿智、聖敬神武、又正旦大會行禮歌、神武鷹揚、大化、咸熙、又天命篇、我皇邁神武、執鉞鎮雍涼、又石崇傳、崇奏、先帝武決獨斷之聰、奮神武之略、又杜預傳、張華奏、陛下聖明神武、朝野清晏又閣續傳、上書、奉贊聖意、以為神武、又奏秀傳、上言、吳之未亡也、雖以三祖之神武、猶躬受其屈、又周謨傳、上疏、陛下聖聰神武、又王敦傳、上疏、昔漢祖以神武革命、開建帝業、又劉元海傳、昔我太祖高皇帝、以神武應期、廓開大業、又石勒傳、徐光謂勳曰、陛下神武籌略、邁于高皇、又石季龍傳、韋謏謂季龍曰、陛下雖天生神武、雄據四海、然白魚服、有豫且之禍、又苻堅傳、權翼謂堅曰、陛下神武卓犖、錄功捨過、有漢祖之風、又王寔謂堅曰、陛下神武撥亂、道隆虞夏、又慕容寶傳、清河王天寶神武權略過人、又乞伏乾歸傳、韋瑱謂軻鞞曰、吾王以神武之姿、開基河右、又慕容德傳、韓範疏、以陛下之神武、經而緯之、又赫連勃勃傳、買德謂勃勃曰、陛下神武超于漢高、聖略邁于魏祖、又都南頌德碑銘、行々神武、恢々聖姿。

宋書、武帝紀、晉安帝詔、忠誠天亮、神武命世、又徐道覆說盧循曰、若劉公帝至豫章、遣銳師過嶺、雖復將軍神武、恐必不能當也、又晉恭帝書、神武光天、大節宏發、又禮志、晉戴逵上書、聖朝以神武之德、值革命之運、又魏元帝詔、宣帝以神武創業、既已配天、後以先帝配天、於義亦不安、又宋明帝詔、太始應符、神武英斷、又晉太康元年冬、王公有司奏、非聰明神武、先天弗違、孰能親々其有成功若茲者歟、又樂志、魏王案兪兒舞歌、行辭新福歌曲、神武用師士素厲、又晉傳玄

宗廟歌、祠文皇帝歌、聰明睿智、聖敬神武、又晉成公綏四箴歌、神武鷹揚、大化成照、又晉琴劔歌、天命、我皇邁神武、秉鉞鎮雍涼、又景皇帝舞歌、神武御六軍、我皇秉鉞征、又魏繆襲鼓吹曲、神武奮、金鼓鳴、又屠城破邑、神武遠章、又神武熱海外、永無北顧患、又吳章昭鼓吹曲、炎精缺、神武章、渾渾施、又關背德、神武一何桓桓、聲烈正與風翔、又符瑞志、漢班彪王命論、蓋在高祖、其興也有五、一曰、帝堯之苗裔、二曰、體貌多奇異、三曰、神武有徵應、四曰、寬明而仁恕、五曰、知人善任使、又徐廣傳、廣獻高祖書、明公初建義旗、匡復宗社、神武應運、信宿平夷、又武三王、廬陵孝獻王義真傳、張約之疏、伏惟高祖武皇帝、誕茲神武、撫運龍興、又王曇首傳、曇首答高祖曰、既從神武之師、自使懦夫有立志、又鄭鮮之傳、鮮之上高祖表、漢高身困平城、呂后受匈奴之辱、神武之功、一無所損、又南郡王義宣傳、江夏王義恭與義宣書、主上神武英斷、羣風如林、又蕭思話傳、思話上世祖牋、伏承司徒英圖電發、殿下神武霜斷、又吳喜傳、喜報劉延熙書、聖主以神武撥亂、德盛動高、又謝莊傳、殿下文明在嶽、神武居陝、又殷孝祖傳、僧侶詔謂孝祖曰、主上聖德天挺、神武在躬、又託跋索頭傳、宜勒庫莫提移書、聖朝承主業之資、奮神武之略。

南齊書、高帝紀、論、漢高神武駿聖、觀秦氏東遊、蓋是雅多大言、非始自知天命、又鬱林王紀、皇太后令、太祖以神武創業、草昧區夏、又明帝紀、詔、皇齊神武重輝、欽明懿業。



(九十五版圖) 高鍋藩の學額

明倫堂内學部の講堂を察する、小學部のレツを行齋をいしまし、古先山の長水園を「圖記」を参照し、3.い

北齊書、神武紀、齊高祖神武皇帝、姓高名歡、字賀六渾、游海植人也、又天統元年改諡神武皇帝。北史齊紀同。
 梁書、元帝紀、王僧辯表、沈高祖武皇帝、聰明神武、奄天下、又張縉傳、南征賦、我皇帝膺靈受圖、聰明神武。
 魏書、太祖紀、論、所謂大人利見、百姓與能、抑不世之神武也。北史魏紀同。又顯祖紀、顯祖幼而有濟民神武之規、又出帝紀、詔世祖太武皇帝、神武之所宰籠、威風之所輔櫟、莫不雲霧霧卷瓦解冰消、又神元平文諸帝子孫不傳、高祖詔、太祖道武皇帝神武應天、遷居平城、又張袞張倫傳、倫表、太祖以神武之姿、聖明之略、經略帝圖、日有不暇、又劉潔傳、潔上世祖表、伏惟陛下以神武之姿、紹重光之緒、又屈遵傳、遵告夷民曰、魏帝神武命世、寬仁善納、又高允傳、上世祖表、伏惟陛下神武則天、啟鑒自遠、又崔光崔鴻傳、鴻上世宗表、太祖道武皇帝以神武之姿、接金行之運。

周書、武帝紀詔、太祖神武膺運、創造王基。
 陳書、高祖紀、詔、神武賢哲之后、牧伯征於四方、神武之君、大監治乎萬國、又策、神武非其神武、久喪南藩。
 北史、魏諸宗室傳、武衛將軍謂傳、孝文詔、道武神武應天、遷居平城。
 唐書、玄宗紀、玄宗至道大聖大明孝皇帝、諱隆基、開元元年十一月戊子群臣上尊號、曰開元神武皇帝、二十七年二月己巳、曰開元聖文神武皇帝、天寶元年二月丁亥、曰開元天寶聖文神武皇帝、七載五月壬午、曰開元天寶聖文神武應道皇帝、八載閏月丙寅、曰開元天地大寶聖文神武應道皇帝、十三載二月甲戌、曰開元天地大寶聖文神武應道孝德皇帝、至德三載、曰太上至道聖皇天帝、上元元年建巳月崩于神龍殿、又德宗紀、德宗神武聖文皇帝、諱适、貞元二十一年正月癸巳崩于會寧殿、又突厥傳、大臣阿史德頡利賀帝射免曰、陛下神武超絕、若天上則臣不知、人間無有也。
 舊唐書、音樂志、則天皇后享清廟樂章、第八武舞作、荷恩承願託、執契恭臨撫、廟略靜邊荒、天兵耀神武。
 呂氏春秋、論大、夏書曰、天子之德、廣運乃神、乃武乃文、注、逸書也。
 拘子、外篇、備闕、漢高神武之傑也、而不能治產業端檢括、又仁明、孔子曰、聰明神武、不云聰明。
 北堂書鈔、帝王、應運、顧諟明命、以承神武。
 班固資車騎北征頌、三軍稱曰、齊々將軍、克廣德心、光々神武、弘昭德音。
 曹植東征賦序、建安十九年王師東征吳寇、神武一舉、東夷必克、又魏德論、惟我聖后、神武蓋天、威光佐掃、又武帝誄、於

惟我王、乘運之哀、神武震發、羣雄戡夷、又翼帝王世、神武鷹揚。
 陳琳神武賦序、建安十有二年大司空武平侯曹公東征烏丸、可謂神武奕々、有征無戰者已。
 荀彧檄吳將校部曲文、上天威明、社稷神武、非徒人力所能立也。
 王粲雜詩、神武一朝征、芝野氏又行辭新福歌、神武用師、士素厲、仁恩廣覆、猛節橫逝。
 嵇康移蜀檄、太祖武皇帝神武聖哲、撥亂反正。
 傅玄文帝登歌、於皇時晉、允文天皇、聰明睿智
 聖敬神武、又天命篇、我皇邁神武、秉鉞鎮雍涼
 又景帝篇、神武御六軍、我皇秉鉞征。
 孫楚爲石苞與孫皓書、太祖承運、神武應期、征討
 暴亂、克寧區夏。
 潘岳西征賦、觀夫漢高之興也、非徒聰明神武、密
 達大度而已也。
 陸雲盛德頌、皇威肇於斷蛇、神武基於豐沛。
 劉琨上愍帝請北伐書、王旅大捷、斯誠宗廟社稷降
 下神武之所致、又勸進元帝表、陛下天授至德、
 聰明神武。
 謝靈運張子房詩、神武陸三正。芝野氏
 謝靈運勸伐河北表、先帝聰明神武、哀濟羣生。
 沈約齊明帝論議、聰明神武、迷聽邇聞、萬目偏張、絃網靡漏、又梁粹舞教、神武超楚漢、安用道邪岐。
 任昉禪書、赦過宥罪、神武不殺。



(一十六第版圖) 影遺生先香古
 すまりあて像御の頃年初治明の公樹種月秋主藩高

徐陵移齊文、神武之師、本無征而不克、又檄周文、主上既稟聖人之材、兼富神武之略、又爲貞陽侯與太尉王僧辯書、方欲仰憑神武、清我寇讐、又孝義寺碑、大明紹運、神武應期。

温子昇爲魏帝遷都拜廟鄴宮敕詔、大丞相渤海王神武命世、重匡頽歷。

盧思道北齊興亡論、齊高祖神武皇帝、天縱英明之略、神挺雄武之才、又周祖聰明神武、冠世雄奇。

王維送秘書晁監還日本國詩序、我開元天地大寶聖文神武應道皇帝、大道之行、先天布化、乾元廣運、涵育無垠。

獨孤及慶鴻名頌序、虔受大號、曰開元天地大寶聖文神武證道孝德皇帝。

元修謚議、除僞事真曰武。

令義解、撥亂反正爲武。

日本書紀、綏靖紀、神八井耳尊謂神淨名川耳尊曰、汝特挺神武、自諫元惡、又成務紀、詔、我先皇聰明神武、膺錄受圖。

神日本磐余彥尊記紀。

按スルニ紀、故古語稱之曰、中略始馭天下之天皇、號天神日本磐余彥火火出見天皇焉、紀一書、所稱狹野者、是少時之號也

後撥平天下、垂有八洲、故復加號曰神日本磐余彥尊、紀ノ古語中稱號ノ文ハ上、造營ノ事ヲ承ク。又一書ノ後ノ加號ハ上

文少時ノ號ニ對シテ言ヘリ。神日本磐余彥尊ハ生前ノ號ナルカ如シ。



學習館藏版章（圖版第六十二）

佐土原藩上梓の備版四書には斯の印をおしたのもありま

す「佐土原藩學習館藏版」を御参照下さい。文に曰く

「佐土原藩刊行」

西國日州高千穗古今治亂記

日向種峰會が四白杵郡若戸町に興り、此の治亂記を上梓するこの事。小生架上のもの、同一か、異本か、今ではわかりませんが、概略の記述に止めませう。(九・四・二五)

種峰會のは「高千穗古今治亂記」とあり、架上のは「西國日州高千穗古今治亂記」とあります。「卷之一」は十三葉、卷之二は十八葉、卷之三は十四葉、卷之四は十七葉、卷之五は二十二葉、卷之六は十六葉、卷之七は二十四葉、卷之八は十九葉であります。種峰會のは、卷之九があり、架上のは卷之八で大尾に成つてゐます。目録は少々異つてゐます。茲に架上のを録しませう。

卷之一

三田井家由來之事 大神氏由來

卷之二

諸國之浪人右武親武に仕る事

大友土持を攻伐之事 附玄嶽落城

龍泉地嶽尊争之事

土持伊藤不和之事 附島津土持の加勢伊藤沒落之事

玄嶽落城種友最期之事

松尾むかばき落城之事 附松尾大友軍議 附老臣諫言之事

卷之三

義久靈夢 附大友軍評定之事

田北佐伯白杵討死之事

白杵亡靈詠歌之事

卷之四

大友三位入道大坂參禮之事

三田井島津取合並黒田計策之事 附薩州勢日豊筑出張之事

卷之五

佐伯系圖之事

惟治滅亡之事

惟治自害之事

惟常家督之事

行勝等落城並親成父子最期同敦盛曲舞之事

高城合戦之事

佐伯掃部助使者之事

石宗討死日杵か首實檢之事
 大友歸陣三位義直公分城逗留之事 附り九州所々蜂起之事
 薩州勢豊筑出張之事 附秀吉公西國進發御催之事
 利光合戦元親父子討死之事
 緒方三郎惟榮代之事
 若相惟治に水を捧事
 千代龜丸最期之事
 中國勢九州亂入之事
 惟定土持方を破る事
 卷之六
 豊前小倉以下諸城落去之事
 佐伯惟定梓越合戦之事
 卷之七
 九州再兵亂 附元種三田井を讒言す
 親武公御最期 附身内燒亡之事同龜山落城藤田最期之事
 三田井家降參 附元種歸陣之事 附親武公御首實檢之事
 甲斐與左衛門出陣之事 附長義勇戦秋政最期之事
 本文の二三節を讀ませう。穂峰會の出した上、對校の要でもあれば更に書くことに成りませう。
 諸國之浪人右武親武に仕る事(卷之二初葉より)
 熟國家之興廢を鑑に、治極則入亂、亂極則入治、爰に本朝人皇百四代後土御門院御宇、應仁中より四海大に亂、狼煙天を掠め、鯢波地を動す事數十年に及。然るに百七代帝正親町御宇、永祿之始より九州大に亂。然るに日州高千穂庄仲山御所之主

薩州勢豊後表陣拂之事 附り鎮綱が事
 大西國御進發之事 附り坂小坂高名秋月降參之事
 元種宗雪を頼事 附宗雪計略之事
 信久討死三田井降參半十郎難を逃る事 附淡路山落城詰の
 尾場根之事
 秋政戸土呂落城之事 附甲斐源太左衛門秋政を×る事
 甲斐與左衛門最期之事
 甲斐和泉入道宗雪討死之事
 卷之八
 長武公入水牢異御最期の龜ノ方入水附飯干靈社を建立之事
 重信病死之事 附尾形之使者見舞之事 附三田井滅亡高千
 穂兵亂之事
 親武兄弟並桐木以下降參討死之事
 高橋龜の首堀切龜頭山落城之事 附將監惟方最期之事
 重武御最期之事 附菩提所之事並乳母入水之事
 高橋元種再高千穂に發向之事
 高橋河内に押寄る事 附龜頭山用害之事

三田井右京左夫右武は、幼より弓馬を事とし、表裏無雙の秘術を得たる勇將にて、情深き人なれば、三田井之幕下に屬する者、其數を知らず。然る所、永祿以前、天文年中に佐尾、佐々木等近郷没落之砌り、右武、佐尾玄蕃垂は、三田井郷山崎に屋形を定む。又佐々木六角、高瀬末家兄弟(名不知)兄は名字を鳥崎と改、弟は東坂を直に坂本と改め、高千穂阿南屋形を定、三田井の忠臣と成にける爰に肥州菊地郡住菊地肥後守は菊地(名不知)が弟成るが、兄死去之後、一男幼少なれば、菊地の家中二つに別れて、肥後守と兄が一男と中惡敷成て、合戦始り、止時なし。肥後守上京して右之趣を申上て討手を奉頼れば、將軍家×し給ひ、直に安房、甲斐兩國之軍勢を相添、九州に差下し玉ふ。肥後守加勢凡壹萬餘騎、菊地本家は加勢數有れば、肥後守一戦に討負、上京する會しやくもなく、島津を頼けれ共、取合されば、無是非高千穂三田井右武を頼、右武かんじて曰、菊地殿は大職冠鎧足の後胤にて、代々勇將之生る家也。非其耳盛成時はすくう者有といへども、××時助る者なし。然に、武士情なきは外なしとて、直に肥州矢部土度路之城を守らせ、無二之忠臣に取立給ひける。然る所、東國動亂之時、常陸浪人中川大膳と號、七折郷に落下、右武に仕てけるが、後親武之代に大坂系上×、一男瀬兵事親武公諸領を敵に押領せられ、武威衰ければ、是を見捨大關豊臣秀吉公に奉仕、御先手を勤、所々之合戦に高名し、七本鎧に相加り、一騎當千之勇士といふ。



(三十六第版圖) 木版の集詩爪鴻

すまりあて部一の其るあてに全保で館古藏宮神崎宮、木版の集詩爪鴻の生先合落
いさ下照參御な「木版其集詩爪鴻の生先石雙」

高橋元種再高千穂に發向之事（卷第八第十條より）
 去程に高橋右近太輔藤原元種は、高千穂を押領し、頓て他郡に亂入し、威勢を日州に震ひける。程無、三田井家滅亡に及と云へども、一類家臣等心を合せ、爰を必死と相定め、勇戦相仕る上、一味の者共敗軍に及由早馬を以て相告ければ、見捨には成ま敷とて、三千餘騎を引率し、高千穂に發向す。先七折郷の士甲斐、坂本攻伐せんと坂本を退治し、甲斐敦昌が居所、宮水に押寄る。甲斐上總守敦昌嫡子朝昌其子重安三人共に討死す。重安より七代の後胤甲斐織右衛門重朝是なり。此重朝先祖重昌先祖敦昌を由類原八幡と奉拜、身の居所に宮を建立し、軍神と仰ぎける。

高橋龜之首堀切龜頭山落城之事（卷第八條の二條）

其後、正親町帝の御子後陽成院の御宇、天正十五年、天下大周秀吉公九州中州四州に發向せられ給ひ、島津大敵を退退け、諸功ある諸將に領地を定玉ふ。肥後熊本の城は佐々木成正、豊後岡は志賀次郎四郎、××佐伯は佐伯太郎惟定、筑後久留米は有馬、肥前は龍造寺政家、筑前福岡は黒田義高、肥後熊の庄は相良義元、日州下日向伊東本領を――。
 三田井本領は北日向高千穂、肥後益城郡矢部、馬見原、豊後吉田猿口の邊迄なりしが、近年親武の代に至て、九州後兵亂の節、肥後領は加藤清正に押領され、豊後領分は中川瀨兵衛に切取られ、漸高千穂壹ヶ所だになりしと云共、高千穂之儀者、地荒く山坂けんそにて、四十八ヶ所に山城を張、用害堅固なれば、誰か奪者なしと云り。
 天正十九年秋、高橋右近太輔元種、日州延岡を給り、松山居城せり。時に三田井家は米の通路を討取られ、籠城成がたし。高橋が領分は田地計にて、米多く、然に三田井高橋に心を合せ、是を力とせらる。三田井家の武運も是迄とぞ見るにける。

尋求書目

東諸縣郡本庄杉田東作先生は博多の百武萬里翁及び堺の小村安石翁に師事し。業卒へて大阪で開業してゐた醫人でありませう。著述「保生論」は、御遠族の御家にあつたのですが、今はわかなくなつてゐる。又同地の谷山道一翁も醫人でありませう。小石玄環翁及び田中四郎翁に學び、後長崎で蘭方を修めた御方でありませうが「傷寒論義考」は名著であるを傳へませう。兩者について御心あたりの御方は、御示しなれがひませう。

高千穂庄神跡明細記

明治九年十二月高千穂二上神社副官土持信實翁が、教訓書に差出した美濃形三十七靈の寫本であります。延岡藩の樋口種實翁の著であります。土持翁の考證を附記してゐませう。

今は宮内省圖書寮に藏まつておると存じませうが、先づ卷末の識語を存録しませう。

此書は先年、樋口種實が著したる也。いこゝがわが考も書入寫して奉る也。

明治九年十一月

日向國臼杵郡高千穂二上神社副官

土持信實

本年八月御巡回之前、被仰下候高千穂神社明細記寫し差出申候。右之段申上候也。

鹿児島縣日向國第七大區二小區戸長兼二上神社副官

土持信實

教訓書 權中錄 六 村 中 彦 殿
 權小録 櫻井 成 能 殿

記載の目録

高千穂	三田井村	四王子峰	高天原
徳燭大明神	荒立大明神	二十躰王宮	万神源寺
天真名井	藤岡山	神代川	夜哭石
天香山	吾平山	荒振神鬼八墓	十社大明神
高山短山	櫻谷速川瀬	月形日形	愛染川

不 蒔 田	鼠 の 室	新 橋	神 渡 橋
鬼 の 投 石	お の こ ろ 島	忍 徳 井	櫻 川 妙 見 社
神 橋	御 守 田	比 波 里 田	酒 の 泉
半 月 岩	押 方 村 二 上 峯	二 上 大 明 神	神 塚 山
乳 々 ガ 磐	繁 木 森 天 神	嶽 大 明 神	中 畑 大 明 神
熊 野 三 所 權 現	熊 野 十 二 社 權 現	御 靈 大 明 神	岩 屋 大 明 神
淺 良 女 明 神	大 神 太 太 の 墓	大 白 大 明 神	太 子 大 明 神
岩 戸 村 天 磐 戸	御 靈 大 明 神	天 御 汐	天 浮 橋
氏 大 神 社	年 大 明 神	祖 母 宗 大 明 神	王 子 權 現
石 神 大 明 神	御 靈 大 明 神	山 裏 村 杉 越 大 明 神	堂 嶽 權 現
二 ッ 嶽 八 幡 社	鉦 大 明 神	若 宮 大 明 神	下 野 村 八 幡 宮
上 野 村 祖 母 嶽 大 明 神	鬼 切 畑 神 石	若 一 王 子 權 現	田 原 村 熊 野 三 社 權 現
生 神 大 明 神	御 靈 大 明 神	河 内 村 鳴 瀧 六 社 大 權 現	天 滿 宮
五 ヶ 所 村 祖 母 嶽 大 明 神	祖 母 嶽	桑 野 内 村 二 上 大 明 神	熊 野 三 所 宮
鞍 岡 村 祇 園 宮	熊 野 權 現	五 瀬 川 の 水 源	三 ヶ 所 村 中 野 嶽
鏡 石	岩 上	二 上 大 明 神	鏡 山 大 明 神
七 折 村 綱 野 瀬 川	鉦 立 の 森	袴 谷	雨 社
親 武 大 明 神	高 九 社 大 明 神	名 字 大 明 神	一 の 水
織 田 大 明 神	岩 井 川 村 太 子 大 明 神	八 幡 宮	分 城 村 大 山 大 明 神
家 代 村 熊 野 神 社	平 田 大 明 神	七 ッ 山 村 諸 塚 大 明 神	歳 大 明 神
中 嶽 大 明 神	惠 良 男 大 明 神	女 嶽 大 明 神	立 岩 大 明 神

本文の高千穂三田井の一部を轉載しませう。

高千穂、此名の起原日向國風土記にあり。風土記は、大同年間に國々の造に仰せて、普く天下の國事を記さしめ給ひて、六十餘州ことくく是を撰みて奉りし書也。さるを、中古追々に廢れて、今は纔に出雲風土記及二三國も全篇ありて、其餘は皆殘篇也。然るに、此高千穂の古事、釋日本紀と萬葉の仙覺抄にのこれるは、神の大御心といまの現存に殘し給ふなるへしさを近世人の説に、霧嶋山を高千穂なりと云説出きて、人々惑ふこと多し。そは國學の親たる本居鈴屋翁此説によられしより、人多くさることと思ひて、かつくもしかおもふ人多く成たり。されど、昔より霧嶋山を高千穂といふ人なく、又高千穂をあらじと云人なし。なめての人、高千穂



影遺子父生先潮梅 (四十六第版圖)

(下)實眞高日、(上)潮梅高日、高千穂の生先二すまりあて像御の生先二

といへは、此曰杵郡なるを知るに、然まごへるはいかにといふに、近き世の習ひにて、新異の説を好む風習出來て、さゝやかなることを依り所として、何事も我所とするによりて也。古き説に隨ひて、新奇の私を加へざることを正しき所なれ。かゝる新異の説にまごふことにあらず。いて其正しき往昔の記ごもの中なることをいは

む。日向國風土記曰、白杵郡内知鋪郷天津彦々火瓊々杵尊離天磐座排天八重雲稜威之道別々々而天降於日向之高千穂二上峯時天暗冥晝夜不別人物失道物色難分於茲有土蜘蛛名曰大鎖小鎖二人奏言皇孫尊以尊御手拔稻千穂、爲稻投散四方得開晴于時如大鎖等所奏按千穂穂爲稻投散即天開晴日月照光因曰高千穂二上峯後人改號知鋪とあり、是高千穂の名の起原也。和名抄にも白杵郡智保郷あり。

かの近世人のいふ霧嶋山は、諸縣郡にて、郡も違ひ、數十里をへだてたり。高千穂ならぬ事は説をまたす。其外もかすく高千穂ならぬ説はあれども、言長ければこゝに擧す。此高千穂庄、東西十餘里、南北は廿里に及べり。其村色はつとくこゝ十八郷、七折村、岩戸村、山裏村、三田井村、下野村、上野村、田原村、河内村、五ヶ所村、桑野内村、鞍岡村、三ヶ所村、押方村、向山村、岩井川村、分城村、家代村、七ッ山村、以上十八村也。古老の説又縁記杯に、高千穂庄は山川

土地奇絶の巖地、凡山七八分、田畑二三分の所也。高き岳に登りて見れば、一庄たゞ一連りの山と見ゆる也。(野は少なし、耕したる山多く、清水しげみたり)されば、高千穂嶽高千穂山といへるは別に一山あるにあらず。一庄内の山をすべしへる也。一庄の中央さしふへき所に、徳綱峯、二上嶽あり云々。(信賢今考、此説の如く山七八分の土地也。此高千穂に續きたる歴後國より豊後國をかけて十四五里も續きたる野あり。其邊にては農人の田畑へ出るを野に出ると云。此高千穂にては、農人の田畑へ出るを山に行と云。山多き土地故なるべし。又都下の人の死たるを鳥部野より送るよりして、埋葬するを野邊の送りと謂國にてもいふことなり。然るに此高千穂にては、死たる人を埋地に持行を山入と云也。是し山多き故なるべし、又上古上たる人は更なり、下々の人といへども、死たる時はほとほとに求めて、山上に埋みたりし上古の詞の殘りていふもあるべし)。

三田井村、此地三田井と號する事は、皇孫命、降臨より五瀬命及び伊波禮彥命まで、かつゝも住玉ふ所なれば、三田井と云ふ名はあるか。そは田居、田舎などいふは、稻もて暮たる居所なるを、それに敬詞のみもじを添へて、三田井といふと聞ゆ又不時田、御守田、比波里田、三ツの田に天の眞名井ある故に三田井と云ともいへる也。そもく三田井の地は、高千穂の中央に有りて、土地よろしく、四方山めぐれる中に徳綱峯、天香久山、高天原など峯つゞきて、かの眞名井、をしほ井、藤岡山、不時田杯名たる古事は、皆此村にあればかたゞ神都なること疑ふ所なし。

かさこの御時杯云所は、他所にありて降臨のみぎり住玉ふ所なることはしるけれど、永き大御世の程、後に皇居をしめ給ひしは此所なること、次下の名所を合せて知るべし。

四 王子峯

三田井村の東に當りて、次第登りの所也。すべて石少く、下より登り試るに、三重に構へたる所にて、上の平なる所、神代の皇居と知らるゝ也。高千穂の村邑廣げれども、こゝばかりかまへたるはなし。是を里老彼是に問ふに、疑なき所也。岩戸村に土持欽治整信と云翁あり。ことし七十七歳、かれに問ふに、神代の皇居疑ひなき所也。此翁古へを好み、高千穂の神跡數々も尋ねめしに、此山傳説斗りにては覺束なしと、隣村なれば、自ら三度まで登り試るに、古人の説實に信すべき所なりといへり。都て此高千穂の神跡は、このよしとて、昔より書記たる書もなけれど、里人二千餘年の口傳説にて、童幼といへども、其所のものはよく知る所にて、後世の説をなし、いささかごとをもて證とするに習はず。大御國の古より自らに備はり自らに傳ふ。大古の振り、行試みて知るべし。此都の事は、古事記中卷曰神倭伊波禮毘古命與其伊呂兄五瀬命二柱坐高千穂宮而議云々、此高千穂宮といふ、即此處也。又四王子峯といふよしは、五瀬命稻飯命三毛入野命伊波禮毘古命四柱の御

子御成長の地なれば、後に四王子の峯といふといへり。

高 天 原

四王子の峯の左につゞけり。いと廣き山にて、松樹多くたてり。頂に石の小社あり。八百萬神を祭といへり。此高天原といふは、古事記の開卷をはじめ、書紀及餘の書にもかすゝありて、此國の事に非ず、天上のことなり。然るを、こゝにしもあるは非事なりといふ人もあれど、こは天上にありし所々を、此高千穂の地にかすゝもあふこと、いどもたふどく、あふぎ敬ふべきことぞ。そは應神天皇の御世ま、都て文字といふものなし。故後世に傳へ玉ふことには、必名代といふものを置て、事實を口傳に傳へ玉ふことは記傳の趣にて知らる。此高千穂の地に、かすゝも天某々々どてあるは、天孫降臨のみぎり、三十二神と共に、神議議り給ひて、定め置せ給ふ名代也。されば、天孫の殘させ玉ふ後世のみふみなり。是に事實を傳へたまひてこそ、今の世にある古事記も書紀も書せ給ひしつらめ。こゝを思ふには、いどもたふどく、かすゝのき大御跡にはあるなれ。後の世の人の心もて、さまざまに名付たるなみゝの名所に思ひなたがへぞ。あふぎても神の代の事實を信すべき御證ぞ。

徳 綱 大 明 神



影遺生先窓竹城 (五十六第版圖)

あて像御の生先動城徳綱高
參御を「存草人大動」すま
いさ下照

高天原の左につゞけり。祭神天津彦火瓊杵尊を祭れり。相殿に祭れるは、佐山大明神と別に神號を申ともいへり(今は同殿)こは天兒屋根命太玉命經津主命武甕槌命を祭と云。續後記十三云日向國無位高千穂皇神奉授從五位下といひ、三代實錄一に授日向國從五位上高千穂神從四位上とある、此皇神也。是も高千穂と霧嶋別なる一證也。そは同續後記六に、日向國諸縣郡霧嶋峯神預官社といひ、三代實錄一にも、授日向國從五位上霧嶋神從四位下とあるなど思ふべし。霧嶋と高千穂の別なること明らかなり。霧嶋はた高千穂ならば、何ぞ此別に神階あらんや。はた續後記のかたには、定かに霧嶋のかたには諸縣郡とあり、高千穂のかたは皇神などあるをもても別なること明也。是をも同じくいはゞ、何を以て古書を辨へむや。説をまたす。此所の古名、故ある事にや、神瀨支と云へり。今は興呂木といへり。此徳綱峯と云は、記に日向之高千穂之久士布流多氣といひ、書紀一書筑紫日向高千穂徳綱之峯といひ、又日向高千穂徳綱日二上

峯なごもありて、数々も出たり。故思ふに、穂日とも穂觸ともありて、奇毘もくしふるも其にあやししくすしき名所の意なり。されば此奇毘も穂觸も高千穂の惣てにかゝる名にて、此所ばかりの名にはあらしと思はるゝを、こゝにしも此名を員へるは旨とある大御神を祭る所なれば、其名を員るなるべし。されば此所を兩書之穂日の峯とさだめたるもよろしかるべし。

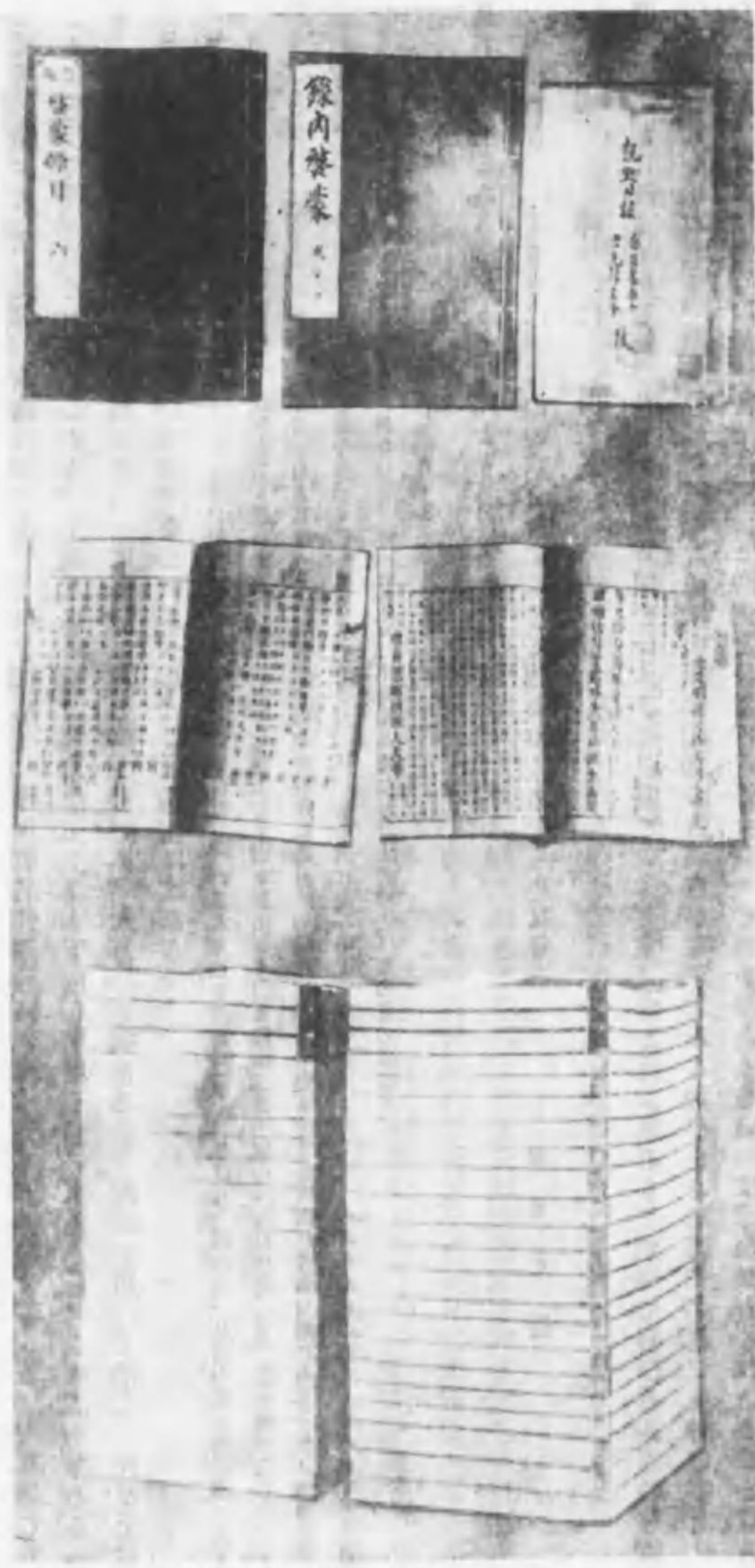
信實今考、日向之高千穂之久士布波多氣氣日高千穂穂觸之峯日向高千穂穂日二上峯あり。北に祖傳あり。穂觸峯より二上峯其間二里也。峯より峯見渡したる所一里程なる高千穂峯とあるは大らかにいへる傳へなるべし。穂觸峯より西に二上峯あり。北に祖傳あり。穂觸峯より二上峯其間二里也。峯より峯見渡したる所一里程なるべし。祖傳は、其間八里ばかり也。峯より峯見渡したる所三里程もあるべし。されば遠なる高天原より御降臨の事なれば、御供の神達はほど近き二上にも祖傳にも降り玉ひて、さて皇孫の降り著給へる久士布波多氣に集ひて事語り、皇都を定め玉ひなごし給ひけん。記傳史傳に最初此高千穂に降り著玉ひし神にさされたり。日向國の北の極なる高千穂に降り著給ひて、へき／＼南の方土地のよろしきにつぎ、皇居を移し玉ひけん、北南何れにいくとせ皇居し玉ひけんといふ久しき年間なれば、ばかり知るべきことにあらず。伊波魂毘古命に至りて、葦原中國みながら治め玉はんには難ちかと思はしめすみこころより、内津國に入りまして、皇居したまへるをおもへば、日向國にても北の極より土地のよろしき南のかたにすゝみ行き給ひけんと思ひはかられる。

荒立大明神

穂觸峯の後につゞけり。祭神猿田彦命天宇受賣命を祭れり。神體至て古雅なり。追次に作りたりとみえたるも、三對斗りあり。小像は數もあり。此神は古事記曰爾日子番能運々藝命將天降之時居天之八衢而上光高天原下光葦原中國之神於是故爾天照大御神高木神之命以詔天宇受賣神汝者雖有手弱女人與伊牟迦布神而勝神故專汝往將問者吾御子爲天降之道誰如是而居故問賜之時答曰僕者國神名後田彥神也所以出居者聞天神御子天降坐故仕奉御前而參向之侍とあり、書紀に出せるは猶委しといふべし。後に宇受女命をともなひ、伊勢國に至り玉ふよし記紀にもあり、其ひまに暫し此地に留り玉ふほどに住玉ひし所と云ふ荒立と名付るよしは、宮木の本末伐たるまゝの木にて、かりそめの宮居なりといふことにて、宮も荒木作といふほどなりしを、近き頃今の世振の宮社となりたるは、古義を失ひて、歎くべきこと也。此社に備物の臺あるを見るに、平板にて如是(圖)白木にて年號天正十年大神親定と銘あり。鯛口は奉施入肥州味木庄池山寺鯛口天授六月二十三日願主敬白奉掛荒立大明神之御寶殿之鯛口之事右所禱之旨大神氏女立願成就也とあり。外にも六寸位の鯛口一ツあり。これも古物也。棟札は大神朝臣三田井越前守親武天文十九年庚戌三月とあり。

二十躰王宮

古像半は朽たり。面容甚よろし。此社は天孫降臨の時供奉の神三十二神あり。是を祭れりといへり。其中十二神は所々に分祭りて、有餘二十體を此社に祭といへり。いづれも天孫降臨の時よりあづかれる神にて古く尊し。



(六十六版圖) 篇遣の人上講日
上講日すまゐてつ成に身等でん體は作流御の間の其年三十三る在に原土佐
いさ下願參御を「講日默説の人上講日」「蒙啓内講の人

万神源寺

舊跡とて小堂あり、阿彌陀佛を安置すといふ。此あたりを宮小野といひ、宮の前など云所もあり、合せ考ふるに、いにしへ皇都の邊なるべく、思ふに万神源寺も三田井家の時多く佛を用ひられて、此あたりの舊社僧持と成たりといふ、其折から穂

給地壹石貳人扶持 役料

右天明二年十月十二日小侍御取立被仰付候。

七折村では、斯の二人の外に高見太左衛門、坂本忠太、甲田織平、甲斐多平、佐藤忠左衛門、甲斐久八、中村重吉、一水武平治、甲斐吉右衛門、相木治吉、甲斐儀兵衛、中原壽左衛門、内倉室吉、本田重吉で、新町醫師甲斐多仲は苗字、刀、日傘、提燈合印。

岩戸村では、土持寛治、甲斐國治、甲斐類治、佐藤勇吉、甲斐熊太郎、甲斐久右衛門。山裏村では、戸高悦五郎、庄屋兼帯後藤左源太。三田井村では、甲斐常吉、田尻爲右衛門、飯干源太、福川安左衛門、鳥原兼右衛門、興梶覺治、佐藤庄五左衛門、興梶今朝松、興梶健治、興梶清兵衛、田崎九兵衛、甲斐友藏、田崎太一郎。

下野村では、甲斐吉郎右衛門、佐藤新四郎、佐藤重吉、庄屋兼帯佐藤市郎左衛門、田部竹治、藤野吉郎兵衛、筒井三郎右衛門、興梶左治兵衛、佐藤喜惣治、佐藤直吉、田部與惣治、佐藤磯吉、坂本忠治郎、甲斐久米七、藤野繁彌。田原村では、庄屋兼帯矢津田完治、林倫太、興梶三郎治、林庄左衛門、佐藤治八、水野竹彌、池田元益、郷足輕小頭兼帯伊東新吾。川内村では、新名喜四郎、川内武吉、川内久彌、川内儀藤治、川内三郎助、富高新七郎、庄屋兼帯川内武四郎、有藤米次郎。桑野内村では、庄屋兼帯後藤文太、後藤七郎治、甲斐武吉、佐伯太市。三ヶ所村では原田惣助、田中爲四郎、山崎民助。外に醫師碓井元亮に苗字、刀、提燈合印を許してゐます。鞍岡村では菊池太十郎、矢野増右衛門、青井鶴八、甲斐庄作、梅田増吉。押方村では興梶善吉、安在儀右衛門、戸高善七、



(八十六版圖) 址堂倫明學藩鍋高

すまりあて部一の堂倫明學藩、がすで内構校學農鍋高立館崎宮
いさ下照参御な事記の藩鍋高々等「文道生先瀧海」

押方清右衛門、佐藤信彌、佐藤三郎右衛門、佐藤勝四郎、庄屋兼帯岡田喜右衛門、醫師興梶祐悦、興梶祐貞、苗字、刀。向山村では、庄屋兼帯飯干榮左衛門、佐藤武平治。岩井川村では甲斐熊次郎、秋本相三郎、甲斐卯右衛門、早田常彌、杉本室助。醫師若杉順次、苗字、刀。分城村では河野金治、新名彌五郎、甲斐定治。七ツ山村では甲斐直右衛門、甲斐朋彌、佐藤丹治で、次に半葉の付箋があつて左の如く書いてあります。

三人村總役

八拾俵

拾五人同格

貳人山林下役

廿八人同格

總ノ百四拾三人

壹人山林下役見習

内四人小侍格

五人醫師

給地貳百九石四斗

御扶持方三拾人扶持

米拾三石

村總役料共

山林役料共

村總役料共

山林役料共

以下「郷足輕」と「庄屋、辨指」を各村別に掲げてゐます。

尋 求 書 目

守永梅谷先生、諱は祐乘、飛峰又梅谷と號す。落合雙石先生に師事し、後江戸に上り昌平黌に入り、留學七年にして鉄肥に歸り、藩の儒官となつた御人でありすが左記の遺著は今いづこにあるか分りませんが、御心つきの御方は御示しを願ひます。

尙書集注 周易備考 周易集說 周易集解 說卦傳 四書輯釋 周易本義附錄纂注訂正

論語折衷集解 詠物詩集 詩經集解、 人物論集

村岡先生の日本地理志料

櫻齋先生の御著述は多いが、此の「日本地理志料」が代表作のやうにあり「日向國」の體を抄録して先生及び出版者に対する感謝を全する事にしませう。

明治三十六年九月上梓、五帙拾五冊七十一卷及び附録であります。發行は東京市神田區通新石町三番地東陽堂支店。明治時代有數の大出版でありませう。半紙和装、本文は五號活字で、題目が三號活字、充實其のものゝやうに詰め込んだものであり、読み易い漢文であります。

第一冊に本居豊類翁、澁谷淡海翁、内藤耻叟翁、昌谷千里翁の「序」があり、次に「凡例」、次に「警校所據舊本並參訂名氏」次に「能登守源順朝臣傳」次に「目錄」があり、第十五冊の附録の次に「題日本地理志料後」其れには福井、廣瀬、野口諸家の文を收め、次に「賀日本地理志料刊成歌」(小杉樞郎先生)があり、次に「村岡櫻齋著書目錄」があります。以上の内「凡例」と「目錄」を轉載しませう。

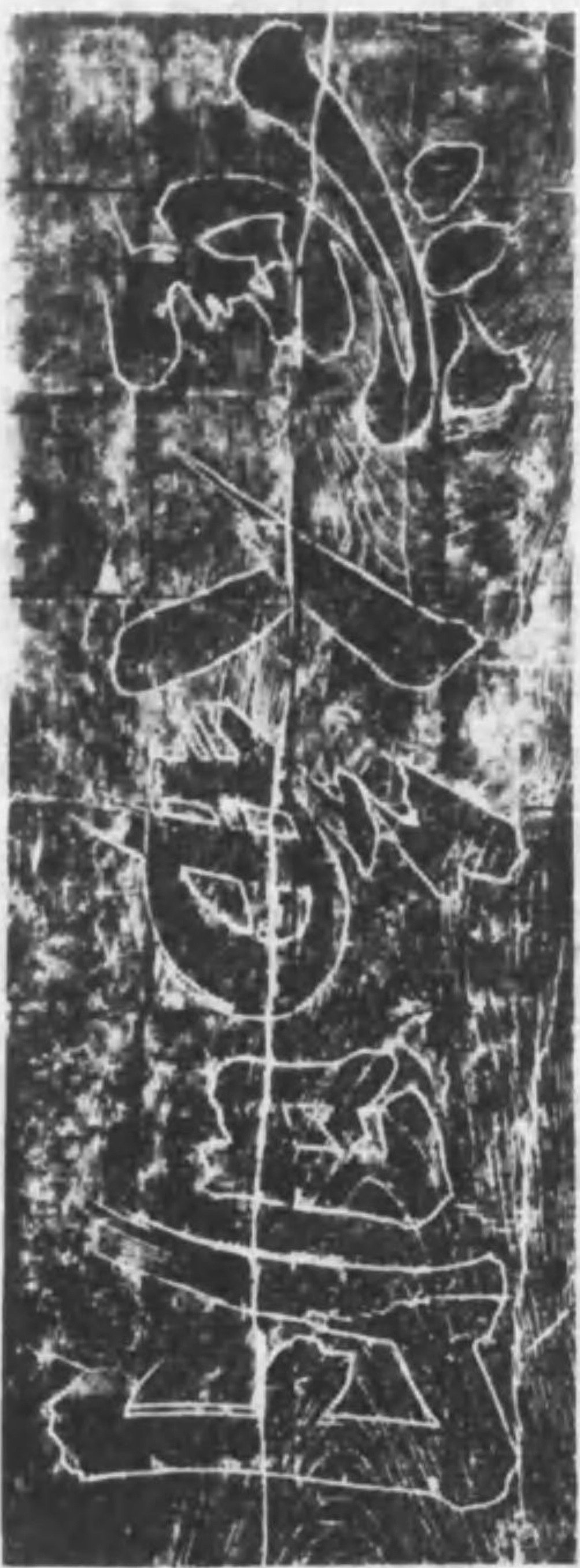
凡例

一 謹按、在昔神皇、創業垂統、體國經野、列聖繼興、疆土日開、遂分畿内七道、定官置職、以爲民極、察其形勢、觀其土物、著之圖籍、民部掌之、經界一定、可以班田制祿、吏不得行姦、民無有爭訟、仁民之政至矣、及乾綱解紐、相將擅權、喪亂相踵、兵燹屢起、所謂圖籍散逸、先王之迹熄、而舊建之名亦變、洵可惜也、予竊不自揣、就能州源君倭名類聚抄、取其國郡鄉里二篇、施之箋釋、以圖列聖制作之一斑云爾。

一 倭名抄傳本有二種、一則畧本、文政中、狩谷氏卿雲作之箋注、其嘉惠後學不少、一則廣本、元和中、那波氏道圖以活字印行後坊間所翻刻凡三種、是以流傳甚廣、較之畧本、增時令、樂曲、湯藥、職官、國郡、鄉里、殿舍七篇、本書所據者是也、凡言苟有涉於地理、毋論正史私乘、必備錄之、諸家之說、得失參半者、細加剖折、使瑕瑜不相掩、與其簡而不備、寧繁而無遺、幸得傳于世、異時必有修正刪潤以大成之者、是予之願也。

一 列記國郡名稱、以國造本紀爲最古、延喜式、伊呂波字類抄、拾芥抄諸書次之、其及鄉名者、獨有此書而存焉、學者宜寶重不

當拱壁、予也童習白粉、有志錄粟、但恨傳寫之久、不免謬脫、爰搜索古本、獲若干種、參伍校勘、擇其善者從之、凡鄉名此書不錄、而著於正史格式者、稽之方志、參之地圖、以繫于各郡下、施方格以別之、高山寺本揭例云、如郡家、驛家、神戶、餘戶、其名同者、除而不載、源君之著此書、在知稱謂、故云爾、按律疏斷簡、大倭管鄉百六、山代管鄉九十、載此書大和十七、山城多十二、餘國準此、律疏蓋繫延曆年間鈔本、前此書者凡百五十年、夫戶口月滋歲息、數之常也、豈有前編後細之理是補足之所以不可已也。



高麗漢學所製漢學書の題であり、大正十年五月の拓影。明倫堂の類(圖版第六十九)

一 中世以降、莊園鄉保之稱盛行、郡界鄉域、一彼一此、古制壞亂殆盡、多不可得而詳者、今考其變遷所由、以注各鄉下、取舍必有依據、不致苟同、亦不敢好異、惟期叶于古制、若夫神祠佛寺、難保必無改遷、然無他書可徵者、姑就今所在、以證故地陵墓驛牧亦然。

一 史稱、咸中帝四年、置史諸國、達四方志、大化二年、制、諸國疆界、或書或圖、以進、國縣之名、來時將定、和銅六年、詔諸國郡鄉、名著好字、作風土記以上、天平十年、令、天下諸國、造進國郡圖籍、延曆十五年、敕、諸國地圖、事蹟疏畧、加以年序已久、文字闕逸、宜更造進、延長三年、制、諸國應速進風土記、列聖留意於經邦如此、而今日存在者、僅止於常陸出

雲播磨肥前豊後五國、其他釋日本紀、萬葉集釋、古今童蒙抄、袖中抄、詞林采葉抄等所引、可摺摭以見約畧、貞應中、北條義時令守護人作大田文、其存者凡九國、雖非王制、亦足以知近古田祿之概、故稱引較多、別有總國風土記、民部省圖帳、出於後人假託、此類一切不取。

一稱引古書、正史則皆惟曰紀、如神武元年紀、景行二年紀、大寶五年紀、貞觀十年紀、避煩也、類聚國史、日本紀畧以下、具舉書名年號、野史家乘之類、亦依此例、獨倭名抄云某部某部、其他如祠傳寺記、系譜墓志、客簡斷續、棄短錄長、即有一二語善者概弗敢遺、如其漏謬、以俟後之君子。

一上古名地、曰木、曰粟、曰科野、針間、曰牟邪志、多遲麻、止寫其聲、和銅有制、用二字、取嘉名、於是爲紀伊、爲阿波、爲信濃、播磨、武藏、但馬、所謂假名也、不拘字義、鈴齋本居先生著地名字音轉用例、辨之詳矣、其名有取地勢、如山城山丹波、田有取草木、如阿波、結城、木取禽獸、如能勢、鹿取氏族、如若狹、三枝、取職事、如縣守村主舍人、取職務、如土師、服部、弓削、是也、皆於始見證明之、其未詳者、蓋闕如也、淺人之釋地名、大抵望文爲說、不釋古意、如日本得名、日本風土記、不經妄誕、固不待論矣。

一地志與圖相須、故製三圖、略示沿革、曰國造配置圖、自太祖至孝德帝、爲國凡百四十四、有縣主、君、別、稻置隸焉、曰畿內七道圖、大化追慶應、爲國凡六十六、島二、置國守島司治之、郡領鄉長屬焉、建久以後、時勢一變、有守護地頭、有莊司名主、皆出私設者、曰府縣分轄圖、大政復古、割與羽爲七國、建北海道置十一國、琉球臺灣內附、爲國凡八十六、置知事縣令治之、郡長郡長屬焉、此圖惟舉國名、餘皆畧諸、以紙幅限小也、讀者察焉。

一古賢有云、人之著書、惟恐其言不出於己、吾之著書、惟恐其言不出於人、此語可爲記述之法、近世或就前人所言、改頭換面私爲己有、掠美貪功、予深醜之、故每立一義、必繫以書名若姓字、而以己說附於後、死者可作、吾無媿焉、卷尾附參稽書目明其所據、且諒後之講地理者。

明治三十一年戊戌五月下泮、樸齋村岡良弼識。

日本地理志料

目録
內凡五圖
卷一、至卷五
東海道凡十五圖、附伊豆羣島
卷六、至卷二十

東海道凡八圖
卷二十一、至卷二十八
附北海道凡十一圖
北陸道凡七圖
卷三十一、至卷三十六
山陽道凡八圖
卷三十七、至卷四十四
山陽道凡八圖
卷四十五、至卷五十二
南海道凡六圖
卷五十三、至卷五十八

西海道凡九圖
卷五十九、至卷六十九
附南關東圖
西關東圖
卷七十一
考據書目
計七十二卷、書爲十五本、裝成五冊。

日本地理志料卷之六十五

下總 村岡 良 弼 著

日向 國 比字加

按推古紀御歌、作辟武伽、是正訓也、此云比字加、從後之稱呼耳、異邦人譯曰兄加、見武備志、古事記神代段、日向國、是謂久士比泥別、神代紀、彥火之瓊瓊杵尊、降宅於日向襲之高千穗峯、又稱曰日高千穗峯、或高千穗也、久士比泥之言神異峯也、德日、德觸亦同、初曰襲國、兼日向大隅薩摩言之、日本紀所謂日向可愛山上陵、在薩摩高城郡水引鄉、日向高屋山陵、在大隅始羅郡溝邊鄉、日向吾平山陵、在大隅肝屬郡始良鄉、則知日向之號、古且日隅薩三州矣、景行十七年紀、幸兒湯縣、遊于丹裳小野、東望謂左右曰、是國也、直向於日出方、故號曰日向國、州名於是乎定、太祖東遷以來凡七百餘年間、本州之事不見史、至景行帝時、熊襲之族、蟠踞州內、隔化方命、帝親征平之、駐蹕凡六年、時納御刀媛爲妃、生豐國別皇子、是爲日向國造祖、舊事本紀、應神帝以豐國別王孫老男、爲日向國造、與大隅薩摩二國造、分疆鎮之、其廢三國并日向國、在大化改新之時矣、大寶二年紀、薩摩多嶽、隔化逆命、乃遣兵討之、遂按戶置吏焉、按戶置吏、即言建薩摩國也、和銅六年紀、割日向國肝坏、贈於、大隅、始羅四郡、置大隅國、



(十七第版圖) 公樹種月秋

「古事記」の「日向國」の第一圖

於是日向分爲三國、歷世因循、以至昭代矣、神功元年紀、日向國橘小門、應神十一年紀、日向國人諸縣君牛諸井、和銅三年紀、日向國貢采女、又云、日向隼人曾君細麻呂、教諭荒俗、馴服聖化、詔授外從五位下、養老七年紀、日向大隅薩摩三國士卒、給復三年、天平十七年紀、日向等七國無姓人賜所願姓、十八年紀、日向國言、風雨共發、養蠶損傷、仍免調庸、天平勝寶六年紀、配流大神社女於日向、八歲紀、日向等國頒灌頂幡、天平寶字元年紀、藤原乙繼左遷日向員外掾、天平神護元年紀、大津大浦爲日向守、奪其位封、連坐和氣王事也、二年紀、日向大風、桑麻損盡、詔勿收柵戶調庸、神護景雲二年紀、日向國獻白龜、寶龜二年紀、太宰府言、日向等國博士醫師、一任之後、終身不替、所以後生之學、業術不進、乞同朝班、八年遷替以示干祿、永勸後學、許之、六年紀、日向風雨、桑麻損盡、詔不問寺神之戶、並免今年調庸、延曆元年紀、左降三方王爲日向介、流其妻弓削女王等三人于日向、六年紀、陸奥鎮守將軍百濟後哲、坐事左降日向權介、十年紀、日向國飢、詔賑給之、十四年紀、流俘囚大伴部阿氏良等于日向、弘仁六年紀、加日向國軍毅一員、今不具錄、其任國守者、在天平寶字田口大戶、笠不破麻呂、陽胡玲瓏、高松笠麻呂、在神護景雲袁普卿、在寶龜秦寶守、在延曆多治比年持、采女宅守、犬上望成、在弘仁廿南備濱吉、八多桑田麻呂、是其略也、按本州東南臨海、西至肥後大隅薩摩、北至肥後豐後、東西七十七里、南北四十里、地長乎南北、沿海委蛇轉折而東南、頗有平沃之壤、山脈繞西北而南走、支脈散布州內、西境尤峻奧、風俗質樸、氣候異至九十六度、寒至四十一度。

國府在兒湯郡。原無、今依兒湯郡注補、拾芥抄、伊呂波字類抄、日本正統圖同、府趾在佐土原、今屬那珂郡、按尙古瓊瓊杵尊、居高千穗宮、皇曾孫狹野尊、與師東征、戡定中國、是爲神武天皇、後置日向國造、尋建國府於兒湯郡、以管州事、保元二年、以土持信綱補地頭、始治于臼杵郡縣莊、鎌倉初、命薩摩守護島津忠久、兼本州守護、建保中、將軍實朝罷其兼職、建武中興、忠久五世孫貞久、再兼守護、初賴朝以伊東祐時、補兒湯郡視察地頭、足利尊氏反、祐時玄孫祐持、及土持榮宣等皆屬之、管氏以島山直顯爲守護、來鎮穆佐城、正平五年、祐持子氏祐、與直顯共應足利直冬、屬官軍、與島津氏戰、旣而講和、十三年肥後菊池武光來伐、大破直顯、拔三俣城、十六年、島津貞久逐直顯、悉并諸縣郡、應永中、氏祐子祐安、勢漸強大、破島津氏、取赤江川南北地、寶德三年、將軍義政以祐安孫祐堯補守護、祐堯遂滅土豪十二黨、取宮崎郡、於是、土持宣綱據臼杵郡、島津氏亦據諸縣郡、數城相持、本州之地三分焉、文明十七年、祐堯子祐國、略那珂郡、圍飯肥城、與島津氏戰



雜記

原無雜記之名但編年記之以世次推之蓋高祖七郎右工門朝宣可錄原出父祖所傳授而今摺之雜者以其事雜出無所統名也要之亦宮崎之

後記耳

當時不依曾祖父相右工門尉朝秀傳云慶長五年十一月九日宮崎ノ城ヲ 鈴木平太郎伊勢太兵衛清水半右工門山崎市之元祐山新之元木股九兵衛稻津次兵工佐之原賴兵衛始ノ八勝ノ頭下シテ一組ノ人ヲ都合上ノ二百人未服表ノ出張ノ難ノ 敵ヲ追散

(一十七第版圖)抄記軍崎宮

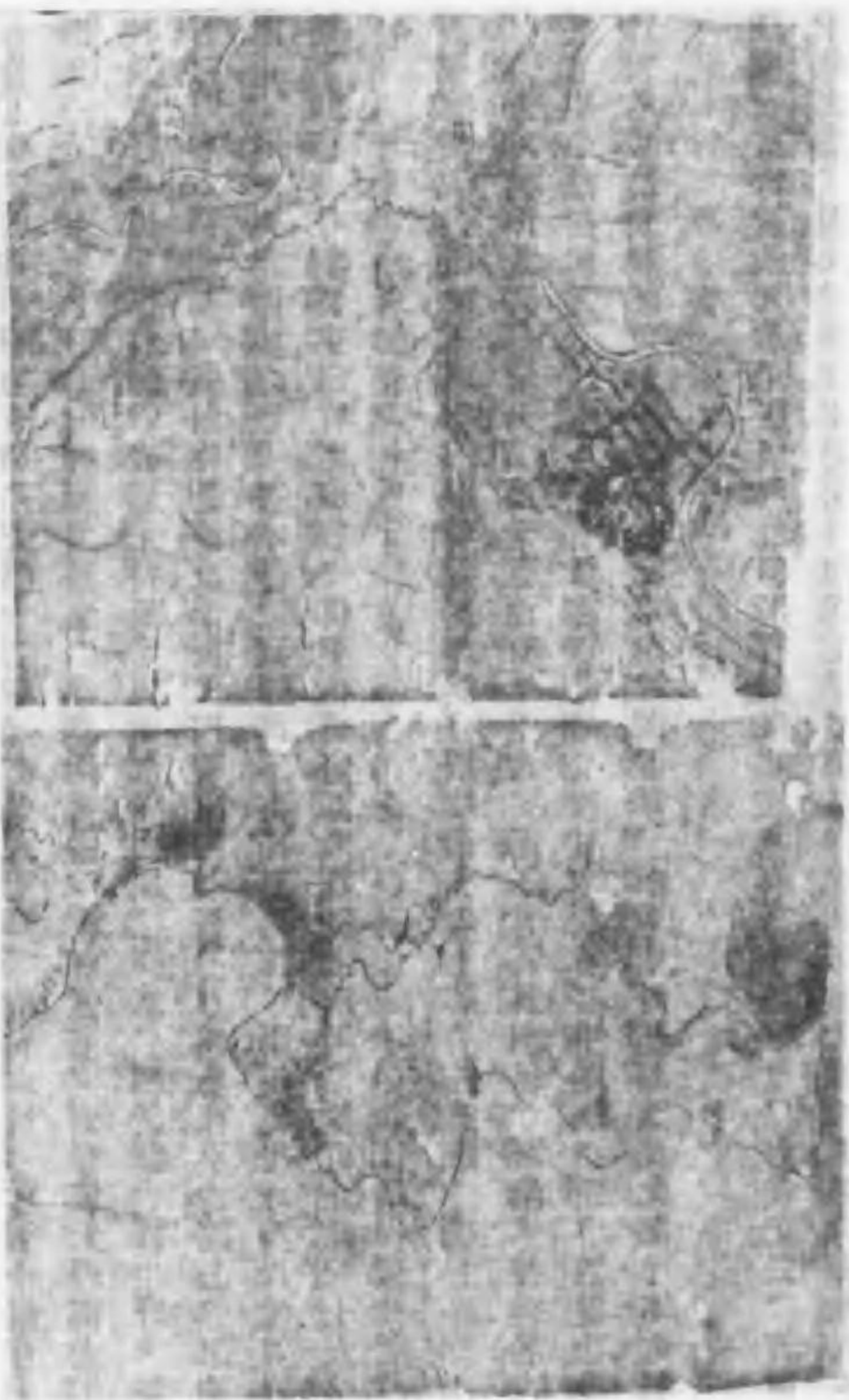
安井息軒の生先御の筆ありて「記帳」すまりあてし題と「記帳」すまりあて筆自御の生先息軒の安井氏七宗本杉) すまりあてのしたれさ録抄を載記るす圖に先祖御の家井安

敗死、至其孫義祐、與島津氏兵連不解、永祿四年、遂取飯肥城、天正五年、島津義久大舉來侵、都於城陷、義祐及其子祐兵出奔豐後、地皆歸島津氏、土持宣綱亦屬島津氏、六年、大友義鎮遣兵來攻、滅土持氏取其地、既而義久分兵、陷大友氏諸堡併有全州、豐臣氏定九州、割地封祐兵于飯肥、高橋元種于縣、秋月種實于高鍋、與諸縣一郡于島津氏、慶長八年、德川氏封島津義久弟以久于佐土原、十八年、高橋元種坐事國除、有馬直純代封、改稱延岡、後內藤氏居之、凡四藩焉、明治四年、廢藩爲縣、尋并美津郡城二縣、六年合之置宮崎縣、九年更合鹿兒島縣、十六年再復宮崎縣云。

去府行程上十二日。下六日。原無、今依主計寮式、伊呂波字類抄、大八洲記補、律疏斷簡、日向國、去京行程二十一日、海路十三日、十三恐誤廿三也、民部省式爲遠國、職原抄、拾芥抄、日本正統圖同、國華萬葉記、日向佐土原城、去江戶二百九十里、地誌提要、宮崎縣治、在宮崎郡宮崎上別府村、距東京三百六十五里十四町十六間、距西京二百三十三里十四町五十七間。

管郡五。按曰杵、兒湯、那珂、宮崎、諸縣是也、民部省式班中國、職原抄、掌中歷、伊呂波字類抄、節用集同、拾芥抄加載貳爲六郡、律疏斷簡、日向國管郡五、鄉二十六、里七十一、本書所載增二鄉焉、延陵世鑑云、日向古置八院、曰土持、飯肥、櫛間、新納、穆佐、水俣、眞幸、教仁、以分掌政務、物換星移、其址今不可攻、櫛間俗、今尙謂郡內爲院內、是名之遺也、按八院之目、見建久八年本國圖田帳、其來久矣、說文、寔、周垣也、或作院、廣雅釋宮、院、垣也、增前、有垣牆者曰院、如庭院院落是也、延曆十年紀、諸國倉庫、不可相接、一倉失火、全院燒盡、類聚三代格、延曆十四年官符、諸國建郡、元置一處、百姓之居、去郡僻遠、跋涉山川、有受納貢、加以倉舍比近、憂宇相接、一倉失火、百倉共燒、宜須每鄉置一院、以濟百姓、兼絕不祥、政事要略、弘仁四年太宰管内諸國割置公營田符、近百姓居、各建小院、所獲之稻、除田租納官兩色以外、便納此院、其謂鄉爲院者、蓋其遺號也、又慶雲三年紀、定大射祿法、一篇中外院、布二十端、中院布二十五端、內院三十端、唐六典兵部員外郎條云、凡射長塚、入中院爲上、入次院爲次上、入外院爲次、伊藤長胤曰、院射棚、以皮造之、其的爲三重圍子、周謂之院、內院今之射的當中黑星、宋儒語錄所謂紅心者也、雖事異義則同、延陵世鑑、曰成務帝朝、始置八院者、恐妄、今制、曰杵分爲東西、那珂爲南北、諸縣爲東西南北、計郡十、管町四十、村三百七十一、戶八萬三千三百十八、口三十八萬三千七百六十一。

田四千八百餘町。按延曆輿地圖、日向國田七千三百町、建久八年國田帳八千六十四町、掌中歷八千二百九十八町、拾芥抄、新撰類聚往來同、國華萬葉記八千二百十八町、若林氏農書武要辨略同、伊呂波字類抄、七千二百三十六町、海東諸國記同、節用集、運步色葉集增十一町、町步下組帳、田二萬千六百三十一町九段七畝二十八步六毫七毛、畑二萬百九十三町九段二步



(二十七第版圖) 圖邊海向日
いさ下照參仰を「圖邊海向日の署門衛右次時神」

七毫九毛、永荒田畑二百八十七町七畝步、今制、田圃總計五萬八千三町四段一畝二十五步二毫二毛。

正稅公麻各十五萬束。雜額七萬三千百十束。本額三十七萬三千百十束。按主稅寮式云、日向國正稅公麻各十五萬束、國分寺料一萬束、文殊會料一千束、修理池溝料二萬束、救急料四萬一千束、俘囚料一千一百束、依本文、一束蓋誤一十束也、豐臣氏檢地目録、日向國租額十二萬八千七百石、佐野氏筆記、日本賦稅記同、天正記十六萬八千七百石、武家勸懲記二十八萬五千五百石餘、大日本圖同、國華萬葉記二十八萬八千五百八十九石、三才圖會、若林氏農書、增字節用集、武要辨略同、官中秘策、三十萬九千九百五十四石餘、石高人數記、都子圖雜錄同、天保改高帳、三十四萬百二十八石八斗六升一合七勺九撮、草高帳四十一萬八千四百四十二石三斗五升六合六勺五撮、今制、租稅總計十五萬四千二百二十石八斗三升二合一勺。

白 杵 郡 宇須岐

按建久八年圖田帳曰作杵、皇朝盾或作楯、車作梓、此从木作杵、亦同例、與木名鳥杵字自別、延長風土記、白杵郡、管鄉拾壹、保莊貳、傳言、昔者有神集於此地、掘地爲白、斷木爲杵、故號曰白杵郡、古事記櫛八玉神、始作燧白燧杵、獻大御食、蓋傳會此事也、寬平熱田大神緣起、載攝社曰杵神火上神、本郡有水上鄉、火水訓同、或有由邪、宇佐大鏡、神封、日向國壹百拾五烟、白杵郡陸拾五烟、天平十二年始充封二十戶、勝寶以後、加至千四百十戶、檢建久圖田帳、宇佐神領散在本州者、田凡一千九百十二町、何神德之盛也、井戶川系圖、大神惟基、爲豐後大野郡大領、生五子、長政次稱高千穗氏、季惟盛稱白杵氏、子孫世居曰杵城、後屬土持氏、與財部、大塚、清水、都於郡、瓜生野、飯肥諸族並稱、曰土持七黨、豐後海部郡有白杵莊、與本郡相鄰、蓋曰杵氏後徙于彼、因呼曰杵莊也、日向纂記引古謠云、白杵波耶、縣高千穗、及湖見、日知屋門川、山陰山裏、可以見疆域之概、按本郡、東臨海、南至兒湯郡、西至肥後球磨八代阿蘇三郡、北至豐後直入大野海部三郡、管鄉四蓋下郡也、今割爲東白杵西白杵、併肥後球磨郡米良谷十四村、統町九村七十六、東郡治于岡富村、西郡治于三田井村。

水 上

訓關、按依丹波水上郡例、當讀云比加美、讚岐又有水上鄉、姓氏錄、水上真人、出自天武皇子一品大總管新田部王、或其裔所居乎、富永氏郡考云、高千穗西有水上地、而不言屬其何邑、可惜、按神名式、有尾張愛智郡火上姉子神社、今稱水上明神、寬平熱田緣起云、水上祠、祭宮實媛命、初日本武尊在甲斐酒折宮、思媛作歌、有水上姉子之語、水上邑名、實其桑梓地乃以尾張氏海部氏爲神主、其祠與白杵祠並舉、而豐後海部郡又與此鄰、不知相涉否。

智 保

訓關、按當讀云知本、肥後阿蘇郡又有知保鄉、並取高千穗峯也、神代紀云、天津彥火瓊瓊杵尊、離天磐座、降於日向也日高千穗之峯、卽此、釋日本紀引日向風土記、瓊瓊杵尊始降高千穗二上峯、會大霧不辨咫尺、有土蜘蛛名大錯小錯、二人奏言、拔千穗稻、散穀四方、霧必開矣、因如其言、天果開朗、遂居焉、後人改稱智保鄉、平田氏曰、高千穗峯有二焉、東峯在白杵郡智保鄉、西峯在諸縣郡、跨嘯嘯郡、稱壽島山、所謂雙之高千穗峯是也、天孫初居東峯、旣而遷西峯也、古史混同二峯、故今辨之、宜與大隅嘯嘯郡條參看、承和十年紀、日向國高智保皇神、授從五位下、天安二年紀、高智保神、超進從四位上、卽

祀瓊瓊杵尊也、建久圖田帳、柏杵郡高智尾社領田八町、地頭土持宣綱、其祠今在高千穗莊三田井村松觸峯、稱二上明神、阿蘇文書征西將軍宮令旨、日向國高知尾莊、延慶世鑑、大納言大神兼基、延曆中謫子豐後緒方莊、生惟基、惟基子政次、居高千穗莊三田井邑、號高千穗太郎、子孫世食其地、以三田井爲氏、爲州之右族、天正中、豐臣秀吉封高橋種統于縣、其封邑亘高千穗地、政次裔親武不肯服、數攻種統、不克死之、三田井氏滅、今高千穗莊、屬西白杵郡、統三田井、向山、岩井川、七折、押方、桑內、岩戶、山裏、下野、上野、田原諸邑。

英 多

訓關、按依伊勢英多鄉例、當讀云阿賀太、美作有英多郡、河內遠江信濃紀伊伊豫有英多鄉、皆縣之義、姓氏錄、載英多真人縣主、縣使主、未審其何族所居、建久圖田帳、柏杵郡縣莊田百三十町、宇佐宮領、地頭勤藤左衛門尉、縣、卽英多也、土持系圖、齊衡中、日向大隅二國作亂、田部宿禰影綱奉詔、率其弟秀綱時綱等、擊平之、以功賜縣、新納、諸縣、財部諸邑、於是分與諸縣財部于二弟、自居縣莊、日向記、工藤三郎祐時、建久九年補日向國地頭職、食諸縣、田島、富田、縣四莊田三千七百八十五町、是旣肥侯伊東氏祖也、延慶世鑑、慶長十五年、豐臣秀吉降島津義久、賜日向國縣莊于高橋種統、國華萬業記日向國縣城、一名延岡、享和武鑑、白杵郡延岡城、本名縣、卽此、伊藤常足曰、環延岡城、有南方莊北方莊、管數十邑、方卽英多之省呼、按圖互延岡、恒富、岡富、伊福形、粟野、祝子、川島、南方、大貫、三輪、北方諸邑、蓋其地也、宇佐宮領岡富莊田八十町、地頭土持宣綱、寄郡伊富形田十五町、大貫田十二町、地頭島津忠久、見建久圖田帳。

刈 田

訓關、按刈原作刈、今從高山寺本訂、兵部省式、日向國刈田驛馬五匹卽是、刈田當讀云加利多、陸奧讚岐有刈田郡、安藝豐前有刈田鄉、蓋刈田首所居、因名、未審今之何地、按圖延岡城南三里強、有門川村、疑刈田川之轉、亘土土呂、加草、庵川尾末、富高、日知屋、細島、財光寺、據見諸邑、蓋其域也、建久圖田帳、宇佐彌勒寺領、柏杵郡鹽見田三十五町、富高田三十町、地頭土持信綱、日向纂記、伊東祐時子祐景、稱門川氏、子孫領縣莊、門川、細島、日知屋、據見又見島津家譜。

長 井

原無、今補、依但馬長井鄉例、當讀云奈加草、山城出羽又有長井鄉、兵部省式、日向國長井驛馬五匹、蓋自豐後大野郡小野

驛、歷此至美彌驛也、宇佐大鏡、日向國長井院浮免田十六町、寛治二年、國司中原朝臣明俊所進、太宰管内志云、延岡城北三里、有長井村、亘大崎、竹瀬、宮原、熊田、川名内、屋形原、八戸、北川、江田、古江、市振、三川内、熊野江、島野浦諸邑、稱長井郷、其江田村、即古驛址也。

川邊

原無、今補、按依山城川邊郷例、當讀云加波乃倍、兵部省式、日向國長井、川邊、刈田、美彌、各驛馬五匹、傳馬五匹、據圖考之、有五箇瀬川發于郡之鞍岡山、東至延岡入海、去延岡西二里許、有舞野、舞野原、松山三村、舞與驛家通、松與驛津通、其地在長井刈田二驛中間、沿五箇瀬川、川邊之名因起、姑附備考。

美彌

原無、今補、按兵部省式、日向國美彌驛馬五匹、即此、太宰管内志、長門有美彌郷、肥前有三根郡、並法云岑、即其義也、延岡至米良、沿道有三子村、是其遺名、弼按、美彌、疑美彌之訛、若狹有彌美郷、古事記開化段、室毗古王、是若狹之耳別祖也、天孫本紀、三見宿禰命、漆部連祖、物部耳連公、今木連祖、姓氏錄、中臣大田連、御身宿禰之後、蓋是等裔所居也、今有美美津驛、美美津川至此入海、一作耳津、亘高松、長野、寺迫、田原、福原、幸脇、平岩諸邑、蓋其地也、維新初、置美美津縣、以管日向半國。

兒湯郡 古由

按景行十七年紀、幸子湯縣、遊于丹蒙小野、承和四年紀、子湯郡都農神預官社、塵添璽抄作古庚郡、亦通、殘篇風土記、兒湯郡、管郷拾貳、保莊參、傳言、火明命生於此地、乃以水浴之、故號兒湯郡、不知然否、宇佐大鏡、兒湯郡封五拾煙、在宮崎莊、建久圖田帳、兒湯郡田代九百七十七町、日向纂記、載俚語云、兒湯者只、新納穂北爾、御苗代、米良乃權八重、都於郡麻傳、是彌城之概也、按本郡、東至海、南至那珂諸縣二郡、西至肥後球磨郡、北至臼杵郡、管郷八、蓋中郡也、今管町五、村五十一、郡治在高鍋町。

三納

訓闕、當讀云美那波、建久圖田帳、柏杵郡三納郷四十町、沒官領、地頭土持宣綱、當時屬臼杵也、日向記、三納城、土持氏

世居之、又云、伊東祐氏進軍三納高寺、按圖亘三納、三納添、加勢、上三財、下三財、蓋野、吉田、向國諸邑、蓋其地也。

穗北

訓闕、當讀云保岐多、備中又有穗北郡、伊藤常足曰、古語拾遺、祈玉、訓保岐多麻、即壽玉也、穗北蓋壽田之義、愚按、穗北、疑修千穂北郷也、其地在高千穂峯北麓、因名、建久圖田帳、兒湯郡穂北郷田七十町、八條女院御領、地頭土持信綱、平島系圖、資通子資成、稱穂北郡司、日向記、延陵世鑑同、今有穂北村、亘島内、南方、調殿、妻、千田、原沼、櫛野、川原大畑、高野諸邑、曰穂北郷、建久圖田帳、宇佐宮領調殿田十六町、宇佐大鏡同、祀典所謂都萬神社、在妻村也木原、稱日向總廟、圖田帳妻萬宮領田九十八町、即是。

大垣

訓闕、按當讀云於保加岐、未審今之何地、弼謂、垣恐塚字之譌、土持族有大塚氏、所謂七黨之一也、亦因居命氏者、建久圖田帳、宮崎郡大墓別府田二十町、宇佐宮領、辨濟使貞吉、宇佐大鏡、日向國大墓別府、大宮司公通私領、塚墓、邦訓同日向纂記云、穂北郷有西都原、二陵隆起曠原中、高莊可仰、大塚邑名、蓋起于此、按圖亘高城、椎木、岩瀨、西別府、田神、大内諸邑、蓋其地也。

三宅

訓闕、按依大和三宅郷例、當讀云美夜介、筑前筑後豐後肥後有三宅郷、皆古置官倉之處、古事記神武段、神八井耳命、火君阿蘇君、筑紫三家連等祖也、亦因地命氏也、建久圖田帳、柏杵郡三宅郷田二十町、沒官領、地頭土持信綱、今有三宅村、亘右松、大口子、花園、清水、舟越、川床諸邑、屬穂北郷、是其地也、圖田帳、彌勒寺領兒湯郡國分寺田二十町、尼寺田十町、宇佐宮領清水社田六十町、地頭郡司國高、公領右松保田二十五町、地頭土持宣綱、按廢國分寺、在三宅村五智堂地、其南有



(三十七第版圖) 序釋輯傳左
「情事概聞釋輯傳左」すまりあて序の主簿根原
いさ下照參御を

印鑰神祠、蓋總社也。

調闕、按當讀云登、啖其韵也、如大隅噲啖郡、和泉呼啖郡、例也、字佐大鏡、日向國田島莊、西限都於院堺、建久圖田帳、兒湯郡內、都於郡田百五十町、沒官領、地頭土持宣綱、云院云郡、皆私稱己、土持系圖有都於郡氏、亦七黨之一也、伊東家譜、建武二年、伊東祐持來自伊豆、城於都於郡、子孫相續居此、延慶世鑑、慶長十五年豐公降島津義久、賜佐土原、都於郡三納、穗北諸邑于島津豐久、按圖今有都於郡村、亘荒武、山田、小勝寺、荒木田、黑貫寺、岩爪、黑生野、岡富諸邑、曰都於郡、是其地也、地理纂考云、景行帝時熊襲反、帝親征之、居日向高屋行宮、今都於郡有黑貫寺、傳謂、是其宮蹟也。

韓家

調闕、接高山寺本作韓宅、當讀云加良夜、筑前肥後有辛家鄉、蓋韓矢田郡氏所居、大同類聚方、有日向白杵郡韓家尾瀧媛或出于此、太宰管内志、韓家未審今之何地。

按韓或驛字之譌、蓋兒湯郡家在此、兼掌驛傳也、兵部省式、日向國兒湯驛馬五匹、傳馬五匹、載在去飛當麻二驛間、據圖求之、佐土原地方或是耶、亘佐土原、新田、上富田、下富田、橫江、三納代、日置、真光寺、伊倉敷邑、其城也、姑附待考、建久圖田帳、八條女院領、兒湯郡佐土原田十五町、倍木三十町、新田八十町、下富田百三十町、地頭土持信綱、倍木即日置也、武鑑、佐土原城、慶長中、島津義久分封其弟以久于此。

平群

調闕、按依大和平群郡例、當讀云倍久里、安房筑前有平群鄉、姓氏錄、平群朝臣、角朝臣同祖、武內宿禰之後、郡有都農鄉是平群氏所居、建久圖田帳、前齋院領兒湯郡平群莊田百町、地頭右馬助廣時、建長二年關白道家處分記、日向平群莊、泉涌寺新御堂領、式乾門院所寄附、新御堂謂四條院天皇御廟、式乾門院謂利子內親王也、平部系圖、日野右少辨俊基、元弘中、贊興復之謀、事泄、爲北條高時所殺、委子俊氏出逃日向、倚伊東氏祐、氏祐待以客禮、與平群莊三十町、因稱平群氏、其十世孫俊直、改稱平部氏、寬知集有平部村、今復舊稱平群村、亦屬穗北鄉、按圖亘西原、久米田、藤田、深長、島田、受闕、延命寺諸邑、蓋其地也、圖田帳、前齋院領、同郡藤太別府田二十町、久目田八町、地頭右馬助廣時、皆古區也、再接、景行

帝之在兒湯行宮、遊于丹裳小野、思京作歌、有弊遇利山之句、弊遇利即平群也、地名偶與京邑平群相同、所以發思京之念也

郡農

調闕、按原作都野、音調雜用、非古制也、今依延喜式訂、當讀云豆奴、周防有都農郡、石見有都農鄉、並角朝臣所居、己見平群鄉證注、兵部省式、日向國都農野馬牧、今都農驛西北有牧內山村、是其址、神名式兒湯郡都農神社、承和四年紀、日向都農皇神預官社、今在都農村、祀大己貴命、稱本州一宮、壇藝抄作吐濃神、云神功皇后之征韓也、祈神安其靈於御船、以鎮護軍衆、今班國幣小社、按圖亘都農、川北、今別府、山下、岩山、牧內山、和田諸邑、蓋其地也。

去飛

原無、今補、按當讀云佐留登比、出羽有遊翼驛、或作去返、是修猿跳也、去飛亦猿飛之義、兵部省式、日向國去飛驛馬五匹、傳馬五匹、蓋從美彌、經此至兒湯國府也、求之其中間、得川南、平田、前野田、小池、唐瀬、鹽付諸邑、前野田與驛田通、或其遺名。

新納

原無、今補、當讀云爾比留、建久圖田帳、殿下御領兒湯郡新納院田百二十町、地頭掃部助、殿下謂關白基通、掃部助謂中原親能也、島津家譜、忠宗第四子時久、領新納院、子孫因稱新納氏、所謂島津七家之一也、今有新納鄉領十餘村、日向纂記、景行紀有子湯縣丹裳小野、新納蓋丹裳之轉、存錄

備考。

那珂郡中

按延長風土記、日向國那珂郡、管鄉拾貳、保莊貳、傳謂、大穴持神巡行天下、至此詔曰、是國之正中矣、因號那珂郡、調用



(四十七第版圖)葉一第一卷集詩爪鴻

いさ下照參御を「木板の其と集詩爪鴻」すまりあて集詩の生先石壁合落

中字、即其義也、武藏常陸岐筑前有那珂郡、皆同語、伊藤氏曰、按姓氏錄、仲臣、神八井耳命之後、與火君、阿蘇君、筑紫三家連諸氏、為同系、仲臣蓋居于此、因氏、宇佐大鏡日向國那珂莊、封田百町、永保三年、國司多治比真人成助立券、定為神領、建久圖田帳、那珂郡那河田代六百二十町、八條女院御領、地頭土持信綱、日向纂記引俚謠云、那珂者只、海邊郡都岐爾、田島余利、飯肥南鄉爾、櫛間奈利介利、按本郡東南臨海、西至諸縣郡、北至宮崎兒湯二郡、管鄉四、蓋下郡也、今分為南北二郡、管町五、村七十三、南郡治于楠原村、北郡治于宮崎郡上別府村。

夜開

訓開、按當讀云也介、筑後豐後肥後又有夜開鄉、太宰管内志、夜開未審今之何地、今按夜開與驛家音相同、兵部省式、日向國當麻驛馬五匹、是鄉兼驛也、姑附備考。

新名

訓開、按當讀云爾比奈、高山寺本作新居誤、宇佐大鏡、日向國新名瓜別府田六十町、治曆中、國司菅原義資立券、定為神田建久圖田帳、那珂郡新名瓜別府八十町、辨濟使土持宣綱、日向記引正平二年文書、新名莊地頭河內政賴、土持系圖有新名氏世邑於此、太宰管内志、新名鄉廢、新名瓜村存、互廣原、平原、島內、青木、連池、村角、芳士、鹽路、山崎諸邑、蓋其城也、宇佐大鏡有村角別府、圖田帳有廣原莊、並為宇佐神田、日向見開錄、以青木村為橘小戸之德原、恐傳會耳。

田島

訓開、按當讀云多志萬、高山寺本田作甲、書告之失也、宇佐大鏡、日向國田島莊田三十九町、寬治七年國司中原章重立券、建久圖田帳、八條女院領那珂郡田島院田四十町、宇佐宮領田島莊九十町、地頭土持信綱、日向記、院御莊、下田島田八十町平島系圖、三郎資通、居上田島莊、伊東家譜、建久九年、祐時補日向地頭職、賜田島莊田九十町、日向私史、祐時子、祐明食田島莊、稱田島氏、伽藍開基記、日向大光寺、康安二年、太守田島氏稱今上田島、下田島二村存。

於部

訓開、按當讀云澁布、高山寺本作物部、未知孰是、下總意部鄉、兵部省式作於賦驛、下野又有意部鄉、蓋同語、其地未詳、伊藤氏曰、九州全圖、大隅霧島山西、有於部村、或是、惟地理縣隔、不可遽從、栗田氏曰、於部與意富音相近、古事記云、

神八井彥命、意富臣、火君、大分君、阿蘇君、筑紫三家連等祖也、蓋意富氏所居與、塚本氏曰、於部疑財部之譌、今兒湯郡高鍋村或是、因謂、高鍋城、國華萬葉記作財邊城、天正中、秋月種實從筑前來移、世襲、其說似是、按圖互高鍋、南高鍋、北高鍋、平原、上江、宮越、持田、蚊口浦諸邑、蓋其地也、土持黨有財部氏、即邑于此。

那珂

原無、今補、按那珂郡家在此、因名、宇佐大鏡、那珂莊田百町、永保三年、國司多治比成助、以那珂郡家院、定為神領、即此、建久圖田帳、八條女院御領、那珂郡那河田二百町、地頭土持信綱、今有東上那珂、西上那珂、下那珂三村、互廣原松瀬諸邑、蓋其城也、栗田氏曰、姓氏錄島田臣、出自神八井耳命六世孫仲臣子上成務朝、擊尾張國島田縣兒賊平之、因賜號曰島田臣、蓋仲臣所居耶、宮崎郡島江鄉疏證、宜參覽。

宮崎 郡 三也佐岐

按延長風土記、日向國宮崎郡、管鄉拾貳保莊參、傳言、自瓊瓊杵尊降臨、至神倭磐余彥天皇、世都於此、因號宮崎郡、常陸肥後有宮前鄉、皆因神祠得名、神護景雲二年記、日向宮崎郡人大伴人益獻白龜、宇佐大鏡、上宮收納使分名田日向宮崎莊、天平中所寄、建久圖田帳、宇佐宮領宮崎郡宮崎莊田三百町、地頭前掃部助、俚謠云、宮崎者、曾井清武爾、田野浮田、久津良高濱、堤內麻底、按本郡、東南至那珂郡、西北至諸縣郡、管鄉四、蓋下郡也、今統町七、村三十、郡治在上別府村、兼管北那珂郡。



(五十七第版圖)墨遺生先城
な「存草人大動」すまりあて末巻の本筆自卿生先藤竹
いさ下照參卿

飯肥

訓闕、按飯原作飯、今依高山寺本訂、當讀云於比、栗田氏曰、飯肥飯富普通、即意富臣所居、事見於郡鄉條、延陵世鑑、近古稱飯肥院、爲本州八院之一、建久圖田帳、殿下御領、宮崎郡飯肥北郷田四百町、地頭島津忠久、世鑑又曰、天正中、豊臣秀吉降島津義久、封伊東祐兵于飯肥、賜會井、清武、田野、南郷等田五萬石、國華萬葉記作小肥城、武鑑作飯肥、係那珂郡按圖巨飯肥、楠原、酒谷、板敷、大藤、郷原、北河内、星倉、辨分諸邑、稱北郷、蓋其域也、按今南那珂郡、古爲宮崎郡域、徵建久圖田帳所錄莊郷名知之。

田邊

訓闕、按當讀云多奈倍、丹後美作又有田邊郷、蓋田邊史所居、宇佐大鏡有諸縣大夫田部宗綱、大夫謂郡領也、或有由耶、未審今之何地、按圖大淀川南有本郷南方、本郷北方二村、本郷即郷司所治、巨大田、城崎、古城、源藤、加納、赤江、恒久、田吉諸邑、曰國富莊、今屬北那珂郡、或其地也、東鑑元曆元年條、池大納言領日向國國富莊、後宇多院御領目錄同、建久圖田帳、八條女院領、宮崎郡國富本郷田二百四十町、加納二百町、大田百町、左右恒久百町、吉田三十町、源藤六十町、日向纂記、會井城墟、在古城村、伊東祐榮居此稱會井氏、大淀川、一名赤江川、長二十五里、爲本州第一巨浸。

島江

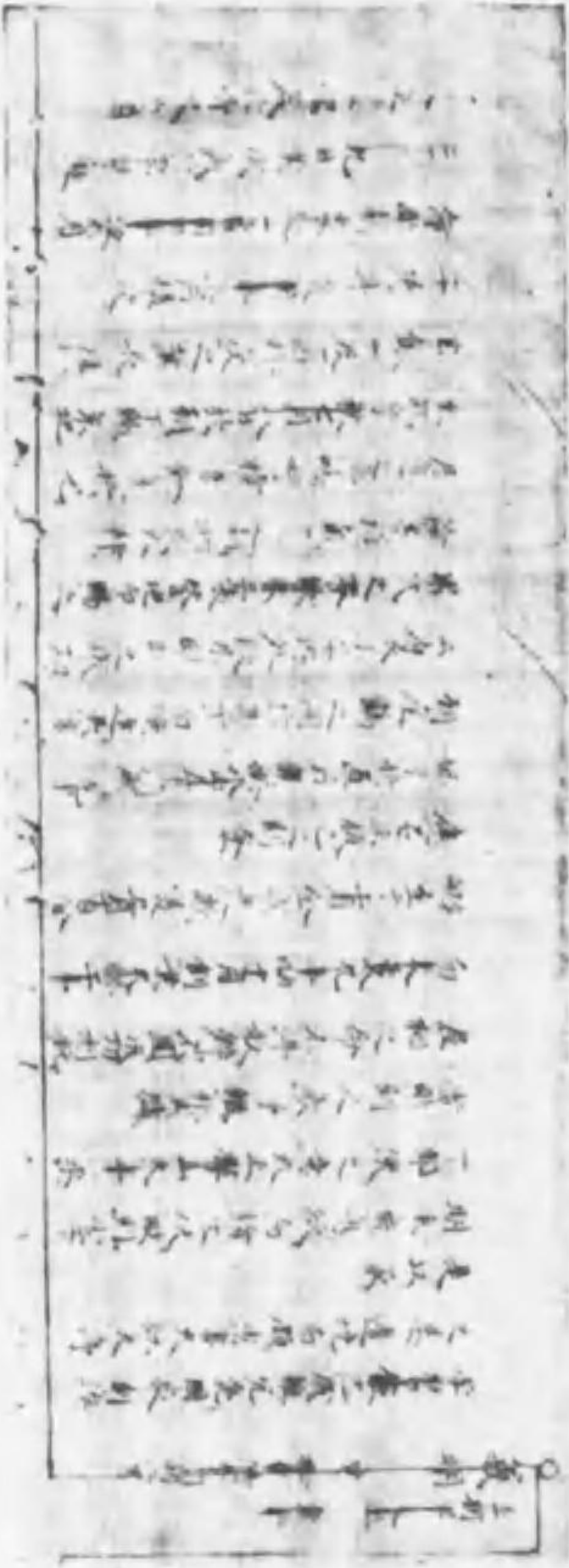
訓闕、按當讀云志萬衣、太宰管内志、島江、未審今之何地、弼謂、島江疑島田、涉江田致謬也、今島田村存、蓋仲臣多臣同族島田臣所居、宜與那珂郡、及於郡郷條參考、按圖巨北那珂郡島田、郡司分、山下、下原、宮瀬、木崎、熊野、鏡洲、加江田、折生迫、内海、及本郡黒坂、本原、永田原、清武諸邑、屬國富莊、是其地也、建久圖田帳、八條女院領、宮崎郡加江田八十町、隈野八十町、鏡洲六十町、皆故邑也、日向記有加江田城、莊内平治記作海江田。

江田

訓闕、按當讀云衣多、風土記作枝郷、上總備後肥後又有江田郷、延曆十年紀、唐人王希逸、賜姓江田忌寸、或居於此、承和四年紀、日向國江田神預官社、神名式、宮崎郡江田神社、建久圖田帳、那珂郡江田社領田三十町、辨濟使宗遠、今在北那珂郡江田村、祠東有池、稱江田入江、按圖巨江田、浮城、江平、新別府、大島、花島諸邑、蓋其地也。

宮崎

原無、今補、按字佐大鏡云、宮崎郡宮崎莊封田七十町、起請定田百六町、永承中、國司海宿禰爲隆、以宮崎郡家院荒野進宮、蓋郡家在此、郡名因起、建久圖田帳、宇佐宮領、宮崎郡宮崎莊田三百町、地頭前掃部頭、今有宮崎郷、領宮崎、松山、吉村、上別府、下北方、受別府、浮田、細江、生目、大塚諸邑、蓋其地也、圖田帳、又云、宇佐宮領、宮崎郡浮田莊田三百町、大塚別府二十町、細江別府二十五町、大塚即大塚也、宮崎宮在下北方、祀神武天皇、班官幣大社、日向案内記云、阿蘇



上村氏系圖(一) 圖版七十七

國造健甕龍命、就其宮祀祀之、建久中、土持宣綱、文明中伊東祐國、相繼修營、國人崇奉弗懈矣、昭代置宮崎縣于上別府、以管全州八郡。

石田

原無、今補、按依壹岐石田郡例、當讀云伊之太、或石田君所居、兵部省式、日向國石田驛馬五匹、刻本誤作當磨田三字、當麻別爲一驛見上、意者驛路從茲岐、一則東歷諸縣郡水俣島津入大隅、一則經救麻、通諸縣郡救貳也、按圖本郡有杏掛村、與梅谷村相鄰、梅谷即驛谷、凡諸國稱杏掛者、皆古驛社也、已於尾張兩村驛條辨之、據此巨清武、船引、大窪、今泉、平山、

二山、田野諸邑、蓋其地也、清武今尙掌驛傳、建久圖田帳、彌勒寺領宮崎郡船曳田五十町、八條院領今泉田三十町、清武城伊東祐堯所築、子孫傳領、稱清武氏、天正中滅。

救 麻

原無、今補、按當讀云久萬、名義見肥後球麻郡疏證、兵部省式、日向國教麻驛馬五匹、蓋自石田由此、通諸縣郡教貳也、建久圖田帳、殿下御領、飲肥南鄉田百十町、地頭島津忠久、今南那珂郡依肥城南二里有限谷村、即救麻谷也、按圖豆油津、平野、西辨分、下方、大堂津、中村、目井津、湯上、市木、橋口、板原諸邑、曰飲肥南鄉、板原猶掌驛傳、屬大隅別路、是其地也、日向纂記、以油津爲神代紀所謂吾平津、地理纂考爲大隅始羅郡、後說似是。

櫛 間

原無、今補、按當讀云久志麻、蓋有緣櫛真神耶、事見美濃異味鄉條、近古稱櫛間院、即本州八院之一也、建久圖田帳、殿下御領、宮崎郡櫛間院田三百町、地頭島津忠久、平島系圖、資平、稱串間郡司、子孫以串間氏焉、寬知集作福島鄉、尙訓久志麻、今有串間鄉、串間南鄉、領串間、南方、西方、北方、上町、中町、高松、奴久見、大平、一氏、秋山、奈留、埜田、本城、都井諸邑、與諸縣郡教仁院相接、是其地也、按肥後事蹟通考、引菊池傳記、諸門踏譜云、嘉吉元年、島津忠國臣樺山某、襲足利義昭于日向櫛間、義昭自殺、初義昭爲僧、住大覺寺、永享十一年還俗、密奉南朝皇子某、將作亂、傳令旨於九國徵兵、菊池大村等應之、事泄、義昭出逃、至是義教聞在櫛間、令忠國殺之。

諸 郡 牟良加多

按牟良、母呂、古音通、大和御室山、古事記作三諸山之類是也、加多即阿賀多之省、加字濁讀、縣、上田也、謂陸田也、名義見河內英多鄉疏證、日向風土記、諸縣郡古無鄉村名、惟縣在焉、故云諸縣、管鄉十二、莊三、亦望文爲說者、景行十八年紀、天皇將向京、發高屋宮、始到夷守、諸縣君泉媛獻大御食、應神十一年紀、日向有髮長媛、諸縣君牛諸井女也、天皇遣專使徵之、本注引一書、作諸縣君牛、淡路風土記同、古事記作牛諸、舊事本紀、景行皇子豐國別命、日向諸縣君祖也、又云、輕島豐明朝、以豐國別命三世孫老男、爲日向國造、栗田氏曰、本郡北本莊八幡祠官曰宮永氏、其系譜云、姓諸縣君、出自豐國別命、豐國生加牟波良彥、加牟波良子曰老男命、成務帝時、任日向國造、其子牛、仁德帝時、賜姓諸縣君、牛子多氣男、

始任三俣郡司、據此、髮長媛、實繁豐國別王玄孫矣、天平三年紀、定雅樂寮雜樂生員、諸縣舞八人、筑紫舞二十人、並取樂戶、職員令集解引大同四年符、筑紫諸縣舞師各一人、倭名抄曲調部、沙陀調曲有筑紫諸縣之目、蓋本郡風俗伎也、建久圖田帳、宇佐宮領、諸縣郡諸縣莊、宇佐大鏡、長承六年條同、土持系圖、齊衡中、佐伯時綱、討賊於大隅、以功賜日向諸縣莊、日向記、伊東祐時食諸縣莊田四百五十四町、日向纂記引古語云、諸縣者、八代、須志田、綾、穆佐、真幸莊內、志布志、大埜、可以觀其榮、按本郡、東至宮崎那珂二郡、南至海及大隅肝屬郡、西至大隅噺噺桑原二郡、北至兒湯、及肥後球麻、薩摩伊佐三郡、管鄉八、蓋中郡也、今分爲東西南北四郡、統鄉十九、町十四、村百四十一、東郡治于內山村、西郡治于細野村、北郡治于長飯村、南郡治于大隅噺噺郡五十町村。

財 部

訓闕、按當讀云多加良倍、下野紀伊肥前又有財部鄉、續日本紀、筑前嘉麻郡人財部字代、是財部氏所居、建久圖田帳、殿下御領諸縣郡財部鄉田百五十町、地頭前右兵衛尉忠久、土持系圖、齊衡中、飲肥秀綱食財部鄉、子孫因氏、即七黨之一也、島津分限帳、有財部孫之亟、豈其後邪、按圖、北諸縣郡有財部村、巨大隅東噺噺郡下財部、南俣、北俣諸邑、曰財部鄉、是其地也

縣 田

訓闕、按伊藤氏曰、縣田、當讀云阿賀多、今按、縣田恐諸縣之譌、郡家在此、因名、宇佐大鏡、諸縣郡諸縣本莊田百七十六町、天喜五年國司菅野政義立券、建久圖田帳、宇佐宮領諸縣郡諸縣莊田四百五十町、地頭動藤左衛門尉、大鏡又云、諸縣莊內伊佐尾、富松、袁田、圖田帳云、袁田別府田三十町、伊佐保別府田三十町、深年善哉坊寬喜三年鐘識、諸縣御莊深歲村、日向記、建久九年工藤祐時補日向國地頭職、食諸縣、田島、富田、縣四莊、按圖今東諸縣郡有南本莊、北本莊二村、巨伊佐生、三名、木脇、塚原、宮王丸、六日町、十日町、田尻、嵐田、大原諸邑、蓋其地也、本莊、蓋莊司所居、伊佐生即伊佐尾也、深年屬八代鄉。

瓜 生 宇利布乃。國加用野字。

按瓜生即瓜田也、凡謂草木叢生之處曰布、詳見攝津味原鄉疏證、蓋取土宜也、大同類聚方、苾生藥、日向諸縣郡宇利布神社所傳方、宇佐大鏡、日向國依生野別府田九十町七段、建久圖田帳、宇佐宮領宮崎郡瓜生野別府田百町、辨濟使貞吉、當時已

入宮崎郡也、土持系圖有瓜生野氏、亦七黨之一也、寛知集、宮崎郡内瓜生野村、有馬左衛門領、今有瓜生野村、亘大潮、柏田、有田、池内、南方、跡江諸邑、爲古郷城。

山鹿

訓闕、按依肥後山鹿郡例、當讀云夜高加、信濃筑前有山鹿郷、遠江豊後有山鹿郷、皆同語、太宰管内志、山鹿未審今之何地、愚按、山鹿疑鹿田之倒爲、當讀云加乃太、建久圖田帳、兒湯郡鹿野田郷田五十町、八條女院御領、京天龍寺曆應三年文書、日向國院御莊鹿那田八十町、當時已屬兒湯郡也、今有鹿野田村、在瓜生野北、或其地也、再按、北諸縣郡莊内郷有金田村與鹿野田聲相近、未知孰是、姑附備考。

按日向記、云、天授五年、分賜日向國院御莊二十一郷于土持伊東二氏、初鳥羽帝、賜日向莊園若干所於八條院暲子内親王、建久圖田帳所載可以徵、建曆元年暲子薨、於是收公、以其爲女院舊領、仍稱曰院御莊、與國中、賜僧碑石、爲天龍寺領、至是始歸二氏之有云。

穆佐

訓闕、按當讀云牟加左、廣韵、穆、音目、河内緇口郷、古事記作高目可例、建久圖田帳、殿下御領、諸縣郡穆佐院田三百町地頭右兵衛尉忠久、島津氏觀應二年文書、將軍家御臺所領、日向國穆佐院島津莊、太平記、足利尊氏以島山直顯爲日向守護鎮六笠城、地理纂考云、穆佐城、在小山田村、初伊東祐廣所築、觀應中、足利直冬黨于直義、來在筑紫、島山直顯亦叛尊氏來屬之、文和元年、奪穆佐院及島津莊據此、三年肥後菊池武光、擊破筑紫探題一色直氏、諸城望風而降、獨直顯不應之、武光來攻、直顯奔城而奔、乃令伊東氏居之、蓋復舊邑也、應永中、島津元久陷海江田城、伊東氏納款、因令元久弟久豐鎮于穆佐、永歸島津氏之有云、近古總稱穆佐會岡高岡三郷、謂穆佐院、今穆佐郷、管小山田、上倉永、下倉永、高濱、有田五邑。

八代

訓闕、按依肥後八代郡例、當讀云夜都之呂、甲斐有八代郡、下總常陸伯耆有八代郷、古事記孝元段、建内宿禰子、波多八代宿禰、波美臣等祖也、波美、言豐後速見郡、或有由乎、伊東系圖、有八代氏、日向記、延元元年、賊將再襲伊東祐廣八代城地理纂考、八代城、在川俣村、文和中、伊東藤内祐廣居此、延文三年、曰杵郡縣城主土持宣榮陷之、天正中、島津義弘、平

治日向、置伊勢貞清守之、按圖、東諸縣郡有八代南俣、八代北俣二村、亘田尻、入野、向高、飯田、花見、深年、五町、高濱、内山、浦名十邑、稱高岡郷、蓋其城也。

大田

訓闕、按依武藏大田郷例、當讀云於保多、景行四年紀、納日向髮長大田根媛爲妃、生日向髮津彥命、谷川士清曰、應神紀又有日向髮長媛、大田、髮長、髮、皆取地名也、太宰管内志、大田、未審今之何地、按圖今西諸縣郡有小田村、蓋大田之轉、亘川北、栗下、榎田、永江浦、灰塚、西郷、湯田、永山諸邑、曰加久藤郷、亘飯野、末永、大河平、池島、大明寺、上江、前田諸邑、稱真幸院、蓋其城也、有國見嶺、一名加久藤越、以界肥後球麻郡、加久藤城、北原氏世據之、飯野城、日下部氏所居。

春野

訓闕、按刻本旁訓加須加乃、蓋修春日野也、其地未聞、今按、春恐真字之譌、當讀云佐乃、神代紀一書云、狹野尊、亦號神日本磐余彥尊、稱狹野者、少時之號也、狹、歎辭、即真也、非廣狹之字矣、地理纂考云、蒲牟田村、在高千穂山東北、地最平廣、其稱宮之内地、有狹野神社、傳言、神武天皇宮内也、御名蓋取于此、古事記、神倭伊波禮昆古命、與兄五瀬命、居高千穂宮、抑瓊瓊杵尊至神武帝、世遷皇都、而皆稱之高千穂宮者、以未遠離其山也已、今亘麓村、廣原、蒲牟田、後川内、前田、大牟田、繩瀬、東霧島、朝倉九邑、稱高原郷、屬西諸縣郡、蓋春野郷城也。

教貳

原無、今補、按當讀云久爾、駿河又有久貳郷、兵部省式、日向國教貳驛馬五匹、拾芥抄稱教貳郡、風土記作多仁郷、即久仁之譌、建久圖田帳、諸縣郡教仁院田百六十町殿下御領、彌寢氏延文二年文書日州教仁郷、地理纂考、松尾城、在志布志村、



(七十七第版圖) 簽題稿遺軒息
いさ下照參御を「印の房山竹虎と稿遺軒息」

建久中、教仁院成直居此、其族有教仁鄉氏、貞和中、檢井賴仲奪之、出兵侵掠諸邑、觀應中、島山直顯拔新納院高城、進逼之、賴仲自殺、直顯據此、軍威大振、亡何、島津氏久陷之、天文中、屬肝付氏、後歸島津氏所管云、今直蓬原、町島、夏井伊崎田、原田、田浦、野神、月野、內倉、帖村、野井倉十一邑、稱教仁院志布志郷、是其域也、有檳榔島、以土宜爲名、內膳司式、檳榔葉八枚、扇涼御飯料、民部省式、檳榔馬糞六十領、皆本島所出、檳榔一名蒲葵、飾抄云、檳榔、關白近衛家領鎮西志摩戶莊進之、是也。

亞 椰

原無、今補、按當讀云阿夜、讚岐阿野郡同訓、兵部省式、日向國亞椰驛馬五匹、古事記垂仁段、建具兒主、讚岐綾君祖也、天武十三年紀、綾君賜姓朝臣、蓋其裔所居、地理纂考、北俣義門寺、綾郷領主綾美澄守義門所創、其龍城、即綾氏所居、天正中、伊東祐義取之、後爲島津氏所并、綾氏系圖、義門、稱細川小四郎、領日向國富莊、號曰細川政所、日向記、延元元年肝付兼重、舉兵焚細川氏政所國富莊南加納、今有綾郷、屬東諸縣郡、管南俣、北俣、綾宿、向高、高岡、內山、入野、小田爪、鷺野、宮園諸邑、高岡村尙掌驛傳、係肥後別路、是其域也。

按日本紀、景行帝將向京、發子湯縣高屋宮、經夷守到熊縣、考其路次、已發行宮、經亞椰、野後、夷守、眞研、入肥後球麻郡、出于葦北、海路幸八代也、千載之下、聖蹟歷然存在、景墓不能自措。

野 後

原無、今補、按當讀云乃志利、上野又有野後郷、兵部省式、日向國野後驛馬五匹、土持系圖、齊衝中、影綱平大隅亂、緒方氏從軍有功、因分與日向野尻莊、志布志記、伊東義祐始城於野尻、合福永丹波成之、天正中、島津義弘來攻、丹波不戰而降地理纂考、其墟在麓村、稱新城、今有野尻郷、管三箇野山、麓、江平、笛水、紙屋五邑。

夷 守

原無、今補、按當讀云比奈毛利、兵部省式、日向國夷守驛馬五匹、筑前又有夷守驛、按景行十七年紀、天皇既平豐國、居高屋宮六年、將向京、始到夷守、時石瀨河上人衆聚集、天皇遙望之以爲賊至、乃遣兄夷守弟夷守觀之、還報曰、諸縣君泉媛、將獻大御食、會族待之、地理纂考云、小林郷、舊名夷守、或作羅守、文祿古記、稱三山郷、小林邑屬之、慶長以後、改號小

林郷、管細野、堤、眞方、東方、北西方、南西方、川流迫、後川內八邑、屬西諸縣郡、是其域也、細野有夷守嶽、其麓有夷守神社、爲一郷宗社、祠東半里、有行宮趾、方凡三町、環柵以禁樵蘇、其南五町許、地名十日市、是驛趾也、蓋自亞椰、野

後、經此而至眞研其間相去三里左右與古制三十里置一驛相符、即知景行帝亦從此、由高千穂山西北、而幸於球磨縣也、日本紀通證、爲筑前夷守驛、失地理矣、因謂、三國志倭國傳其官有卑奴母離、即夷守也、神名式美濃厚見郡比奈守神社、景行紀封大碓王子美濃、是守君祖也、守君即夷守君、附以備考。

眞 研

原無、今補、按研當作圻、讀云萬佐岐、周易、百果草木皆甲圻、是也、兵部省式、日向國眞研驛馬五匹、建久圖田帳、殿下



(八十七第版圖) 墨遺翁潮梅高日

いさ下照參仰「抄稿遺堂業安」のしたし寫手を文遺の人先御が翁潮梅高日